明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和二年二月二十八日

第二百一回国会 衆議院会議録 第八号（一）

令和二年二月二十八日（金曜日）

令和二年二月二十八日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件
令和二年度一般会計予算
令和二年度特別会計予算
令和二年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後四時三十二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長（大島理森君）　議員請暇の件につきお諮りいたします。

遠藤利明君から、三月十日から二十日まで十一日間、請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

○福田達夫君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算、令和二年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

令和二年度一般会計予算
令和二年度特別会計予算
令和二年度政府関係機関予算

○議長（大島理森君）　令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算、令和二年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長棚橋泰文君。

令和二年度一般会計予算及び同報告書
令和二年度特別会計予算及び同報告書
令和二年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

〔棚橋泰文君登壇〕

○棚橋泰文君　ただいま議題となりました令和二年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

令和二年度一般会計予算の規模は百二兆六千五百八十億円であり、前年度当初予算に対して一・二％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は六十三兆四千九百七十二億円であり、前年度当初予算に対して二・五％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は三十二兆五千五百六十二億円で、公債依存度は三一・七％となっております。

特別会計予算については、十三の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十六兆七千五百三十三億円となっております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十三兆二千百九十五億円で、〇・八％の増加となっております。

この予算三案は、去る一月二十日本委員会に付託され、同月二十四日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月三日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、福島県と熊本県における現地視察及び地方公聴会、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、新型コロナウイルスへの対応、統合型リゾートのあり方、検察官の勤務延長、消費税率引上げの影響、全世代型社会保障改革、防災・減災対策、中東地域への自衛隊派遣、地方創生など、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局後、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党の共同提案により、令和二年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議について討論、採決を行いました結果、動議は否決され、令和二年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。大西健介君。

〔大西健介君登壇〕

○大西健介君　国民民主党の大西健介です。

私は、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表し、ただいま議題となりました政府提出の令和二年度予算三案について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

新型コロナウイルスの感染が拡大を続けています。この間、国民の命と健康を守るため、私たちは、与野党の枠を超えて、加藤厚労大臣の予算委員会出席への柔軟な対応を含めて、協力できるところは協力するという姿勢を貫いてきました。その上で、政府の対策をチェックし、不備があると思われる点については積極的に提言を行ってきました。

しかし、残念ながら、私たち野党のできることには限界があります。実際に行政を動かしているのは内閣であり、政権与党です。にもかかわらず、小泉環境大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣が地元の会合を優先させて新型コロナウイルス対策本部会合を欠席し、会議自体も、やったふりではないかと疑いを持たれるほど短時間で終えて、会食を行うなど、全く緊張感がありません。

まず、初動対応でも、水際対策に失敗したことは明らかです。

中国国内での感染の広がりとその深刻さが報道され、多くの国が中国本土からの入国を禁止する状況になってもなお、我が国は入国拒否の対象を湖北省に限定していました。

そして、集団感染を起こしたクルーズ船の対応には、国際社会からも厳しい目が注がれています。我々野党の警告を無視して、検査で陰性の乗客を下船させ公共交通機関で帰宅させましたが、二十三人は検査漏れだったことがわかり、下船した乗客からは、案の定、陽性が出てしまいました。

感染経路がわからない事例が相次ぐ中、妊婦や子供を持つ親からは、保健所に言っても検査を受けさせてもらえないという悲痛な声が上がっています。政府は一日三千八百人の検査が可能になったと説明していますが、十八日から二十四日の検査実施件数は、一日平均約九百件にとどまっています。我々野党は、保険適用にして、保健所を通さずに病院から民間の検査機関に検査を依頼できるようにすべきと提案をしてきました。

政府はマスクの着用やアルコールによる消毒を呼びかけていますが、現在、マスクも消毒液も店頭から姿を消し、入荷してもすぐに売り切れてしまう状況であり、ネット上では高額な転売も散見されます。これまで政府は、増産によりマスク不足は解消すると繰り返し説明をしてきましたが、家庭用だけではなく、病院や介護施設などで使う医療用のマスクも不足し、施設や院内に常備していたマスクが盗まれるなどの被害も発生をしています。

二十五日に決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針は、その中身も、国民に対するお願いばかりで、具体性がなく、今さら感が拭えません。

昨日は、総理が唐突に、全国全ての小中学校、高校等について、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示しましたが、学校に通うお子さんを持つ家庭からは、子供たちの生活をどうするのか、学業はどうなるのか、不安の声が上がっています。

全てが後手に回った対応に終始し、インバウンドの大幅な減少、サプライチェーンへの影響、経済活動の萎縮、消費マインドの冷え込みによる経済への影響も日に日に深刻さが増すばかりです。

ところで、民主党政権では、二〇〇九年の新型インフルエンザの発生に対し、政府一丸となって取り組み、その後の大規模な流行やパンデミックを防ぐことができました。

我々は、この経験から、インフルエンザに限らず、あらゆる新型の感染症に対応し、迅速に必要な措置を講じることを可能にする新型インフルエンザ特別措置法を制定しました。今回も、我々は、当初からこの法律の適用を主張し、行動計画を立てるべきと進言してきましたが、聞き入れられることはなく、結果的に国内各地で感染が広がってしまいました。このままでは東京オリンピック中止という事態さえ招きかねないという強い危機意識を共有し、この国難を乗り切らなければなりません。

現職国会議員がＩＲをめぐる収賄容疑で逮捕されるという異例の事態を受けて、成長戦略の柱に掲げるＩＲの正当性が根底から問われています。この国難の中で、ＩＲ、カジノを強行している場合でしょうか。今、ここで一旦立ちどまり、カジノ利権をめぐる疑惑の全容解明を優先させるべきです。

我々野党は、ＩＲ実施法の廃止法案を共同提出しており、日本にカジノが必要なのか、一から議論し直すことを求めます。

東京地検特捜部は、中国企業５００ドットコムから資金提供を受けたあきもと議員以外の五人の議員の立件を見送りました。その直前には、過去に前例のない、東京高等検察庁の黒川検事長の定年延長が閣議決定されました。

審議の中で、一九八一年の国家公務員法改正で定年延長規定が新設された際は、検察官には適用されないとの政府見解があったことが明らかとなり、定年延長は違法の疑いが出てきました。

二月十二日の委員会で、人事院は、解釈は現在も継承していると述べたにもかかわらず、翌日の本会議で安倍総理が解釈変更に言及したことを受けて、十九日の委員会では、つい言い間違えたと人事院が答弁を修正しました。

解釈変更をめぐっても、必要な決裁はとったとする森法務大臣に対し、法務省は、当初、正式な決裁はとっていないと主張していましたが、森大臣の虚偽答弁を指摘されると、口頭で決裁を得たと突然主張を変更しました。

官邸の門番、官邸の用心棒と呼ばれる黒川検事長を検察トップの検事総長に据えるために後づけで解釈を変更したとの疑念は深まるばかりです。法を守らなければならない法務大臣が口頭で一方的な解釈変更を行うことは、法治主義を踏みにじる暴挙です。

官邸による過度な国家公務員人事への介入は、ほかでも行政をゆがめています。

菅官房長官の懐刀と呼ばれる和泉首相補佐官は、官邸の人事権をかさに着て、日本医療研究開発機構の幹部を呼びつけ、みずからが寵愛する内閣官房健康・医療戦略室の大坪次長の言うことを聞くよう恫喝したと言われています。

さらには、和泉首相補佐官と大坪厚労省官房審

議官の四回の海外出張には公私混同の疑いさえ指摘をされています。安倍政権の公私混同と税金私物化が官僚にまで蔓延しているのは国家的危機です。

安倍政権の公私混同と税金私物化の象徴が、税金を使って自身の支援者を接待したとされる桜を見る会の問題です。

首相推薦枠で招待者が膨れ上がったことは明らかであり、功績がある方を招待しているとしながら、功績どころか、ジャパンライフを始めとする悪徳商法の幹部や関係者が招待をされていて、そして消費者被害の片棒を担いだことは、決して許されるものではありません。

桜を見る会前夜祭では、会の収支を収支報告書に記載しなかった政治資金規正法違反や、会費を超える飲食を提供した公職選挙法違反の疑いがあり、市民団体が刑事告発をしています。

安倍総理は、ホテルが領収書を出し、集めたお金はそのままホテルに渡しているので収支は発生しないと説明してきましたが、ホテル側は、一三年以降に開いた宴席について、明細書を主催者に発行しなかったことはない、宛名が空欄の領収書を発行したことはない、代金は全て主催者にまとめて払ってもらう、主催が政治家や政治関連団体の場合でも例外としたことはないと回答しており、総理の説明と矛盾しています。

総理が領収書と明細書を公表すればこの問題は終わるのに、最後まで示されることはありませんでした。

また、総理の答弁を一部否定する回答をしたホテルに対し、自民党幹部がもう使わないと発言したとの報道がありましたが、これが事実ならば、言語道断の恫喝と改めて抗議したいと思います。

さらに、辻元委員の質問に対して、安倍総理が自席から、意味のない発言だとやじを飛ばしたことは、一国の宰相として自覚を欠く言動であり、立法府への冒瀆です。いま一度猛省を促したいと思います。

今回の予算審議を通して感じたのは、一つのうそを守るために十のうそが必要になるということであり、上に立つ者がうそをつくと、つじつまを合わせるために、上の者を守るために、それを支える多くの人がうそをつかなければならなくなるということです。今回、答弁修正を迫られた人事院の松尾給与局長の苦しそうな表情を、私は忘れることができません。

また、安易な答弁修正や虚偽答弁がまかり通れば、国会審議そのものが成り立たなくなることを指摘しておきたいと思います。

今回の予算審議において、公文書管理という極めて重い職責を担い、安倍政権の看板政策である地方創生を担当する北村大臣は、官僚の助けがなければ満足に答弁することができず、たびたび審議が停滞をしました。にもかかわらず、有名になり、ありがたいという、みずからの責任を自覚しない大臣の言葉には、あいた口が塞がりません。

さらに、棚橋予算委員長は、与野党の理事が協議をしている間も速記をとめず、円滑に審議が行えない場面が多々ありました。野党の貴重な審議時間が浪費され、一方的で不公平な委員会運営が行われ続けたことについて、改めて抗議しておきたいと思います。

日本経済は、消費税増税や台風の影響により、二〇一九年十―十二月期は、年率で名目マイナス四・九％、実質マイナス六・三％と惨たんたる状況です。昨日のニューヨーク市場は株価が史上最大の下げ幅となり、きょうの東京市場では日経平均株価が急落をしています。

今後、新型コロナウイルスによる影響が重くのしかかることは確実で、日本経済の先行きは予断を許さない状況です。

私たちは、こうした事態を重く見て、最低限、予算の組み替えを行うべきと提案をしました。

先ほど指摘した疑惑まみれのＩＲ事業を進めるためのカジノ管理委員会の経費や、効果が不確かなマイナンバーポイント還元事業は削減し、新型コロナウイルス対策の予算を計上すべしと建設的な提案を行いました。

そもそも、令和二年度予算は、過去最大の百二・七兆円もの歳出を計上する一方、極めて楽観的な経済成長率を前提に税収を見積もり、さらに、平成三十年度決算剰余金を特例的に使ってよういやく公債発行を〇・一兆円だけ前年度より減っているように見せかけた粉飾予算です。

たとえこのような予算であっても、私たちは、国民の生命を守り、日本経済を支えるため、最低限見直すべき点を示したのです。しかし、政府・与党は、野党の提案を一顧だにせず、動議を否決いたしました。コロナウイルス対策の予算を一円も含まない予算案をこのまま通そうとすることに、私はどうしても理解ができません。

国会での答弁は、つい言い間違えて簡単に修正したり、山をかけて答えるような軽いものではありません。国会での質疑は、ぶつかり稽古ではなく、真剣勝負です。もっと真剣にやっていただきたい。

自民党政権でかつて厚生労働大臣を務めた舛添要一氏が、きょう、ツイッターでこう投稿しました。「感染症よりも怖いものは政治だ。新型コロナウイルスは人を殺すが、政治の失敗はもっと多数の人を殺す。」「ポピュリズムの幻影に気づき、パンデミックの恐怖を認識した有権者は、感染症対策と経済を両立できない安倍政権に引導を渡すかもしれない。」

荀子に、水は舟を載せ、また舟を覆すという言葉があります。これまで安倍政権を支持してきた国民が、安倍政権を転覆させるかもしれません。

安倍政権がお友達の意見だけに耳を傾け、国民の声に聞く耳を持たないならば、それにかわる政権を一刻も早く打ち立てなければならないという強い決意を申し述べ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　某梨康弘君。

〔某梨康弘君登壇〕

○某梨康弘君　自由民主党・無所属の会の某梨康弘です。

私は、令和二年度一般会計予算案外二案について、賛成の討論を行います。（拍手）

冒頭、今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げ、討論に入ります。

まず、予算委員会で議論となった幾つかの論点について申し述べます。

初めに、冒頭述べた感染症問題です。

足元の状況を見ると、国内の複数地域での感染が確認され、国民の間に不安が広がるとともに、我が国経済にも深刻な影響が見られつつあります。

事態の早期収束のためには、今がまさに正念場です。

政府は、昨日、総理のリーダーシップにより、全国の小中高等学校に臨時休校を要請することを決定しましたが、これは、総力を挙げて感染防止に取り組む、我が国の強い姿勢を内外に示すこととなりました。（発言する者あり）

○議長（大島理森君）　御静粛に。

○葉梨康弘君（続）　政府は、今後も、水際対策のさらなる強化、国内の検査、相談、医療提供体制の充実、拡大のほか、国民の不安をしっかり受けとめ、生活への影響にも配慮しつつ、国民の命と健康を守るための異次元の対策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症という新たな経済の下振れリスクに対し、的確な対応を行っていく必要があります。

三月末までは、令和元年度予算の予備費二千七百億円の残額を活用し、順次、必要な対策を迅速に実施していくこととなりますが、四月以降は、本予算案に盛り込まれた感染症対策費や経済対策予算を早期に執行し、効果的な対策を実行することが求められます。だからこそ、本予算案の早期成立を強く求めます。

また、総理主催の桜を見る会についての議論がありました。

私はかつて、公職選挙法違反事件等の捜査指揮に当たったことがあります。いわゆる前夜祭に関する質疑を聞く限り、違法性があるとは思えませんでした。（発言する者あり）当たり前だ。そして、桜を見る会については、総理自身が、招待基準が曖昧で招待人数が増大したことについての反省を表明し、今後の改善を約束されています。

立法府には、今後、政府において検討される招待基準やその透明性、文書管理のあり方を適切にチェックしていくことこそ求められますが、予算審議を引き延ばす理由とならないことは明らかです。

さらに、東京高検検事長の定年延長について議論がありました。

検察官の定年延長が国家公務員法に違反しているか否かという点について、人事院は、委員会で一貫して、特別法である検察庁法の解釈として、法務省において整理されるべきと答弁しており、法務省が解釈を整理した上で行った閣議請議の適法性は明白であり、予算審議を引き延ばす理由とならないことは明らかです。

次に、本予算案に賛成する理由を申し述べます。

これまでの七年余、我が国は、安倍政権のもと、経済再生と財政健全化を推し進め、大きな成果を上げてきました。

国内総生産は、名目、実質ともに過去最大規模に達し、株価も政権交代前の倍以上に上昇、雇用も大幅に改善しました。また、このような経済成長による税収増により、毎年の国の借金は十二兆円減り、財政健全化も着実に進めてきました。

こうした中、令和二年度予算は、今後も経済再生と財政健全化を両立させるという安倍政権の方針を具体化しているものと考えます。

以下、三点申し上げます。

第一は、我が国が直面する構造的問題である人口減少、少子高齢化に対処するため、全世代型社会保障実現のための施策を盛り込むなど、国家国民のために実行すべき施策をしっかり盛り込んでいる点です。

これにより、例えば、一定の世帯についての高等教育の無償化など、今まで高等教育に進むことを諦めていた子供たちが夢を持つことができる施策が推進されることになります。

第二は、財政再建にも配慮した予算となっている点です。

令和二年度予算案において公債発行額は、税収見込み増を反映し、当初予算ベースで八年連続縮減となり、財政健全化の歩みを進める予算案となっています。

第三は、さまざまな経済の下振れリスクを乗り越えるために必要な措置を講じている点です。

昨年決定された総合経済対策では、十五カ月予算の考え方のもと、令和元年度の予備費、補正予算、そして令和二年度予算の臨時特別の措置を組み合わせ、機動的かつ万全の対策を行い、持続的な経済成長の実現を図ることとされていますが、本予算案は、これを着実に実行するものとなっています。

今、私たちは、新型コロナウイルス感染症という新たな経済の下振れリスクに直面しています。今後の推移によっては、もちろん、さらなる機動的経済対策を講じることも必要でしょう。

その上で、現在、私たち国会議員ができることは、まずは本予算案を早期に成立させ、予算執行をできるだけ前倒しすることにより、新型コロナウイルス感染症を含むさまざまな経済の下振れリスクに的確に対処することではないでしょうか。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（大島理森君）　藤野保史君。

〔藤野保史君登壇〕

○藤野保史君　私は、日本共産党を代表して、政府提出の二〇二〇年度一般会計予算外二案に反対の討論を行います。（拍手）

新型コロナウイルス対策が緊急課題となっています。国内の治療、検査、相談体制を強化し、国民の命と健康を守る。とりわけ、中小零細業者や非正規雇用、ウーバーイーツなど雇用によらない働き方、共働き、一人親家庭、子供や高齢者、障害者など、こうしたときに特に大きな影響を受ける方々への支援を抜本的に強化することが求められています。

政府は、昨日、全国の小中高、特別支援学校に対して、来週から休校を要請すると発表しました。しかし、全国一律で休校する合理的な根拠は示されていません。

安倍総理は、我が党の宮本徹議員の質問に対して、今回の措置は要請にすぎず、法的拘束力はないと答弁しました。そうであれば、全国一律の要請は撤回し、基本方針にあるように、休校するか否かの判断は現場に委ねるべきです。

来年度予算案には新型コロナ対策費が一円も計上されておらず、このまま通していいわけがありません。今必要なことは、予算案を組み替え、大胆な財政出動を行う、感染症の専門家等を国会に緊急に招致し、科学的知見を共有して抜本的打開策に取り組むことです。与野党を超えた取組を強く求めます。

予算委員会での審議を通じて、桜を見る会やカジノ汚職をめぐる疑惑はますます深まりました。桜を見る会で総理が問われているのは、政治資

金規正法違反、公職選挙法違反という重大疑惑であり、これが事実であれば、総理はもとより国会議員もやめざるを得ない大問題です。この疑惑を晴らすためには、総理が書面で証拠を提出する以外にありません。総理は国会と国民への説明責任を果たすべきです。

総理みずからが桜を見る会で刑事告発されているさなかに、総理に近いとされる黒川弘務東京高検検事長の定年を延長するための閣議決定が行われました。

そもそも、検察官の地位の特殊性は憲法に由来します。戦前の治安維持法や特高警察などによる人権侵害の反省に立って、現行憲法は、三権分立、司法権の独立を徹底しました。そのもとで、検察官には高い独立性と身分保障が与えられており、定年制度はその根幹です。一内閣の独断で変えることなど、絶対に許されません。ましてや、戦前の裁判所構成法を持ち出して合理化するなど、論外です。三権分立も法治主義も破壊する閣議決定は直ちに撤回するべきです。

安倍政権は、二回にわたり消費税を増税し、十三兆円もの負担を家計に押しつけました。総務省の家計調査や内閣府のGDP速報など、政府自身の数字で景気悪化が明らかになっても、景気は緩やかに回復しているなどと繰り返す安倍政権に、もはや経済運営の資格はありません。

世界的に景気が後退するもとで、ドイツやフランスなどは、増税ではなく減税に踏み切りました。今、国際社会では、安倍政権が強行した一〇％増税に対して、最大の経済的愚策などの批判が広がっています。緊急に消費税率を五％に引き下げるなど、経済財政政策の抜本的転換を行うべきです。

安倍政権が強行する公的・公立病院の統廃合に対して、立場の違いを超えて怒りが広がっています。新型コロナ対策に全医療機関が総力を挙げることが求められている今このときに、政府主導で公的・公立病院の統廃合を進めるなど、断じて認められません。

本予算案は、社会保障費の自然増分を抑制し、年金、医療、介護、子育てなど全世代にわたる社会保障切捨ての姿勢を鮮明にしています。

他方で、四百五十六兆円もの内部留保を積み上げている大企業に対しては、５Ｇ、オープンイノベーション税制などさらなる優遇策を設けています。富裕層への累進課税の強化にも後ろ向きです。

今やるべきことは貧困と格差を正すことであり、格差の拡大に拍車をかけることではありません。

軍事費は、八年連続の増額で、過去最大の五兆三千百三十三億円に上ります。後年度負担は五兆四千億円に達しました。ＦＭＳに四千七百十三億円をつぎ込むなど、まさに米国製兵器の爆買い予算となっています。

Ｆ35Ａ戦闘機、長距離巡航ミサイル、宇宙作戦隊の創設、辺野古米軍新基地の建設など、憲法違反の大軍拡、戦争する国づくりはやめるべきです。

中小企業対策費は過去最低、文教予算も更に削減し、先進国で最低レベルです。

気候変動への対応が早急に求められているにもかかわらず、石炭火力発電所の国内での新設と海外への輸出を継続しています。

関電原発マネー還流問題の解明も全く進まないまま原発再稼働を推進するなど、到底許されません。野党共同提出の原発ゼロ基本法案の実現を強く求めるものです。

暮らしを応援する政治へ、税金の集め方、使い方を根本的に改めることを求めて、討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　伊藤渉君。

（伊藤渉君登壇）

○伊藤渉君　公明党の伊藤渉です。（拍手）

初めに、新型コロナウイルスの感染症が拡大する中、国民の不安、経済への影響は日増しに大きくなっております。

昨日夕刻には、安倍総理より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週三月二日から春休みまで、臨時休業を行うように要請されました。子供たちへの感染拡大防止という観点からその必要性について理解する一方で、共働きや一人親の御家庭、そうした方々が働かれている企業などの対応など、さまざまな課題も出てきております。

政府においては、自治体など現場を預かる組織との連携を密にし、一つ一つの課題にきめ細かく対応していただくようお願いしたい。

また、マスク不足などにつけ込み、ネット販売等では、マスクそのものの値段が高騰していたり、マスク自体の単価は適正だが送料が数万円といった悪質な販売方法も散見されます。さらに、買いだめ、買占めに走る動きも見られており、供給量をふやすのと同時に、こうした状況の是正に努め、マスクなどの身近な感染拡大防止のための必需品が行き渡るよう対応していただきたい。

経済活動への影響にも一層目を配り、必要と思われる対策はちゅうちょなく実行に移すべきであると申し上げ、令和二年度予算案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

以下、主な賛成理由を申し述べます。

第一に、全世代型社会保障の構築が大きく前進する点です。

特に、公明党が長年実現に取り組んできた幼児教育、保育の無償化に加え、本年四月から新たに、大学などの高等教育の無償化や私立高校等の授業料の実質無償化が本格的にスタートします。家庭の経済的事情にかかわらず、子供たちが希望すれば必要な教育を受けられる社会へと大きく前進します。

幼児教育、保育の無償化については、公明党は独自に実態調査を実施し、利用者に、今後取り組んでほしい政策を尋ねたところ、最も多かった声は、保育の質の向上、二番目に、ゼロ歳から二歳児の無償化の対象拡大が続きました。また、施設側に政府に期待する政策を尋ねたところ、保育人材の育成、確保への支援が圧倒的に多いことがわかりました。

本予算案には、保育士の処遇改善や夜間保育加算の拡充、また、現在対象となっていない幼稚園類似施設への支援のあり方に関する調査事業が盛り込まれており、質の向上という最もニーズの高い課題に応えるものとなっています。

介護については、新たに介護保険保険者努力支援交付金を二百億円計上し、自治体の予防、健康づくりの取組を抜本的に強化するほか、認知症サポーターの活動、チームオレンジの全国展開を推進します。

さらには、就職氷河期世代の方々の就労について、個々人の状況に応じた相談、教育訓練、就職、定着まで、切れ目のない支援を実施します。

第二に、国民の命と暮らしを守る防災・減災、国土強靱化を強力に推進する点です。

台風十五号、十九号など、昨年相次いだ自然災害による被災地の復旧復興を加速するとともに、一連の災害の教訓を踏まえた、地域の防災力強化やインフラ老朽化対策を迅速かつ着実に実施することとしています。

各自治体が取り組む河川、道路、港湾等の事業を集中的に支援する個別補助制度に三千七百億円を計上し、危険区域における河道掘削や雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備、無電柱化、土砂災害対策等を強力に推進するほか、避難所や災害時に多数の避難困難者が発生する可能性の高い施設への燃料備蓄を促進するため、ガス、石油タンクや自家発電設備の導入を補助金で支援するなど、災害時の電力インフラの強靱化を図ることとしています。

また、高度成長期に整備した橋梁やトンネルなど、老朽化した道路施設の修繕を集中的に支援する道路メンテナンス事業補助制度に二千二百二十三億円を計上しています。

加えて、臨時特別の措置として、防災・減災、国土強靱化三カ年対策に一・一兆円を盛り込み、災害から国民の命と生活を守り、災害時にも地域の経済活動がとまらない、災害に屈しない国づくりを強力に進める予算となっています。

第三に、持続的な経済成長を実現するための経済対策を着実に実行する点です。

本予算案には、経済を底上げするさまざまな対策が盛り込まれています。

まず、臨時特別の措置として、キャッシュレスポイント還元事業やすまい給付金を引き続き実施するとともに、本年九月から新たにマイナポイントを活用した消費活性化策を講じ、消費の下支えを一層強化します。

また、人手不足や経営者の高齢化といった構造的な問題に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げなど多くの課題への対応に直面している中小・小規模事業者に対し、生産性向上に向けた取組を後押しするため、補助金による支援や専門家による相談体制の強化、ＡＩ導入のための人材育成などが図られます。さらに、後継者問題への対策として、事業承継の大きな障壁の一つとなっている経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設します。このほか、不当な下請取引の適正化に向けた取組や資金繰り対策も万全を期しています。

また、五輪後の経済活力の維持向上を図るため、５Ｇといった先端技術の普及、活用や、気候変動などＳＤＧｓの課題解決に向けたイノベーションの促進に力を入れ、新たな経済成長の源泉をつくり出す取組に全力を挙げるとともに、農林水産物などの輸出力強化に向けた取組も一層強力に推進する予算となっています。

以上、令和二年度予算案は、国民の命と暮らしを守り、力強い経済成長を実現するための予算であります。現下の緊急事態に対処するためにも、本予算案の速やかな成立と迅速かつ着実な執行を強く望み、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　杉本和巳君。

〔杉本和巳君登壇〕

○杉本和巳君　日本維新の会の杉本和巳です。

私は、日本維新の会・無所属の会を代表して、令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算、令和二年度政府関係機関予算に対し、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

経済は生き物です。本日の株価、日経平均は、一時、二万一千円を割り込み、引け値も、八百五円安の二万一千百四十二円九十六銭です。もはやリーマン・ショック並みのマグニチュードではないでしょうか。

そして、その前提で申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策予算は十分でしょうか。見えない相手です。計算が難しいことは否定しません。しかし、的確かつ迅速な予算措置が必要です。また、基本的価値を共有する我が国として、法律制定による、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法の制定も必要です。このことを政府に強く求めます。

本予算において、マイナンバーカードを活用した官民共同利用型のキャッシュレス決済の基盤構築へ踏み出したことと、我が党が大阪で実現してきた教育無償化に合わせる形で四月から高等教育の無償化がとられていることは評価しています。

しかし、予算案には、以下の理由で反対します。

第一の理由は、行政改革を進めないまま、消費税を上げ、国民の皆様には負担を押しつけていることです。

復興特別所得税が令和十九年まで、負担していただいていることは忘れてはならないことです。令和二年度の国民負担率は、昭和四十五年以降最大の四四・六％の見込みとなっています。

日本維新の会は、身を切る改革を有言実行しています。世間では民間企業の賃金が上がらない中、安倍政権下では国家公務員の給与を七年連続で上げてきております。民よりも官の待遇が先行することは、あるべき姿ではありません。

第二の理由は、政府の予算説明に当初予算ベースの脚色があり、緻密さを欠くことです。

安倍総理の施政方針演説には、公債発行を八年連続で減額させたという、誤解を招きやすい表現が盛り込まれていました。八年連続の減額は当初予算ベースです。補正予算を合算した実際の公債発行額は、平成二十八年度は前年度よりも多く、令和元年度も前年度より多くなることが見込まれています。しかも、令和元年度は、平成三十年度の決算剰余金の処理についての特例措置を行い、公債発行額を低く見せてもおります。前年度より高くなります。

施政方針演説では八年連続で公債発行を減少させたと国民に説明しながら、実際の公債発行額はふやすということを、国民から見えにくいところで行ってきています。政府は、正確な予算、財政状況の情報を発信することを強く求められています。

第三の理由は、経済再生、成長と財政健全化の実現のどちらにも道筋が見えないということです。

昨年十月の消費税率の一〇％への引上げにより、消費が大きく落ち込みました。昨年十―十二月期に、経済成長率の速報の実質値は、年率換算でマイナス六・三％でした。これは、前回、消費税率八％への引上げが行われたときの経済成長率であるマイナス七・四％と余り差のない大きな下げ幅です。前回の増税と同じ轍を踏んでいます。

ことしの一―三月期もマイナス成長となれば、景気後退が現実になります。予算案の説明では、

令和元年度の実質ＧＤＰ成長率を〇・九％と見込んでいますが、前四半期が年率マイナス六・三％であれば、景気後退の中で、本年度の見込みの達成は困難です。新型肺炎も、世界経済に、そして日本経済にも悪影響を大きく与え始めました。経済再生、成長と財政健全化の二つをどのように見据えるのか、不鮮明です。

消費増税による経済停滞は事前に予想され、日本維新の会は凍結を主張しました。そして、この新型コロナウイルスショックです。

我が党は、軽減税率を食料品と新聞にのみ適用している現状から、あらゆる品目に軽減税率を適用する形で減税を提唱いたします。

税収減とリーマン・ショック級のマグニチュードに対する緊急経済対策を強く提案しますし、補正予算の準備も提起します。

労働市場の流動化を進める新たな構造改革も重要です。

令和元年の出生率は八十六万四千人であり、初めて九十万人を割り込みました。静かなる国難と言える人口減少対策も待ったなしです。今、高等教育の学生の三七％が貸与型奨学金を利用しており、社会に出れば返済しなければなりません。若い働き手が抱える大きな負債は、結婚して幸せな家庭を築くことへの妨げになっています。四月から住民税非課税世帯とそれに準じる世帯への高等教育の無償化が始まりますが、これも対象者が少ないと指摘せざるを得ません。教育無償化を国是とすることを改めて主張いたします。

結びに当たり、日本維新の会は、身を切る改革、行政改革の推進、教育無償化の推進について引き続き努力してまいりますこと、そして未来への責任を果たすことをお約束して、また、減税による経済対策の必要性を強く強く提起して、令和二年度予算案三案に対する反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　令和二年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

（参事氏名を点呼）

（各員投票）

○議長（大島理森君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

（参事投票を計算）

○議長（大島理森君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

（事務総長報告）

投票総数　四百五十六

可とする者（白票）　三百十

否とする者（青票）　百四十六

○議長（大島理森君）　右の結果、令和二年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

令和二年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君	あべ　俊子君	安倍　晋三君	逢沢　一郎君	青山　周平君	赤澤　亮正君	秋葉　賢也君	秋本　真利君
麻生　太郎君	畦元　将吾君	穴見　陽一君	甘利　明君	安藤　高夫君	安藤　裕君	井出　庸生君	井野　俊郎君
井上　信治君	井上　貴博君	井林　辰憲君	伊東　良孝君	伊藤信太郎君	伊藤　忠彦君	伊藤　達也君	伊吹　文明君
池田　道孝君	池田　佳隆君	石川　昭政君	石崎　徹君	石田　真敏君	石破　茂君	石原　伸晃君	石原　宏高君
泉田　裕彦君	稲田　朋美君	今枝宗一郎君	今村　雅弘君	岩田　和親君	岩屋　毅君	上杉謙太郎君	上野　宏史君
うえの賢一郎君	江崎　鐵磨君	江渡　聡徳君	江藤　拓君	衛藤征士郎君	遠藤　利明君	小倉　將信君	小此木八郎君
小里　泰弘君	小田原　潔君	小野寺五典君	小渕　優子君	尾身　朝子君	越智　隆雄君	大岡　敏孝君	大串　正樹君
大隈　和英君	大塚　高司君	大塚　拓君	大西　英男君	大西　宏幸君	岡下　昌平君	鬼木　誠君	加藤　勝信君
加藤　鮎子君	加藤　寛治君	梶山　弘志君	勝俣　孝明君	門　博文君	門山　宏哲君	金子　俊平君	金子　恭之君
金子万寿夫君	金田　勝年君	神谷　昇君	亀岡　偉民君	川崎　二郎君	河村　建夫君	神田　憲次君	神田　裕君
菅家　一郎君	木原　誠二君	木原　稔君	木村　次郎君	木村　弥生君	木村　哲也君	城内　実君	岸　信夫君
北村　誠吾君	国光あやの君	熊田　裕通君	小泉　龍司君	小寺　裕雄君	小島　敏文君	小林　茂樹君	小林　鷹之君
小林　史明君	古賀　篤君	後藤　茂之君	後藤田正純君	河野　太郎君	高村　正大君	國場幸之助君	左藤　章君
佐々木　紀君	佐藤　明男君	佐藤　勉君	佐藤ゆかり君	齋藤　健君	齋藤　洋明君	坂井　学君	坂本　哲志君
櫻田　義孝君	笹川　博義君	大野敬太郎君					

塩崎　恭久君　　塩谷　立君
繁本　護君　　柴山　昌彦君
下村　博文君　　白須賀貴樹君
新谷　正義君　　新藤　義孝君
菅　義偉君　　菅原　一秀君
杉田　水脈君　　鈴木　馨祐君
鈴木　俊一君　　鈴木　淳司君
鈴木　貴子君　　鈴木　憲和君
鈴木　隼人君　　関　芳弘君
薗浦健太郎君　　田所　嘉徳君
田中　和徳君　　田中　英之君
田中　良生君　　田野瀬太道君
田畑　裕明君　　田村　憲久君
平　将明君　　高市　早苗君
高木　啓君　　髙木　毅君
髙鳥　修一君　　高橋ひなこ君
竹本　直一君　　武井　俊輔君
武田　良太君　　武部　新君
武村　展英君　　橘　慶一郎君
棚橋　泰文君　　谷　公一君
谷川　とむ君　　谷川　弥一君
津島　淳君　　辻　清人君
土屋　品子君　　出畑　実君
寺田　稔君　　とかしきなおみ君
冨樫　博之君　　渡海紀三朗君
土井　亨君　　冨岡　勉君
中曽根康隆君　　中谷　元君
中谷　真一君　　中根　一幸君
中村　裕之君　　中山　泰秀君
永岡　桂子君　　長尾　敬君
長坂　康正君　　長島　昭久君
二階　俊博君　　丹羽　秀樹君

西田　昭二君
西村　康稔君
額賀福志郎君
根本　匠君
根本　幸典君
野田　毅君
野田　聖子君
野中　厚君
葉梨　康弘君
馳　浩君
浜田　靖一君
原田　憲治君
百武　公親君
平口　洋君
福井　照君
福山　守君
藤丸　敏君
船田　元君
古川　康君
古田　圭一君
穂坂　泰君
細田　健一君
細野　豪志君
堀内　詔子君
牧島かれん君
松島みどり君
松本　純君
松本　文明君
三谷　英弘君
三ツ矢憲生君
御法川信英君
宮腰　光寛君
宮澤　博行君
宮下　一郎君
務台　俊介君

西村　明宏君
西銘恒三郎君
根本　匠君
野田　聖子君
野中　厚君
萩生田光一君
鳩山　二郎君
林　幹雄君
原田　義昭君
平井　卓也君
平沢　勝栄君
福田　達夫君
藤井比早之君
藤原　崇君
船橋　利実君
古川　禎久君
古屋　圭司君
星野　剛士君
細田　博之君
堀井　学君
本田　太郎君
牧原　秀樹君
松野　博一君
松本　剛明君
松本　洋平君
三ッ林裕巳君
三原　朝彦君
宮内　秀樹君
宮崎　政久君
宮路　拓馬君
武藤　容治君
宗清　皇一君

村井　英樹君
茂木　敏充君
森　英介君
八木　哲也君
山際大志郎君
山口　泰明君
山下　貴司君
山田　美樹君
山本　拓君
山本　有二君
吉川　赳君
義家　弘介君
若宮　健嗣君
渡辺　孝一君
赤羽　一嘉君
伊佐　進一君
石井　啓一君
稲津　久君
江田　康幸君
太田　昭宏君
岡本　三成君
國重　徹君
佐藤　英道君
高木美智代君
竹内　譲君
富田　茂之君
濵地　雅一君
古屋　範子君
鰐淵　洋子君

否とする議員の氏名

安住　淳君
阿部　知子君

村上誠一郎君
盛山　正仁君
森山　裕君
簗　和生君
山口　俊一君
山口　壯君
山田　賢司君
山本　幸三君
山本ともひろ君
吉川　貴盛君
吉野　正芳君
和田　義明君
鷲尾英一郎君
渡辺　博道君
井上　義久君
伊藤　渉君
石田　祝稔君
浮島　智子君
大口　善徳君
太田　昌孝君
北側　一雄君
佐藤　茂樹君
斉藤　鉄夫君
高木　陽介君
遠山　清彦君
中野　洋昌君
濱村　進君
桝屋　敬悟君
下地　幹郎君

阿久津幸彦君
青柳陽一郎君

青山　大人君
荒井　聰君
池田　真紀君
泉　健太君
今井　雅人君
江田　憲司君
小川　淳也君
小沢　一郎君
大河原雅子君
大島　敦君
逢坂　誠二君
岡田　克也君
岡本　充功君
落合　貴之君
海江田万里君
金子　恵美君
神谷　裕君
川内　博史君
吉良　州司君
菊田真紀子君
黒岩　宇洋君
源馬謙太郎君
後藤　祐一君
近藤　和也君
佐々木隆博君
佐藤　公治君
櫻井　周君
階　猛君
篠原　孝君
白石　洋一君
関　健一郎君
高井　崇志君
武内　則男君
津村　啓介君

浅野　哲君
伊藤　俊輔君
石川　香織君
稲富　修二君
生方　幸夫君
枝野　幸男君
小熊　慎司君
尾辻かな子君
大串　博志君
大西　健介君
岡島　一正君
岡本あき子君
奥野総一郎君
海江田万里君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
菅　直人君
城井　崇君
岸本　周平君
玄葉光一郎君
小宮山泰子君
近藤　和也君
佐々木隆博君
斉木　武志君
重徳　和彦君
篠原　豪君
下条　みつ君
末松　義規君
田嶋　要君
髙木錬太郎君
玉木雄一郎君
辻元　清美君

手塚　仁雄君　寺田　学君　宮本　徹君　本村　伸子君
照屋　寛徳君　中川　正春君　足立　康史君　青山　雅幸君
中島　克仁君　中谷　一馬君　井上　英孝君　浦野　靖人君
中村喜四郎君　長尾　秀樹君　遠藤　敬君　串田　誠一君
長妻　昭君　西岡　秀子君　杉本　和巳君　馬場　伸幸君
西村智奈美君　野田　佳彦君　藤田　文武君　森　夏枝君
長谷川嘉一君　原口　一博君　井上　一徳君　中山　成彬君
日吉　雄太君　平野　博文君　赤松　広隆君　初鹿　明博君
広田　一君　福田　昭夫君
古川　元久君　古本伸一郎君
堀越　啓仁君　本多　平直君
馬淵　澄夫君　前原　誠司君
牧　義夫君　松田　功君
松平　浩一君　松原　仁君
道下　大樹君　緑川　貴士君
宮川　伸君　村上　史好君
森田　俊和君　森山　浩行君
矢上　雅義君　谷田川　元君
屋良　朝博君　山内　康一君
山尾志桜里君　山岡　達丸君
山川百合子君　山崎　誠君
山井　和則君　山花　郁夫君
山本和嘉子君　柚木　道義君
横光　克彦君　吉川　元君
吉田　統彦君　笠　浩史君
早稲田夕季君　渡辺　周君
赤嶺　政賢君　笠井　亮君
穀田　恵二君　志位　和夫君
清水　忠史君　塩川　鉄也君
田村　貴昭君　高橋千鶴子君
畑野　君枝君　藤野　保史君

○福田達夫君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長大口善徳君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

（本号(二)に掲載）

〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応を行うとともに、個人住民税における未婚の一人親に対する税制上の支援措置、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、震災復興特別交付税の確保、公営競技納付金制度の延長、河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十三日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十八日両案について高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十日から質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。吉川元君。

〔吉川元君登壇〕

○吉川元君　共同会派、立国社、社民党の吉川元です。

ただいま議題となりました地方税法等の一部改正案、地方交付税法等の一部改正案に対し、会派を代表し、両案に反対の立場で討論いたします。（拍手）

昨日、全国の小中高と特別支援学校の週明けからの一斉休校を要請することを、総理が突如として表明いたしました。

政府が基本方針を発表したのが二十五日、イベント自粛を打ち出したのが翌二十六日、そして昨日の一斉休校です。日付をまたぐたび唐突に打ち出される対策は、大きな混乱を日本社会に招いています。

一斉休校では、期末試験や進級判定を控えた学校現場がどう対応するのか、保育園、幼稚園そして学童はなぜ除外されるのか、小学校低学年や障害を抱えたお子さんを持つ家庭にどう対応していくのか、一切の説明がありません。これでは無用な混乱を助長させかねません。

きのうのきょうだからという言いわけは通用しません。きのうの総理の要請どおり来週から休校

するなら、小中高校生にとって、きょうが学年の最終日となるからです。まさに、きのうのきょうで学校現場は対応に追われています。丁寧で、そして早急な説明と対応を政府に強く求めます。

説明抜きの政府の姿勢は、予算審議でも鮮明になりました。

桜を見る会、大きく揺らいだ総理の答弁、御都合主義の公文書管理、三権分立と法治主義を揺るがせる東京高検検事長の定年延長、さらにはカジノ汚職など、いずれの問題でも、政府は、国会そして国民が納得できる説明を回避してきました。みずからを正当化し、政権の延命のみに躍起となる安倍内閣に予算の編成、執行を委ねることは、国民生活そして日本社会の将来にとって、もはや大きな障害になっていることを強く指摘させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

所得や資産の格差が拡大する中、地方税制においても分権自治を進める立場から、税源移譲を始めとする税の分権化が求められています。しかし、政府案は、企業に対して手厚い減税策が並ぶ一方、国民の暮らしに安心の灯をともすような税制改正にはなっていません。

具体的には、企業版ふるさと納税が地方創生にどれだけ貢献してきたのかすら明らかにしないまま、税額控除割合を現行の三割から六割へと、一気に二倍に引き上げました。また、電気供給業に係る法人事業税の見直しでも、それによる減収分の代替財源が全て確保されているわけではありません。企業優遇ありきの地方税見直しと言われても仕方ないのではないでしょうか。

森林環境譲与税の見直しが行われます。森林整備の財源を手厚く確保していくことに異論はありません。しかしながら、依然として譲与割合における人口割の部分が三割を占めることにより、森林のない都市部に譲与額が偏重する問題が放置されたままです。森林環境譲与税法の一条、森林の有する公益的機能の維持増進という目的に資するよう、譲与割合を見直して、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させる仕組みへと変えるべきです。

未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しなど、評価できる内容も盛り込まれているものの、以上のような観点から反対するものです。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

二〇二〇年度の地方交付税総額は二年連続でふえました。地方が自由に使える一般財源総額も過去最高を更新しました。

しかし、今回の交付税法改正案と地方財政計画は、前提となる経済成長見通しが極めて甘い。そのため、今年度同様、結果的に交付税の減額補正を余儀なくされる危険性をはらんでいます。

交付税原資である国税五税のうち、増税された消費税分と偏在是正措置による地方法人税収以外は減収が見込まれていることを考えれば、法定五税の法定率を引き上げる以外、交付税の財源を安定的に確保できる道筋はないと考えます。

財源不足を補う臨時財政対策債も、約三兆一千四百億円の規模で発行されます。既往債の元利償還金を充当するため新たな赤字地方債を発行するという現行の仕組みは、将来的に地方財政を圧迫し続け、住民生活に影響を与えることになります。抜本的な見直しを行うべきです。

自治体の臨時、非常勤職員の処遇改善に向け、会計年度任用職員制度がこの四月からスタートします。期末手当の支給等に係る経費も計上されています。しかし、期末手当の支給と並行して月額給与を削減する、フルタイムからパートタイムへの転換を進める、さらには、臨時、非常勤職員が多い職場を丸ごと外部委託にしてしまうといった事例が取り沙汰されています。

今回の措置は一歩前進ですが、金額が不十分である上に、人件費としての位置づけがないことから、制度の安定性に問題を抱えています。臨時、非常勤職員の処遇改善に向け、さらなる制度の見直しと財源措置を求めるものです。

地域社会再生事業費四千二百億円の創設は、その算定に当たり、人口減少地域や人口密度の低い地域、すなわち条件不利地域に手厚く算定を行う仕組みとした点は評価します。ただし、その財源が、本来地方の財源である法人関係税の偏在是正効果に依存していることは、自治体間の分断を助長させ、自治体全体の課税権を縮小するという問題をはらんでいることを指摘しておきます。

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充、台風や集中豪雨で近年多発する河川の氾濫に対応する浚渫推進事業費の創設や技術職員の充実は、大規模災害対策に資するものとして一定程度評価できます。制度のさらなる充実と事業費の安定的な確保を求めるものです。

最後に、新型コロナウイルスによる感染症について再び触れさせていただきます。

不安を抱える住民に直接対応し、感染防止を図り、万全な検査治療体制を整備する中心に位置するのは自治体です。ところが、住民の健康や公衆衛生を地域で支える保健所の数は、一九八九年度の八百四十八カ所から二〇一九年度には四百七十二カ所にまで激減しています。

また、感染症病床全体の六割を占め、感染症医療においては非常に重要な役割を担っている公立・公的病院の再編統合を進めようとしているのは、ほかならぬ安倍政権です。新型コロナ対策も含め、地域医療の中核を担っている四百以上の公立・公的病院をリスト化し、一方的に再編統合を求める手法は、国民の安心を奪うものであり、この機会に一から見直すべきです。そのことを最後に申し上げ、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　足立康史君。

（足立康史君登壇）

○足立康史君　日本維新の会の足立康史でございます。

ただいま議題となりました地方税法改正案及び地方交付税法改正案について、賛成の立場から討論します。（拍手）

新型コロナウイルス対策として、安倍総理は、二十五日に基本方針を公表し、翌二十六日に大規模イベントの自粛を要請、さらに、きのう二十七日には、全国の小学校、中学校、高校、そして特別支援学校の臨時休校をみずから要請されました。

私たち日本維新の会は、こうした総理の判断に改めて支持を表明するとともに、そうした判断がしっかり効果を発揮できるよう、ピンチをチャンスにできるよう、地元の首長とともに工夫を重ねてまいりたいと存じます。

もちろん、真の責任野党として、政府の取組の中で修正すべき事項については強く是正を求めてまいりました。

例えば、クルーズ船からの下船者への保健所による追跡調査を可能とするための情報提供は、大阪府の吉村知事からの要望も踏まえ、下船が始まる前日の十八日に総務委員会で質問し、遅きに失したとはいえ、二日後の二十一日に最初の情報提供が実行されました。

また、置いてきぼりになりがちな障害福祉通所サービス利用者に関しても、最初の要望から二日後、私が予算委員会で質問に立った二十日の日に即日実現し、在宅支援が認められる旨が全国の自治体に周知されました。

さらに、我が党が二月三日に加藤厚生労働大臣に手交した緊急提言の柱である法律整備についても、二週間を経たとはいえ、きのう、二十七日の対策本部で、安倍総理が、必要となる法案の整備に言及、本日の総務委員会における私からの質問に対して、安倍総理は、まさに私たちが提案していたとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法を参考に早急に検討する、野党とも協力しながら早期の成立を図りたい旨答弁されました。

なお、学校の臨時休校といった大胆な判断に対しては、必ずやり過ぎだとの批判がつきまといますが、わからないことばかりの感染症から国民の生命と健康を守り切るためには、やり過ぎだと批判されることをいとわない覚悟が政治リーダーに求められます。

直観的に理解しにくいという公衆衛生の数理に係る特徴を踏まえると、国全体の感染ピークコントロールのために必要な措置についてはどんなに批判されても断行する、そうした政治のリーダーシップが不可欠なのであります。

その上で、仕事を休まざるを得ない方々に対する休業補償や急速に悪化する経済への対応としての軽減税率の全品目への適用など、今後とも、国民の生活の不安、仕事の不安を解消するために必要な措置を迅速に講じるよう、政府に強く求めてまいりたいと存じます。

さて、ここからが本論でありますが、今般の地方税法改正案には、いわゆる未婚の一人親に係る不公平を是正する措置が盛り込まれました。私たち日本維新の会は、こうした措置を公正公平で透明な新しい社会への一歩として評価しますが、単なる一歩にすぎません。

例えば、今国会でも話題になっている選択的夫婦別姓についても、裁判所で既に実現しているように、住民票で公証されている旧姓に法的効力を付与すれば、現行の同一戸籍同氏の原則に伴う不便を、民法も戸籍法も変えることなく解消することができます。

私たちは、こうした政策提案力と実現力をもって、もっと自由で安心な社会をつくるために、今後とも力を尽くしてまいることをお誓いし、賛成の討論といたします。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（大島理森君）　本村伸子君。

（本村伸子君登壇）

○本村伸子君　私は、日本共産党を代表し、地方税法、地方交付税法等の改定案に対して、反対の討論を行います。（拍手）

安倍総理は、昨日、全小中学校、高校、特別支援学校に、新型コロナウイルス感染対策として、三月二日から春休みに入るまで臨時休校とすることを要請しました。二十五日の政府の基本方針でも都道府県の判断としていたものを、急遽変更したのです。

余りにも唐突であり、到底、専門的、組織的な検討を経たものとは言えないものであり、自治体と教育現場は大混乱となり、国民、住民からは不安の声が巻き起こっています。

子供を抱える親は仕事をどうすればいいのか、子供を抱える看護師さんが休めば病院の運営に支障が出るなど、悲鳴が各地から上がっています。保育士、介護士、社会福祉士が休めば現場が混乱することは自明です。首長から、社会が崩壊しかねませんとの声も上がっています。

年度末で多忙な教育現場は、朝から対応の検討が求められ、進学、進級の節目にどう対応するのかも問題となっています。

全国一律の休校要請は撤回し、それぞれの自治体の判断に任せるべきです。

また、感染拡大防止の最大の鍵の一つは、地域の医療体制の強化です。

重大なことは、安倍内閣が、公立・公的病院を名指しして、統廃合やベッド削減を迫り続けていることです。地域の実情を全く見ていないなど、大きな批判が上がっています。新型コロナウイルス感染の拡大の防止の観点からも全く逆行することを厳しく指摘をいたします。

安倍内閣は、消費税を増税し、社会保障を連続改悪する一方で、自治体リストラの推進と地方財源の抑制を続け、さらに、地方交付税や地方税の性格をゆがめる改悪を繰り返してきました。本改定案も、こうした自治体リストラを進めるものとなっています。

まず、地方交付税による自治体リストラの推進です。

まち・ひと・しごと創生事業費の算定において、行革努力分の指標を立てて、人件費、一般会計繰り出し金などを削減すれば、地方交付税算定を有利にすることとしています。一般会計の繰り出し金の削減は、高過ぎる国民健康保険料、税の一層の引上げで、ますます貧困を広げ、公立病院の経営悪化を招き、安心して暮らせる地域の土台を崩壊させるものです。

次に、地域社会再生事業費の財源を、本来地方税である法人事業税から取り上げて特別法人事業税に充てますが、地方税の拡充による地方自治の前進という点で逆行しています。

また、企業版ふるさと納税の拡充及び延長の問題です。企業と地方自治体の癒着を防ぐ仕組みもないまま、破格の控除で寄附を募る制度の拡充は、自治体間の税収の奪い合いを助長し、地方税の原則をゆがめるものです。

さらに、森林環境譲与税は、災害対応を強調していますが、その譲与基準は、森林整備の必要性に対応したものではありません。重要な課題である森林整備の財源は、逆進性の高い森林環境税ではなく、国の一般会計での森林予算の増額や地方交付税によって保障するべきです。

最後に、地方財源不足を国と地方で折半するルールの継続は、財源不足に対する国の責任を投げ捨てるものです。地方交付税の法定率を抜本的に引き上げ、財源確保に対する国の責任を果たすべきです。

以上を申し述べ、反対討論といたします。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　これにて討論は終局いたしました。

○**議長（大島理森君）**　これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（大島理森君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（大島理森君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○**福田達夫君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（大島理森君）**　福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大島理森君）**　御異議なしと認めます。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（大島理森君）**　所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中良生君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔田中良生君登壇〕

○**田中良生君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設や、連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全ての一人親家庭の子供に対する公平な税制の実現や、ＮＩＳＡ制度の見直し等を行うものであります。

本案は、去る二月六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、十四日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　討論の通告があります。順次これを許します。古本伸一郎君。

〔古本伸一郎君登壇〕

○**古本伸一郎君**　国民民主党の古本伸一郎でございます。

野党共同会派を代表し、政府提出の原案に対し、税を通じ、つくりたい社会を分かち合うに至らず、反対の討論をいたします。（拍手）

新型コロナウイルスの流行により、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りし、罹患された皆様、御家族、職場、地域の方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

全国の行政、医療従事者、救急隊員を始め、各所で懸命に働いておられる皆様に感謝を申し上げます。

委員会の質疑で求めました国税の確定申告について、四月の十六日まで一月延長が決まりました。国税庁の協力にも感謝申し上げます。

しかし、昨日、総理が表明した全国の小中高、特別支援学校への三月二日からの休校要請に、教育現場、保護者から不安の声が広がっています。

子育てと仕事を両立する保護者、特に、頼る人が近くにいない一人親家庭は、困難な状況になることが予想されます。誰かが勇気を持って決めなければならないことと後で振り返るかもしれません。しかし、感染者が発生していない県も含め全国一律としたことの説明は重要です。非正規の方は、休むと即収入を失うおそれがあり、こうした世帯を始め、きめ細かな経済支援を強く要請いたします。

新型コロナウイルスが発生した現在、税収の下振れ、経済への影響が懸念されます。

そもそも、税の決め方について、原案作成に関与しない野党にわずかな審議で賛否だけを求める一方通行の議論で、より多くの納税者に納得いただける税制をつくることができるのか、この間、葛藤してまいりました。

そこで、国会に小委員会を設置し、通年で丁寧な議論の上、税を決めてはどうか、提案いたします。これにより、未知の感染症対策や自然災害など予期せぬ変化にも、国会での機動的な税の合意形成が可能となります。

毎年、各地で自然災害が発生します。温暖化を踏まえると、何年に一度の大雨では済まされない状況です。家屋を流され、途方に暮れる被災者の方々が、我が家を失ってもローンは残り、住宅再建に大変苦労されます。家や車を失った場合、評価額相当を雑損控除として引くことができますが、三年限り。これでは控除し切れません。

そこで、災害損失を全額控除できる租税特別措置を提案いたします。東日本大震災では五年に延長した前例もあり、新たな発想で踏み出すべきであります。

東日本大震災から間もなく十年、風化させてはなりません。

あのとき、警察や消防、海保、自衛隊の皆様が活動されましたが、予備自衛官らも、仕事を休み、多くの方が応諾されました。新型コロナウイルスの対応で、消防、自衛隊の皆様が、クルーズ船始め支援活動されており、今後、予備自衛官にも出動要請する事態も想定しなければなりません。

こうした極めてとうとい任務での出動に対する特別手当に対し、所得税、住民税が課税されま

す。消防団、民生児童委員、保護司の方々もしかりです。公益に尽くす方々には、特別な減免税をもって社会全体の感謝の念をお示しできたならばどれだけすばらしいかと思いますが、いかがでしょうか。要求官庁がなくても、政治の意思を示すときです。

税は社会をつくります。御負担をお願いし、使い道を決める資源分配は政治そのもの。超少子高齢社会のただ中にある今、大胆で斬新な税制を通じ、社会を創造しなければなりません。それなのに、今年度の改正案は、消費税率や所得税のブラケットなど基幹三税の本則に大胆な見直しはなく、租税特別措置も、減税及び増税とも目玉なし、近年にない小粒の改正となっています。消費税疲れをしたのかもしれませんが、世の中の動きは待ったなし、目指す社会を切り開く気迫が伝わらず、残念です。

法人税について、ベンチャー企業への投資額の一定割合を損金算入する制度が盛り込まれましたが、益金法人にしか効果がありません。法人の七割は赤字です。投資促進するならば、赤字法人も負担している償却資産課税こそ見直すべきではないでしょうか。既に減免税が導入されておりますが、三年限り。そもそも、生産性の高い設備を導入すれば、国税である法人税は減税されるのに、地方税たる固定資産税は評価額が上がり増税となる矛盾を、国と地方が知恵を出し、今こそ根本的に解決すべきではないでしょうか。

金融課税について、売却益の課税強化を求める声があります。その一方、株価安定のためには配当課税を優遇すべきなど、論点もさまざまです。改革の方向が示されておりません。ＮＩＳＡなどの拡充は盛り込まれましたが、老後の資金が二千万円不足する問題など、残されたままであります。

自動車関係諸税について、道路建設目的税時代の遺物、二倍の重課、いわゆる当分の間税率が四十六年も続いています。かつて担税力があるとされた車も、今や多くの方々の生活必需品であります。

この際、自動車重量税の当分の間税率を廃止し、本則税率部分を思い切って地方税化し、新しい自動車税と新しい軽自動車税に一本化したらどうか。ユーザーの負担の軽減と地方財源の確保という、利害が反するため、長らくこの問題を避けて通ってきた政治が国税を地方税化すれば、解決できる糸口も既に示されております。いよいよ決断するときです。

所得税について、未婚の一人親世帯も寡婦控除の対象となり、前進しましたが、死別かどうかによる差は残ったままです。多様な家族のあり方を支える観点から、原案では物足りません。ひとり親控除として一つにすることを提案します。

社会を創造する税制として、配偶者控除のあり方について委員会で問題提起しました。出生率が改善しないのは、完結出生児数が辛うじて一・九を維持する現実からも、婚姻率の低下が一つの原因と分析します。

ところが、税制や社会保障は、若い世代の結婚に対する価値観が多様化しているのに、結婚を前提にしたままであります。社会の仕組みが変わらない限り、少子化を克服する選択肢も限定されてしまいます。解決には立法府で家族観の共有が不可欠となりますが、結婚を前提とせず、出産、子育てができる社会に変えるための合意形成は容易ではありません。与野党が今こそ意見を出し合い、議論をすべきテーマではないでしょうか。

実は、国家公務員の一般職の扶養手当は事実婚でも支給を長らく続けています。時代を先取りした貴重な事例として受けとめます。

手始めに、婚姻を前提とする税や社会保障の象徴たる配偶者控除を、事実婚の妻や夫への適用拡大をするのか、そもそも配偶者控除が時代に合わないのか、私たち政治がつくりたい次の社会を税で示さなければなりません。

きのうまでの常識も思い切って変えることで地平を切り開く、変化への挑戦こそ政治の本懐であります。

安倍総理はこれから十年消費税率は引き上げないと言われました。これに対し、五％に引き下げ共闘しようとの呼びかけ、いや、十年は一〇％で社会保障を守れるとする政府、逆に、消費税率を引き上げてでも社会保障や教育をこう変えたいとの提案、さまざまな選択肢を若い世代に示す責任があります。なぜならば、若い世代は、この先より長く生きていくわけであります。真剣に財政を憂い、将来を憂います。政治が目指す社会を示さなければなりません。

税は社会をつくるとかたく信じつつ、ほど遠い政府原案を憂いまして、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　青山雅幸君。

〔青山雅幸君登壇〕

○青山雅幸君　日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。

会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案の主要と思われる点について討論をいたします。（拍手）

まず、個人所得課税です。

未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについては、性別にかかわらず子育てを応援していくものであり、時代の要請に応じていく改正として評価できるものであります。

ただし、世界的に間違いなく主流となっている共同親権制度を我が国にも導入してこそ子供の貧困や虐待を防止することになるという指摘もなされているところであり、そういったそもそも論的な考えについて、次のステップの政治課題として与野党ともに意識し取り組むことも必要であることを強く申し添えさせていただきます。

次に、ＮＩＳＡ制度の期間延長を柱とする改正についてであります。

この改正は地味に見えるものでありますが、実は、極めて深い意義があるものです。

欧米諸国と比べ、直近の十年間、日本人の金融資産は余り成長していません。アメリカはこの十年間で二・七倍、イギリスは二・三倍にふえているのに対し、日本は一・四倍と、厳然たる格差が生じています。

その理由の大きなものが、運用リターンの低さです。アメリカのそれは実に二倍であるところ、日本は一・二倍にとどまっています。

その原因の一つが、金融抑圧政策、マイナス金利政策下において預金金利がほぼゼロとなっている昨今においても、金融資産の運用先が現預金に半分以上充てられている現状があります。

日銀や政府の金融政策に関する努力にもかかわ

らず、ＧＤＰの伸び率が芳しくなく、実質賃金も伸び悩んでいる現状、並びに、二〇五〇年に向けて、六十五歳以上の人口が今の三割から四割に増大し、十五歳から六十四歳の人口が逆に六割から五割に減少する未曽有の高齢化社会を迎えようとしている今、さきに示された年金に関する将来見通しのうち、予想される有力なシナリオは、現役世代の収入の四割程度の年金収入しか得られないという厳しい未来です。

さきの国会で話題になりました年金二千万円問題は、行政庁が国民に率直な現実を提示したものでありましたが、残念ながら、この問題は政争の具となり、政治的課題として正面から取り上げられませんでした。

今回のＮＩＳＡ改正における期間延長は、将来への現実解の一つであります。もちろん、投資にはリスクもつきものですが、長期分散投資は危険を分散し得るものであり、つみたてＮＩＳＡは、買い付け手数料がゼロの、積立てに適した投資信託も用意されており、間接的ながらも、国民の未来への選択肢を広げるものと言えます。

法人課税に関する租税特別措置に関しては、将来への成長に直結し得るものに絞っていくべきであり、特に、消費増税という国民の皆様に負担をお願いしたばかりの現在において、不公平感を払拭するためにも、必要かつ最小限のものにすべきであり、今回の改正は、ぎりぎり合格点というものでしょう。

明るい未来も、厳しい見通しも、ともに国民の皆様にオープンに提示しつつ、党利党略にとらわれない自由闊達な議論を行うことこそ、今の国会に求められているところであります。

そういった新しい政治のあり方を目指す日本維新の会・無所属の会として、以上をもちまして、所得税法等の一部を改正する法律案についての賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　清水忠史君。

〔清水忠史君登壇〕

○清水忠史君　私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改定する法律案に反対の討論を行います。（拍手）

新型コロナウイルスへの対応について、感染拡大防止と医療体制の拡充のために、思い切った財政措置が求められています。

とりわけ、経済活動の自粛を要請された企業や、子育てのために仕事を休まざるを得ない保護者に対する支援は欠かせません。貸付金利の引下げや雇用調整助成金を非正規労働者にも適用するなど、大胆な支援を行うことを要請します。

さて、来年度予算案で、消費税が所得税を抜いて国の一番多い税収項目となりました。一方、法人税収入は消費税の半分程度にとどまっています。

安倍総理は、法人税について、課税ベースの拡大により、財源をしっかり確保してきていると答弁しましたが、資本金十億円以上の大企業の法人税収入は、この七年間、全くふえていなかったのが実態です。

財務省自身が作成した資料により、資本金が多い企業ほど租税特別措置や配当益金不算入などの優遇税制の適用割合が大きくなることが判明しました。二三・二％の法人税率に対して、資本金百億円を超える大企業の実質負担割合は一三％にすぎないのです。営業利益が伸びても税負担はふえない、余りにも不公平です。

本改定案は、そうした大企業に対し、更に優遇措置を講ずるものであり、反対します。

ベンチャー企業への投資を促進するオープンイノベーション減税が創設されました。しかし、企業は利益になると判断すれば、減税制度がなくとも、みずから進んで投資をします。十分な投資余力のある大企業に、これ以上の政策減税を行う必要は全くありません。

５Ｇ導入促進減税は、大手通信キャリアへの大きな減税策となりますが、各社とも既にほぼ寡占状態の携帯事業で巨額の利益を上げており、早期整備を促すためとはいえ、財政投融資を使った低利の貸付けに加え、さらなる減税をすることには反対です。

今回、ソフトバンクグループが利用した租税回避手段について防止措置がとられましたが、これだけでは不十分です。大もとにある外国子会社からの配当等益金不算入制度こそ廃止すべきです。

政府は、二重課税を防止するために必要な措置だとしていますが、子会社の所在地国の税率が日本国内よりも低い場合、その差額は課税されず、合法的な税逃れの手段として利用されているのが実態です。

研究開発減税や連結決算納税制度など、大企業優遇税制は正すべきです。

企業版ふるさと納税の延長と拡充は、自治体に行った寄附について、税の軽減効果を九割に引き上げるものであり、企業と自治体の癒着を生み出します。既に東京電力が原発立地自治体でこの制度を利用している実態を見ても明らかです。

今回の見直しで、非婚、離婚、死別を区別しないひとり親控除が創設されたことは前進です。しかし、国会で最初に我が党の簔輪幸代議員が要望してから三十九年。余りにも遅過ぎたと言わなければなりません。

また、寡婦控除については、男性や非婚の女性に適用されないケースが残存することとなり、全面的な解決が求められていることを指摘しておきます。

なお、所得の少ない母子世帯には、ひとり親控除の恩恵がありません。非婚の母子世帯の月額収入は十四万八千円にしかならず、毎月の家計が赤字であるこれらの世帯に消費税が重くのしかかっている実態を政府は直視するべきです。

最後に、低迷する日本経済と国民生活を立て直すために、政府は直ちに消費税五％への減税を決断するよう強く申し上げて、討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍　晋三君
財務大臣	麻生　太郎君
総務大臣	高市　早苗君
法務大臣	森　まさこ君
外務大臣	茂木　敏充君
文部科学大臣	萩生田光一君
厚生労働大臣	加藤　勝信君
農林水産大臣	江藤　拓君
経済産業大臣	梶山　弘志君
国土交通大臣	赤羽　一嘉君
環境大臣	小泉進次郎君
防衛大臣	河野　太郎君
国務大臣	衛藤　晟一君
国務大臣	北村　誠吾君
国務大臣	菅　義偉君
国務大臣	田中　和徳君
国務大臣	竹本　直一君
国務大臣	武田　良太君
国務大臣	西村　康稔君
国務大臣	橋本　聖子君

○議長の報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		
	奥野総一郎君	
	岡本あき子君	
補欠		
	岡本あき子君	
	奥野総一郎君	

予算委員

辞任		
	衛藤征士郎君	
	原田　義昭君	
	古屋　圭司君	
	岡本　充功君	
	本多　平直君	
	國重　徹君	
	宮本　徹君	
	杉本　和巳君	
	伊佐　進一君	
	小寺　裕雄君	
	中曽根康隆君	
	船橋　利実君	
	長谷川嘉一君	
	日吉　雄太君	
	鰐淵　洋子君	
	高橋千鶴子君	
	足立　康史君	
補欠		
	小寺　裕雄君	
	中曽根康隆君	
	船橋　利実君	
	古屋　圭司君	
	日吉　雄太君	
	本多　平直君	
	岡本　充功君	
	長谷川嘉一君	
	伊佐　進一君	
	高橋千鶴子君	
	足立　康史君	
	鰐淵　洋子君	
	衛藤征士郎君	
	原田　義昭君	
	古屋　圭司君	
	本多　平直君	
	岡本　充功君	
	國重　徹君	
	宮本　徹君	
	杉本　和巳君	

（議案提出）

一、昨二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

予算委員長棚橋泰文君解任決議案（安住淳君外五名提出）

法務大臣森まさこ君不信任決議案（安住淳君外五名提出）

（委員会審査省略要求書受領）

一、昨二十七日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

予算委員長棚橋泰文君解任決議案　安住淳君外五名

法務大臣森まさこ君不信任決議案　安住淳君外五名

（質問書提出）

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

観光地の小規模事業者に対する支援の充実に関する質問主意書（早稲田夕季君提出）

マスクと手指の消毒液の品不足解消に関する質問主意書（早稲田夕季君提出）

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた公共交通機関の乗車率緩和に関する質問主意書（松原仁君提出）

歯科治療の材料である金銀パラジウム合金の購入価格が保険償還価格を上回る「逆ザヤ」に関する質問主意書（稲富修二君提出）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報（号外）

官報　号外　令和二年二月二十八日

第二百一回国会　衆議院会議録　第八号（二）

〔本号（一）参照〕

令和二年度一般会計予算

右

国会に提出する。

令和二年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

令和２年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　令和２年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ102,657,971,326千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第２条　「財政法」第14条の２の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第３条　「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第４条　「財政法」第15条第１項の規定により令和２年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第５条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第６条　「財政法」第４条第１項ただし書の規定により令和２年度において公債を発行することができる限度額は、7,110,000,000千円とする。

２　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第３条第１項の規定により令和２年度において公債を発行することができる限度額は、25,446,200,000千円とする。

３　第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成30年11月１日から令和元年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第１項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

４　第１項及び第２項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第１項の限度額について第３項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第７条　「財政法」第４条第３項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
	人事院	人事院施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、沖縄政策費（沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費

	地方創生推進事務局	地方創生推進費（地方創生拠点整備交付金に限る。）、地方創生基盤整備事業推進費
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	公正取引委員会	公正取引委員会施設費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術利用環境整備費（放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防庁施設費、消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費（認定こども園施設整備交付金に限る。）、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（次世代放射光施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、公立文教施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	スポーツ庁	私立学校振興費
	文化庁	文化財保存事業費（国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立科学博物館施設整備費、独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、保育対策費（保育所等整備交付金に限る。）、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、食料安全保障確立対策

		費（食料安全保障確立対策整備交付金に限る。）、担い手育成・確保等対策費（担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、農地集積・集約化等対策費（農地集積・集約化対策整備交付金に限る。）、農業生産基盤整備推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、国産農産物生産・供給体制強化対策費（国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金に限る。）、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、６次産業化市場規模拡大対策費（６次産業化市場規模拡大対策整備交付金に限る。）、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	水産庁施設費、国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、船舶建造費、漁村振興対策費（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省 経済産業局	経済産業本省施設費、工業用水道事業費 経済産業局施設費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、海岸事業費、鉄道安全対策事業費、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額及び道路環境整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化

官　報（号外）

		等事業費、整備新幹線整備事業費、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、都市構造再編集中支援事業費補助、市街地再開発事業費補助及び都市再生推進事業費補助に限る。）、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、鉄道施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費（廃棄物処理施設整備交付金に限る。）、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、環境調査研修所施設費、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により令和２年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
内閣府	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入
財務省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	東日本大震災復興前年度剰余金受入
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
経済産業省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金
国土交通省	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興貸付金等回収金収入

2　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、国家公務員宿舎の削減計画に基づき用途が廃止された宿舎の跡地等の売却益に相当する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、令和２年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　　分	限　　度　　額
	千円
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　2,624,000,000
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	令和２年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,894
「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	令和２年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　120,112
「農業経営基盤強化促進法」第14条の９第３項の規定による金額の限度	令和２年度以降20箇年度間を通ずる利子補給金の総額　1,637,325
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	令和２年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　2,888,551
「地域再生法」第14条第２項の規定による金額の限度	令和２年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　363,600
「地域再生法」第15条第２項の規定による金額の限度	令和２年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　58,176
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和２年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　387,840
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	令和２年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　412,080
「国家戦略特別区域法」の規定による金額の限度	令和２年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　71,680
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額　411,000,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第７条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額　18,491,943,140
「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度	ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額　1,750,000,000

2　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第２条第３項の規定により令和２年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、50,678,719千円とする。

3　「アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条第２項の規定により令和２年度においてアフリカ開発銀行に出資することができる金額の限度は、651,173,077千円に相当する金額を「アフリカ開発銀行を設立する協定」第５条（１）（ｂ）に規定する計算単位に換算した金額とする。

4　「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」第２条の規定により令和２年度において緑の気候基金に拠出することができる金額の限度は、164,870,055千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が令和２年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
１　株式会社日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務に関する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
２　株式会社国際協力銀行 イ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,902,500,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの		

		等に払い込むべき金額に相当する金額
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が40,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が66,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	
4　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額56,743,216千円及びその利息に相当する金額
5　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額2,652,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額1,848,000,000千円並びにその利息に相当する金額
7　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額120,000,000千円並びにその利息に相当する金額
8　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額1,000,000千円及びその利息に相当する金額
9　株式会社日本政策投資銀行		
イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」	額面総額250,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務	同　法	(1)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が200,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(1)　外貨をもって支払われるもの		
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債及び日本政策投資銀行債のうち外国において発行するもの		

		（ただし、イの額面総額にあっては150,000,000千円、ロの合計額にあっては200,000,000千円の範囲内で一方を減算し、当該減算した金額を他方に加算することができることとし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。）
10　株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債務	「貿易保険法」第26条第１項	額面総額及び元本金額の合計額905,300,000千円並びにその利息に相当する金額
11　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
13　株式会社産業革新投資機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第119条	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第61条	額面総額及び元本金額の合計額70,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18　株式会社海外需要開拓支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	額面総額及び元本金額の合計額35,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 イ　社債及び借入金（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額47,940,000千円並びにその利息に相当する金額

ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	同　条	外貨表示の元本を外貨貨幣換算率により換算した金額の総額が18,700,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
20　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 イ　社債に係る債務	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」第33条	額面総額14,200,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	同　条	外貨表示の元本を外貨貨幣換算率により換算した金額の総額が1,500,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
21　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額270,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額310,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額570,000,000千円並びに(4)に掲げる借入金にあっては元本金額275,100,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　高齢者医療制度関係業務((3)に掲げるものを除く。)に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」	
(3)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　法	
(4)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	
22　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」	額面総額及び元本金額の合計額40,000,000千円並びにその利息に相当する金額
23　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額17,300,000千円及びその利息に相当する金額
24　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
25　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額670,000,000千円及びその利息に相当する金額
26　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額60,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第７号から第９号までの各号、第22号、第23号若しくは第26号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める

額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第３号までの各号、第５号から第７号までの各号、第９号から第23号までの各号及び第26号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣	内閣官房	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
内閣府	内閣本府	科学技術イノベーション創造推進費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	総合特区推進調整費、地方創生基盤整備事業推進費、特定地域づくり事業推進費
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費
	観光庁	国際観光旅客税財源観光振興費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業生産基盤整備事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費）の各組織 ロ　国土交通本省（航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備

	事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項
２　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と農業生産基盤整備事業工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
３　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費と船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
４　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

１　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
２　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）

内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金及び感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金及び医療提供体制設備整備交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険保険者努力支援交付金に限る。）、麻薬・覚醒剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待等防止対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、母子保健衛生対策費（母子保健衛生医療費負担金に限る。）、生活保護等対策費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、精神障害者措置入院費負担金及び障害者医療費負担

		金に限る。)、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、公的年金制度等運営諸費(年金生活者支援給付金給付費に限る。)、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、私的年金制度整備運営費(国民年金基金等給付費負担金に限る。)、高齢者日常生活支援等推進費(地域支援事業交付金に限る。)、介護保険制度運営推進費(国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に限る。)
	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費(児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費及び入所児童食糧費に限る。)
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
	林野庁	林野庁共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環境省	環境本省	環境本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			2,344,048	
		国有財産利用収入		2,083,117	
			国有財産貸付収入	2,081,944	
			国有財産使用収入	1,173	
		諸収入		260,931	
			弁償及返納金	21,850	
			物品売払収入	9,248	
			雑入	229,833	
裁判所	政府資産整理収入			1,484,118	
		回収金等収入		1,484,118	
			貸付金等回収金収入	1,484,118	
	雑収入			59,703,430	
		国有財産利用収入		802,044	

		納付金		797,961
			国有財産貸付収入	4,083
			国有財産使用収入	49,090
			法科大学院設置者納付金	49,090
		諸収入		58,852,296
			許可及手数料	1,599,781
			懲罰及没収金	185,405
			弁償及返納金	115,947
			物品売払収入	44,544
			雑入	56,906,619
			計	61,187,548
会計検査院	雑収入			6,015
		国有財産利用収入		1,297
			国有財産貸付収入	1,297
		諸収入		4,718
			弁償及返納金	822
			物品売払収入	2,203
			雑入	1,693
内閣	雑収入			729,891
		国有財産利用収入		32,154
			国有財産貸付収入	31,372
			国有財産使用収入	782
		諸収入		697,737
			弁償及返納金	695,089
			物品売払収入	1,162
			雑入	1,486
内閣府	官業益金及官業収入			24,391
		官業収入		24,391
			病院収入	24,391
	政府資産整理収入			14,556,147
		国有財産処分収入		249,551
			国有財産売払収入	249,551
		回収金等収入		14,306,596
			貸付金等回収金収入	2,411,324
			東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	11,895,272

官報（号外）

	雑収入				70,742,688
		国有財産利用収入			2,140,373
			国有財産貸付収入		1,172,446
			国有財産使用収入		967,927
		納付金			4,841,860
			雑納付金		4,841,860
		諸収入			63,760,455
			特別会計受入金		138,033
			許可及手数料		474,511
			懲罰及没収金		54,361,639
			弁償及返納金		8,508,704
			物品売払収入		213,107
			雑入		64,461
			計		85,323,226
総務省	雑収入				81,199,556
		国有財産利用収入			163,213
			国有財産貸付収入		163,213
		納付金			324,780
			雑納付金		324,780
		諸収入			80,711,563
			許可及手数料		1,033,498
			弁償及返納金		3,855,754
			物品売払収入		12,560
			電波利用料収入		74,989,656
			雑入		820,095
法務省	雑収入				96,914,856
		国有財産利用収入			800,583
			国有財産貸付収入		799,370
			利子収入		1,213
		諸収入			96,114,273
			許可及手数料		48,789,555
			懲罰及没収金		42,233,902
			弁償及返納金		771,913
			物品売払収入		169,319
			矯正官署作業収入		3,717,402
			雑入		432,182

外務省	政府資産整理収入				114,362
		国有財産処分収入			114,362
			国有財産売払収入		114,362
	雑収入				23,564,169
		国有財産利用収入			560,329
			国有財産貸付収入		543,256
			利子収入		17,073
		諸収入			23,003,840
			許可及手数料		14,444,769
			弁償及返納金		8,473,224
			物品売払収入		44,239
			雑入		41,608
			計		23,678,531
財務省	租税及印紙収入				63,513,000,000
		租税			62,470,000,000
			所得税		19,529,000,000
			法人税		12,065,000,000
			相続税		2,341,000,000
			消費税		21,719,000,000
			酒税		1,265,000,000
			たばこ税		914,000,000
			揮発油税		2,204,000,000
			石油ガス税		6,000,000
			航空機燃料税		54,000,000
			石油石炭税		655,000,000
			電源開発促進税		315,000,000
			自動車重量税		393,000,000
			国際観光旅客税		54,000,000
			関税		946,000,000
			とん税		10,000,000
		印紙収入			1,043,000,000
			印紙収入		1,043,000,000
	政府資産整理収入				110,168,399
		国有財産処分収入			49,099,384
			国有財産売払収入		45,313,408
			特定国有財産売払収入		3,785,976
		回収金等収入			61,069,015

官報（号外）

			特別会計整理収入	38,112,713
			引継債権整理収入	24
			政府出資回収金収入	22,956,278
	雑収入			3,571,018,994
		国有財産利用収入		98,807,945
			国有財産貸付収入	37,907,450
			国有財産使用収入	382
			利子収入	33,755
			配当金収入	60,866,358
		納付金		655,750,377
			日本銀行納付金	643,500,000
			独立行政法人造幣局納付金	7,650,749
			雑納付金	4,599,628
		諸収入		2,816,460,672
			特別会計受入金	2,739,599,092
			許可及手数料	2,360,806
			受託調査試験及役務収入	15,887,738
			懲罰及没収金	3,900,204
			弁償及返納金	1,520,296
			物品売払収入	113,523
			文官恩給費特別会計等負担金	446,353
			雑入	52,632,660
	公債金			32,556,200,000
		公債金		32,556,200,000
			公債金	7,110,000,000
			特例公債金	25,446,200,000
	前年度剰余金受入			527,447,532
		前年度剰余金受入		527,447,532
			前年度剰余金受入	520,689,270
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	6,758,262
			計	100,277,834,925
文部科学省	政府資産整理収入			37,625,211
		回収金等収入		37,625,211
			貸付金等回収金収入	37,625,211
	雑収入			25,357,547
		国有財産利用収入		680,558
			国有財産貸付収入	665,088

		納付金	国有財産使用収入	15,470
				6,252,072
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	5,573,100
			雑納付金	678,972
		諸収入		18,424,917
			許可及手数料	43,848
			弁償及返納金	12,035,223
			物品売払収入	25,546
			雑入	6,320,300
			計	62,982,758
厚生労働省	官業益金及官業収入			980,569
		官業収入		980,569
			病院収入	980,569
	政府資産整理収入			2,936,264
		回収金等収入		2,936,264
			貸付金等回収金収入	2,936,264
	雑収入			597,323,143
		国有財産利用収入		460,277
			国有財産貸付収入	459,703
			国有財産使用収入	574
		諸収入		596,862,866
			特別会計受入金	37,402
			授業料及入学検定料	113,997
			許可及手数料	87,008
			受託調査試験及役務収入	171,003
			弁償及返納金	594,874,533
			物品売払収入	365,636
			雑入	1,213,287
			計	601,239,976
農林水産省	官業益金及官業収入			32,210,466
		官業収入		32,210,466
			国有林野事業収入	32,210,466
	政府資産整理収入			1,895,752
		国有財産処分収入		632,574
			国有財産売払収入	632,574
		回収金等収入		1,263,178
			貸付金等回収金収入	1,263,178

官報(号外)

	雑収入			414,905,452	
		国有財産利用収入		1,064,503	
			国有財産貸付収入	1,057,556	
			国有財産使用収入	5,006	
			利子収入	1,941	
		納付金		328,967,723	
			日本中央競馬会納付金	327,596,468	
			雑納付金	1,371,255	
		諸収入		84,873,226	
			特別会計受入金	4,345,202	
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1,924,696	
			公共事業費負担金	51,933,145	
			東日本大震災復興公共事業費負担金	81,126	
			許可及手数料	41,386	
			受託調査試験及役務収入	4,696,937	
			懲罰及没収金	38,690	
			弁償及返納金	19,516,208	
			物品売払収入	206,899	
			雑入	2,088,937	
			計	449,011,670	
	経済産業省	政府資産整理収入		2,905,843	
		回収金等収入		2,905,843	
			特別会計整理収入	117	
			貸付金等回収金収入	2,905,726	
		雑収入		44,945,809	
		国有財産利用収入		244,650	
			国有財産貸付収入	244,650	
		納付金		9,119,082	
			特定アルコール譲渡者納付金	9,062,550	
			雑納付金	56,532	
		諸収入		35,582,077	
			東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	72	
			許可及手数料	344	
			弁償及返納金	34,711,479	

			物品売払収入	161,475
			雑入	708,707
			計	47,851,652
国土交通省	政府資産整理収入			63,000,758
		国有財産処分収入		108,744
			国有財産売払収入	108,744
		回収金等収入		62,892,014
			特別会計整理収入	37,509,039
			貸付金等回収金収入	25,166,517
			東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458
	雑収入			750,810,807
		国有財産利用収入		7,403,051
			国有財産貸付収入	3,958,755
			国有財産使用収入	3,426,607
			利子収入	17,689
		納付金		196,755
			特定タンカー所有者納付金	196,755
		諸収入		743,211,001
			公共事業費負担金	587,736,226
			許可及手数料	7,635,297
			受託調査試験及役務収入	64,997,603
			懲罰及没収金	21,917
			弁償及返納金	48,154,589
			物品売払収入	2,365,564
			附帯工事費負担金	20,822,000
			雑入	11,477,805
			計	813,811,565
環境省	雑収入			2,711,146
		国有財産利用収入		1,602,442
			国有財産貸付収入	699,863
			国有財産使用収入	902,579
		諸収入		1,108,704
			許可及手数料	19,772
			弁償及返納金	1,050,469
			物品売払収入	71
			雑入	38,392

防衛省	官業益金及官業収入			17,165,881
		官業収入		17,165,881
			病院収入	17,165,881
	政府資産整理収入			534,387
		国有財産処分収入		87,091
			国有財産売払収入	87,091
		回収金等収入		447,296
			貸付金等回収金収入	393,640
			事故補償費返還金	53,656
	雑収入			33,443,695
		国有財産利用収入		7,312,055
			国有財産貸付収入	7,288,231
			国有財産使用収入	21,564
			利子収入	2,260
		納付金		52,125
			雑納付金	52,125
		諸収入		26,079,515
			授業料及入学検定料	8,106
			受託調査試験及役務収入	16,269
			弁償及返納金	20,312,484
			物品売払収入	2,286,673
			雑入	3,455,983
			計	51,143,963
歳入総計				102,657,971,326

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	10,980,066
		皇族費	269,315
		計	11,573,381
国会	衆議院	衆議院	64,992,463
		衆議院施設費	1,673,079
		衆議院予備経費	7,000
		計	66,672,542

	参議院	参議院	39,758,401
		参議院施設費	1,625,631
		参議院予備経費	5,000
		計	41,389,032
	国立国会図書館	国立国会図書館	19,014,252
		国立国会図書館施設費	1,202,093
		計	20,216,345
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	138,464
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	114,197
	国会所管合計		128,530,580
裁判所	裁判所	最高裁判所	80,917,362
		下級裁判所	208,654,957
		検察審査費	302,934
		裁判費	19,716,454
		裁判所施設費	17,024,474
		裁判所予備経費	8,000
		計	326,624,181
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,020,964
		会計検査院施設費	78,130
		計	17,099,094
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	33,972,171
		内閣官房施設費	1,856,929
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	67,388,003
		情報収集衛星業務費	59,056,153
		情報収集衛星施設費	3,475,920
		計	165,749,176
	内閣法制局	内閣法制局	1,222,263
	人事院	人事院	9,098,361
		人事院施設費	33,440
		計	9,131,801
	内閣所管合計		176,103,240

官　報（号外）

内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	29,000,507
		内閣本府施設費	2,984,305
		公文書等管理政策費	49,945
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,365,019
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	34,433
		政府広報費	8,496,503
		アイヌ政策推進費	2,002,985
		経済財政政策費	760,723
		地方創生支援費	1,379,499
		科学技術・イノベーション政策費	1,116,358
		科学技術イノベーション創造推進費	55,500,000
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	54,245,901
		防災政策費	7,808,828
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	12,836,827
		沖縄政策費	33,798,043
		沖縄振興交付金事業推進費	101,356,000
		沖縄振興特定事業推進費	5,500,000
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	3,450,000
		沖縄振興推進調査費	50,000
		沖縄教育振興事業費	7,996,300
		沖縄保健衛生諸費	2,187
		沖縄国立大学法人施設整備費	8,886,767
		沖縄開発事業費	110,268,287
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619,000
		共生社会政策費	2,173,078
		栄典行政費	2,802,894
		男女共同参画社会形成促進費	976,810
		食品安全政策費	327,925
		公益法人制度適正運営推進費	155,661
		経済社会総合研究所	2,123,814
		迎賓施設運営費	2,190,321

		プレミアム付商品券事業助成費	53,439
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	15,648,000
		計	478,960,359
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	2,218,657
		総合特区推進調整費	10,000
		地方創生推進費	62,473,000
		地方創生基盤整備事業推進費	39,777,000
		特定地域づくり事業推進費	500,000
		計	104,978,657
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	192,096
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	27,615,094
	北方対策本部	北方対策本部	357,621
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,333,129
		計	1,690,750
	子ども・子育て本部	子ども・子育て本部	1,467,313
		大学等修学支援費	488,175,811
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,509,511,255
		計	2,999,154,379
	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	140,084
		有人国境離島政策推進費	5,035,337
		計	5,175,421
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	633,952
	日本学術会議	日本学術会議	1,048,960
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	296,284
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,835,230
		沖縄海岸事業調査諸費	3,300
		沖縄治水事業工事諸費	1,874,069
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,447,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	921,245
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	136,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	234,568
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	842,900

官報（号外）

		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,631
		計	11,297,943
	宮内庁	宮内庁	12,248,767
	公正取引委員会	公正取引委員会	11,493,281
		公正取引委員会施設費	60,045
		計	11,553,326
	警察庁	警察庁共通費	94,258,622
		警察庁施設費	9,498,276
		生活安全警察費	235,570
		刑事警察費	407,345
		組織犯罪対策費	50,867
		交通警察費	21,018,505
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	54,361,639
		警備警察費	10,991,553
		皇宮警察本部	8,962,186
		犯罪被害給付費	1,182,037
		情報技術犯罪対策費	1,131,813
		科学警察研究所	2,167,118
		警察活動基盤整備費	156,039,268
		計	360,304,799
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	4,154,914
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	3,812,855
	金融庁	金融庁共通費	23,092,824
		金融政策費	2,583,184
		計	25,676,008
	消費者庁	消費者庁共通費	5,042,142
		消費者政策費	3,831,883
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,120,343
		計	11,994,368
	内閣府所管合計		4,060,788,932
総務省	総務本省	総務本省共通費	41,791,659
		総務本省施設費	1,061,457
		行政管理実施費	114,520
		行政評価等実施費	242,667

		地方行政制度整備費	786,263
		地域振興費	2,522,710
		地方財政制度整備費	51,757
		地方交付税交付金	15,608,534,600
		地方特例交付金	200,727,000
		地方税制度整備費	37,239
		選挙制度等整備費	201,722
		電子政府・電子自治体推進費	418,995,610
		情報通信技術研究開発推進費	7,556,072
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	27,940,000
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	90,200
		情報通信技術高度利活用推進費	4,601,117
		情報通信技術利用環境整備費	6,047,289
		電波利用料財源電波監視等実施費	70,385,955
		情報通信国際戦略推進費	1,305,958
		郵政行政推進費	756,057
		一般戦災死没者追悼等事業費	565,059
		恩給費	164,912,073
		統計調査費	97,019,176
		独立行政法人統計センター運営費	8,636,513
		政党助成費	31,797,328
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,140,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,400,000
		計	16,733,220,001
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	6,565,233
		行政評価等実施費	816,398
		計	7,381,631
	総合通信局	総合通信局共通費	8,360,796
		情報通信技術高度利活用等推進費	49,298
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,237,955
		計	11,648,049
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	560,954

官報（号外）

	消防庁	消防庁共通費	2,270,343
		消防庁施設費	132,575
		消防防災体制等整備費	13,941,355
		計	16,344,273
	総務省所管合計		16,769,154,908
法務省	法務本省	法務本省共通費	129,503,389
		基本法制整備費	131,074
		司法制度改革推進費	17,846,784
		日本司法支援センター運営費	14,847,335
		再犯防止等企画調整推進費	193,254
		検察企画調整費	45,098
		矯正企画調整費	156,426
		更生保護企画調整推進費	426,431
		債権管理回収業審査監督費	10,425
		人権擁護推進費	1,311,583
		訟務費	1,920,788
		法務省施設費	48,958,658
		法務行政情報化推進費	3,614,592
		計	218,965,837
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,966,602
		法務調査研究費	42,845
		国際協力推進費	331,052
		計	2,340,499
	検察庁	検察官署共通費	105,328,296
		検察費	5,318,831
		検察運営費	3,730,091
		計	114,377,218
	矯正官署	矯正官署共通費	171,870,487
		矯正管理業務費	8,348,412
		矯正収容費	42,898,209
		矯正施設民間開放推進費	19,232,333
		計	242,349,441
	更生保護官署	更生保護官署共通費	14,319,162
		更生保護活動費	13,220,697
		計	27,539,859
	法務局	法務局共通費	72,791,282
		登記事務処理費	54,181,449

		国籍等事務処理費	8,577,561
		人権擁護活動費	2,151,873
		計	137,702,165
	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	37,512,406
		出入国管理企画調整推進費	3,054,710
		出入国管理業務費	21,227,650
		計	61,794,766
	公安審査委員会	公安審査委員会	66,853
	公安調査庁	公安調査庁共通費	13,275,567
		破壊的団体等調査費	2,158,423
		計	15,433,990
	法務省所管合計		820,570,628
外務省	外務本省	外務本省共通費	65,323,561
		外務本省施設費	908,934
		地域別外交費	4,053,081
		分野別外交費	4,007,538
		広報文化交流及報道対策費	10,118,302
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,672,192
		領事政策費	12,925,695
		経済協力費	164,723,756
		独立行政法人国際協力機構運営費	151,064,816
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	535,011
		国際分担金其他諸費	137,265,109
		計	563,597,995
	在外公館	在外公館共通費	133,925,659
		在外公館施設費	5,680,299
		地域別外交費	1,005,094
		分野別外交費	417,106
		広報文化交流及報道対策費	2,198,348
		領事政策費	4,136,638
		経済協力費	1,046,242
		計	148,409,386
	外務省所管合計		712,007,381

官　報（号外）

財務省	財務本省	財務本省共通費	160,982,939
		財務本省施設費	227,940
		財政健全化推進費	811,082
		税制企画立案費	160,632
		資産債務管理費	415,629
		国債費	23,351,520,636
		公務員宿舎施設費	7,666,572
		特定国有財産整備費	1,556,576
		特定国有財産整備諸費	121,132
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,826,761
		関税制度等企画立案費	1,655,473
		経済協力費	77,505,931
		政策金融費	60,163,430
		国家公務員共済組合連合会等助成費	68,292,433
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	20,875,886
		予備費	500,000,000
		計	24,268,783,052
	財務局	財務局共通費	47,553,274
		財務局施設費	290,706
		財務局業務費	12,921,387
		計	60,765,367
	税関	税関共通費	73,948,794
		税関施設費	224,981
		税関業務費	33,702,395
		船舶建造費	1,122,405
		計	108,998,575
	国税庁	国税庁共通費	571,609,925
		国税庁施設費	2,574,406
		税務業務費	139,401,696
		国税不服審判所	4,828,069
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	964,996
		計	719,379,092
	財務省所管合計		25,157,926,086

文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	102,134,354
		教育政策推進費	43,498,205
		独立行政法人教職員支援機構運営費	1,214,954
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,571,079
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	525,340
		初等中等教育振興費	529,100,571
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,102,796
		義務教育費国庫負担金	1,522,141,000
		高等教育振興費	35,528,398
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	2,275,822
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,330,381
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	6,962,710
		育英事業費	101,957,274
		私立学校振興費	548,160,786
		科学技術・学術政策推進費	6,686,256
		研究振興費	303,626,338
		国立大学法人施設整備費	74,953,913
		国立大学法人船舶建造費	5,671,490
		国立大学法人運営費	1,080,672,069
		独立行政法人日本学術振興会運営費	26,567,080
		研究開発推進費	140,847,273
		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	13,787,272
		国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	5,924,931
		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,271,984
		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	189,181
		国立研究開発法人理化学研究所運営費	53,549,284
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	21,535,063

官報（号外）

		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	631,487
		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,608,976
		南極地域観測事業費	4,094,428
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	107,715,472
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	868,330
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	31,843,418
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	616,611
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	118,447,193
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	1,120,832
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	36,463,213
		公立文教施設整備費	117,002,306
		文化振興費	924,000
		国際交流・協力推進費	30,405,375
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,651,477
		計	5,273,178,922
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,232,699
		科学技術・学術政策研究所	832,717
		日本学士院	619,225
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	4,692,296
	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	1,272,848
		初等中等教育振興費	25,110
		私立学校振興費	80,000
		スポーツ振興費	9,684,087
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,570,081
		計	30,632,126
	文化庁	文化庁共通費	3,360,137
		文化振興費	22,390,704
		文化財保存事業費	45,629,717

		文化財保存施設整備費	609,214
		文化振興基盤整備費	2,970,359
		日本芸術院	525,818
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,731,759
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	133,102
		独立行政法人国立美術館運営費	7,552,265
		独立行政法人国立美術館施設整備費	1,381,000
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,633,262
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	197,737
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,599,785
		計	106,714,859
文部科学省所管合計			5,415,218,203
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	107,759,647
		厚生労働本省施設費	260,099
		医療提供体制確保対策費	26,413,146
		医療従事者等確保対策費	590,248
		医療従事者資質向上対策費	232,152
		医療情報化等推進費	2,634,259
		医療安全確保推進費	1,348,493
		独立行政法人国立病院機構運営費	15,041,542
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,459,097
		国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	173,590
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	3,984,461
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,020,349
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,049,476
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	5,870,005

国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	79,151
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,191,121
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	500,500
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,972,260
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	697,073
感染症対策費	154,158,684
特定疾患等対策費	139,036,630
移植医療推進費	3,202,704
原爆被爆者等援護対策費	121,848,494
医薬品承認審査等推進費	1,175,483
医薬品安全対策等推進費	2,311,081
医薬品適正使用推進費	210,336
血液製剤対策費	629,252
医療技術実用化等推進費	2,147,735
医療提供体制基盤整備費	204,848,596
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,265,089
医療保険給付諸費	10,222,054,185
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,833,163
医療費適正化推進費	26,114,154
地域保健対策費	3,815,667
保健衛生施設整備費	5,146,940
健康増進対策費	17,488,102
健康危機管理推進費	277,364
食品等安全確保対策費	2,288,094
水道安全対策費	89,953
水道施設整備費	8,097,000
生活基盤施設耐震化等対策費	41,766,000
麻薬・覚醒剤等対策費	556,664
化学物質安全対策費	△ 310,915
生活衛生対策費	5,325,905
労働条件確保・改善対策費	217,113
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,086,613

		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	8,683
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	1,112
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	406,787
		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	23,353
		男女均等雇用対策費	137,253
		高齢者等雇用安定・促進費	9,276,790
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	27,459,500
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	620,165
		職業能力開発強化費	5,121,433
		若年者等職業能力開発支援費	73,343
		障害者等職業能力開発支援費	4,105,482
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	867,964
		保育対策費	109,109,354
		児童虐待等防止対策費	156,680,565
		母子保健衛生対策費	28,198,330
		母子家庭等対策費	175,573,803
		子ども・子育て支援対策費	4,367,051
		児童福祉施設整備費	15,286,899
		生活保護等対策費	2,934,065,093
		自殺対策費	3,293,124
		社会福祉諸費	36,060,913
		遺族及留守家族等援護費	8,029,202
		戦没者慰霊事業費	3,637,196
		中国残留邦人等支援事業費	1,111,637
		恩給進達等実施費	216,441
		障害保健福祉費	2,125,279,825
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,303,109
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	98,913
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,732,894

官報（号外）

		社会福祉施設整備費	19,149,884
		独立行政法人福祉医療機構運営費	1,950,243
		公的年金制度等運営諸費	500,251,920
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	11,964,423,852
		私的年金制度整備運営費	3,633,386
		高齢者日常生活支援等推進費	202,592,432
		介護保険制度運営推進費	3,149,342,497
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	110,072,203
		国際機関活動推進費	14,292,749
		国際協力費	232,289
		厚生労働調査研究等推進費	59,786,945
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	3,847,420
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	46,750
		社会保障・税番号活用推進費	14,916,679
		水道施設整備事業調査諸費	3,000
		水道施設災害復旧事業費	356,000
		計	32,853,623,048
	検疫所	検疫所共通費	8,583,461
		検疫所施設費	151,742
		検疫業務等実施費	1,198,848
		輸入食品検査業務実施費	2,033,996
		計	11,968,047
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	19,242,501
		国立ハンセン病療養所施設費	3,487,663
		国立ハンセン病療養所運営費	10,261,736
		計	32,991,900
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	9,630,560
		厚生労働本省試験研究所施設費	365,409
		血清等製造及検定費	478,830
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	3,763,954
		計	14,238,753

	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,205,726
		国立更生援護機関施設費	108,083
		国立児童自立支援施設運営費	152,995
		国立更生援護所運営費	2,307,450
		計	8,774,254
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,462,256
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,438,121
		医師等国家試験実施費	803,198
		麻薬・覚醒剤等対策費	533,377
		医療観察等実施費	75,116
		計	17,312,068
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	88,693,090
		都道府県労働局施設費	195,396
		労働条件確保・改善対策費	693,357
		男女均等雇用対策費	133,201
		個別労働紛争対策費	83,501
		職業紹介事業等実施費	35,253
		高齢者等雇用安定・促進費	4,783,444
		若年者等職業能力開発支援費	1,552,581
		計	96,169,823
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,181,730
		労使関係等安定形成促進費	306,067
		計	1,487,797
	厚生労働省所管合計		33,036,565,690
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	98,111,322
		農林水産本省施設費	526,471
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,497,481
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,873,178
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	36,486
		国産農産物消費拡大対策費	353,937
		農林水産物・食品輸出促進対策費	6,497,078
		食料安全保障確立対策費	26,561,116
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	89,000,000

官報（号外）

		担い手育成・確保等対策費	223,625,716	
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,410,009	
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	95,825,164	
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	55,728,008	
		農地集積・集約化等対策費	49,571,263	
		農業生産基盤整備推進費	28,310,871	
		海岸事業費	3,539,700	
		農業生産基盤整備事業費	231,828,006	
		農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	6,877,000	
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	377,298,611	
		牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策費	37,745,700	
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,653,227	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,025,232	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	151,038	
		農林水産政策研究所	1,089,091	
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,578,379	
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	145,902	
		農業・食品産業強化対策費	20,262,770	
		農林水産業気候変動・生物多様性保全等対策費	154,047	
		環境保全型農業生産対策費	2,497,021	
		農村地域資源維持・継承等対策費	74,864,762	
		6次産業化市場規模拡大対策費	2,533,863	
		農山漁村6次産業化対策費	1,036,842	
		農山漁村活性化対策費	19,870,146	
		農山漁村地域整備事業費	80,732,000	
		農林水産統計調査費	6,460,327	
		風水害等対策費	25,463	

		受託工事等実施費	4,576,240
		海岸事業調査諸費	3,509
		農業生産基盤整備事業調査諸費	1,137,510
		農業施設災害復旧事業費	7,874,859
		農業施設災害関連事業費	416,584
		計	1,578,305,929
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	16,403,080
		農林水産本省検査指導所施設費	274,296
		計	16,677,376
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,187,310
		農林水産技術会議施設費	182,789
		農林水産業研究開発・技術移転推進費	5,879,630
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	54,053,016
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	723,665
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,545,618
		計	66,572,028
	地方農政局	地方農政局	57,344,462
		地方農政局施設費	372,881
		海岸事業工事諸費	421,791
		農業生産基盤整備事業工事諸費	19,664,484
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	2,109
		計	77,805,727
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,255,620
	林野庁	林野庁共通費	33,207,199
		林野庁施設費	1,051,160
		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,462,755
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	214,318
		森林整備・保全費	6,228,550
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	16,322,882

官報（号外）

		治山事業費	66,358,000
		森林整備事業費	122,039,657
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,534,688
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	21,117,693
		林業振興対策費	5,946,779
		林産物供給等振興対策費	2,771,242
		森林整備・林業等振興対策費	8,495,999
		治山事業工事諸費	5,567,000
		森林整備事業工事諸費	7,706,343
		山林施設災害復旧事業費	5,266,520
		山林施設災害関連事業費	4,832,284
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	58,196
		計	319,181,265
	水産庁	水産庁共通費	7,882,735
		水産庁施設費	77,079
		食料安全保障確立対策費	633,630
		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	16,940,964
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	343,069
		水産資源回復対策費	27,888,508
		船舶建造費	3,052,240
		漁業経営安定対策費	31,922,404
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	17,881,438
		漁村振興対策費	5,629,343
		海岸事業費	1,244,063
		水産基盤整備費	37,533,287
		水産業強化対策費	2,004,207
		海岸事業調査諸費	4,937
		水産基盤整備事業工事諸費	55,713
		漁港施設災害復旧事業費	1,109,448
		漁港施設災害関連事業費	22,000
		計	154,225,065
	農林水産省所管合計		2,217,023,010

経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	47,538,355
		経済産業本省施設費	1,454,764
		産業・事業新陳代謝促進費	1,004,171
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,750,008
		技術革新促進・環境整備費	2,423,064
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,806
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,600,018
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	13,943,499
		基準認証政策推進費	2,523,833
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,334,014
		経済産業統計調査費	1,506,754
		ものづくり産業振興費	22,368,130
		情報技術利活用促進費	8,828,074
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	13,146,715
		サービス産業強化費	3,191,614
		クールジャパン推進費	4,384,464
		サイバーセキュリティ対策推進費	2,924,057
		産業保安・危機管理費	4,209,366
		国際交渉・連携推進費	3,720,708
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	25,388,887
		海外市場開拓支援費	8,383,157
		対内投資促進費	39,064
		貿易管理費	1,872,456
		地域経済活性化対策費	1,404,289
		工業用水道事業費	2,995,000
		環境政策推進費	406,960
		消費者行政推進費	272,632,984
		化学物質管理推進費	547,831
		計	517,540,042

官報（号外）

	経済産業局	経済産業局共通費	14,661,334
		経済産業局施設費	151,673
		計	14,813,007
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,694,546
		産業保安・危機管理費	48,889
		計	2,743,435
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,084,061
		鉱物資源安定供給確保費	524,431
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,800,000
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	450,565,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	135,290,056
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	21,709,944
		計	615,973,492
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,365,013
		経営革新・創業促進費	44,990,948
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	17,552,260
		中小企業事業環境整備費	23,162,357
		経営安定・取引適正化費	4,318,161
		計	92,388,739
	経済産業省所管合計		1,243,458,715
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	128,417,461
		国土交通本省施設費	292,547
		住宅対策事業費	1,800,000
		住宅対策諸費	40,126,755
		住宅市場整備推進費	120,512,147
		総合的バリアフリー推進費	39,601
		海洋環境対策費	456,317
		港湾環境整備事業費	1,258,022
		道路環境等対策費	552,345
		道路環境改善事業費	129,230,000
		水資源対策費	113,142
		水資源開発事業費	11,829,386

緑地環境対策費	160,000
国営公園等事業費	19,230,598
水環境対策費	200,123
都市水環境整備事業費	23,103,664
下水道事業費	5,126,007
地球温暖化防止等対策費	9,297,921
災害情報整備推進費	4,213
住宅・市街地防災対策費	156,707
市街地防災事業費	450,000
住宅防災事業費	113,703,000
都市公園防災事業費	2,737,000
下水道防災事業費	24,447,248
水害・土砂災害対策費	301,394
河川管理施設整備費	73,889
河川整備事業費	592,485,563
多目的ダム建設事業費	69,500,296
総合流域防災事業費	8,231,121
砂防事業費	137,837,210
急傾斜地崩壊対策等事業費	16,281
防災・減災対策等強化事業推進費	31,001,000
海岸事業費	28,928,673
公共交通等安全対策費	1,829,763
独立行政法人航空大学校運営費	2,636,620
鉄道安全対策事業費	5,567,000
道路交通安全対策費	313,576
道路交通安全対策事業費	894,079,000
総合的物流体系整備推進費	2,424,185
港湾事業費	217,936,564
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	400,044
景観形成推進費	136,705
地域連携道路事業費	554,020,000
整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,438,000
整備新幹線整備事業費	80,372,000
航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	25,892,226

			航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	11,019,000	
			航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	2,102,000	
			都市・地域づくり推進費	1,851,583	
			都市再生・地域再生整備事業費	101,109,755	
			鉄道網整備推進費	350,323	
			鉄道網整備事業費	20,415,000	
			地域公共交通維持・活性化推進費	21,093,120	
			独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	263,857	
			都市・地域交通整備事業費	692,000	
			道路交通円滑化推進費	118,039	
			道路交通円滑化事業費	220,199,000	
			社会資本整備・管理効率化推進費	1,567,281	
			不動産市場整備等推進費	4,749,752	
			建設市場整備推進費	805,949	
			国土交通統計調査費	838,817	
			国土調査費	6,882,618	
			自動車運送業市場環境整備推進費	88,276	
			海事産業市場整備等推進費	1,158,827	
			独立行政法人海技教育機構運営費	7,093,246	
			国土形成推進費	525,734	
			社会資本総合整備事業費	1,680,540,000	
			官民連携基盤整備推進調査費	331,000	
			地理空間情報整備・活用推進費	96,749	
			離島振興費	4,980,534	
			離島振興事業費	63,628,233	
			北海道総合開発推進費	1,772,594	
			北海道開発事業費	568,699,933	
			北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325,000	
			技術研究開発推進費	2,786,584	
			国立研究開発法人土木研究所運営費	8,667,284	

		国立研究開発法人土木研究所施設整備費	492,990	
		国立研究開発法人建築研究所運営費	1,778,991	
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	334,725	
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,193,097	
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費	737,870	
		情報化推進費	3,093,075	
		国際協力費	1,866,407	
		官庁施設保全等推進費	183,915	
		官庁営繕費	18,746,510	
		附帯・受託工事費	83,029,000	
		治水海岸事業調査諸費	146,337	
		水資源開発事業調査諸費	1,967	
		道路整備事業調査諸費	68,474	
		港湾事業調査諸費	77,203	
		都市開発事業調査諸費	24,245	
		都市水環境整備事業調査諸費	6,539	
		住宅建設事業調査諸費	98,245	
		国営公園等事業調査諸費	30,575	
		下水道事業調査諸費	85,745	
		河川等災害復旧事業費	40,324,953	
		住宅施設災害復旧事業費	101,000	
		鉄道施設災害復旧事業費	910,000	
		河川等災害関連事業費	13,267,129	
		自動車安全特別会計へ繰入	4,030,000	
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	279,954	
		北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	9,000	
		離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	9,000	
		計	6,202,344,348	
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,203,866	
		国土技術政策総合研究所施設費	364,658	

	技術研究開発推進費	535,666	
	治水海岸事業工事諸費	646,647	
	道路整備事業工事諸費	528,185	
	港湾空港整備事業工事諸費	205,491	
	計	5,484,513	
国土地理院	国土地理院共通費	5,500,658	
	国土地理院施設費	93,500	
	災害情報整備推進費	517,800	
	地理空間情報整備・活用等推進費	4,337,108	
	技術研究開発推進費	93,825	
	計	10,542,891	
海難審判所	海難審判所共通費	940,046	
	海難審判費	26,031	
	計	966,077	
地方整備局	地方整備局共通費	33,244,804	
	地方整備推進費	1,033,410	
	治水海岸事業工事諸費	93,288,519	
	道路整備事業工事諸費	85,261,341	
	港湾空港整備事業工事諸費	19,587,217	
	都市環境整備事業工事諸費	9,803,797	
	国営公園等事業工事諸費	1,878,827	
	河川等災害復旧事業等工事諸費	556,584	
	計	244,654,499	
北海道開発局	北海道開発局共通費	9,424,585	
	北海道開発局施設費	31,984	
	北海道開発行政推進費	283,721	
	北海道治水海岸事業工事諸費	10,336,000	
	北海道道路整備事業工事諸費	18,090,000	
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,128,000	
	北海道都市環境整備事業工事諸費	1,666,000	
	北海道国営公園等事業工事諸費	97,580	
	北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	10,171,487	

		北海道災害復旧事業等工事諸費	34,334
		計	53,263,691
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,658,398
		地方運輸行政推進費	1,190,043
		計	21,848,441
	地方航空局	地方航空局共通費	2,200,893
		地方航空行政推進費	43,191
		計	2,244,084
	観光庁	観光庁共通費	2,129,899
		観光振興費	7,965,566
		国際観光旅客税財源観光振興費	45,617,732
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	8,717,068
		国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	5,442,784
		計	69,873,049
	気象庁	気象官署共通費	38,423,047
		気象官署施設費	2,616,488
		観測予報等業務費	15,840,038
		気象研究所	2,612,143
		計	59,491,716
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,161,194
	海上保安庁	海上保安官署共通費	107,036,360
		海上保安官署施設費	4,092,111
		船舶交通安全及海上治安対策費	80,629,621
		船舶建造費	20,648,958
		船舶交通安全基盤整備事業費	12,104,520
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	875,480
		計	225,387,050
	国土交通省所管合計		6,898,261,553
環境省	環境本省	環境本省共通費	14,453,203
		地球温暖化対策推進費	1,428,910
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	144,656,763

官報（号外）

		地球環境保全等試験研究費	214,348
		地球環境保全費	2,611,275
		大気・水・土壌環境等保全費	9,098,863
		廃棄物・リサイクル対策推進費	11,585,117
		廃棄物処理施設整備費	41,965,318
		生物多様性保全等推進費	8,492,719
		環境保全施設整備費	1,105,217
		自然公園等事業費	9,205,020
		化学物質対策推進費	2,262,810
		環境保健対策推進費	14,294,203
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	7,201,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	754,219
		環境政策基盤整備費	7,086,946
		環境調査研修所	1,307,212
		環境調査研修所施設費	61,884
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	6,830,446
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	16,306,940
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	328,282
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	244,209
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,682
		自然公園等事業工事諸費	549,980
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	302,079,566
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	4,495,204
		地方環境事務所施設費	26,983
		地方環境対策費	2,458,017
		計	6,980,204
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	4,640,697
		原子力安全確保費	4,842,557
		放射能調査研究費	1,276,078

		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	33,901,535
		計	44,660,867
	環境省所管合計		353,720,637
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	716,962,190
		防衛本省施設費	3,474,747
		自衛官給与費	1,447,260,481
		防衛力基盤強化推進費	764,993,287
		武器車両等整備費	857,059,088
		艦船整備費	111,910,884
		航空機整備費	768,831,568
		平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費	22,037,837
		平成28年度潜水艦建造費	15,335,254
		平成29年度潜水艦建造費	13,741,039
		平成30年度甲Ⅴ型警備艦建造費	41,731,105
		平成30年度潜水艦建造費	18,353,241
		令和元年度甲Ⅴ型警備艦建造費	9,484,721
		令和元年度潜水艦建造費	1,720,176
		令和2年度甲Ⅴ型警備艦建造費	1,412,796
		令和2年度潜水艦建造費	172,845
		在日米軍等駐留関連諸費	334,870,906
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,339,048
		安全保障協力推進費	535,461
		計	5,133,226,674
	地方防衛局	地方防衛局	20,419,525
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	18,820,276
		防衛装備庁施設費	61,490
		防衛力基盤強化推進費	140,817,142
		計	159,698,908
	防衛省所管合計		5,313,345,107
歳出総計			102,657,971,326

官報（号外）

乙号　継　　続　　費

（既定分の総額及び年割額は、今次の国会に提出中の令和元年度補正予算の改定額を掲げてある。）

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額 平成28年度 (千円)	平成29年度 (千円)	平成30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	事由
防衛省	防衛本省	平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	85,959,735	165,099	8,566,162	16,823,755	38,365,800	22,038,919	—	
		改定	85,958,653	165,099	8,566,162	16,823,755	38,365,800	22,037,837	—	平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成28年度潜水艦建造費								
		既定	68,767,432	1,169,501	9,862,817	18,909,464	23,490,357	15,335,293	—	
		改定	68,767,393	1,169,501	9,862,817	18,909,464	23,490,357	15,335,254	—	平成28年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成29年度潜水艦建造費								
		既定	80,994,033	—	252,287	1,362,017	36,891,315	13,741,039	28,747,375	
		改定	80,993,997	—	252,287	1,362,017	36,891,315	13,741,039	28,747,339	平成29年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額 平成30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	事由
		平成30年度甲Ⅴ型警備艦建造費							
		既定	106,424,065	343,706	7,549,369	41,857,799	56,673,191	—	
		改定	106,294,883	343,706	7,549,369	41,731,105	56,670,703	—	平成30年度甲Ⅴ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		平成30年度潜水艦建造費							
		既定	71,769,045	106,699	4,037,928	18,353,241	26,214,702	23,056,475	
		改定	71,769,006	106,699	4,037,928	18,353,241	26,214,702	23,056,436	平成30年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既定	95,142,103	—	1,617,398	9,493,659	37,264,515	46,766,531	
		改定	95,097,413	—	1,617,398	9,484,721	37,231,191	46,764,103	令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				令和元年度（千円）	令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	
		令和元年度潜水艦建造費								
		既定	69,936,720	74,772	1,720,176	16,502,566	27,987,520	23,651,686	—	
		改定	69,934,809	74,772	1,720,176	16,502,566	27,985,648	23,651,647	—	令和元年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和2年度甲Ｖ型警備艦建造費	94,358,146	—	1,412,796	8,202,881	44,115,880	40,626,589	—	甲Ｖ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		令和2年度潜水艦建造費	71,061,978	—	172,845	2,113,714	23,160,609	24,722,590	20,892,220	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

官報（号外）

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち 庁費（施設整備監理費に限る。） 施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 最高裁判所のうち 国有財産管理処分庁費 下級裁判所のうち 国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。） 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち 会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発費に限る。） 会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち サイバーセキュリティ施策評価事務委託費 内閣官房施設費 情報通信技術調達等適正・効率化推進費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。） 情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち 情報収集衛星システム開発等委託費
内閣府	内閣本府	(項) 情報収集衛星施設費 内閣本府施設費 独立行政法人国立公文書館施設整備費 アイヌ政策推進費のうち アイヌ政策推進交付金 地方創生支援費のうち 地方創生支援事業費補助金（持続可能な開発目標達成推進事業費及び高校生地域留学推進設備整備事業費に限る。） 科学技術イノベーション創造推進費 遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち 遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。） 遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費 防災政策費のうち 被災者生活再建支援金補助金 沖縄政策費のうち 駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金 沖縄離島活性化推進事業費補助金 沖縄離島生活環境基盤整備推進費補助金 沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金 沖縄情報通信技術利活用推進事業費補助金 沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金

			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		
国際平和協力本部	（項）	国際平和協力本部のうち	国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）		
官民人材交流センター	（項）	官民人材交流センターのうち	応募認定退職者等再就職支援委託費		
沖縄総合事務局	（項）	沖縄治水事業工事諸費のうち	超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			沖縄道路整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			沖縄国営公園事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
公正取引委員会	（項）	公正取引委員会施設費			
警察庁	（項）	警察庁施設費のうち	施設施工旅費		
			沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費及び知的・産業クラスター形成推進研究費に限る。）		
			沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金		
			不発弾等処理交付金		
			沖縄振興交付金事業推進費		
			沖縄振興特定事業推進費		
			沖縄北部連携促進特別振興事業費		
			沖縄教育振興事業費		
			沖縄国立大学法人施設整備費		
			沖縄開発事業費		
			沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費		
			共生社会政策費のうち		
			地域子供の未来応援交付金		
			男女共同参画社会形成促進費のうち		
			地域女性活躍推進交付金		
			食品安全政策費のうち		
			食品健康影響評価技術研究委託費		
地方創生推進事務局	（項）	地方創生推進費			
			地方創生基盤整備事業推進費		
宇宙開発戦略推進事務局	（項）	宇宙開発戦略推進事務局のうち			
			実用準天頂衛星システム開発等委託費		
子ども・子育て本部	（項）	子ども・子育て本部のうち			
			地域少子化対策重点推進交付金		
総合海洋政策推進事務局	（項）	有人国境離島政策推進費のうち			
			諸謝金（有人国境離島政策推進調査費に限る。）		

官報（号外）

			施設施工庁費	個人番号カード交付事業費補助金
			警察庁施設費	個人番号カード交付事務費補助金
			通信施設整備費	マイナポイント事業費補助金
			交通警察費のうち	情報通信技術研究開発推進費　のうち
			都道府県警察施設整備費補助金	医療研究開発推進事業費補助金
			警察活動基盤整備費のうち	情報通信技術高度利活用推進費　のうち
			警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備費、移動無線通信機器整備費及び無線多重等通信機器整備費に限る。）	情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴスマートシティ整備推進事業費のうち経理検査等業務費に限る。）
			都道府県警察施設整備費補助金	情報通信技術利活用事業費補助金（ＩＣＴスマートシティ整備推進事業費に限る。）
	金融庁	（項）	金融庁共通費のうち	情報通信利用促進支援事業費補助金（放送コンテンツ海外展開強化事業費に限る。）
			情報処理業務庁費（金融庁業務支援統合システム開発費に限る。）	情報通信技術利用環境整備費　のうち
			金融政策費のうち	放送ネットワーク整備支援事業費補助金
			諸謝金（金融機能強化特別措置調査費に限る。）	電波利用料財源電波監視等実施費　のうち
			情報処理業務庁費（有価証券報告書等電子開示システム開発費に限る。）	施設施工旅費
	消費者庁	（項）	消費者政策費のうち	電波監視等業務庁費（高度無線環境整備推進事業費のうち経理検査等業務費、電波利用・発射状況調査費、周波数共用技術高度化事業費、総合無線局監理システム改修費、横浜第２合同庁舎移転関係経費、周波数国際協調利用促進事業費、地域課題解決型ローカル５Ｇ等実現開発実証事業費及び特別電波監視設備撤去費に限る。）
			地方消費者行政強化交付金	電波利用技術研究開発等業務庁費
総務省	総務本省	（項）	総務本省施設費	
			地域振興費のうち	
			地域経済循環創造事業交付金	
			過疎地域等自立活性化推進交付金	
			電子政府・電子自治体推進費　のうち	
			情報処理業務庁費（マイナポイント活用消費活性化経費に限る。）	
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金（個人番号カード・公的個人認証海外継続利用等システム改修費に限る。）	

				出入国在留管理庁	(項) 出入国管理企画調整推進費
					のうち 外国人受入環境整備交付金（一元的相談窓口整備事業費に限る。）
			外務省	外務本省	(項) 外務本省施設費
					地域別外交費のうち 遺棄化学兵器調査事業等委託費
					旧外地特別会計承継債務払戻金
					経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費
					独立行政法人国際協力機構施設整備費
				在外公館	(項) 在外公館共通費のうち 在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備費に限る。）
					政府開発援助在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備費に限る。）
					在外公館施設費
			財務省	財務本省	(項) 財務本省施設費
					公務員宿舎施設費
					特定国有財産整備費
				財務局	(項) 財務局施設費
					財務局業務費のうち 国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
					合同宿舎管理費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
					普通財産維持費（崖地等補修費に限る。）
				税関	(項) 税関施設費
					船舶建造費
				国税庁	(項) 国税庁施設費のうち 施設施工旅費
					施設施工庁費
					電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大研究開発事業費、周波数共用技術高度化事業費、電波伝搬模擬技術高度化事業費並びに電波安全性調査及び評価技術事業費に限る。）
					施設整備費
					無線システム普及支援事業費等補助金
					恩給費のうち 国会議員互助年金
					文官等恩給費
					旧軍人遺族等恩給費
		消防庁			(項) 消防庁施設費
					消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務庁費（緊急消防援助隊災害対応力強化車両等配備経費及び全国瞬時警報システム整備費に限る。）
					消防防災技術研究開発委託費
					航空機購入費
					緊急消防援助隊設備整備費補助金
					消防団設備整備費補助金
					消防防災施設整備費補助金
	法務省	法務本省			(項) 更生保護企画調整推進費のうち 更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
					法務省施設費のうち 施設施工旅費
					施設施工庁費
					施設整備費
		法務局			(項) 登記事務処理費のうち 登記業務庁費（長期相続登記未了土地調査費に限る。）
					国籍等事務処理費のうち 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

官報（号外）

		施設整備費			地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
		税務業務費のうち			研究振興費のうち
		税務特別庁費（国税総合管理システム開発費、国税総合管理システムオープンシステム化開発費及び社会保障・税番号制度関係システム開発費に限る。）			科学技術試験研究委託費
		成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発費に限る。）			特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備費及び次世代超高速電子計算機システム研究開発費に限る。）
文部科学省	文部科学本省	（項）教育政策推進費のうち			高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金
		放送大学学園補助金（教材作成事業費及び放送事業費に限る。）			次世代放射光施設整備費補助金
		初等中等教育振興費のうち			国際研究拠点形成促進事業費補助金
		学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設設備整備費に限る。）			共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金
		公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）			科学研究費補助金
		認定こども園施設整備交付金			研究大学強化促進費補助金
		高等教育振興費のうち			高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
		大学改革推進等補助金（新学習指導要領対応共通テストシステム開発費に限る。）			国立大学法人施設整備費
		国立大学法人設備整備費補助金			国立大学法人船舶建造費
		国立大学改革強化推進補助金			研究開発推進費のうち
		国立大学法人先端研究推進費補助金			科学技術試験研究委託費
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費			地球観測技術等調査研究委託費
		私立学校振興費のうち			先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金
		私立学校施設整備費補助金			医療研究開発推進事業費補助金（研究開発費、医薬品プロジェクト経費、ゲノム・データ基盤プロジェクト経費及び橋渡し研究戦略的推進プログラム経費に限る。）
		科学技術・学術政策推進費のうち			次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金
		政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金			人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金

					核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化技術開発費に限る。）
					地球観測システム研究開発費補助金
					環境技術等研究開発推進事業費補助金
					国際熱核融合実験炉研究開発費補助金
					先進的核融合研究開発費補助金
					国際宇宙ステーション開発費補助金
					基幹ロケット高度化推進費補助金
					核変換技術研究開発費補助金
					廃炉研究等推進事業費補助金
					国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費
					国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費
					国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費
					国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
					公立文教施設整備費のうち
					公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
					公立学校施設整備費負担金
					公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
					学校施設環境改善交付金
		スポーツ庁		（項）	私立学校振興費
		文化庁		（項）	文化振興費のうち
					文化芸術振興費補助金（国際共同製作映画支援事業費に限る。）
			厚生労働省	厚生労働本省	（項） 厚生労働本省共通費のうち
					産業廃棄物処理業務庁費
					厚生労働本省施設費
					国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費
					感染症対策費のうち
					医薬品製剤化等業務庁費（プレパンデミックワクチン製剤化経費に限る。）
					ワクチン等購入費（ワクチン購入費に限る。）
					医薬品買上費
					疾病予防対策事業費等補助金（緊急風しん抗体検査等事業費及び予防接種記録システム改修事業費に限る。）
					文化財保存事業費のうち
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
					国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
					史跡等購入費補助金
					文化財保存施設整備費
					独立行政法人国立科学博物館施設整備費
					独立行政法人国立文化財機構施設整備費

官　報（号外）

生活衛生対策費のうち		特定疾患等対策費のうち	
生活衛生関係営業対策事業費補助金（受動喫煙防止対策事業費に限る。）		ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費及び国立ハンセン病資料館収蔵庫増設経費に限る。）	
保育対策費のうち		医療提供体制基盤整備費のうち	
保育対策事業費補助金（保育所等改修支援事業費、保育環境改善等事業費及び認可外保育施設改修支援事業費に限る。）		医療施設等施設整備費補助金	
保育所等整備交付金		医療提供体制施設整備交付金	
児童虐待等防止対策費のうち		医療保険給付諸費のうち	
児童福祉事業対策費等補助金（虐待防止情報共有システム整備事業費に限る。）		高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（レセプト情報等活用データヘルス支援事業費、国保データベースシステム機能改善事業費、高齢者医療制度見直し等システム改修事業費及び後期高齢者医療広域連合クラウドシステム構築事業費に限る。）	
児童福祉施設整備費		国民健康保険団体連合会等補助金（国保データベースシステム機能改善事業費に限る。）	
遺族及留守家族等援護費のうち		国民健康保険制度関係業務事業費補助金（国民健康保険保険者標準事務処理システム改修等事業費に限る。）	
遺族等年金		保健衛生施設整備費	
戦没者慰霊事業費のうち		健康増進対策費のうち	
戦没者遺骨収集事業等旅費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）		疾病予防対策事業費等補助金（がんゲノム情報レポジトリーシステム開発事業費及び健診結果等様式標準化システム改修事業費に限る。）	
戦没者遺骨収集事業等庁費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）		食品等安全確保対策費のうち	
戦没者遺骨収集事業等委託費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）		食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。）	
戦没者慰霊碑建設費		水道施設整備費	
中国残留邦人等支援事業費のうち		生活基盤施設耐震化等対策費	
引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）			
引揚者援護費（中国帰国者定着促進センター排水管撤去費に限る。）			
障害保健福祉費のうち			
障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業費に限る。）			

					国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費
					社会保障・税番号活用推進費　のうち
					社会保障・税番号制度システム整備費補助金
					水道施設災害復旧事業費
				検疫所	(項) 検疫所施設費
				国立ハンセン病療養所	(項) 国立ハンセン病療養所施設費
				厚生労働本省試験研究機関	(項) 厚生労働本省試験研究所共通費　のうち
					移転費
					厚生労働本省試験研究所施設費
				国立更生援護機関	(項) 国立更生援護機関施設費
				地方厚生局	(項) 地方厚生局共通費のうち
					移転費
				都道府県労働局	(項) 都道府県労働局共通費のうち
					移転費
					都道府県労働局施設費
			農林水産省	農林水産本省	(項) 農林水産本省施設費
					独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費
					農林水産物・食品輸出促進対策費　のうち
					情報処理業務庁費（輸出証明書発給一元化システム整備費に限る。）
					農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（既存添加物等申請支援事業費、戦略的輸出拡大サポート事業費及び海外出願促進対策事業費に限る。）
					食料安全保障確立対策費　のうち
					食料安全保障確立対策推進交付金
					心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
					独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費
					社会福祉施設整備費
					公的年金制度等運営諸費　のうち
					年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（年金生活者支援給付金支給情報交換システム改修事業費に限る。）
					介護保険制度運営推進費　のうち
					要介護認定調査委託費（介護・医療関連情報見える化推進事業費、通所・訪問リハビリテーションデータベースシステム改修事業費、要介護認定情報等第三者提供システム改修事業費及び科学的介護データベースシステム改修事業費に限る。）
					介護保険事業費補助金（介護保険制度見直し等システム改修事業費に限る。）
					地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
					厚生労働調査研究等推進費　のうち
					医療情報システム開発等委託費
					厚生労働科学研究費補助金
					医療研究開発推進事業費補助金
					国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金
					厚生労働行政推進調査事業費補助金
					保健衛生医療調査等推進事業費補助金

官　報（号外）

					農業・食品産業強化対策費
					6次産業化市場規模拡大対策費　のうち
					6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
					農山漁村活性化対策費のうち
					農山漁村活性化対策整備交付金
					農山漁村地域整備事業費
					風水害等対策費
					受託工事等実施費のうち
					受託工事費
					農業施設災害復旧事業費
					農業施設災害関連事業費
				農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費
				農林水産技術会議	(項) 農林水産技術会議施設費
					国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
				地方農政局	(項) 地方農政局のうち
					移転費
					地方農政局施設費
					海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業生産基盤整備事業工事諸費　のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業施設災害復旧事業等工事諸費
			食料安全保障確立対策整備交付金		
			担い手育成・確保等対策費　のうち		
			担い手育成・確保等対策事業費補助金（農の雇用事業費に限る。）		
			担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金		
			農地集積・集約化等対策費　のうち		
			農地集積・集約化対策整備交付金		
			農業生産基盤整備推進費　のうち		
			農業生産基盤整備推進環境調査費		
			農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金		
			特殊自然災害対策整備費補助金		
			農業水利施設保全管理整備交付金		
			農業水利施設保全管理推進交付金		
			海岸事業費		
			農業生産基盤整備事業費		
			農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入		
			国産農産物生産・供給体制強化対策費　のうち		
			国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金		
			甘味資源作物・国内産糖調整交付金		
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費		
			国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費		

	林野庁	（項）林野庁施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費 森林整備・保全費のうち 国有林野森林整備・保全管理費（森林景観活用観光資源環境整備事業費及び民国連携木材供給加速化対策事業費に限る。） 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（早生樹母樹林保全・整備事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。） 森林整備・保全費補助金（花粉症対策苗木植替促進事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。） 治山事業費 森林整備事業費のうち 森林環境保全整備事業費 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 美しい森林づくり基盤整備交付金 林業振興対策費のうち 林業振興事業費補助金（緑の雇用新規就業者育成推進事業費に限る。） 林産物供給等振興対策費のうち 林産物供給等振興事業費補助金（木質耐火部材等都市利用拡大事業費、直交集成板活用先駆的建築物等支援事業費、直交集成板中高層建築物利用拡大等事業費及び日本農林規格構造材低層建築物利用拡大等事業費に限る。）			
	水産庁	（項）水産庁施設費 国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費 水産資源回復対策費のうち 水産資源回復対策事業費補助金（海産物共同増養殖プロジェクト支援事業費に限る。） さけ・ます漁業協力事業費補助金 水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金 船舶建造費 漁業経営安定対策費のうち 漁業経営安定対策事業費補助金（水産業成長産業化沿岸地域創出事業費、有害生物漁業被害防止対策事業費及び新規漁業就業者確保事業費に限る。） 漁村振興対策費のうち 水産物加工・流通等対策事業費補助金（特定水産物供給平準化事業費に限る。）			
		森林整備・林業等振興対策費のうち 森林整備・林業等振興整備交付金 治山事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 森林整備事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 山林施設災害復旧事業等工事諸費			

			医療研究開発推進事業費補助金（官民若手研究者発掘支援事業費、認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業費、ロボット介護機器開発・標準化事業費、先進的医療機器・システム等技術開発事業費、次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発事業費及び再生医療・遺伝子治療の産業化基盤技術開発事業費に限る。）
			情報技術利活用促進費のうち
			成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
			中小企業戦略的情報化等委託費（人工知能技術活用人材連携中小企業課題解決促進事業費に限る。）
			クールジャパン推進費のうち
			国際博覧会出展事業委託費
			国際博覧会事業費補助金
			産業保安・危機管理費のうち
			高圧ガス設備産業保安強化事業費補助金
			休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
			海外市場開拓支援費のうち
			政府開発援助海外開発計画調査委託費
			政府開発援助貿易投資促進事業費補助金（インフラ海外展開事業実施可能性調査事業費に限る。）
			工業用水道事業費
			消費者行政推進費のうち
			マイナポイント事業費補助金
		経済産業局	（項）経済産業局施設費
		資源エネルギー庁	（項）鉱物資源安定供給確保費のうち
			希少金属資源開発推進基盤整備委託費
			漁村振興対策地方公共団体整備費補助金
			海岸事業費
			水産基盤整備費
			水産業強化対策費のうち
			水産業強化対策整備交付金
			漁港施設災害復旧事業費
			漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省共通費のうち	
			情報処理業務庁費（電力・ガス市場監視ツール開発費に限る。）
			経済産業本省施設費
			技術革新促進・環境整備費のうち
			産学連携推進事業委託費
			中小企業新事業創出促進対策事業費補助金
			産学連携推進事業費補助金
			基準認証政策推進費のうち
			産業標準化推進事業委託費（国際標準開発事業費に限る。）
			ものづくり産業振興費のうち
			中小企業支援調査委託費（製造業外国人材技能水準確保事業費に限る。）
			産業技術研究開発委託費（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費及び政府衛星データのオープンアンドフリー化・データ利活用促進事業費に限る。）
			産業技術実用化開発事業費補助金（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費に限る。）
			中小企業医療研究開発推進事業費補助金

	中小企業庁	（項）	経営革新・創業促進費のうち		住宅防災事業費
			中小企業経営支援等対策委託費（戦略的基盤技術高度化・連携事業費に限る。）		都市公園防災事業費
			中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業費、ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費及び商店街活性化・観光消費創出事業費に限る。）		下水道防災事業費
					河川整備事業費
					多目的ダム建設事業費
					総合流域防災事業費
					砂防事業費
					急傾斜地崩壊対策等事業費
国土交通省	国土交通本省	（項）	国土交通本省施設費		防災・減災対策等強化事業推進費
			住宅対策事業費		海岸事業費
			住宅市場整備推進費のうち		鉄道安全対策事業費
			住宅市場整備推進等事業費補助金（住宅ストック維持・向上促進事業費に限る。）		道路交通安全対策事業費
			住宅需要変動平準化対策費補助金		総合的物流体系整備推進費のうち
			海洋環境対策費のうち		総合的物流体系整備推進調査費（ＡＩターミナル高度化実証事業費及び港湾完全電子化推進費に限る。）
			海洋環境対策調査費（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定海域調査費に限る。）		国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金
			港湾環境整備事業費		港湾機能高度化事業費補助金
			道路環境等対策費のうち		港湾事業費
			自動車環境総合改善対策費補助金		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
			道路環境改善事業費		景観形成推進費のうち
			水資源開発事業費		景観改善推進事業費補助金
			国営公園等事業費		地域連携道路事業費のうち
			都市水環境整備事業費		地域連携道路事業費
			下水道事業費		営繕宿舎費
			地球温暖化防止等対策費のうち		道路調査費
			住宅・建築物環境対策事業費補助金		地域連携道路事業費補助
			住宅・市街地防災対策費のうち		高速道路連結部整備事業費補助
			都市安全確保促進事業費補助金		道路調査費補助
			市街地防災事業費		特定連絡道路工事資金貸付金

官　報（号外）

地籍調査費負担金
海事産業市場整備等推進費　のうち
技術研究開発調査費（自動運航船実証事業費及び船舶産業生産性向上促進調査費に限る。）
海事産業関連技術研究開発費補助金
社会資本総合整備事業費
離島振興費のうち
離島活性化交付金
奄美群島振興交付金
小笠原諸島振興開発事業費補助
離島振興事業費
北海道総合開発推進費のうち
北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備費に限る。）
北海道開発事業費
北海道特定特別総合開発事業推進費
技術研究開発推進費のうち
技術研究開発調査費（公共工事新技術導入促進調査費に限る。）
技術研究開発費補助金
鉄道技術開発費補助金
国立研究開発法人土木研究所施設整備費
国立研究開発法人建築研究所施設整備費
官庁営繕費のうち
施設施工旅費
施設施工庁費
施設整備費
附帯・受託工事費のうち
附帯工事費

整備新幹線建設推進高度化等事業費
整備新幹線整備事業費
都市・地域づくり推進費　のうち
防災集団移転促進事業費補助金
集落活性化推進事業費補助金
半島振興広域連携促進事業費補助金
都市開発海外展開支援事業費補助金
集約都市形成支援事業費補助金
官民連携都市再生推進事業費補助金
都市再生・地域再生整備事業費　のうち
都市構造再編集中支援事業費補助
市街地再開発事業費補助
都市再生推進事業費補助
都市開発資金貸付金
鉄道網整備事業費
地域公共交通維持・活性化推進費　のうち
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設整備費、旅客船整備費及び新モビリティサービス推進事業費に限る。）
地方空港受入環境整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
都市・地域交通整備事業費
道路交通円滑化事業費
国土調査費のうち
測量庁費（効率的手法導入推進基本調査費に限る。）
地籍整備推進調査費補助金

			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			都市環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			国営公園等事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	（項）	北海道開発局施設費
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費
			河川等災害復旧事業費
			住宅施設災害復旧事業費
			鉄道施設災害復旧事業費
			河川等災害関連事業費
			北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	（項）	国土技術政策総合研究所施設費
			技術研究開発推進費のうち
			試験研究費（社会資本整備重点分野研究開発費に限る。）
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
	国土地理院	（項）	国土地理院施設費
			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
			職員旅費（航空重力測量費に限る。）
			測量庁費（航空重力測量費及び空中写真撮影・正射画像作成費に限る。）
	地方整備局	（項）	治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費

官報（号外）

				観光振興事業費補助金（公共交通利用環境革新等事業費、クルーズ寄港促進地域活性化事業費、海洋周辺地域魅力向上事業費、手荷物把握システム開発費、インラインスクリーニングシステム導入事業費、ＩＣＴ等活用観光地まちあるき満足度向上事業費、観光地域づくり促進支援事業費、スノーリゾート形成促進事業費及び城泊・寺泊推進事業費に限る。）	
				国立公園等資源整備事業費補助金	
			気象庁	（項）気象官署施設費	
			海上保安庁	（項）海上保安官署施設費	
				船舶交通安全及海上治安対策費　のうち	
				職員旅費（航空機検査監督旅費に限る。）	
				航空機及船舶運航費（燃料費及び修繕費に限る。）	
				航空機購入費	
				船舶建造費	
				船舶交通安全基盤整備事業費	
				船舶交通安全基盤整備事業工事諸費　のうち	
				超過勤務手当	
				工事施行旅費	
				工事雑費	
		環境省	環境本省	（項）地球温暖化対策推進費のうち	
				地球温暖化対策推進事業費補助金	
				地球環境保全等試験研究費	
				大気・水・土壌環境等保全費　のうち	
				不発弾廃棄処理業務庁費	
				環境保全調査費（石綿届出システム開発費に限る。）	
				地域環境保全対策費補助金	
				北海道都市環境整備事業工事諸費　のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				北海道国営公園等事業工事諸費　のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費　のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				北海道災害復旧事業等工事諸費	
		地方運輸局		（項）地方運輸局共通費のうち	
				施設整備費	
		観光庁		（項）観光振興費のうち	
				訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（施設整備費に限る。）	
				訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	
				国際観光旅客税財源観光振興費　のうち	
				国立公園等資源整備庁費	
				国立公園等資源整備調査費	
				文化資源活用委託費（文化資源ナイトタイム活用事業費及び文化資源コンテンツ創成プロジェクト等事業費に限る。）	
				文化資源活用事業費補助金（文化施設インバウンド対応支援事業費、多言語解説整備事業費、観光拠点整備事業費、歴史体感プログラム促進事業費及び文化資源コンテンツ創成事業費に限る。）	

				環境保健対策推進費のうち	
				環境保全調査費（石綿読影精度確保等調査費に限る。）	
				環境保全調査等地方公共団体委託費（石綿読影精度確保等調査事業費に限る。）	
				水俣病総合対策施設整備費補助金	
				環境政策基盤整備費のうち	
				公害調査費（いぶき観測情報整備費に限る。）	
				公害調査等委託費（放射線健康管理・健康不安対策事業費、気候変動政府間パネル評価報告書作成事業費及びいぶき後継機観測技術開発事業費に限る。）	
				環境調査研修所施設費	
				国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	
				自然公園等事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				工事施行旅費	
				工事雑費	
				廃棄物処理施設災害復旧事業費	
			地方環境事務所	（項）地方環境事務所施設費	
				地方環境対策費のうち	
				移転費	
			原子力規制委員会	（項）原子力安全確保費のうち	
				放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費に限る。）	
				放射能調査研究費のうち	
				放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備費に限る。）	
				放射能測定調査委託費	
				土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）	
				廃棄物・リサイクル対策推進費のうち	
				産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。）	
				災害等廃棄物処理事業費補助金	
				廃棄物処理施設整備交付金	
				廃棄物処理施設整備費のうち	
				廃棄物処理施設整備事業調査費	
				廃棄物処理施設整備費補助	
				循環型社会形成推進交付金	
				生物多様性保全等推進費のうち	
				環境保全調査費（国民公園等魅力向上推進費、犬猫マイクロチップ情報登録システム構築費、西之島総合学術調査費、自然生態系基盤防災減災推進費、特定民有地買上事業費、国立公園等施設利用環境整備事業費、国立公園等シカ管理対策事業費及び特定外来生物駆除等事業費に限る。）	
				不動産購入費	
				環境保全施設整備費補助金	
				鳥獣捕獲等事業交付金	
				環境保全施設整備費	
				自然公園等事業費	
				化学物質対策推進費のうち	
				老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費	
				老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費	
				環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業費に限る。）	

官報（号外）

防衛省	防衛本省	(項) 防衛本省共通費のうち			武器修理費
		被服費（仕様の変更に伴う更新費に限る。）			通信維持費（通信機器修理費に限る。）
		防衛本省施設費			車両修理費
		防衛力基盤強化推進費のうち			諸器材等維持費（諸器材等修理費に限る。）
		職員旅費			艦船整備費のうち
		施設施工旅費			艦船建造旅費
		施設施工庁費			艦船建造庁費
		防衛施設安定運用業務庁費			艦船修理費
		油購入費			艦艇建造費
		提供施設等借料			航空機整備費
		住宅防音工事助成申請等事務委託費			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		施設整備費			特別給付金
		公務員宿舎施設費			職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。）
		提供施設等整備費			在日米軍等駐留関連庁費（提供施設整備業務庁費に限る。）
		不動産購入費			提供施設等整備費
		障害防止対策事業費補助金			提供施設移設整備費
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金			在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金
		施設周辺整備助成補助金	地方防衛局	(項)	地方防衛局のうち
		道路改修等事業費補助金			施設施工庁費
		施設周辺整備統合事業費補助金			施設整備費
		再編推進事業費補助金	防衛装備庁	(項)	防衛力基盤強化推進費のうち
		特定防衛施設周辺整備調整交付金			施設施工旅費
		施設運営等関連見舞金			施設施工庁費
		移転等補償金			試験研究費（開発試験費に限る。）
		施設運営等関連補償費			研究用機械器具費
		武器車両等整備費のうち			試作品費
		武器購入費			防衛技術研究開発委託費
		通信機器購入費			施設整備費
		車両購入費			公務員宿舎施設費
		弾薬購入費			
		諸器材購入費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	65,984	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	19,220	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設整備	528,087	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため
国会	衆議院	事務機器等借入れ	229,961	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,382	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	632,596	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	109,443	令和2年度	令和2年度以降12箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	495,449	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	議事堂分館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	参議院	電子計算機等借入れ	1,594,013	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		参議院施設整備	157,389	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	議事堂本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館統合システム運用	1,602,704	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国立国会図書館統合システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	17,465	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立国会図書館施設整備	769,642	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	国立国会図書館本館及び関西館の施設の整備並びに本館の施設の整備に必要な調査については、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	法令等検索システム利用	358,510	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	法令等検索システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		図書情報システム利用等	7,062	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	図書情報システムの利用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務	119,551	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	508,986	令和2年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	29,660	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判事務支援システム開発等	424,682	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	裁判事務支援システムの開発等については、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	12,197,874	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	仙台高等裁判所秋田支部秋田地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか10件の施設の整備については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	事務機器借入れ等	47,310	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	10,474	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	2,614	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		決算確認システム運用	103,620	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	決算確認システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		決算確認システム開発	271,128	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	決算確認システムの開発については、多くの日数を要するため
		会計検査院ネットワークシステム更新	296,032	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	会計検査院ネットワークシステムの更新については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	41,044	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	78,192	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	7,898,760	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府携帯通信システム整備	460,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	政府携帯通信システムの整備については、多くの日数を要するため
		内閣官房施設整備	1,111,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	86,584,075	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

			情報収集衛星システム運用	251,243	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	情報収集衛星システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			情報収集衛星システム用電子計算機借入れ等	5,928,790	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			情報収集衛星システム開発等	30,567,324	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
			情報収集衛星施設整備	2,720,848	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため
		内閣法制局	競争導入公共サービス内閣法制局ＬＡＮシステム整備運用業務	355,476	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う内閣法制局ＬＡＮシステムの整備運用業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	153,223	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	7,746	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機借入れ等	35,093	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			国家公務員採用試験電子計算機処理業務	87,812	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	内閣府	内閣本府	庁舎管理運営業務	273,951	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			匿名加工医療情報制度コールセンター運営事業	179,495	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	匿名加工医療情報制度コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ等	63,766	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機借入れ等	193,353	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務所借入れ	217,964	令和２年度	令和３年度	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			民間資金等活用官庁施設維持管理運営	29,526,607	令和２年度	令和６年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
			物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	39,602	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
			内閣本府施設整備	4,937,240	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	憲政記念館代替施設及び迎賓館本館の施設の整備については、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		民間資金等活用内閣府施設整備	17,252,116	令和2年度	令和7年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した内閣府庁舎の整備については、多くの日数を要するため
		政府広報放送番組制作・放送業務	422,390	令和2年度	令和3年度	政府広報放送番組制作・放送業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		景気ウォッチャー調査事業	382,071	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	景気ウォッチャー調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	18,959,060	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備については、多くの日数を要するため
		中央防災無線網専用通信回線等利用	9,854	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	中央防災無線網の専用通信回線等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄人材育成修学支援事業費補助	160,673	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	沖縄人材育成修学支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	445,540	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄国立大学法人施設整備費補助	24,640,115	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国立大学法人琉球大学が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄堰堤維持	732,560	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	福地川福地ダムほか8ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄治水事業発注者支援業務	114,800	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	653,400	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路更新防災対策事業	240,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	一般国道58号後原橋の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	794,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄地域連携道路事業	4,043,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	一般国道58号名護東道路（その4）の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		沖縄道路交通円滑化事業	5,810,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	一般国道58号浦添拡幅地区道路ほか6箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		沖縄道路維持	1,229,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	一般国道58号ほか5箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	197,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路修繕事業	932,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道58号修繕ほか５箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄港湾改修事業	3,260,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	那覇港の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	552,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路交通安全施設等整備事業	1,250,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道58号許田地区交差点改良（その２）の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		沖縄交通事故重点対策道路事業	400,000	令和２年度	令和３年度以降４箇年度以内	一般国道330号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		沖縄無電柱化推進事業	140,000	令和２年度	令和３年度	一般国道58号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄国営公園事業発注者支援業務	110,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄かんがい排水事業	400,000	令和２年度	令和３年度	宮古伊良部地区牧山幹線水路（長浜工区その２）建設工事及び石垣島地区石垣北部送水路伊野田南工区（その２）建設工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		沖縄地域連携道路事業費補助	518,400	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,632	令和２年度	令和３年度	叙勲者名簿等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣本府施設維持管理	77,742	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	内閣本府施設の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宇宙開発戦略推進事務局	民間資金等活用実用準天頂衛星施設維持管理運営	50,000,885	令和２年度	令和６年度以降９箇年度以内	民間資金等を活用した実用準天頂衛星施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		実用準天頂衛星システム開発等	4,819,557	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	実用準天頂衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
	日本学術会議	事務機器借入れ	10,668	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	官民人材交流センター	再就職支援業務	36,808	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	再就職支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

	沖縄総合事務局	車両借入れ	20,393	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		普通財産管理処分等業務	55,197	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	普通財産の管理処分等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	21,237	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	2,877	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	290,659	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄総合事務局ＬＡＮシステム運用支援業務	293,200	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	沖縄総合事務局ＬＡＮシステムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		宿舎維持管理	97,349	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	27,697	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	64,249	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	皇室施設公開業務	9,504	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	5,930	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公正取引委員会	庁舎管理運営業務	41,284	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信設備利用	33,176	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	情報通信設備の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公正取引委員会ＬＡＮシステム運用支援業務	68,235	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	公正取引委員会ＬＡＮシステムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	520,158	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公正取引委員会施設整備	151,421	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	中央合同庁舎第6号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	警察庁	競争導入公共サービス施設管理運営業務	59,876	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	9,990	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎管理運営業務	2,445,007	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,347	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		警察庁施設整備	8,350,622	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	警察大学校ほか８件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		警察通信機器借入れ	4,955,627	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	警察通信機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	138,806	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	23,131,768	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究・鑑定資機材借入れ	32,575	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業に係る限度額の増額	8,563	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した大阪府警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	個人情報保護委員会	監視・監督システム開発等	2,242,441	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	監視・監督システムの開発等については、多くの日数を要するため
	カジノ管理委員会	事務機器借入れ	13,623	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,583,114	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	金融庁	電子計算機借入れ等	103,414	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公認会計士試験受験願書等インターネット受付システム利用	93,189	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	公認会計士試験受験願書等インターネット受付システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	10,516	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		グローバル金融連携センター研究員招へい	52,329	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	グローバル金融連携センターへの研究員の招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

			有価証券報告書等電子開示システム開発等	1,910,474	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	有価証券報告書等電子開示システムの開発等については、多くの日数を要するため
		消費者庁	車両借入れ	3,960	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ	6,255	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機借入れ等	12,798	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			製造所固有記号等データベース運用等	263,352	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	製造所固有記号等データベースの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省		総務本省	庁舎等管理運営業務	89,781	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			車両借入れ	102,154	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機借入れ等	204,276	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース運用	15,696	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			地方公共団体共同データベース運用	256,710	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	地方公共団体共同データベースの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス総務省情報ネットワークシステム運用管理業務等	11,415,626	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う総務省情報ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ等	1,553,477	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			社会保障・税番号制度システム開発等	18,644,274	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による個人番号カードの海外継続利用等のためのシステム開発等については、多くの日数を要するため
			総合無線局監理システム運用	3,077,087	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			恩給相談電話受付システム用電子計算機借入れ等	20,761	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	恩給相談電話受付システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			恩給事務総合システム整備	64,636	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	恩給事務総合システムの整備については、多くの日数を要するため
			外国人恩給	年額 398	令和2年度	令和2年度以降	退職した3名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和49年法律第93号)に準じて令和2年4月以降の年金につき年額398千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため

		統計地理情報システム用地図データ借入れ	330,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	統計地理情報システム用の地図データの借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国勢調査人口集中地区画定等業務	33,145	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	国勢調査人口集中地区画定等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		サービス産業動向調査事業	937,359	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	サービス産業動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済センサス活動調査事業	5,597,705	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	経済センサス活動調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		家計調査オンライン調査システム整備	47,502	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	家計調査オンライン調査システムの整備については、多くの日数を要するため
		小売物価統計調査システム運用支援業務	82,454	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	小売物価統計調査システムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費者物価指数基礎情報収集等業務	32,508	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	消費者物価指数基礎情報収集等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	36,330	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	71,383	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	62,298	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	575	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	車両借入れ	4,780	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,368	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	消防庁	庁舎管理運営業務	7,779	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消防庁情報システム整備	124,455	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	消防庁情報システムの整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	161,770	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		緊急消防援助隊設備整備費補助	124,239	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	緊急消防援助隊設備のうち消防艇の建造については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
法務省	法務本省	庁舎管理運営業務	606,078	令和2年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	3,213	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		テレビ遠隔通信システム借入れ	2,400	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	テレビ遠隔通信システムの借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	186,377	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	22,311,376	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	大阪医療刑務所ほか13件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		司法試験総合管理システム運用等	226,101	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	司法試験総合管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		刑事情報連携データベース用機器借入れ等	787,776	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	刑事情報連携データベース用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務総合研究所	庁舎管理運営業務	66,529	令和2年度	令和3年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	18,396	令和2年度	令和2年度以降7箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	検察庁	庁舎機械警備	22,456	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成29年度）に係る限度額の増額	4	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、令和元年10月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成30年度）に係る限度額の増額	114	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、令和元年10月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎管理運営業務	1,153,133	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	13,310	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎解体撤去	101,223	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	庁舎の解体撤去については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,066	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		検察総合情報管理システム運用管理業務	976,160	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	検察総合情報管理システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		検察総合情報管理システム再構築調査研究支援業務	407,176	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	検察総合情報管理システムの再構築調査研究支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	矯正官署	庁舎管理運営業務	133,434	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	15,124,513	令和２年度	令和２年度以降10箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う矯正施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	281	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保安用機器借入れ	42,270	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	保安用機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		テレビ遠隔通信システム借入れ	367,192	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	テレビ遠隔通信システムの借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム運用管理支援業務	402,270	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	矯正総合情報通信ネットワークシステムの運用管理支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム再構築調査研究支援業務	190,354	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	矯正総合情報通信ネットワークシステムの再構築調査研究支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		刑務所作業管理システム機器借入れ等	4,140	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	刑務所作業管理システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成17年度）に係る限度額の増額	537,250	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した美祢社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成18年度）に係る限度額の増額	720,420	令和２年度	令和２年度以降６箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した島根あさひ社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成19年度）に係る限度額の増額	283,388	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成28年度）に係る限度額の増額	509,362	令和２年度	令和２年度以降７箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した国際法務総合センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	5,229	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	343,683	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	1,802	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	204	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	62,585	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	6,100	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務局	庁舎管理運営業務	750,453	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	21,791	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	2,483	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	269,687	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	1,006	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度登記特別会計）に係る限度額の増額	2,496	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」（登記特別会計）に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		登記情報システム用電子計算機借入れ等	24,138,694	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	4,333,058	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	登記所備付地図作成業務については、多くの日数を要するため
		車両借入れ	94,313	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	30,643,293	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度関係システム機器借入れ等	1,342,184	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	社会保障・税番号制度関係システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		供託事務処理システム機器借入れ等	398,808	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	供託事務処理システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	出入国在留管理庁	庁舎管理運営業務	130,860	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		身分証明書発行管理システム保守	2,159	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	940	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	186	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		出入国管理システム用電子計算機借入れ等	3,727,450	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在留手続窓口等業務	613,140	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	在留手続窓口等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安審査委員会	庁舎管理運営業務	6,271	令和２年度	令和３年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安調査庁	庁舎機械警備	866	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	168,616	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		身分証明書発行管理システム保守	4,629	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	11,109	令和2年度	令和2年度以降7箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	16,661,246	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	2,152,948	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統合情報管理システム開発	917,825	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	統合情報管理システムの開発については、多くの日数を要するため
		統合情報通信システム改修	2,554,062	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	統合情報通信システムの改修については、多くの日数を要するため
		庁舎機械警備	11,655	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	241,780	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	外務本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		日米行政官交流事業	3,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	日米行政官交流事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在日米軍子女日本語補習教育事業	21,276	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	在日米軍子女日本語補習教育事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	49,080	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学等援助	354,840	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	人材育成留学等援助については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	22,275	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	外交政策啓発宣伝事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		難民等定住支援事業	235,442	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	難民等定住支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文化人等招へい	20,766	令和2年度	令和3年度	文化人等招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		領事業務情報システム改修	333,302	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	領事業務情報システムの改修については、多くの日数を要するため
		旅券作成用機器開発	72,930	令和2年度	令和3年度	旅券作成用機器の開発については、多くの日数を要するため

			看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,293	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			経済開発等援助	69,613,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助については、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するため
		在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 4,316,531	令和2年度	令和2年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、その契約期間を1箇年以上とすることを要するため
			在外公館施設整備	4,066,234	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	在スリランカ大使館事務所並びに在パラグアイ大使館事務所及び館長公邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
	財務省	財務本省	宿舎維持管理	17,028	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス施設管理運営業務	353,448	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ等	10,920,497	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			特定施設整備	2,074,817	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
			未利用国有地管理等業務	240,211	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		財務局	事務機器借入れ等	14,121,696	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	500,214	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス施設管理運営業務	638,601	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎機械警備	10,755	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,215	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
			公認会計士試験事業	427,452	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	公認会計士試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		未利用国有地管理等業務	6,040,395	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		普通財産管理処分等業務	2,002,317	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	普通財産の管理処分等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎管理運営業務	23,126	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	91,762	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	299	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		監視取締用機器借入れ等	7,522,974	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	14,794,950	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		税関監視艇建造	575,620	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
	国税庁	庁舎管理運営業務	1,996,396	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	9,980	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成27年度)に係る限度額の増額	23,611	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	3,232,622	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	北見税務署ほか5件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	41,724,258	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	352,517	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,666,418	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		事務所等借入れ	135,282	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国税総合管理システム開発等	65,572,992	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		国税電子申告・納税システム運用等	18,624,635	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省	文部科学本省	事務機器借入れ	677,960	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	1,075,235	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	35,536	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		学校基本調査オンライン調査システム整備	1,658,023	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	学校基本調査オンライン調査システムの整備については、多くの日数を要するため
		高等学校卒業程度認定試験システム整備	32,218	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	高等学校卒業程度認定試験システムの整備については、多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	4,430,801	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	全国学力・学習状況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		高等学校等就学支援金事務処理システム保守等	336,114	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	高等学校等就学支援金事務処理システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		義務教育教科書購入	37,909,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	令和3年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する令和3年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	593,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助	38,407,600	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国立大学法人が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域地震情報センターデータ処理システム開発	188,150	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	地域地震情報センターデータ処理システムの開発については、多くの日数を要するため
		量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務	250,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和２年度	令和３年度まで１箇年度延長	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和２年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和３年度まで１箇年度延長する必要があるため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	8,168,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和２年度	令和３年度まで１箇年度及び令和４年度まで１箇年度延長	平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成29年度及び令和元年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和２年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成24年度、平成26年度、平成29年度及び令和元年度に係るものについては令和３年度まで１箇年度、平成25年度及び平成27年度に係るものについては令和４年度まで１箇年度それぞれ延長する必要があるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	28,443,642	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助	3,864,696	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助に係る契約の一部変更	—	令和２年度	令和３年度まで１箇年度及び令和４年度まで２箇年度延長	平成29年度、平成30年度及び令和元年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「基幹ロケット高度化推進費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和２年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成29年度に係るものについては令和３年度まで１箇年度、平成30年度及び令和元年度に係るものについては令和４年度まで２箇年度それぞれ延長する必要があるため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助	5,642,854	令和２年度	令和３年度及び令和４年度	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		南極地域観測用通信機器整備	203,396	令和２年度	令和４年度	南極地域観測用通信機器の整備については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測用艦船機器整備	15,121	令和２年度	令和３年度	南極地域観測用艦船の計測機器の整備については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測用航空機整備	4,050,952	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	南極地域観測用航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため

		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	298,508	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和２年度	令和３年度まで１箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和２年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和３年度まで１箇年度延長する必要があるため
		公立学校施設整備費負担	40,481,744	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
	文部科学本省所轄機関	事務機器借入れ	61,688	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	1,336	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	75,393	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	スポーツ庁	事務機器借入れ	42,144	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,530	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
	文化庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,341	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎管理運営業務	36,387	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	112,934	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	2,303,416	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,660,577	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	58,170	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う国民の声コールセンター等業務に係る限度額の増額	64,524	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国民の声コールセンター等業務」に基づいて実行した国民の声コールセンター等業務に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助	79,366	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定接種管理システム運用等	82,800	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	特定接種管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		薬剤耐性菌発生動向調査システム運用等	96,030	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	薬剤耐性菌発生動向調査システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		サリドマイド製剤等使用登録・管理システム開発等	87,258	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	サリドマイド製剤等使用登録・管理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		国民健康保険総合データベースシステム運用等	2,720	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	国民健康保険総合データベースシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		急性期包括評価等データベース開発等	66,589	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	急性期包括評価等データベースの開発等については、多くの日数を要するため
		保険医療機関等管理システム改修等	2,345,157	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	保険医療機関等管理システムの改修等については、多くの日数を要するため
		レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム開発等	778,398	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		医薬品等費用対効果評価実施事業	450,000	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	医薬品等費用対効果評価実施事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		食品保健総合情報処理システム開発等	262,393	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	食品保健総合情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		油症患者健康実態調査対象者等情報連携システム運用等	82,484	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	油症患者健康実態調査対象者等情報連携システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		薬物乱用防止啓発訪問事業	261,250	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	薬物乱用防止啓発訪問事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス能力開発基本調査事業	141,570	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う能力開発基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		画像情報検索システム運用	47,384	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	画像情報検索システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害福祉サービスデータベース開発	267,717	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	障害福祉サービスデータベースの開発については、多くの日数を要するため
		全国障害者総合福祉センター施設整備	143,903	令和2年度	令和3年度	全国障害者総合福祉センターの施設の整備については、多くの日数を要するため
		年金生活者支援給付金システム開発	1,067,072	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	年金生活者支援給付金システムの開発については、多くの日数を要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア利用	116,784	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェアの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		介護保険事業状況報告システム運用等	197,299	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	介護保険事業状況報告システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		科学的介護データベースシステム整備等	884,078	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	科学的介護データベースシステムの整備等については、多くの日数を要するため
		介護・医療関連情報見える化推進事業	660,086	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	介護・医療関連情報見える化推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		要介護認定情報等第三者提供システム整備等	468,450	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	要介護認定情報等第三者提供システムの整備等については、多くの日数を要するため
		通所・訪問リハビリテーションデータベースシステム整備等	248,575	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	通所・訪問リハビリテーションデータベースシステムの整備等については、多くの日数を要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	1,237,276	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	17,326	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	2,290,225	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	国立療養所松丘保養園ほか8件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国立ハンセン病療養所船舶運航業務	668,665	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	国立ハンセン病療養所の船舶運航業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	237,338	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ等	196,498	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究情報ネットワークシステム借入れ等	385,683	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	研究情報ネットワークシステムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号外)

		庁舎等解体撤去	3,212,330	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎等の解体撤去については、多くの日数を要するため
		化学物質等ヒト安全性予測システム開発等	59,214	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	化学物質等ヒト安全性予測システムの開発等については、多くの日数を要するため
		厚生労働科学研究成果データベースシステム借入れ等	58,659	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	厚生労働科学研究成果データベースシステムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ等	486,328	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方厚生局	庁舎管理運営業務	124,514	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	120,257	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	787,929	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,026	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	80	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	平成26年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス医師国家試験事業等	2,405,268	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う医師国家試験事業等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	都道府県労働局	庁舎管理運営業務	106,586	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	79,280	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	49,173	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局移転事務室改修	504,026	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	八王子労働基準監督署及び筑西公共職業安定所下妻出張所の移転に伴う事務室の改修については、多くの日数を要するため
		都道府県労働局施設整備	53,200	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	小浜公共職業安定所庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため

農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	1,632,045	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	4,412,177	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産省行政情報システム専用通信回線利用	185,290	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	農林水産省行政情報システムの専用通信回線の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		輸出証明書発給一元化システム整備	1,534,195	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	輸出証明書発給一元化システムの整備については、多くの日数を要するため
		戦略的輸出拡大サポート事業費補助	230,784	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う戦略的輸出拡大サポート事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業	14,296,400	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	和賀中央地区石羽根取水口除塵施設等製作据付工事ほか21件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農用地再編整備事業	2,385,000	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	南周防地区伊陸中央第3団地区画整理工事及びこれに附帯する工事並びに駅館川地区大見尾工区区画整理（その3）工事については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業	13,175,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	新濃尾（二期）地区新木津用水路春日井高山工区（その1）改修工事ほか5件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		国際園芸博覧会政府出展事業	268,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	令和3年に開催される国際園芸博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	78,035,063	令和2年度	令和3年度	独立行政法人農畜産業振興機構が令和2年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		生鮮食料品流通情報システム運用	331,599	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	生鮮食料品流通情報システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産統計システム運用	2,220,363	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	農林水産統計システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林業センサス調査票保管等業務	32,895	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	農林業センサス調査票保管等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	3,807,200	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る笛吹川沿岸かんがい排水事業空気弁その他改修工事ほか4件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		農業用施設等災害復旧事業	1,700,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	勇払東部地区厚真ダム災害復旧工事については、多くの日数を要するため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	120,462	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	57,168	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動植物探知犬調教・探知業務	3,985,569	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	農林水産技術会議	電子計算機等借入れ	669,351	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助	540,197	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	761,896	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	279	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	128,103	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	614,056	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	25,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	4,680	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	387	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	北海道農政事務所	事務機器等借入れ	44,433	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,320	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	林野庁	車両借入れ	11,915	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	43,415	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		一般定期健康診断等業務	58,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	一般定期健康診断等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,137	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有林野情報管理システム運用支援業務	648,328	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	国有林野情報管理システムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		林野庁施設整備	292,430	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	会津森林管理署南会津支署庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	762,619	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		治山事業	1,505,000	令和2年度	令和3年度	頸城地区ほか6地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		国有林野内治山事業	500,000	令和2年度	令和3年度	芝草山地区ほか6地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国有林間伐等事業	3,350,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国有林の間伐等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		森林環境保全整備事業	4,288,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	網走東部地区ほか44地区の造林事業並びに網走西部地区ほか12地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業	208,000	令和2年度	令和3年度	上川北部地区ほか18地区の国有林野地ごしらえ・植栽等事業については、多くの日数を要するため
	水産庁	電子計算機等借入れ	37,197	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	2,075	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	32,512	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	3,120,669	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電力市場監視システム用電子計算機借入れ等	275,000	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	電力市場監視システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		経済産業本省施設整備	174,130	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	経済産業本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		計量士国家試験事業	126,270	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	計量士国家試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定サービス産業動態統計調査事業	199,846	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	特定サービス産業動態統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海外現地法人四半期調査事業	73,319	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	海外現地法人四半期調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	744,042	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		勤怠管理システム運用管理業務	1,205,641	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	勤怠管理システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業標準策定システム利用	42,360	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	産業標準策定システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国際博覧会事業費補助	481,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	国際博覧会事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,292	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		商品先物市場監視強化システム開発等	88,390	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	商品先物市場監視強化システムの開発等については、多くの日数を要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	30,792	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	319,543	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	4,332	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	2,112	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	産業保安監督官署	競争導入公共サービス施設管理運営業務	46,742	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器借入れ	2,757	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官公需情報ポータルサイト利用	133,540	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	官公需情報ポータルサイトの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

国土交通省	国土交通本省	庁舎管理運営業務	1,741,090	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	38,612	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沿道環境改善事業	3,825,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	一般国道奈良25号名阪沿道環境改善ほか３箇所の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	35,974,300	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無電柱化推進事業	15,954,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	一般国道滋賀１号電線共同溝ほか41箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用無電柱化推進等事業	4,064,000	令和２年度	令和10年度以降22箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道宮城４号電線共同溝及び福岡208号電線共同溝の無電柱化推進工事等については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国営公園事業発注者支援業務	208,800	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国営公園等整備	600,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	国営木曽三川公園及び明治記念大磯邸園の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営公園維持管理	130,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	国営みちのく杜の湖畔公園及び国営備北丘陵公園の維持管理については、多くの日数を要するため
		総合水系環境整備事業	111,800	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	狩野川水系ほか５水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	14,668,858	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川都市基盤整備事業	3,311,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	荒川ほか３河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに多摩川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		河川改修事業	27,219,690	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	阿武隈川ほか85河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか６河川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	4,420	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	40,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号　外）

		河川維持修繕	43,559,480	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか98河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	15,160,260	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機購入	4,100,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		堰堤維持	13,432,833	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	北上川田瀬ダムほか82ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		河川総合開発事業	32,324,730	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	北上川北上川上流ダム再生事業ほか9ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		流況調整河川事業	536,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	2,475,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	雄物川及び高梁川の激甚災害対策特別緊急工事並びにこれらに附帯する工事並びに高梁川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		河川工作物関連応急対策事業	7,401,000	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	北上川ほか13河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
		堰堤改良事業	1,224,400	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	吉野川柳瀬ダムほか2ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	471,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	床上浸水対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		河川災害復旧等関連緊急事業費補助	2,230,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	河川災害復旧等関連緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定洪水対策等推進事業費補助	6,220,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		多目的ダム建設事業				
		木曽川新丸山ダム建設工事	29,220,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	175,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため

		庄川利賀ダム建設工事	274,750	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		雄物川成瀬ダム建設工事	1,354,400	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		豊川設楽ダム建設工事	9,684,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		子吉川鳥海ダム建設工事	10,074,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事	37,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		現場事務所営繕	534,950	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	現場事務所の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		総合流域防災対策事業	6,200,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	河川情報提供システムの開発等については、多くの日数を要するため
		砂防事業	13,494,330	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	最上川水系ほか26水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事並びに信濃川水系の砂防事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地すべり対策事業	1,706,090	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	手取川甚之助谷地区ほか５地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
		砂防管理	400,000	令和２年度	令和３年度	桜島の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急砂防事業	2,132,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	広島西部山系ほか２水系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		特定土砂災害対策推進事業費補助	200,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	特定土砂災害対策推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	4,544,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	西湘海岸ほか７海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	984,890	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸維持管理	1,000,000	令和２年度	令和３年度	沖ノ鳥島海岸の維持管理については、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	690,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		道路更新防災対策事業	24,043,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	一般国道京都９号若宮橋（その３）ほか21箇所の道路更新防災対策工事並びに一般国道福井８号及び岐阜41号の道路更新防災対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路維持	36,520,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか196箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路除雪	6,801,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか104箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	10,395,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路修繕事業	119,566,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道修繕ほか233箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		雪寒地域道路交通確保事業	1,112,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道滋賀８号長浜防雪ほか７箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	276,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		交通連携道路事業	5,470,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	一般国道東京１号虎ノ門道路ほか２箇所の交通連携推進工事については、多くの日数を要するため
		道路交通安全施設等整備事業	11,491,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	一般国道静岡１号安新交差点改良ほか40箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道長野19号ほか３箇所の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		交通事故重点対策道路事業	5,416,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道広島２号道照交差点改良（その２）ほか24箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道大分10号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路更新防災等対策事業費補助	3,422,897	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾改修事業	69,057,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	川崎港ほか28港及び関門航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務	5,413,675	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定離島港湾施設整備事業	1,000,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事については、多くの日数を要するため
		港湾改修事業費補助	7,260,850	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		地域連携道路事業	299,888,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道酒田みなと遊佐道路ほか203箇所の地域連携推進工事及び高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道ほか43箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業費補助	25,803,200	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通円滑化事業	235,562,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	一般国道静岡１号静清道路（その６）ほか120箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡１号ほか17箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通円滑化事業費補助	676,500	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設管理業務	115,500	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	施設の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	3,218,337	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス離島港湾整備事業発注者支援業務	109,400	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島港湾改修事業費補助	620,800	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道国有林野内治山事業	60,000	令和２年度	令和３年度	紋別海岸地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川改修事業	773,300	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	石狩川ほか11河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに石狩川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	2,069,600	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	3,030,400	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道河川維持修繕	4,404,900	令和２年度	令和３年度	石狩川ほか12河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道堰堤維持	1,197,464	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	石狩川桂沢ダムほか15ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため

官　報（号　外）

		石狩川幾春別川総合開発建設工事	1,799,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道砂防事業	30,000	令和２年度	令和３年度	石狩川水系の砂防工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災対策事業	3,380,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	一般国道227号新中山トンネルほか３箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,608,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道地域連携道路事業	33,450,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線日宗跨道橋ほか24箇所の地域連携推進工事並びに一般国道５号及び235号の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通円滑化事業	100,000	令和２年度	令和３年度	一般国道230号定山渓道路の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路維持	1,593,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道５号ほか18箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路除雪	2,305,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道５号ほか18箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路修繕事業	7,956,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	一般国道５号修繕ほか47箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道雪寒地域道路交通確保事業	910,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	一般国道232号富士見防雪ほか６箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		北海道港湾改修事業	240,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	枝幸港の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道港湾整備事業発注者支援業務	211,800	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道総合水系環境整備事業	30,000	令和２年度	令和３年度	釧路川水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通安全施設等整備事業	1,830,000	令和２年度	令和３年度	一般国道５号小沼中央帯（その５）ほか10箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道交通事故重点対策道路事業	1,830,000	令和２年度	令和３年度	一般国道12号内園交差点改良（その２）ほか９箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		北海道無電柱化推進事業	321,000	令和２年度	令和３年度	一般国道12号電線共同溝及び233号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水事業	420,000	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	八十士地区八十士排水路河口施設改修工事については、多くの日数を要するため
		北海道農用地再編整備事業	3,300,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	雨竜暑寒地区中島工区区画整理工事については、多くの日数を要するため

		北海道総合農地防災事業	4,990,000	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	雨竜川下流地区八丁目頭首工建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道特定漁港漁場整備事業	842,000	令和２年度	令和３年度	歯舞漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災等対策事業費補助	2,370,000	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	13,892,225	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用官庁営繕	5,248,777	令和２年度	令和７年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の営繕工事については、多くの日数を要するため
		河川改修附帯工事	738,400	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	道路管理者等の負担に係る梯川ほか３河川の改修附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	4,235,446	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道京都９号共同溝ほか53箇所の共同溝附帯工事等については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用道路改築附帯工事	66,400	令和２年度	令和10年度以降22箇年度以内	民間資金等を活用した公益事業者の負担に係る一般国道宮城４号電線共同溝及び福岡208号電線共同溝の電線共同溝附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路維持附帯事業	4,764,419	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	公益事業者等の負担に係る一般国道東京１号ほか23箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川改修受託工事	6,576,740	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	青森県等からの委託に係る馬淵川馬淵川橋ほか８箇所の橋梁等の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川維持受託事業	7,000	令和２年度	令和３年度	独立行政法人水資源機構からの委託に係る淀川の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川総合開発事業受託工事	4,803,260	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	奈良県等からの委託に係る紀の川大滝ダムほか10ダムの地すべり対策工事等については、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	48,456,442	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道神奈川468号栄藤沢地区高架橋ほか14箇所の道路改築工事については、多くの日数を要するため
		道路維持受託事業	1,143,056	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか16箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川等災害復旧事業	1,300,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	駿河海岸の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
		地すべり対策災害関連緊急事業	1,300,000	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	吉野川有瀬地区の地すべり対策災害関連緊急工事については、多くの日数を要するため

官　報　(号　外)

	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	661,044	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信設備利用	4,224	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	情報通信設備の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国土地理院	庁舎管理運営業務	23,548	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		測量士・測量士補試験事業	58,777	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	測量士・測量士補試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		測量機器借入れ	149,049	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	測量機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	11,259	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信設備利用	4,224	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	情報通信設備の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海難審判所	庁舎機械警備	9,215	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	21,737	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方整備局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	26,629	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	937,020	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	16,763,337	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	155	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成21年度)に係る限度額の増額	63	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎機械警備	415,765	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	1,430,596	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	北海道開発局	事務機器借入れ等	3,159,483	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	59,480	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方運輸局	庁舎管理運営業務	228,960	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	505,852	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	15,084	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方航空局	庁舎管理運営業務	11,394	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	45,117	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	観光庁	事務機器借入れ等	65,744	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム用電子計算機等借入れ	12,981,831	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム整備	1,201,326	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	出入国管理システムの整備については、多くの日数を要するため
	気象庁	庁舎管理運営業務	229,636	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	16,064	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,949,775	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	498	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	4,860	令和２年度	令和２年度以降10箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		気象庁情報システム基盤開発等	213,459	令和２年度	令和３年度及び令和４年度	気象庁情報システム基盤の開発等については、多くの日数を要するため

		予報作業支援システム開発等	641,173	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	予報作業支援システムの開発等については、多くの日数を要するため
		次期地震津波監視システム開発	1,983,040	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	次期地震津波監視システムの開発については、多くの日数を要するため
		潮位データ総合処理装置保守	55,354	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	潮位データ総合処理装置の保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海洋情報処理装置保守	11,605	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	海洋情報処理装置の保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	運輸安全委員会	庁舎機械警備	7,008	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	25,714	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海上保安庁	庁舎機械警備	354,745	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材借入れ等	15,730	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	160,431	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安官署施設整備	721,117	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	尾鷲地方合同庁舎ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	393	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		宿舎維持管理	27,108	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	553,032	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安業務システム開発	55,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	海上保安業務システムの開発については、多くの日数を要するため
		分析機器借入れ等	220,780	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	272,318	令和2年度	令和3年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	2,602,882	令和2年度	令和3年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等については、多くの日数を要するため
		航空機購入	21,458,367	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	警備救難用航空機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

環境省	環境本省	事務機器借入れ等	191,022	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不発弾陸上処理	815,910	令和2年度	令和4年度及び令和5年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理については、多くの日数を要するため
		産業廃棄物行政情報システム借入れ等	104,239	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	産業廃棄物行政情報システムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		犬猫へのマイクロチップ情報登録・管理システム開発	293,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	犬猫へのマイクロチップ情報登録・管理システムの開発については、多くの日数を要するため
		国立公園管理運営業務	166,106	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	日光国立公園の那須平成の森の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国民公園整備	290,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	皇居外苑の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国民公園施設管理運営業務	262,443	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う京都御苑の施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	97,706	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境保全普及推進事業	43,954	令和2年度	令和3年度	環境保全普及推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		温室効果ガス観測技術衛星開発	720,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	温室効果ガス観測技術衛星の開発については、多くの日数を要するため
		水俣病関連文献等所蔵目録検索システム運用管理業務等	13,955	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	水俣病関連文献等所蔵目録検索システムの更新整備及び運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方環境事務所	事務機器借入れ	9,230	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	53,413	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	646	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,113	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	原子力規制委員会	事務機器借入れ	5,984	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		放射能調査研究機器整備	22,481	令和2年度	令和3年度及び令和4年度	放射能調査研究機器の整備については、多くの日数を要するため
		原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器借入れ	49,383	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	原子力艦環境放射能モニタリングシステム機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境放射線等モニタリングデータ収集システム機器借入れ等	32,248	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	環境放射線等モニタリングデータ収集システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		全ベータ放射能測定装置借入れ	9,391	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	全ベータ放射能測定装置の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
防衛省	防衛本省	庁舎管理運営業務	4,164,303	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛省職員採用試験問題作成等業務	5,195	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	11,709	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,473,726	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報化推進支援業務	230,955	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	情報化推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛官特殊被服購入	1,550,576	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	自衛官特殊被服の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		民間資金等活用防衛施設維持管理運営	903,323	令和2年度	令和3年度以降7箇年度以内	民間資金等を活用した呉史料館の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	735	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		防衛本省施設整備	3,609,672	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		自衛隊施設整備	117,926,658	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	美保基地空中給油・輸送機(KC—46A)受入施設ほか87箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		就職援護業務民間開放事業	1,162,780	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	就職援護業務民間開放事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		退職予定自衛官進路相談等業務	284,159	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	退職予定自衛官の進路相談等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		硫黄島航空基地給食業務	259,020	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	硫黄島航空基地の給食業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		教育訓練用器材購入	27,542,181	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	教育訓練用器材のうち空中給油・輸送機（ＫＣ―46Ａ）用教育訓練器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		教育訓練用器材借入れ等	5,693,390	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	教育訓練用器材のうち海上防衛図上演習器材等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材整備	5,622,648	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	教育訓練用器材のうちティルト・ローター機（Ｖ―22）用操縦訓練装置等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		住宅防音事業関連事務手続補助業務	920,958	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	住宅防音事業関連事務手続補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公務員宿舎改修等	19,070,945	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	公務員宿舎の改修等については、多くの日数を要するため
		提供施設等整備	25,240,046	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	佐世保海軍施設ほか19箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策施設整備	1,988,809	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	東富士演習場ほか５箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		自衛隊施設用地取得	2,408,035	令和２年度	令和３年度	海上自衛隊の施設の整備に必要な用地の取得については、あらかじめその用地を取得する旨の契約を結ぶ必要があるため
		障害防止対策事業費補助	5,388,506	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	障害防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	26,781,291	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	教育施設等騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設周辺整備助成補助	20,544,295	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	施設周辺整備助成事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路改修等事業費補助	3,918,812	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	道路改修等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		武器購入	146,448,865	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	武器のうち地対空誘導弾、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（ＳＭ―３ブロックⅡＡ）、機動戦闘車等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入	124,836,613	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	通信機器のうち艦船用通信機器等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		車両購入	12,335,382	令和２年度	令和３年度以降３箇年度以内	車両のうち大型トラック等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

官　報（号外）

		弾薬購入	122,892,703	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	弾薬のうちスタンド・オフ・ミサイル（ＪＳＭ）等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	40,228,834	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	諸器材のうち長距離航走型小型無人水中航走体（ＵＵＶ）に関する研究に要する器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器車両等整備	332,875,764	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		艦船建造	15,461,468	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	掃海艦等8隻の建造については、多くの日数を要するため
		艦船整備	66,608,619	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	艦船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	484,414,696	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	空中給油・輸送機（ＫＣ―46Ａ）等29機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機整備	523,360,483	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機整備	25,438,686	令和2年度	令和3年度以降6箇年度以内	特定防衛調達により行う航空機の整備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設移設整備	156,199,391	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	普天間飛行場ほか10箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
	地方防衛局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	189	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	558,882	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	550,534	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	防衛装備庁	事務機器借入れ等	331,728	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		装備品取得等効率化推進業務	41,108	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設整備	10,475,732	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	千歳試験場大型エンジン試験場ほか7箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		研究開発	142,871,967	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	研究開発のうち島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術等の試作に必要な資材等の生産又は研究については、多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	636,116	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

令和二年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」（令和元年六月二十一日閣議決定）に基づき、財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Ｓｏｃｉｅｔｙ　５・０時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算を計上するとともに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年十二月五日閣議決定）に基づく臨時・特別の措置を講じることにより、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくために編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して二・五パーセント増の六十三兆四千九百七十二億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を千四十三億円下回る三十二兆五千五百六十二億円で、公債依存度は三十一・七パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	六三、五一三、〇〇〇百万円
	持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うなど、所要の税制改正を行うこととしている。	
2	官業益金及官業収入	五〇、三八一百万円
3	政府資産整理収入	二三五、二二一百万円
4	雑収入	五、七七五、七二一百万円
5	公債金	三二、五五六、二〇〇百万円
(1)	公債金	七、一一〇、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	二五、四四六、二〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	五二七、四四八百万円
	計	一〇二、六五七、九七一百万円

歳出

1	社会保障関係費	三五、八六〇、七九七百万円
(1)	年金給付費	一二、五二三、一七一百万円
(2)	医療給付費	一二、一五四、六〇二百万円
(3)	介護給付費	三、三八三、七五一百万円
(4)	少子化対策費	三、〇三八、七三四百万円
(5)	生活扶助等社会福祉費	四、二〇二、七二五百万円
(6)	保健衛生対策費	五一八、三五一百万円
(7)	雇用労災対策費	三九、四六四百万円

実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定した社会保障制度改革の実施等の様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度四千百十一億円増となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」等を踏まえ、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税率の引上げによる増収分を活用し、高等教育の無償化や幼児教育・保育の無償化といった制度の着実な実施や、勤務医の働き方改革の推進などの社会保障の充実を実施することとしている。

2	文教及び科学振興費	五、五〇五、四五九百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五二二、一四一百万円
(2)	科学技術振興費	一、三六三、八六五百万円
(3)	文教施設費	一二四、九九九百万円
(4)	教育振興助成費	二、三七六、八四六百万円
(5)	育英事業費	一一七、六〇九百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3	国債費	二三、三五一、五二一百万円
4	恩給関係費	一七四、九八四百万円
(1)	文官等恩給費	六、六二四百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	一五八、二七二百万円
(3)	恩給支給事務費	九四〇百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	九、一四八百万円
5	地方交付税交付金	一五、六〇八、五三五百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十五兆三千二百五十三億円から、平成二十年度、二十一年度及び二十八年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）等に基づき令和二年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額二千三百五十五億円を控除し、加算することとされている額五千百八十七億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金　二〇〇、七二七百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額並びに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補塡する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　五、三一三、三四五百万円

平成三十年十二月十八日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度～平成三十五年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8　公共事業関係費　六、八五七、〇六六百万円

(1)　治山治水対策事業費　一、一三七、五〇七百万円
(2)　道路整備事業費　一、七八一、九三一百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四五八、四三七百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　六九四、七二二百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一三七、一八五百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　六九二、六一三百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、八〇一、四五六百万円
(8)　推進費等　七八、〇五三百万円
(9)　災害復旧等事業費　七五、一六二百万円

治水対策を中心とした防災・減災対策等の実効性の向上、インフラの老朽化対策の強化、中長期的な成長の基盤となるインフラの整備等に重点的に取り組むこととしている。

9　経済協力費　五一二、二七一百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七五、二七二百万円

中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連する日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。

11　エネルギー対策費　九四九、四八三百万円

「第五次エネルギー基本計画」（平成三十年七月三日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　九八四、〇一五百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成十一年法律第百六号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13　その他の事項経費　六、六六四、四九六百万円

14　予備費　五〇〇、〇〇〇百万円

計　一〇二、六五七、九七一百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算及び令和二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和二年二月二十八日

予算委員長　棚橋　泰文

衆議院議長　大島　理森殿

令和二年度特別会計予算

右

国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

令和２年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の令和２年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により令和２年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が令和２年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第２項の規定により令和２年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第７条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		30,712,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	1,200,000
国有林野事業債務管理		341,900,000

２　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第２項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,443,700,000千円とする。

３　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第４項の規定による借入金及び証券の限度額は、11,756,800,000千円とする。

４　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、319,180,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		30,712,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,434,200,000
	原子力損害賠償支援勘定	3,931,800,000
年金	健康勘定	1,464,123,719
食料安定供給	食糧管理勘定	319,180,000

国有林野事業債務管理		96,300,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		1,500,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債発行の限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により令和２年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額は、43,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による令和２年度において公債を発行することができる限度額は、12,000,000,000千円とする。ただし、第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成30年11月１日から令和元年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため令和２年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の161を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る令和元年度の決算上の剰余金見込額（平成30年度の決算上の剰余金から令和元年度への繰越金及び令和元年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに令和元年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため令和２年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の146を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る令和元年度の決算上の剰余金見込額（平成30年度の決算上の剰余金から令和元年度への繰越金及び令和元年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに令和元年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、原子力安全規制対策に充てるため令和２年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の68を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る令和元年度の決算上の剰余金見込額（平成30年度の決算上の剰余金から令和元年度への繰越金及び令和元年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により令和２年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入額	
外国為替資金		2,590,781,817千円
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	72

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により令和２年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,924,696千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により令和２年度において公債を発行することができる限度額は、924,100,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	附帯工事費負担金収入	附帯工事費負担金収入
	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
		貸付金等回収金収入
		雑収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（利子補給契約の限度額）

第16条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災復興特別区域法」の規定による令和２年度の利子補給契約に係る同年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額の限度は、1,655,675千円とする。

（再保険契約の限度額）

第17条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第３条第３項の規定による令和２年度の１回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,566,200,000千円とする。

（財政融資資金の長期運用予定額）

第18条　令和２年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
１　エネルギー対策特別会計	9,500,000千円
２　食料安定供給特別会計	1,200,000
（政府関係機関）	
３　沖縄振興開発金融公庫	124,800,000
４　株式会社日本政策金融公庫	3,647,000,000
５　株式会社国際協力銀行	281,000,000
６　独立行政法人国際協力機構	505,100,000
（独立行政法人等）	
７　日本私立学校振興・共済事業団	29,100,000
８　国立研究開発法人森林研究・整備機構	5,600,000
９　独立行政法人福祉医療機構	259,400,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	156,800,000
11　独立行政法人水資源機構	3,000,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	800,000
13　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	45,600,000
14　独立行政法人日本学生支援機構	658,500,000
15　独立行政法人国立病院機構	62,700,000
16　独立行政法人都市再生機構	433,900,000
17　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	860,000,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	50,100,000
19　国立研究開発法人国立がん研究センター	2,700,000
20　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	4,800,000
21　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
22　成田国際空港株式会社	400,000,000
23　東日本高速道路株式会社	103,000,000
24　中日本高速道路株式会社	103,000,000

25　西日本高速道路株式会社	54,000,000
26　株式会社日本政策投資銀行	450,000,000
（地方公共団体）	
27　地方公共団体	2,934,600,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第３号から第27号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第19条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	13,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
4　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
5　エネルギー対策	電源開発促進勘定における諸支出金に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
6　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付及び育児休業給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　年金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給	保険料収入のうち純保険料に相当す

	付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	る金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	食糧管理勘定における2,046千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
10　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
11　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
	空港整備勘定における「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加
	活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	

2　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が防災・減災対策等強化事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第20条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第21条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、東日本大震災復興推進費、原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、金融機能安定・円滑化復興政策費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、法務行政復興事業費、東日本大震災復興日本司法支援センター運営費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、東日本大震災復興独立行政法人国際観光振興機構運営費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興受託工事費及換地清算金、東日本大震災復興附帯

工事費、東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費、東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

（予算の移用）

第22条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費及び諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	労使関係安定形成促進費、男女均等雇用対策費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入及び諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費及び日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費及び再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	イ　東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費及び東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費の各項
			ロ　東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の各項

（俸給予算等の制限）

第23条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,263,479,481	地方交付税交付金	16,930,566,011
			一般会計より受入	15,863,623,239	地方特例交付金	200,727,000
			財政投融資特別会計より受入	60,040,100	交通安全対策特別交付金	54,311,442
			東日本大震災復興特別会計より受入	339,816,142	地方譲与税譲与金	2,608,602,500
		租税		4,004,800,000	事務取扱費	261,546
			地方法人税	1,456,400,000	諸支出金	427,243
			地方揮発油税	235,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	31,789,709,421
			石油ガス税	6,000,000	予備費	2,600,000
			特別法人事業税	821,400,000		
			自動車重量税	286,900,000		
			航空機燃料税	15,400,000		
			特別とん税	12,500,000		
			地方法人特別税	1,170,400,000		
		借入金		30,712,295,408		
			借入金	30,712,295,408		

官報（号外）

		雑収入		2,360		
			雑収入	2,360		
		前年度剰余金受入		801,532,823		
			前年度剰余金受入	798,999,953		
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	2,532,870		
		合計		51,782,110,072	合計	51,587,205,163
財務省	地震再保険	再保険料収入		95,724,331	再保険費	123,808,895
			再保険料収入	95,724,331	事務取扱費	89,422
		雑収入		28,174,486	予備費	500
			雑収入	28,174,486		
		合計		123,898,817	合計	123,898,817
	国債整理基金	他会計より受入		83,145,459,431	国債整理支出	189,769,023,408
			他会計より受入	83,113,734,302	復興債整理支出	3,255,134,905
			東日本大震災復興他会計より受入	31,725,129		
		租税		123,000,000		
			たばこ特別税	123,000,000		
		公債金		107,981,803,094		
			公債金	106,288,625,734		
			復興借換公債金	1,693,177,360		
		資産処分収入		1,477,382,108		
			東日本大震災復興株式売払収入	1,477,382,108		
		配当金収入		50,449,906		
			東日本大震災復興配当金収入	50,449,906		
		運用収入		93,729,929		
			運用収入	91,341,124		
			東日本大震災復興運用収入	2,388,805		
		雑収入		152,333,845		
			雑収入	152,322,248		
			東日本大震災復興雑収入	11,597		
		合計		193,024,158,313	合計	193,024,158,313
	外国為替資金	外国為替等売買差益		155,327,778	事務取扱費	2,481,813
			外国為替等売買差益	155,327,778	諸支出金	187,399,308
		運用収入		2,999,028,212	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	813

			運用収入	2,999,028,212	国債整理基金特別会計へ繰入	494,602,131
		雑収入		560	予備費	300,000,000
			雑収入	560		
		合計		3,154,356,550	合計	984,484,065
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		942,505,060	財政融資資金へ繰入	12,000,000,000
			運用利殖金収入	942,505,060	事務取扱費	7,201,987
		公債金		12,000,000,000	諸支出金	274,801,481
			公債金	12,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	67,978
		財政融資資金より受入		11,361,109,896	国債整理基金特別会計へ繰入	12,057,269,731
			財政融資資金より受入	11,361,109,896	予備費	60,000
		他勘定より受入		127,412		
			投資勘定より受入	127,412		
		雑収入		39,177,883		
			雑収入	39,177,883		
		合計		24,342,920,251	合計	24,339,401,177
	投資勘定	運用収入		265,303,587	産業投資支出	451,000,000
			利子収入	60,321	事務取扱費	113,886
			納付金	73,747,246	地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	127,412
			配当金収入	189,896,020	一般会計へ繰入	146,131,941
			出資回収金収入	1,600,000	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	60,040,100
		雑収入		4,391	国債整理基金特別会計へ繰入	116
			雑収入	4,391	産業投資予備費	70,000,000
		前年度剰余金受入		462,105,477		
			前年度剰余金受入	462,105,477		
		合計		727,413,455	合計	727,413,455
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		9,677,546	特定国有財産整備費	14,579,419
			国有財産売払収入	9,677,546	事務取扱費	897,130
		雑収入		131,889	予備費	10,000
			雑収入	131,889		

		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	54,193,860		
				54,193,860		
		合計		64,003,295	合計	15,486,549
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		595,221,763	燃料安定供給対策費	221,606,880
			一般会計より受入	595,221,763	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	56,500,000
		石油証券及借入金収入		1,443,700,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	2,700,000
			石油証券及借入金収入	1,443,700,000	エネルギー需給構造高度化対策費	349,344,916
		備蓄石油売払代		18,295,136	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	144,966,764
			備蓄石油売払代	18,295,136	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	15,787,539
		雑収入		27,254,321	事務取扱費	4,979,902
			雑収入	27,254,321	諸支出金	200
		前年度剰余金受入		159,749,738	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	8
			前年度剰余金受入	159,749,738	国債整理基金特別会計へ繰入	1,447,324,749
					予備費	1,010,000
		合計		2,244,220,958	合計	2,244,220,958
	電源開発促進勘定	他会計より受入		312,322,164	電源立地対策費	166,852,248
			電源立地対策財源一般会計より受入	157,818,274	電源利用対策費	15,696,544
			電源利用対策財源一般会計より受入	108,485,529	原子力安全規制対策費	28,938,945
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	46,018,361	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,642,358
		周辺地域整備資金より受入		125,145	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	78,826
			周辺地域整備資金より受入	125,145	事務取扱費	26,258,081
		雑収入		1,245,052	諸支出金	417
			雑収入	1,245,052	予備費	510,000

		前年度剰余金受入		18,285,058		
			前年度剰余金受入	18,285,058		
		合計		331,977,419	合計	331,977,419
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		4,924,590	事務取扱費	989
			原子力損害賠償支援資金より受入	4,924,590	国債整理基金特別会計へ繰入	11,762,000,986
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		11,756,800,000		
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,756,800,000		
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10		
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10		
		雑収入		1,740		
			雑収入	1,740		
		前年度剰余金受入		275,635		
			前年度剰余金受入	275,635		
		合計		11,762,001,975	合計	11,762,001,975
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,103,640,328	労働安全衛生対策費	30,243,235
			他勘定より受入	907,866,149	保険給付費	773,583,040
			一般会計より受入	8,683	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	7,134,453
			未経過保険料受入	22,552,271	職務上年金給付費等交付金	5,381,310
			支払備金受入	173,213,225	社会復帰促進等事業費	125,352,208
		運用収入		112,096,526	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,217,730
			運用収入	112,096,526	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	2,794,130
		雑収入		18,926,788	仕事生活調和推進費	14,053,941
			雑収入	18,926,788	中小企業退職金共済等事業費	2,094,129
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	106,502
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	27,225
					個別労働紛争対策費	2,269,025
					業務取扱費	63,823,897

官　報（号外）

						施設整備費	1,430,296
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	44,136,512
						予備費	5,700,000
		合計		1,234,663,642		合計	1,089,347,633
	雇用勘定	保険収入		1,793,252,060		労使関係安定形成促進費	410,867
			他勘定より受入	1,765,172,395		男女均等雇用対策費	17,135,507
			一般会計より受入	28,079,665		中小企業退職金共済等事業費	6,673,061
		積立金より受入		1,018,023,000		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	30,200
			積立金より受入	1,018,023,000		個別労働紛争対策費	2,269,006
		雇用安定資金より受入		85,436,863		職業紹介事業等実施費	82,449,509
			雇用安定資金より受入	85,436,863		地域雇用機会創出等対策費	137,214,128
		運用収入		46,820		高齢者等雇用安定・促進費	250,661,192
			運用収入	46,820		失業等給付費	1,248,071,170
		独立行政法人納付金		128,793		育児休業給付費	690,212,752
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	128,793		就職支援法事業費	13,235,992
		雑収入		20,917,112		職業能力開発強化費	99,253,581
			雑収入	20,917,112		若年者等職業能力開発支援費	3,673,474
						独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	70,347,892
						独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	5,727,523
						障害者職業能力開発支援費	1,905,646
						技能継承・振興推進費	4,914,325
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,093,632
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	170,066
						業務取扱費	118,560,966
						施設整備費	3,529,317
						育児休業給付資金へ繰入	75,040,096

						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	29,224,746
						予備費	55,000,000
			合計		2,917,804,648	合計	2,917,804,648
		徴収勘定	保険収入		2,625,830,737	業務取扱費	38,472,171
				保険料収入	2,625,678,403	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	907,866,149
				印紙収入	152,334	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,765,172,395
			他会計より受入		244,209	諸支出金	42,301,112
				一般会計より受入	244,209	予備費	100,000
			一般拠出金収入		3,979,507		
				一般拠出金収入	3,979,507		
			他勘定より受入		73,361,258		
				他勘定より受入	73,361,258		
			雑収入		1,719,277		
				雑収入	1,719,277		
			前年度剰余金受入		48,776,839		
				前年度剰余金受入	48,776,839		
			合計		2,753,911,827	合計	2,753,911,827
	内閣府及び厚生労働省	年金					
		基礎年金勘定	拠出金等収入		24,967,259,705	基礎年金給付費	25,647,850,968
				拠出金等収入	24,966,283,152	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	705,041,302
				運用収入	976,553	諸支出金	649,347
			積立金より受入		1,479,493,731	予備費	103,000,000
				積立金より受入	1,479,493,731		
			雑収入		9,788,181		
				雑収入	9,788,181		
			合計		26,456,541,617	合計	26,456,541,617
		国民年金勘定	保険収入		3,232,344,167	特別障害給付金給付費	2,824,029
				保険料収入	1,161,743,442	福祉年金給付費	15,880
				一般会計より受入	1,833,550,883	国民年金給付費	414,880,979
				基礎年金勘定より受入	237,048,373	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,192,830,508
				運用収入	1,469	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	69,306,824
			積立金より受入		370,692,886	諸支出金	62,481,534
				積立金より受入	370,692,886	予備費	1,700,000

官報（号外）

		独立行政法人納付金		140,266,552		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	136,849,884		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	3,416,668		
		雑収入		688,807		
			雑収入	688,807		
		前年度剰余金受入		47,342		
			前年度剰余金受入	47,342		
		合計		3,744,039,754	合計	3,744,039,754
	厚生年金勘定	保険収入		48,010,859,595	保険給付費	24,530,192,689
			保険料収入	32,711,973,965	実施機関保険給付費等交付金	4,603,106,420
			一般会計より受入	10,133,606,975	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	19,425,747,914
			労働保険特別会計より受入	7,134,453	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	187,704,845
			基礎年金勘定より受入	363,265,805	諸支出金	46,172,627
			存続厚生年金基金等徴収金	1,859,761	予備費	97,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	261,682,538		
			実施機関拠出金収入	4,466,663,514		
			存続組合等納付金	64,653,718		
			運用収入	18,866		
		積立金より受入		524,724,365		
			積立金より受入	524,724,365		
		独立行政法人納付金		343,833,197		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	282,000,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	61,833,197		
		雑収入		10,507,338		
			雑収入	10,507,338		
		合計		48,889,924,495	合計	48,889,924,495
	健康勘定	保険収入		11,003,474,282	保険料等交付金	11,015,354,372
			保険料収入	10,997,414,651	業務取扱費等業務勘定へ繰入	33,163,592
			一般会計より受入	5,833,163	諸支出金	3,932,923
			日雇拠出金収入	226,468	国債整理基金特別会計へ繰入	1,464,123,719

		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		97,190		
			業務勘定より受入	97,190		
		借入金		1,458,290,556		
			借入金	1,458,290,556		
		雑収入		651,304		
			雑収入	651,304		
		前年度剰余金受入		54,061,264		
			前年度剰余金受入	54,061,264		
		合計		12,516,574,606	合計	12,516,574,606
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		639,514,952	児童手当等交付金	1,326,160,023
			事業主拠出金収入	639,514,952	子ども・子育て支援推進費	1,474,352,759
		他会計より受入		2,509,511,255	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	391,389,079
			一般会計より受入	2,509,511,255	業務取扱費	40,849,511
		積立金より受入		71,931,266	諸支出金	217,350
			積立金より受入	71,931,266	予備費	6,400,000
		雑収入		4,582,466		
			雑収入	4,582,466		
		前年度剰余金受入		13,828,783		
			前年度剰余金受入	13,828,783		
		合計		3,239,368,722	合計	3,239,368,722
	業務勘定	他会計より受入		110,072,203	業務取扱費	41,113,266
			一般会計より受入	110,072,203	社会保険オンラインシステム費	64,300,587
		他勘定より受入		291,938,792	日本年金機構運営費	316,195,280
			他勘定より受入	291,938,792	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	748,454
		特別保健福祉事業資金より受入		23,698	一般会計へ繰入	23,698
			特別保健福祉事業資金より受入	23,698	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		78,394		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	78,394		

官報（号外）

		雑収入		9,960,165		
			雑収入	9,960,165		
		前年度剰余金受入		10,320,033		
			前年度剰余金受入	10,320,033		
		合計		422,393,285	合計	422,393,285
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		81,546,667	農業経営安定事業費	280,847,443
			食糧管理勘定より受入	81,546,667	事務取扱費業務勘定へ繰入	64,849
		他会計より受入		95,825,164	予備費	100,000
			一般会計より受入	95,825,164		
		独立行政法人納付金		21,911,395		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	21,911,395		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		81,729,046		
			前年度剰余金受入	81,729,046		
		合計		281,012,292	合計	281,012,292
	食糧管理勘定	食糧売払代		430,581,390	食糧買入費	498,958,499
			食糧売払代	430,581,390	食糧管理費	37,450,572
		輸入食糧納付金		423,525	交付金等他勘定へ繰入	94,995,418
			輸入食糧納付金	423,525	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
		他会計より受入		89,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	135,320,722
			一般会計より受入	89,000,000	予備費	85,000,000
		食糧証券収入		319,180,000		
			食糧証券収入	319,180,000		
		雑収入		12,540,297		
			雑収入	12,540,297		
		合計		851,725,212	合計	851,725,212
	農業再保険勘定	農業再保険収入		62,651,480	農業再保険費及交付金	59,072,838
			再保険料	2,014,069	事務取扱費業務勘定へ繰入	1,020,038
			一般会計より受入	55,728,008	予備費	21,400,000
			前年度繰越資金受入	4,909,403		

		積立金より受入		21,398,268		
			積立金より受入	21,398,268		
		雑収入		1,732		
			雑収入	1,732		
		合計		84,051,480	合計	81,492,876
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		8,551,853	漁船再保険費及交付金	6,924,297
			再保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	583,981
			一般会計より受入	7,463,364	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	1,088,479		
		積立金より受入		99,673		
			積立金より受入	99,673		
		雑収入		327		
			雑収入	327		
		合計		8,651,853	合計	7,608,278
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		12,434,066	漁業共済保険費及交付金	10,180,164
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	121,052
			一般会計より受入	10,418,074	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	2,015,982		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		12,434,086	合計	10,401,216
	業務勘定	他勘定より受入		15,238,671	事務取扱費	15,039,249
			他勘定より受入	15,238,671	予備費	200,000
		雑収入		578		
			雑収入	578		
		合計		15,239,249	合計	15,239,249
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		6,895,000	土地改良事業費	6,670,717
			一般会計より受入	6,895,000	北海道土地改良事業費	10,000
		土地改良事業費負担金等収入		11,731,928	離島土地改良事業費	10,000
			土地改良事業費負担金収入	11,731,928	土地改良事業工事諸費	1,530,112
		借入金		1,200,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	4,345,202
			借入金	1,200,000	国債整理基金特別会計へ繰入	7,223,619

官報（号外）

		雑収入		239,301	予備費		300,000
			雑収入	239,301			
		前年度剰余金受入		23,421			
			前年度剰余金受入	23,421			
		合計		20,089,650	合計		20,089,650
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		22,652,381	国債整理基金特別会計へ繰入		364,552,381
			一般会計より受入	22,652,381			
		借入金		341,900,000			
			借入金	341,900,000			
		合計		364,552,381	合計		364,552,381
経済産業省	特許	特許料等収入		125,367,149	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費		12,164,027
			特許印紙収入	94,787,267	事務取扱費		149,871,641
			特許料等収入	30,579,882	施設整備費		2,703,374
		他会計より受入		17,806	予備費		200,000
			一般会計より受入	17,806			
		独立行政法人納付金収入		1,839,538			
			独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	1,839,538			
		雑収入		852,483			
			雑収入	852,483			
		前年度剰余金受入		88,163,440			
			前年度剰余金受入	88,163,440			
		合計		216,240,416	合計		164,939,042
国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		1,896,653	保障費		1,398,344
			賦課金収入	1,896,653	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入		810,353
		積立金より受入		382,634	再保険及保険費		240,574
			積立金より受入	382,634	予備費		60,000
		雑収入		461,340			
			雑収入	461,340			
		前年度剰余金受入		60,339,859			
			前年度剰余金受入	60,339,859			
		合計		63,080,486	合計		2,509,271

	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		35,612,722	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,232,827
			検査登録印紙収入	32,515,599	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	4,785,544
			検査登録手数料収入	3,097,123	業務取扱費	28,354,361
		他会計より受入		279,954	施設整備費	1,122,925
			一般会計より受入	279,954	予備費	150,000
		他勘定より受入		1,344,575		
			他勘定より受入	1,344,575		
		雑収入		545,732		
			雑収入	545,732		
		前年度剰余金受入		20,555,680		
			前年度剰余金受入	20,555,680		
		合計		58,338,663	合計	37,645,657
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		7,754,905	自動車事故対策費	5,936,146
			積立金より受入	7,754,905	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,350,029
		他会計より受入		4,030,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	139,640
			一般会計より受入	4,030,000	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	392,000
		償還金収入		845,556	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	534,222
			償還金収入	845,556		
		雑収入		1,721,576		
			雑収入	1,721,576		
		合計		14,352,037	合計	14,352,037
	空港整備勘定	空港使用料収入		249,874,179	空港等維持運営費	151,018,537
			空港使用料収入	249,874,179	空港整備事業費	160,400,995
		他会計より受入		54,661,226	北海道空港整備事業費	19,959,517
			一般会計より受入	54,661,226	離島空港整備事業費	2,099,457
		地方公共団体工事費負担金収入		12,846,276	沖縄空港整備事業費	15,891,237
			地方公共団体工事費負担金収入	12,846,276	航空路整備事業費	37,438,968
		償還金収入		11,754,441	成田国際空港株式会社出資	30,000,000
			償還金収入	11,754,441	地域公共交通維持・活性化推進費	629,884
		配当金収入		7,534,080	空港等整備事業工事諸費	1,776,609

			配当金収入	7,534,080	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
		空港等財産処分収入		899,001	国債整理基金特別会計へ繰入	241,227,043
			空港等財産処分収入	899,001	予備費	330,000
		雑収入		287,324,655		
			雑収入	287,324,655		
		前年度剰余金受入		38,494,923		
			前年度剰余金受入	38,494,923		
		合計		663,388,781	合計	663,388,781

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		411,100,000	復興庁	1,402,391,594
			復興特別所得税	411,100,000	復興庁	1,402,391,594
		他会計より受入		20,875,886	復興庁共通費	6,465,924
			一般会計より受入	20,875,886	東日本大震災復興支援対策費	16,511,174
		公債金		924,100,000	東日本大震災復興推進費	11,275,380
			復興公債金	924,100,000	原子力災害復興再生支援事業費	88,473,813
		公共事業費負担金収入		50,638,822	新しい東北施策推進費	1,376,690
			公共事業費負担金収入	50,638,822	内閣共通費	47,346
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		265,435	法務省共通費	227,155
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	265,435	文部科学省共通費	275,019
		附帯工事費負担金収入		653,000	農林水産省共通費	162,829
			附帯工事費負担金収入	653,000	環境省共通費	7,022,580
		雑収入		666,314,972	地域活性化等復興政策費	20,778,121
			事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	591,913,407	治安復興政策費	61,013
			貸付金等回収金収入	1,248,230	治安復興事業費	1,128,252
			雑収入	73,153,335	金融機能安定・円滑化復興政策費	683
					消費生活復興政策費	373,800

生活基盤行政復興政策費	421,670
生活基盤行政復興事業費	406,695
法務行政復興政策費	155,000
法務行政復興事業費	4,156,886
東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	573,018
財務行政復興事業費	2,700,000
教育・科学技術等復興政策費	14,297,082
教育・科学技術等復興事業費	10,328,881
東日本大震災復興国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	334,989
東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	1,997,892
社会保障等復興政策費	7,584,168
社会保障等復興事業費	1,352,903
農林水産業復興政策費	16,141,155
農林水産業復興事業費	2,122,246
東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	181,554
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	9,510,374
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	15,435,910
東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	787,096
東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	1,524,150

官　報（号外）

					住宅・地域公共交通等復興政策費	3,173,639
					東日本大震災復興独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,000,000
					環境保全復興政策費	233,868,153
					環境保全復興事業費	410,768,354
					東日本大震災復興事業費	371,915,337
					東日本大震災復興受託工事費及換地清算金	300,000
					東日本大震災復興附帯工事費	635,000
					東日本大震災復興治水事業工事諸費	54,260
					東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	370,365
					東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	23,988
					東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	65,982
					東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	11,068
					東日本大震災災害復旧等事業費	135,902,717
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	36,000
					東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	75,283
					総務省	339,816,142
					総務本省	339,816,142
					地方交付税交付金	339,816,142
					財務省	331,740,379
					財務本省	331,740,379
					復興債費	31,740,379
					復興加速化・福島再生予備費	300,000,000
		合計		2,073,948,115	合計	2,073,948,115

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資金、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社日本政策投資銀行出資金、株式会社産業革新投資機構出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費 事務取扱費のうち 庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油製品需給適正化調査等委託費（高効率石油精製技術基礎石油構造分析・反応解析等研究開発委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。） 産油国等連携強化促進事業費補助金（石油天然ガス権益・安定供給確保資源国関係強化支援事業費及び産炭国石炭採掘・保安技術移転事業費に限る。） 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費補助金及び高効率石油精製技術研究開発支援事業費補助金に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業環境保全対策事業費補助金、過疎地等石油製品流通体制整備事業費、災害時社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄推進事業費補助金、都市ガス製造所等非常用自家発電設備導入等支援事業費補助金及び次世代燃料供給体制構築支援事業費に限る。） 石油資源採掘対策事業費補助金（国内石油天然ガス地質調査事業費補助金に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費 エネルギー需給構造高度化対策費　のうち

物処理システム低炭素化・省二酸化炭素対策普及促進事業費、低炭素・資源循環型実施可能性調査事業費、温室効果ガス排出管理デジタルガバメント構築事業費、企業版２度目標二酸化炭素削減計画モデル事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、脱炭素社会プラスチック等資源循環システム構築実証事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、浮体式洋上風力発電地域脱炭素化ビジネス促進事業費及び脱炭素型金属リサイクルシステム早期社会実装化実証事業費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電資源量調査・理解促進事業費補助金、風力発電送電網整備実証事業費補助金、固定価格買取制度賦課金特例制度施行事業費補助金、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車充電インフラ整備事業費補助金、燃料電池自動車普及促進水素ステーション整備事業費補助金、燃料電池利用拡大エネファーム等導入支援事業費補助金、水力発電導入促進事業費補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費補助金、社会経済活動維持天然ガス利用設備導入支援事業費補助金及び地域系統線エネルギー面的利用事業費補助金に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（省エネルギー投資促進支援補助金、次世代自動車等開発加速化シミュレーション基盤構築事業費補助金、休廃止鉱山鉱害防止エネルギー使用合理化事業費補助金、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（宇宙太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発事業委託費及び福島沖浮体式洋上風力発電システム実証研究事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（海洋鉱物資源開発資源量評価・生産技術等調査事業委託費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業委託費、省エネルギー等国際標準獲得・普及促進事業委託費、鉱物資源開発推進探査等事業委託費及び休廃止鉱山坑廃水処理高度化調査研究事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化・資源循環対策等調査委託費、二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業費及び二酸化炭素貯留適地調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（エネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費、二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費、二国間オフセット・クレジット制度推進衛星検証技術高度化事業費、二酸化炭素回収・貯留脱炭素社会推進事業費、低炭素社会・ライフスタイル創造技術イノベーション事業費、セルロースナノファイバー等次世代素材活用推進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、二酸化炭素回収・貯蔵総合検討事業費、風力発電等ゾーニング導入可能性検討モデル事業費、低炭素型行動変容促進事業費、中小廃棄物処理施設先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業費、環境配慮型再生可能エネルギー導入情報整備事業費、空調負荷低減革新的快適新素材創出事業費、廃棄

事業費補助金及び内航船運航効率化実証事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費、二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費、二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費、先進対策実施二酸化炭素排出量大幅削減事業費、省二酸化炭素型リサイクル等高度化設備導入促進事業費、地方公共団体カーボンマネジメント強化事業費、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費、二酸化炭素削減ポテンシャル診断推進事業費、物流分野二酸化炭素削減対策促進事業費、廃熱・潜水等未利用資源効率的活用低炭素社会システム整備推進事業費、木材利用業務用施設断熱性能効果検証事業費、用冷凍空調機器省エネルギー化推進事業費、低炭素型デジタル加速化事業費、循環産業戦略的国際展開海外二酸化炭素削減支援事業費、省エネルギー型太陽光発電導入推進事業費、地域低炭素化推進事業体設置モデル事業費、ゼロ・エネルギー・ハウス型住宅低炭素化促進事業費、水素活用自立・分散型エネルギーシステム構築事業費、業務用ビル設備高効率化改修支援事業費、代替燃料活用船舶二酸化炭素排出削減対策モデル事業費、廃棄物処理施設先進的設備導入推進等事業費、地域防災・減災低炭素化同時実現自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費、脱炭素イノベーション地域循環型共生圏構築事業費、スマートシティ構築支援事業費、電動化対応トラック・バス導入加速事業費、脱炭素社会プラットフォーム構築実証事業費、地域再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業費、配送拠点等エネルギーマネジメントシステム導入促進事業費、浮体式洋上風力発電地域脱炭素化ビジネス促進事業費及び廃棄物エネルギー有効活用マルチベネフィット達成促進事業費に限る。）				
				非化石エネルギー等技術開発費補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 事務取扱費のうち情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
			電源開発促進勘定	電源立地対策費（項） 電源立地等推進対策費補助金（特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。） 電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、共生交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金及び交付金調査等交付金に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源利用対策費のうち放射性廃棄物処分基準調査等委託費（低レベル放射性廃棄物処分技術開発委託費、高レベル放射性廃棄物等地層処分技術開発委託費及び放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。）

官　報（号外）

			原子力安全業務庁費（原子力施設外部事象等安全規制研究事業費、原子力施設地質構造等調査・研究事業費、大規模噴火プロセス等知見整備研究事業費及び燃料破損規制高度化研究事業費に限る。）
	厚生労働省	労働保険	
		労災勘定	（項）労働安全衛生対策費のうち
			施設施工旅費
			情報処理業務庁費（石綿届出システム開発費及び雇用均等行政情報システム改修等経費に限る。）
			施設施工庁費
			施設整備費
			産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）
			社会復帰促進等事業費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			労災疾病臨床研究事業費補助金
			独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費
			個別労働紛争対策費のうち
			情報処理業務庁費（雇用均等行政情報システム改修等経費に限る。）
			業務取扱費のうち
			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費及び労働基準行政システム改修費に限る。）
			施設整備費
		雇用勘定	（項）男女均等雇用対策費のうち
			情報処理業務庁費（雇用均等行政情報システム改修等経費に限る。）
			個別労働紛争対策費のうち
			軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発委託費、原子力利用状況等調査委託費、原子力安全性向上共通基盤整備技術開発委託費、高速炉共通基盤技術開発委託費及び原子力産業基盤強化事業費に限る。）
			原子力発電関連技術開発費等補助金
			ウラン探鉱支援事業費等補助金
			原子力安全規制対策費のうち
			原子力災害影響調査等委託費
			原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査費、海洋環境放射能総合評価委託費、発電炉設計審査分野規制研究事業委託費、原子力施設外部事象等安全規制研究事業委託費、発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業委託費、原子力施設地質構造等調査・研究事業委託費、避難指示区域等環境放射線モニタリング推進事業委託費、廃炉作業安全研究事業委託費、大規模噴火プロセス等知見整備研究事業委託費、航空機モニタリング運用技術確立等委託費、燃料破損規制高度化研究事業委託費及び実機材料等経年劣化評価・検証事業委託費に限る。）
			原子力災害対策事業費補助金
			原子力施設等防災対策等交付金
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費
			事務取扱費のうち
			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）

		情報処理業務庁費（雇用均等行政情報システム改修等経費に限る。）			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		職業紹介事業等実施費のうち			社会保険オンラインシステム費　のうち
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発費に限る。）
		高齢者等雇用安定・促進費　のうち			
		施設施工旅費	農林水産省	食料安定供給	
		施設施工庁費		食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち
		施設整備費			食糧買入費（輸入米等買入費、輸入食糧麦等買入費及び輸入飼料買入費に限る。）
		職業能力開発強化費のうち		業務勘定	（項）事務取扱費のうち
		職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費に限る。）			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費		国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費
		業務取扱費のうち			北海道土地改良事業費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			離島土地改良事業費
		国有財産管理処分庁費			土地改良事業工事諸費のうち
		施設整備費			超過勤務手当
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち			日額旅費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
					工事雑費
内閣府及び厚生労働省	年金		経済産業省	特許	（項）事務取扱費のうち
	子ども・子育て支援勘定	（項）地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費　のうち			情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		子ども・子育て支援整備交付金			成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発費、特許庁システム管理費及び特許庁システム整備費に限る。）
		業務取扱費のうち			中小企業知的財産活動支援事業費補助金
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）			施設整備費
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち	国土交通省	自動車安全	
		庁費（近畿厚生局移転関係経費に限る。）		自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費

官報（号外）

所管	特別会計	所管・組織・事項
		業務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費及び次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発費に限る。）
		施設整備費
	自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
	空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		地域公共交通維持・活性化推進費
		空港等整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		情報処理業務庁費（政府共通情報システム整備費に限る。）
		工事雑費

所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁
		復興庁
		（項）原子力災害復興再生支援事業費のうち
		福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費
		福島再生加速化交付金
		環境省共通費のうち
		移転費
		地域活性化等復興政策費のうち
		避難指示区域入域管理等委託費（物理的防護措置実施経費に限る。）
		被災者生活再建支援金補助金
		治安復興政策費のうち
		警察通信機器整備費
		治安復興事業費
		消費生活復興政策費
		生活基盤行政復興政策費のうち
		情報通信技術利活用事業費補助金
		情報通信基盤災害復旧事業費補助金
		緊急消防援助隊活動費負担金
		生活基盤行政復興事業費のうち
		消防防災設備災害復旧費補助金
		消防防災施設災害復旧費補助金
		法務行政復興事業費
		教育・科学技術等復興政策費のうち
		福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金（農業高等学校産業教育施設設備整備費に限る。）
		医療研究開発推進事業費補助金
		海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		公立文教施設整備等都道府県事務費交付金

公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金

私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金

教育・科学技術等復興事業費

社会保障等復興政策費　のうち

保健衛生施設等設備災害復旧費補助金

社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

社会保障等復興事業費　のうち

保健衛生施設等災害復旧費補助金

社会福祉施設等災害復旧費補助金

農林水産業復興政策費　のうち

国有林野森林整備・保全管理費

森林整備・保全調査等委託費（森林施業等放射性物質対策技術検証事業費及び避難指示解除区域等林業再生実証等事業費に限る。）

森林整備・保全地方公共団体事業費補助金

水源林復興促進対策費補助金

漁業経営安定対策事業費補助金（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。）

共同利用漁船等復旧支援対策費補助金

共同利用小型漁船建造費補助金

養殖施設災害復旧事業費補助金

農林水産業再生支援交付金

農林水産業復興事業費

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち

地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。）

天然ガス安定供給対策事業費補助金

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金

住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち

地籍調査費負担金

東北観光復興対策交付金

環境保全復興政策費　のうち

放射線量低減処理業務庁費

環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理事業費に限る。）

災害等廃棄物処理事業費

特定復興拠点整備事業費

放射性物質汚染廃棄物処理事業費

放射性物質除去土壌等管理調査費

放射性物質測定費（リアルタイム線量システム更新経費に限る。）

放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費

放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費

放射性物質測定調査委託費

官　報（号外）

		放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理等事業費に限る。）			水源林造成事業費補助
		放射線量低減対策特別緊急事業費補助金			水産物供給基盤整備事業費補助
		特定復興拠点整備業務補償金			水産資源環境整備事業費補助
		放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金			農業生産基盤整備事業調査費補助
		放射線量低減処理業務補償金			循環型社会形成推進交付金
		環境保全復興事業費			農山漁村地域整備交付金
		東日本大震災復興事業費　のうち			社会資本整備総合交付金
		治山事業費			東日本大震災復興附帯工事費
		国有林野内治山事業費			東日本大震災復興治水事業工事諸費のうち
		河川改修費			超過勤務手当
		地域連携道路事業費			東日本大震災復興道路整備事業工事諸費　のうち
		道路整備営繕宿舎費			超過勤務手当
		港湾改修費			東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費　のうち
		国営追悼・祈念施設整備費			超過勤務手当
		国立公園等整備費			東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費　のうち
		国立公園等維持管理費			超過勤務手当
		除塩事業費			東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費　のうち
		農業水利施設放射性物質対策事業費			工事施行旅費
		農業農村整備営繕宿舎費			工事雑費
		森林環境保全整備事業費			東日本大震災災害復旧等事業費
		農業生産基盤整備事業調査費			東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費
		治山事業費補助			東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費
		地域連携道路事業費補助			
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助			
		農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助			
		森林環境保全整備事業費補助			

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	情報通信技術調達	284	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	25,242	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外国為替資金	情報通信技術調達	1,064	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,710,809	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	情報通信技術調達	6,227	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	5,762,527	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	投資勘定	情報通信技術調達	528	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	37,851	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特定国有財産整備勘定	情報通信技術調達	235	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定施設整備	2,813,752	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用特定施設整備に係る限度額の増額	1,193,280	令和2年度	令和4年度	平成29年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用特定施設整備」に基づいて実行した特定国有財産整備計画による大阪第6地方合同庁舎の整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		未利用国有地管理等業務	651,785	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	アセアン諸国等エネルギー連携強化事業	105,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	アセアン諸国等エネルギー連携強化事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		災害時地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	317,231	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		過疎地域等石油製品流通体制整備事業費補助	1,082,526	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	過疎地域等石油製品流通体制整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		エネルギー消費統計調査事業	411,498	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	エネルギー消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定業種石油等消費統計調査事業	23,648	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	特定業種石油等消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境影響評価基礎情報システム保守等	102,810	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	環境影響評価基礎情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		温室効果ガス観測技術衛星等開発	4,845,000	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	温室効果ガス観測技術衛星等の開発については、多くの日数を要するため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	605,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	9,900,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域循環共生圏構築促進事業費補助	19,114,330	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	地域循環共生圏構築促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	7,496	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	47,559	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	6,524	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	放射線利用技術等国際交流業務	526,355	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	放射線利用技術等国際交流業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	42,167	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	45,268	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制委員会ホームページ更新等	811,196	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	原子力規制委員会ホームページの更新等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		気象情報提供システム借入れ	32,120	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	気象情報提供システムの借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制検査用解析コード利用	1,848	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	原子力規制検査用の解析コードの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	47,652	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	原子力損害賠償支援勘定	情報通信技術調達	88	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	労働保険労災勘定	競争導入公共サービス就労条件総合調査事業	80,553	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う就労条件総合調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力発電所作業員長期的健康管理システム運用等	20,462	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	原子力発電所作業員長期的健康管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		石綿届出システム開発等	592,350	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	石綿届出システムの開発等については、多くの日数を要するため
		雇用均等行政情報システム改修等	2,020,975	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	雇用均等行政情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		安全衛生施設整備	517,976	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	日本バイオアッセイ研究センターの施設の整備については、多くの日数を要するため
		多言語電話通訳支援事業	14,436	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	多言語電話通訳支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業医養成施設整備費補助	6,185,399	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	産業医養成施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		事務機器借入れ等	4,099,847	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災特別介護施設整備	99,778	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	広島労災特別介護施設の整備については、多くの日数を要するため
		労災ケアサポート事業	1,471,515	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	労災ケアサポート事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災特別介護援護事業	5,233,353	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	労災特別介護援護事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	833,829	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	北海道障害者職業能力開発校ほか4件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助	1,459,035	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	独立行政法人労働者健康安全機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報（号外）

		情報通信技術調達	134,582	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	181,835	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	5,385	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	16,815	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	237,835	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務	7,735	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム改修等	3,420,807	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	労働基準行政システムの改修等については、多くの日数を要するため
		労働基準行政システム運用等	3,201,760	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	労働基準行政システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	804	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		施設整備	405,911	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	延岡労働基準監督署の建設等については、多くの日数を要するため
	雇用勘定	雇用均等行政情報システム改修等	2,020,975	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	雇用均等行政情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		多言語電話通訳支援事業	72,195	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	多言語電話通訳支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	15,323,018	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	19,399,397	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不安定就労者就職支援事業	3,088,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	不安定就労者就職支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス農林業職場定着支援事業	1,152,306	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林業職場定着支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用活性化推進事業	2,430,301	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	地域雇用活性化推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

			地域外国人材受入・定着モデル事業	1,214,635	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	地域外国人材受入・定着モデル事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			生涯現役促進地域連携事業	4,527,984	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	生涯現役促進地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			障害者職業能力開発校施設整備	140,555	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	吉備高原障害者職業能力開発校の施設の整備については、多くの日数を要するため
			技能士台帳データベースシステム開発等	679,889	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	技能士台帳データベースシステムの開発等については、多くの日数を要するため
			短期資格等習得推進事業	13,759,510	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	短期資格等習得推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			総合的職業能力開発プログラム推進事業	64,349,660	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	総合的職業能力開発プログラム推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	5,769,804	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
			障害者職業訓練委託事業	37,380	令和２年度	令和２年度及び令和３年度	障害者職業訓練委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			情報通信技術調達	569,342	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎機械警備	400	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	54,288	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			未利用国有地管理等業務	33,336	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			車両借入れ	215,190	令和２年度	令和２年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎解体撤去	1,000,019	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	庁舎の解体撤去については、多くの日数を要するため
			物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,176	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
			遠隔地受給資格決定支援事業	622,578	令和２年度	令和２年度以降３箇年度以内	遠隔地受給資格決定支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			ハローワーク・コールセンター運営事業	654,496	令和２年度	令和２年度以降４箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		施設整備	2,247,503	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	春日井公共職業安定所ほか5件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	徴収勘定	情報通信技術調達	13,985	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,367,734	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	7,852	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	33,975	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務	61,512	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システムの口座振替データ連携業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム運用等	1,037,516	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム用電子計算機等借入れ	8,345,530	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	418	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	情報通信技術調達	136,018	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	43,861	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	95,098	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	6,330	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	123,096	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	4,489	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	数理統計システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		厚生労働省統合ネットワークシステム運用等	101,648	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	厚生労働省統合ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		年金記録訂正請求事蹟システム運用等	26,932	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	年金記録訂正請求事蹟システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	68,755	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	9,263,356	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	60,272,565	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等については、多くの日数を要するため
農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	166,800,000	令和2年度	令和3年度	外国からの主要食糧の買入れについては、多くの日数を要するため
		輸入飼料買入れ	12,400,000	令和2年度	令和3年度	外国からの飼料の買入れについては、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	35,000,794	令和2年度	令和2年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	35,931	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	17,725	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	396	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	6,205	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸（二期）農業水利事業	980,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	那珂川沿岸（二期）農業水利事業については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	5,478	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	1,680	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	特許	情報通信技術調達	53,286	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	645,544	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	333,501	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		勤怠管理システム運用管理業務	538,384	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	勤怠管理システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業省基盤情報システム運用	354,797	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	経済産業省基盤情報システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	30,727,244	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	1,076,751	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	特許庁システムの管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う特許庁システム整備に係る限度額の増額	61,251	令和2年度	令和3年度	平成29年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「特許庁システム整備」に基づいて実行した特許庁システムの整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス申請書面電子化業務	2,750,764	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う申請書面電子化業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	90,626	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	審査資料インターネット有料情報の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	14,596,042	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	特許庁庁舎の整備については、多くの日数を要するため
国土交通省	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	情報通信技術調達	48,478	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	840	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	1,952	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	363,347	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム開発等	2,265,826	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		自動車登録手続ヘルプデスク運営事業	1,378,848	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	自動車登録手続のヘルプデスク運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自動車登録検査業務電子情報処理システム用電子計算機借入れ等	7,181,166	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	自動車登録検査業務電子情報処理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	7,651,433	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため

		施設整備	442,013	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	関東運輸局千葉運輸支局倉庫の建設については、多くの日数を要するため
	空港整備勘定	情報通信技術調達	116,137	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	178,506	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	79,317	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	118,275	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港等維持管理業務	8,296,986	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車等購入	1,942,663	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	大型化学消防車等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機騒音対策等コールセンター運営事業	458,200	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	航空機騒音対策等コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,877,259	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港気象ドップラーレーダー情報集約処理システム保守等	120,248	令和2年度	令和3年度以降4箇年度以内	空港気象ドップラーレーダー情報集約処理システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	1,234,003	令和2年度	令和2年度以降15箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	7,412	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	56,432,390	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	東京国際空港ほか13空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	852,935	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス国際航空旅客動態調査業務	180,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空旅客動態調査業務	38,700	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		空港整備事業費補助	1,023,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道空港整備	1,457,230	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	新千歳空港及び釧路空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務	35,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス北海道国際航空旅客動態調査業務	21,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道航空旅客動態調査業務	7,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄空港整備	8,056,830	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	那覇空港ほか2空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務	201,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄国際航空旅客動態調査業務	9,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄航空旅客動態調査業務	7,000	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空路整備	44,074,797	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		放射性物質汚染廃棄物埋立処分	12,939,000	令和2年度	令和2年度以降3箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の埋立処分については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物減容化処理	3,677,521	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	放射性物質汚染廃棄物の減容化処理については、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	19,311,830	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	指定廃棄物の最終処分場の整備については、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	364,000,000	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	放射性物質除去土壌等管理施設の整備については、多くの日数を要するため

令和二年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百九十一兆七千五百九十億五千九百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十六兆七千五百三十二億五千万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
五一、七八二、一一〇	五一、五八七、二〇五

歳入では、一般会計から十五兆八千六百三十六億二千三百万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として三千三百九十八億千六百万円を受け入れるほか、地方法人税については、一兆四千五百六十四億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金の利子並びに令和元年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金十六兆九千三百五億六千六百万円（うち、震災復興特別交付税三千四百二十三億四千九百万円）を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
一九三、〇二四、一五八	一九三、〇二四、一五八

歳入において、一般会計から二十三兆三千五百三億八千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から五十九兆七千六百三十三億五千五百万円、東日本大震災復興特別会計から三百十七億二千五百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税千二百三十億円、公債金百六兆二千八百八十六億二千六百万円、復興借換公債金一兆六千九百三十一億七千七百万円、東日本大震災復興株式売払収入一兆四千七百七十三億八千二百万円、東日本大震災復興配当金収入五百四億五千万円、運用収入九百十三億四千百万円、東日本大震災復興運用収入二十三億八千九百万円、雑収入千五百二十三億二千二百万円及び東日本大震災復興雑収入千二百万円をそれぞれ見込んでいる。

3　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
三、一五四、三五七	九八四、四八四

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、過去の実績等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により令和元年度において生ずる決算上の剰余のうち二兆五千九百七億八千二百万円を令和二年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
二四、三四二、九二〇	二四、三三九、四〇一
七二七、四一三	七二七、四一三
六四、〇〇三	一五、四八七

(1)　財政融資資金勘定

(2)　投資勘定

(3)　特定国有財産整備勘定

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を十二兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給の促進等を図ることとし、四千五百十億円の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
二、二四四、二二一	二、二四四、二二一
三三一、九七七	三三一、九七七
一一、七六二、〇〇二	一一、七六二、〇〇二

(1)　エネルギー需給勘定

(2)　電源開発促進勘定

(3)　原子力損害賠償支援勘定

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	二六、四五六、五四二	二六、四五六、五四二
(2) 国民年金勘定	三、七四四、〇四〇	三、七四四、〇四〇
(3) 厚生年金勘定	四八、八八九、九二四	四八、八八九、九二四
(4) 健康勘定	一二、五一六、五七五	一二、五一六、五七五
(5) 子ども・子育て支援勘定	三、二三九、三六九	三、二三九、三六九
(6) 業務勘定	四二二、三九三	四二二、三九三

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆八千三百三十五億五千百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、十兆千三百三十六億七百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成二十七年度(十月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、五十八億三千三百万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、三歳未満の児童一人につき月額一万五千円を、三歳以上小学校修了までの児童(第一子・第二子)一人につき月額一万円を、三歳以上小学校修了までの児童(第三子以降)一人につき月額一万五千円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額一万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額五千円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二兆五千九十五億千百万円を受け入れることとしている。

7　東日本大震災復興特別会計

	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
	二、〇七三、九四八	二、〇七三、九四八

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額二百八億七千六百万円、復興公債金九千二百四十一億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算及び令和二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和二年二月二十八日

予算委員長　棚橋　泰文

衆議院議長　大島　理森殿

令和二年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

令和２年度政府関係機関予算
予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の令和２年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

２　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第５条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」第37条第２項、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」附則第７条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の「産業競争力強化法」第39条第２項及び「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（仮称）の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度額		
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		124,800,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		700,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		747,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,030,000,000
		社債の額面総額	170,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	520,000,000
		社債の額面総額	30,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	928,200,000
		社債の額面総額	100,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	99,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	70,000,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第３条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、令和２年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第２第２号及び第５号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,850,000
	中小企業者向け業務	45,000,000
	保証金額の総額	60,500,000
	保険価額の総額	14,911,000,000
	補塡の額の総額	123,200,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第４条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

官報（号外）

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、「中小企業信用保険法」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣が定める金額を増額することができる。

（流用の制限）

第５条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第１項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が令和２年度において発行する債券若しくは社債又は借り入れる借入金で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は元本金額は、外貨による額面総額又は元本金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成30年11月１日から令和元年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

2　前項の規定は、株式会社日本政策金融公庫が令和２年度において行う外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときの保証金額の総額を換算する場合に準用する。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		12,277,153	事業損金	9,408,051
		事業益金	12,277,153	予備費	150,000
	雑収入		728,218		
		一般会計より受入	695,029		
		エネルギー対策特別会計より受入	5,529		
		住宅資金貸付手数料収入	9,478		
		運用収入	104		
		雑収入	18,078		
	合計		13,005,371	合計	9,558,051

株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		146,081,461	事業損金	88,787,034
		事業益金	146,081,461	予備費	1,447,000
	雑収入		28,117,737		
		一般会計より受入	26,179,178		
		運用収入	160		
		雑収入	1,938,399		
	合計		174,199,198	合計	90,234,034
農林水産業者向け業務	事業益金		29,734,549	事業損金	43,414,473
		事業益金	29,734,549	予備費	550,000
	雑収入		18,742,055		
		一般会計より受入	16,915,019		
		東日本大震災復興特別会計より受入	16,135		
		運用収入	72		
		雑収入	1,810,829		
	合計		48,476,604	合計	43,964,473
中小企業者向け業務	事業益金		73,857,514	事業損金	43,495,744
		事業益金	73,857,514	予備費	640,000
	雑収入		21,353,802		
		一般会計より受入	14,968,000		
		エネルギー対策特別会計より受入	800		
		運用収入	147,709		
		雑収入	6,237,293		
	合計		95,211,316	合計	44,135,744
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,392,221
		事業益金	440	保険費	372,980,620
	保険料収入		137,020,134	予備費	260,000
		保険料収入	137,020,134		
	回収金		51,621,645		
		回収金	51,621,645		

官　報　(号　外)

	雑収入		485,167		
		運用収入	274,479		
		雑収入	210,688		
	合計		189,127,386	合計	378,632,841
危機対応円滑化業務	事業益金		9,748,343	事業損金	10,207,041
		事業益金	9,748,343	補償金	24,948,959
	補償料収入		792,566	利子補給金	2,562,677
		補償料収入	792,566	予備費	9,000
	雑収入		213,470		
		一般会計より受入	205,416		
		運用収入	7,028		
		雑収入	1,026		
	合計		10,754,379	合計	37,727,677
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		1,175,433	事業損金	1,270,377
		事業益金	1,175,433	予備費	5,000
	雑収入		99,945		
		一般会計より受入	99,732		
		運用収入	1		
		雑収入	212		
	合計		1,275,378	合計	1,275,377
株式会社国際協力銀行	事業益金		740,483,737	事業損金	1,002,276,621
		事業益金	740,483,737	予備費	232,773
	雑収入		280,093,147		
		運用収入	4,801,847		
		雑収入	275,291,300		
	合計		1,020,576,884	合計	1,002,509,394
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		137,770,075	事業損金	113,924,171
		事業益金	137,770,075	予備費	140,600
	雑収入		2,675,036		
		運用収入	149,009		
		雑収入	2,526,027		
	合計		140,445,111	合計	114,064,771

令和二年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
	一三、〇〇五	九、五五八

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として千五百七十億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資二十一億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

		収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	一七四、一九九	九〇、二三四
(2)	農林水産業者向け業務	四八、四七七	四三、九六四
(3)	中小企業者向け業務	九五、二一一	四四、一三六
(4)	信用保険等業務	一八九、一二七	三七八、六三三
(5)	危機対応円滑化業務	一〇、七五四	三七、七二八
(6)	特定事業等促進円滑化業務	一、二七五	一、二七五

国民一般向け業務において、小規模事業者の資金需要への万全な対応を図るとともに、民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、創業・新規事業、事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野を重点的に支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付二千九百億円を含め総額二兆七千三百七十億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金四十億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金三十一億二千三百万円、財政融資資金の借入れ二兆三百億円、社債の発行による収入千七百億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で十一兆四千七百億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金四百三十五億円を予定している。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一、〇二〇、五七七	一、〇〇二、五〇九

日本企業の海外M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を支援していくこととし、総額二兆四千億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金八百億円、外国通貨長期借入金四百億円、財政融資資金からの借入金二千八百十億円、社債の発行による収入一兆九千二百二十五億円、貸付回収金等七百六十五億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一四〇、四四五	一一四、〇六五

開発途上地域の政府等に対して、一兆四千億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百六十六億千万円、財政融資資金からの借入金五千五十一億円、国際協力機構債券の発行による収入千四百六十億円及び貸付回収金等七千二十二億九千万円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算及び令和二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和二年二月二十八日

予算委員長　棚橋　泰文

衆議院議長　大島　理森殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十四条の三十」に、「第百七十七条の二十三」を「第百七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十条」を「第七百三十条の二」に改める。

第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金（第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第百四十四条の四十七第五項、第百七十一条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の十二第五項、第七百一条の六十一第五項、第七百二十一条第五項又は第七百三十三条の十八第六項の規定の適用があるものに限る。）について

する決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金　同項の決定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署」に改める。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」に改め、同号ロ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

イ　夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1)　扶養親族を有すること。

(2)　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか、」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二　ひとり親　現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二　ひとり親である所得割の納税義務者　三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦（寡夫）控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「、第五項」を「、第四項」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三条第一項第十二号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(4)の項中「第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中「、第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第五十条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第四十八条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第七十一条から第七十一条の四まで　削除

第七十一条の二から第七十一条の二十二から第七十一条の二十五までを次のように改める。

（国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条　第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の二十二　第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二十三から第七十一条の二十五まで　削除

第七十一条の四十三から第七十一条の四十六までを次のように改める。

（国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の四十三　第七十一条の四十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四十四から第七十一条の四十六まで　削除

第七十一条の六十三から第七十一条の六十六までを次のように改める。

（国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の六十三　第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の六十四から第七十一条の六十六まで　削除

第七十二条の二第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる法人以外の法人　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ　第一号ロに掲げる法人　収入割額及び所得割額の合算額

第七十二条の二の二第六項中「に掲げる法人」を「又は第三号イに掲げる法人」に改め、同条第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四」を「第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項」に改め、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第三項第一号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の七第三項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十五第一項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号ロに掲げる法人	同号ロに掲げる法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第三号イに掲げる法人	同項第三号イに掲げる法人で固有法人であるもの
第七十二条の二十五第九項	法人	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十五第十項	法人	法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表に次のように加える。

第七十二条の二十六第八項及び第十項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの
	法人（	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含み、
第七十二条の三十四		

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改める。

第七十二条の十二中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。

一　付加価値割　各事業年度の付加価値額

二　資本割　各事業年度の資本金等の額

三　所得割　各事業年度の所得

四　収入割　各事業年度の収入金額

第七十二条の十四中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「第七十二条の十二第一号ロ」を「第七十二条の十二第二号」に

改め、同条第二項中「第七十二条の十二第一号ロに規定する」を「第七十二条の十二第二号の」に改める。

第七十二条の二十三第一項及び第二項中「第七十二条の十二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の二中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に改める。

第七十二条の二十四の四中「第七十二条の十二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第一号中「及び第三項各号」を「、第三項各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率及び第四項各号」に改め、同項第二号中「第三項第一号ハ」を「第四項第一号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ　各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ハ　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ　各事業年度の所得に百分の一・八五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十四の十一第一項中「又は所得」を「、所得又は収入金額」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「所得割（」を「所得割等（」に、「法人にあつては、」を「法人の」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「「所得割等」という」を「同じ」に、「収入割」を「収入割等（同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「収入割」を「収入割等」に改め、同条第六項中「第十四項」を「第十六項」に、「収入割」を「収入割等」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第八項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同条第九項中「所得割を申告納付すべき法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人」に改め、同条第十項中「収入割を申告納付すべき法人」を「第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

12　第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

第七十二条の二十六第四項中「所得割を申告納付すべき法人（同号イに掲げる法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人」に、「収入割を申告納付すべき法人」を「同項第二号に掲げる事業を行う法人」に、「添付しなければ」を「、同項第三号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同号ロに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければ」に改め、同条第五項中「同項に」を「第一項に」に改め、同条第八項ただし書中「又は収入割を申告納付すべき法人」を「、同項第二号に掲げる事業を行う法人又は同項第三号イ若しくはロに掲げる法人」に改め、同条第十項中「及び収入割を申告納付すべき法人」を「、同項第二号に掲げる事業を行う法人並びに同項第三号イ及びロに掲げる法人」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改める。

第七十二条の二十八第一項中「収入割」を「収入割等」に改め、同条第二項中「第十一項まで及び第十四項から第十七項まで」を「第十三項まで及び第十六項から第十九項まで」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第十一項まで及び第十四項から第十七項まで」を「第十三項まで及び第十六項から第十九項まで」に改め、同条第十一項中「付加価値額」と」の下に「、同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「、付加価値割額及び資本割額」とあるのは

「及び付加価値割額」と、「、付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と」を加え、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「第十一項まで、第十五項及び第十六項」を「第十三項まで、第十七項及び第十八項」に改め、「「所得」と」の下に「、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と」を加える。

第七十二条の三十第一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「、付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、「、付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と」を、「「所得」と」の下に「、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と」を加える。

第七十二条の三十四中「所得割を申告納付すべき法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人（収入割を申告納付すべきものを除く。）」に改める。

第七十二条の三十九第一項中「第七十二条の四十一第一項の規定に該当するもの」を「第七十二条の四十一第一項第一号に掲げる法人」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「これ」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる法人以外の法人　収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額

二　小売電気事業等又は発電事業等を行う法人のうち、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人　収入金額又は収入割額

第七十二条の四十一の二第一項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十一の三の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　道府県知事は、第七十二条の四十一第二項の規定による収入金額及び収入割額の決定と前条第二項の規定による決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

3　道府県知事は、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による所得及び所得割額の決定と同項の規定による収入金額及び収入割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

第七十二条の四十五の二第一項中「収入割」を「収入割等」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項第二号イ中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）」を「小売電気事業等」に改め、同号ハ中「電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（第九項第二号において「発電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）」を「発電事業等」に改め、同条第九項第二号中「発電事業と」を「発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と」に改める。

第七十二条の五十第一項中「においては、第四項」を「には、第四項」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「から第七十九条まで、第八十一条」を削り、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十五までを次のように改める。

（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十二条の七十一　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条の七十二から第七十二条の七十五まで　削除

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三条の十四第八項第二号中「第七十三条第一項第二十二号」を「第七十三条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十三条の三十九　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第七十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる

書類を保存している場合に限り、適用する。

第七十四条の十第一項中「第七十四条の六第二項」を「第七十四条の六第三項」に改める。

第二章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十四条の三十　第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条の三第一号中「として」の下に「、又はその公式の練習のために」を加える。

第九十七条から第百二条までを次のように改める。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第九十七条　第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条から第百二条まで　削除

第百四十四条の五十四から第百四十四条の五十九までを次のように改める。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百四十四条の五十四　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十四条の五十五　削除

第百四十五条第一項第四号イ(2)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(2)並びに同項第五号イ(2)及びロ(2)中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項の表以外の部分中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第四号イ(2)の項中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第四号ロ(2)の項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第百五十七条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに第四項の表中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第百七十七条の二から第百七十七条の五までを次のように改める。

（国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百七十七条の二　第百七十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七十七条の三から第百七十七条の五まで削除

第二章第八節第三款第三目中第百七十七条の二十三の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百七十七条の二十四　第百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三条から第二百五十八条までを次のように改める。

（国税徴収法の例による鉱区税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二百三条　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四条から第二百五十八条まで　削除

第二百八十八条及び第二百八十九条を次のように改める。

（国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二百八十八条　第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十九条　削除

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」に改め、同号ロ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十六条の十五の七」を「第六十六条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

イ　夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1)　扶養親族を有すること。

(2)　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか、」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二　ひとり親　現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十二号の二を削る。

第二百九十五条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二　ひとり親である所得割の納税義務者　三十万円

第三百十四条の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦（寡夫）控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「、第五項」を「、第四項」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二百九十二条第一項第十二号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同項第十号中「又は寡夫」を削り、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百十四条の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百二十一条の八第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第三百三十四条から第三百四十条までを次のように改める。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第三百三十四条　第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）

第三百三十五条　市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

第三百三十六条から第三百四十条まで　削除

第三百四十三条第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の三分の一の」を「（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。）の三分の一の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法人が」の下に「国の補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項又は第二十五項」を「第一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二項本文」を「第

一項本文」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。」及び「(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)」を削り、「第二項、第十五項又は第二十五項」を「第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第二十項を第十九項とし、第二十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百四十九条の三の二第一項中「第十二項を」を「第十一項を」に、「前条第十一項」を「前条第十項」に改め、同条第二項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改める。

第三百四十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二条の二第四項及び第七項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「登録されている」を「登録がされている」に改める。

第三百七十六条から第三百七十九条までを次のように改める。

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百七十六条　第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百七十七条から第三百七十九条まで　削除

第三百八十一条第一項及び第三項中「及び同条第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同条第五項中「第三百四十三条第八項及び第九項」を「第三百四十三条第九項及び第十項」に改め、同条第八項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改める。

第三百八十四条の二の次に次の一条を加える。

第三百八十四条の三　市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

第三百八十五条第一項中「前三条」を「第三百八十三条から前条まで」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に改める。

第三百八十六条中「第三百四十三条第八項及び第九項」を「第三百四十三条第九項及び第十項」に、「にあつては」を「には」に、「によつて所有者」を「により所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「によつて申告すべき」を「により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき」に、「においては」を「には」に改める。

第四百四十六条第一項第三号イ(2)中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に改める。

第四百五十一条第一項第一号ロ及び第四項の表第一項第一号ロの項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四までを次のように改める。

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の十　第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百六十三条の十一から第四百六十三条の十四まで　削除

第三章第三節第三款第三目中第四百六十三条の二十九の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の三十　第四百六十三条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百六十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第四百六十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第四百七十三条第一項中「第四百六十九条第二項」を「第四百六十九条第三項」に改める。

第四百八十五条の六から第四百八十五条の十二までを次のように改める。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百八十五条の六　第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百八十五条の七から第四百八十五条の十二まで　削除

第五百四十四条から第五百五十条までを次のように改める。

（国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第五百四十四条　第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百四十五条から第五百五十条まで　削除

第五百八十五条第六項中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改める。

第六百十六条から第六百二十条までを次のように改める。

（国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第六百十六条　第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六百十七条から第六百二十条まで　削除

第六百九十七条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第六百九十七条の二　第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百条の六十八の二　第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九までを次のように改める。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百一条の二十一　第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで　削除

第七百一条の六十八から第七百一条の七十二までを次のように改める。

（国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百一条の六十八　第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十九から第七百一条の七十二まで　削除

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項又は第三十四項」を「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二条の八第八項中「及び第三百七十五条」を「から第三百七十六条まで」に改める。

第四章第七節中第七百三十条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百三十条の二　第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十三条の二十六の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百三十三条の二十六の二　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五条第一項中「第三百七十五条」を「第三百七十六条」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合（附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合」を「猶予特例基準割合（附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合」に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前各項のいずれかの規定の適用がある場合

における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四条第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の三中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第七条の六第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二第四項第一号」を「第四十二条の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の二第四項第一号」を「第六十八条の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の六(二)」に、「第四十二条の十二の五の二(二)」に改め、同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「、第六十八条の十五の七」を「、第六十八条の十五の六の二」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行った」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第七項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に改め、同条第十三項中「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

附則第八条の五中「第七十二条の二十四の七第五項の」を「第七十二条の二十四の七第五項に」に、「第七十二条の二十四の七第六項に」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第六項第一号」に改める。

附則第八条の六第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第七十二条の十二第四号」を「第七十二条の十二第五号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第七十二条の十二第四号」を「第七十二条の十二第五号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第七十二条の十二第四号」を「第七十二条の十二第五号」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十四項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七十二条の十二第四号」を「第七十二条の十二第五号」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第七十二条の十二第四号」を「第七十二条の十二第五号」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とする。

附則第九条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行った」を「行う」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

附則第九条の四第二項中「係る延滞税」の下に「、利子税」を、「される延滞税及び」の下に「利子税並びに」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附則第九条の九第一項中「譲渡割に係る延滞税」及び「並びに消費税に係る延滞税」の下に「、利子税」を、「の延滞税」の下に「及び利子税」を加え、「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、

「あん分した」を「按分した」に改め、同条第三項中「これ」を「、これ」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「第百九条の六第一項」を「第百九条の十七」に、「第百九条の六第一項」を「第百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十一条の二第一項、第十一条の四第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第十一条の五第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二から第十二条の二の五までを次のように改める。

（ゴルフ場利用税の非課税）

第十二条の二　道府県は、当分の間、スポーツ基本法第二条第六項に規定する国際競技大会（同法第二十七条第一項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものに限る。）のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用に対しては、第七十五条の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税を課することができない。

第十二条の二の二から第十二条の二の五まで削除

附則第十二条の二の七第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第五号中「又は装置」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月二十日まで」を「令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第十二条の二の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年十一月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十一年十月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第四号及び第五号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の四第四項及び第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「五分の三」を「三分の二（総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が取得したものにあつては、五分の三）」に改め、同条第二項中「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月

一日から令和四年三月三十一日まで」に、「第三百四十九条の三第三項若しくは第四項」を「第三百四十九条の三第二項若しくは第三項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。）」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第八項又は第九項」を「第三百四十九条の三第七項又は第八項」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「又は第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、「（同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額）」を削り、同条第六項中「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域」を削り、「南海トラフ地震防災対策推進地域又は」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の下に「又は首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域」を加え、「平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同条第十三項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同条第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「以下この項において「総合効率化事業者」という。）が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二（総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が当該車両を取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）」に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）」を削り、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号に次のように加える。

ハ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

附則第十五条第三十三項第三号イ中「第一号ハ」を「前号ハ」に改め、同号ロ中「第一号ニ」を「第一号ハ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「（平成二十五年法律第八十八号）」を削り、「平成三十三年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第四十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第百九条の二第三項」を「第百九条の四第三項」に、「第百九条の二第一項」を「第百九条の四第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改め、同項を同条

第四十二項とし、同条第四十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第五十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とする。

附則第十五条に次の五項を加える。

45　農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

46　農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物（以下この項において「機械装置等」という。）で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第三項又は前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

47　令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に水防法第十五条の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区（以下この項において「浸水被害軽減地区」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48　都市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体（同号に規定する実施主体をいう。）が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に当該一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号イに規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものの用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

49　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの（同法第二十六条に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項」に、「第三十五項」を「第三十二項」に改める。

附則第十五条の三中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年

三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に改め、同条第八号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条の二の見出し中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表の第一号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五号中「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同号の中欄中「平成三十二年度の土地」に改め、同号の下欄中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第六十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第七十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第八十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第九十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百二十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百三十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百四十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百五十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百六十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十八号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百七十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第百八十六号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六項第二号ロ中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改め、同項第三号中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に改め、同号イ中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号イ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第三項中「で平成三十一年度」を「で令和元年度」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「で平成三十二年度」を「で令和二年度」に、「類似土地が平成三十一年度」を「類似土地が令和元年度」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等に係る平成三十二年度分」を「令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分」を「令和二年度類似用途変更宅地等に係る平成三十二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に改め、同項第三号中「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項第四号中「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に、「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十九条の二の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の二の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第一項の項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度　次に」を「令和元年度　次に」に改め、同号イ中「について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度特定市街化区域農地」を「令和元年度特定市街化区域農地」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十二年度特定市街化区域農地」を「令和二年度特定市街化区域農地」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第六項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度　次に」を「令和元年度　次に」に改め、同号イ中「について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産

税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第三号ロの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第七項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第八項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第十一項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二十四条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項から第五項までの規定中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号イ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第三項中「で平成三十一年度」を「で令和元年度」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「で平成三十一年度」を「で令和二年度」に、「類似土地が平成三十一年度」を「類似土地が令和元年度」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等に係る平成三十一年度分」を「令和元年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等に係る平成三十二年度分」を「令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十一年度類似課税標準額」を「令和元年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第三号中「平成三十一年度類似課税標準額」を「令和元年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第二十七条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度特定市街化区域農地」を「令和元年度特定市街化区域農地」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十二年度特定市街化区域農地」を「令和二年度特定市街化区域農地」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第六項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十七条の四の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度　次に」を「令和元年度　次に」に改め、同号イ中「について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十一年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十九項」を「令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条

の三（第十八項）に、「係る平成三十二年度分」を「係る令和二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改める。

附則第二十九条の八の二中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで」を「令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第三十条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二中「第三十一条の二第二項第十三号」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第三十五条第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十五条の三の三第三項及び第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十六条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第六項第一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「令和五年度」に改め、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第十項中「第三十一条の三第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第三十四条の二の二中「第三十一条の二第二項第十三号」を「第三十一条の二第二項第十四号」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第三十五条第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十五条の三の三第三項及び第六項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項まで、第五十一条の二及び第五十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年度分及び平成三十二年度分」を「令和元年度分及び令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十

二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「平成三十二年度」を「令和三年度」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十九項」を「第二十六項」に改め、同条第十五項中「第二十九項」を「第二十六項」に改める。

附則第五十七条第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同項の規定」を「同条第一項の規定」に改める。

附則第五十八条第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一号中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削り、同条第三号中「若しくは同法第二条第十八号の四に規定する連結所得」及び「この法律の」を削る。

第十四条の九第二項第一号中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削る。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第二十二項又は第三百二十一条の八第二十二項」を「第五十三条第三十四項又は第三百二十一条の八第三十四項」に改める。

第十六条の四第十二項中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削る。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十三項若しくは第三十五項若しくは第三百二十一条の八第三十三項若しくは第三十五項」に、「(法人税に係る更正若しくは」を「(法人税に係る更正又は」に改め、「又は法人税に係る更正若しくは決定により納付すべき連結法人税額(第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。)に係る個別帰属法人税額」及び「(当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八第一項に規定する連結申告法人(第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。)である場合には、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合)」を削り、「第七十二条の三十一第三項」を「同条第三項」に改める。

第十七条の六第二項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第二条第十二号の六の七」を「第二条第十二号の七の二」に、「連結親法人(以下この項において「連結親法人」という。)」を「通算法人(以下この項において「通算法人」という。)」に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という。)を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)」を「他の通算法人」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に、「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「第五十三条第六十九項」を「第五十三条第六十六項」に、「第三百二十一条の八第六十六項」に改める。

第二十条の九の三第六項中「若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分」を「後の事業年度分若しくは連結事業年度分」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第五項若しくは第三百二十一条の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三条第十二項第一号若しくは第三百二十一条の八第十二項第一号」を「第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、第五十三条第十四項若しくは第三百二十一条の八第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、第五十三条第二十項若しくは第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、第五十三条第二十三項第一号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第一号」に、「第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第五十三条第十二項第三号若しくは第三百二十一条の八第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第三号」に、「第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額」を「第五十三条第二十七項若しくは第三百二十一条の八第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「若しくは第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」を削る。

第二十三条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第五十三条」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「(法人税法第八十一条の十九第一項(同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。)及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)」を削り、「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「八」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「又は」を「)若しくは」に、「ホ」を「ハに掲げる法人を除く。)又は第五十三条第二項の規定により申告納付する法人(ハ」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二十四条第五項中「及びマンション敷地売

却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第五十五項から第七十一項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三条第一項第四号の五イの項中「第二十三条第一項第四号の五イ」を「第二十三条第一項第四号のニイ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三条第一項第四号のニロ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二十三条第一項第四号の五ホの項中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二八」に改め、同表第五十二条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三条第三十九項の項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第五十項」に改める。

第三十四条第一項第十一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十一条第二項中「第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第五十三条第一項」に改め、「、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第五十二条第二項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「次条第十九項及び第四十七項第一号」を「次条第三十一項及び第五十六項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第五十三条第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)の」を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。)の事業年度)開始の日以後六月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。)開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。)開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日(以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。)において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第五十五条第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。)を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

3　法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(同法第五十七条第一項の欠損金額(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標

準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度の」を「最初の最初連結事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一　普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二　協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第五十三条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定によつて」に、「第七十四条第一項の規定により」を「第七十四条第一項の規定によつて」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定によつて」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定によつて」に、「第七十四条第一項の規定により」を「第七十四条第一項の規定によつて」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」を「第四

め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第五十四項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」に、「には」を「（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項」を「第四十項（第四十一項（第四十二項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に、「第三十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度の」を削り、「及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十六条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十八条の九十三の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項

とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額(」を「還付対象欠損金額(」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額(以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)」を、「法人(以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。」を「事業年度又は中間期間(」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第五十三条第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項」を「事業年度又は中間期間(同法第八十条第五項」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第二項第五号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額(同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。)がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度又は」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項若しくは」を削り、「又は連結事業年度」を「事業年度又は中間期間」に、「連結事業年度又は」を「事業年度又は」に、「連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項」を「事業年度又は中間期間(同法第八十条第五項」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第二項第五号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額(同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。)がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度又は」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)」を加え、「(法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む」を「又は中間期間(欠損事業年度を除く」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人

に限る。）」を削り、「当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む」を「いう。次項及び第二十五項において同じ。）（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額の」を「法人税額の」に、「、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「、第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合（第十九項において「非特定損金算入割合」という。）を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18　前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20　前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21　第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22　第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額（前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。）の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証

する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

第五十三条第十一項中「第九項」を「第十三項」に、「控除対象個別帰属税額（」を「通算対象所得金額（に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものを」を「第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を」に、「連結事業年度以後」を「事業年度」について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものに」を「控除対象通算対象所得調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の二項を加える。

14　前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一　普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等　同項に規定する税率に相当する率

二　法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等　同項に規定する税率に相当する率

15　第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

第五十三条第十項を削り、同条第九項中「⑵若しくは」を「⑵又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「、控除対象通算対象所得調整額」を「、控除対象個別帰属税額」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同条第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかつたものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併

の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された控除対象合併等前欠損調整額に係る合併等前欠損金額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損金額」という。）があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8　前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、前項の規定により当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9　前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10　第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12　前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第五十三条の二中「、第四項又は第二十二項」を「又は第三十四項」に改め、「（同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと）及び」若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第五十三条の三第一項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第五十四条第一項中「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によつて」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。）」を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「により確定法人税額」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第五十五条の二第一項中「租税条約（以下この項」に、「締約者（以下この節」を「締約者（以下この項」に、「協議（以下この節」を「協議（以下この項及び次条」に、「この項及び次条第一項に」に、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第五十五条の四及び第五十五条の五を削る。

第五十六条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改める。

第五十七条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第五十八条の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改める。

第六十二条第一項中「によつて」を「により」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「においては」を「には」に改める。

第六十三条第一項中「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削り、同条第二項中「及び連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第六十五条第四項において同じ。）」を削り、「並びに法人税額及び連結法人税額」を「及び法人税額」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」及び「（当該法人が連結親法人（連結申告法人に限る。以下この項において同じ。）の場合には、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」を削る。

第六十四条第一項中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「、第四項又は第十九項の」を「又は第三十一項の」に改め、同項第一号及び第二号中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第三号中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条第四項中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第六十五条第四項から第六項までを削る。

第七十二条の二第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二条の二の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第百五十二条第一項」を「第四条の四及び第百五十二条第三項」に改め、同条第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十二項の項中「第七十二条の二十六第十二項」を「第七十二条の二十六第十一項」に改め、同表第七十二条の二十六第一項の項中「当該法人」を「当該法人（に、「固有法人」を「法人（固有法人に限り、」に改める。

第七十二条の三第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第七十二条の五第一項第八号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第七十二条の十三第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「事業年度の」を「第一項に規定する」に、「においては、この節の適用については、事業年度」を「には、その法人の事業年度は、同項の規定にかかわらず、当該期間をその」に、「期間（を「各期間（に、「をそれぞれ一事業年度とみなす」を「とする」に改め、同条第五項から第十二項までを次のように改める。

5　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

一　内国法人（第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと　その解散の日

二　法人が事業年度の中途において合併により解散したこと　その合併の日の前日

三　内国法人である第七十二条の五第一項各号に掲げる法人又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと（人格のない社団等にあつては、第三項に規定する場合に該当する場合を除く。）　その開始した日の前日

四　第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなつたこと又は同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人に該当することとなつたこと　これらの事実のうちいずれかが生じた日の前日

五　清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと　その残余財産の確定の日

六　清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと　その継続の日の前日

七　恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつたこと　その有することとなつた日の前日

八　恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつたこと　その有しないこととなつた日

6　通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この節において同じ。）について同法第六十四条の十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第七号に係る部分に限る。）の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合には、当該通算親法人であつた内国法人の事業年度は、第一項の規定にかかわらず、その効力を失つた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該効力を失つた日から開始するものとする。

7　通算子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。以下この節において同じ。）で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係（同法第二条第十二

号の七に規定する通算完全支配関係をいう。以下この節において同じ。）があるものの事業年度は、当該開始の日に開始するものとし、通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該終了の日に終了するものとする。

8　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、第二号の内国法人の合併による解散又は残余財産の確定に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係（法人税法第十四条第四項第一号に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）を有することとなつた日

二　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

9　次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　親法人（法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の申請特例年度（同法第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある内国法人　その申請特例年度開始の日

二　親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた内国法人　その有することとなつた日

10　前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認を受けなかつたとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなつた場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

11　内国法人の通算子法人に該当する期間（第九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、第一項及び第五項の規定は、適用しない。

12　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、法人税法第十四条第八項に規定する提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）が同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該内国法人の加入日（法人税法第十四条第八項に規定する加入日をいう。以下この号において同じ。）から当該加入日の前日の属する特例決算期間（同項第一号に規定する特例決算期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第十三項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十四項」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十二条の十五第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下本節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（に改め、同条第二項第一号中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（に改め、同項第二号中「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（に改め、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、「第五十八条、第八十一条の九及び第八十一条の十」を「第六十四条の五及び第六十四条の八」に、「第九項」を「第八項」に、「第五十九条の二、」を「第五十九条の二及び」に改め、「、第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」を削る。

第七十二条の二十一第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第四項及び第五項中「連結子法人」を

「通算子法人」に、「連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第六項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第九項及び第十項中「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第七十二条の二十三第一項第一号中「連結申告法人以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八条第四項」を「第五十七条第六項、第七項及び第八項」に、「第八十一条の九並びに第八十一条の十」を「第六十四条の五、第六十四条の七並びに第六十四条の八」に、「第九項に」を「第八項に」に改め、「及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）」、「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第七十二条の二十四の七第七項中「その事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二条の二十四の八ただし書中「当該事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二条の二十四の十一第一項中「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得金額」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の二十五第四項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「通算完全支配関係がある通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条及び第七十二条の四十一第一項において同じ。）」に、「当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。次項及び第七項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得の金額」を「同法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、同条第五項中「の法人」の下に「（通算法人に限る。）」を加え、「との間に連結完全支配関係がある連結親法人」及び「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「二月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度」を「二月以内に当該各事業年度」に、「常況にあると認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人」を「ため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「より各連結事業年度の連結所得の金額」を「より法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「（その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同項第二号中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の額」に改め、同条第七項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「通算完全支配関係がある通算法人

規定により六月経過日の前日とされている場合で、かつ、当該」に、「、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「、六月経過日」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「法人税法第七十一条第一項ただし書若しくは第百四十四条の三第一項ただし書」を「法人税法第七十一条第一項に規定する普通法人で同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下であるもの若しくは当該金額がないもの又は同法第百四十四条の三第一項ただし書」に改め、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人」を削り、同条第九項中「当該事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第十項中「。次項において同じ」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第七十二条の二十八第二項中「第十九項」を「第十八項」に改める。

第七十二条の二十九第二項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「、第十七項及び第十八項」を「及び第十七項」に改める。

第七十二条の三十（見出しを含む。）中「連結子法人」を「通算子法人」に改める。

第七十二条の三十一第三項中「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）」を削る。

第七十二条の三十二の二第一項中「法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項」に、「同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項」を「同法第七十五条の五第一項」に、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項の」を「同条第一項の」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第十項中「法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「法人税法第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第七十二条の三十三第二項中「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたこと）」を削る。

第七十二条の三十八の二第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項第一号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同項第二号中「事業年度開始の日から六月の期間の末日」及び「その開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第九項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「租税条約（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」を「租税条約（以下この項」に改め、「及び第七十二条の三十九の四」を削り、「協議（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」を「協議（以下この項及び次条」に、「この項及び次条に」を「この項及び次条第一項に」に改め、同項ただし書中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第七十二条の三十九の四及び第七十二条の三十九の五を削る。

第七十二条の四十一第一項中「法人、連結申告法人」を「法人、通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「連結申告法人」を「通算法人」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十八第二項中「超える場合」の下に「（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）」を加え、「の六倍に相当する額と」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額と」に改め、同項ただし書中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に、「の六倍」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額」に改め、同条第七項中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間」を「中間期間」に改める。

第七十二条の四十九の二中「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削り、「においては」を「には」に改める。

第七十四条の四第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第二百九十二条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第三百二十一条の八」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）」を削り、「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「八」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「又は」を「若しくは」に、「ホ」を「八に掲げる法人を除く。）又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人（八」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号八及び二を削り、

同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項まで」を「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二百九十二条第一項第四号の五イの項中「第二百九十二条第一項第四号の五イ」を「第二百九十二条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二百九十二条第一項第四号の五ホの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第三百十二条第三項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第三百十二条第三項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三百十二条第六項から第八項までの項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、同表第三百二十一条の八第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第三百二十一条の八第三十九項の項中「第三百二十一条の八第三十九項」を「第三百二十一条の八第五十項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三百二十一条の八第十九項及び第四十三項第一号」を「第三百二十一条の八第三十一項及び第五十三項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第三百十四条の二第一項第十一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第三百十四条の四第二項中「第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第三百二十一条の八第一項」に改め、「、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)」を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。)の事業年度)開始の日以後六月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。)開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。)開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日(以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。)において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第三百二十一条の十一第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。)を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3　法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始

した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「連結適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一　普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二　協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定によつて」に、「第七十四条第一項の規定により」を「第七十四条第一項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度」を「合併等事業年度又は連結事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第六十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第五十六項後段」に、「第五十三項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項

「第五十二項本文」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十四項」を「第五十四項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項」を「第四十項（第四十一項（第四十二項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条又は」を「国税通則法第二十四条又は第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条若しくは」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十六項」を「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第四項及び第十項又は第六十六条の九の三第四項及び第十項」を「同法第六十六条の九の三第四項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第

四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号」を「第三百十二条第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（」を「還付対象欠損金額（」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27　前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一条の八第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項」を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度又は中間期間（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内事業年度」を「前十年内連結事業年度（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は

法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度(次項において「欠損事業年度」という。)を除く」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額の」を「法人税額の」に、「、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「、第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額」を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17　法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合(第十九項において「非特定損金算入割合」という。)を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)とする。

18　前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19　法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20　前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21　第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度(以下この項において「前十年内事業年度」という。)において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額(当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額(この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む。)に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額(当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22　第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額(前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額(以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。)の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の市町

村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

第三百二十一条の八第十一項中「第九項」を「第十三項」に、「控除対象個別帰属税額（」を「通算対象所得金額（」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものを」を「第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を」に、「連結事業年度以後」を「事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものに」を「控除対象通算対象所得調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の二項を加える。

14　前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一　普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等　同項に規定する税率に相当する率

二　法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等　同項に規定する税率に相当する率

15　第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

第三百二十一条の八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十四第二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を「、控除対象通算対象所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同条第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかつたものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）

について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された控除対象合併等前欠損調整額に係る合併等前欠損金額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損金額」という。）があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8　前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、前項の規定により当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9　前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10　第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額とする。

12　前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一条の八の二中「、第四項又は第二十二項」を「又は第三十四項」に改め、「（同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと）及び「若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一条の八の三第一項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の十一第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によつて」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。）」を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「により確定法人税額」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第三百二十一条の十一の二第一項中「及び次条第一項」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第三百二十一条の十一の三を削る。

第三百二十一条の十二第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改める。

第三百二十一条の十三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下

この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一条の十四の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改める。

第三百二十四条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第二十二項」を「同条第三十項」に改め、同条第五項中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改める。

第三百二十五条中「又は法人税」を「若しくは法人税」に改め、「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削る。

第三百二十六条第一項中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「（第三百二十一条の八第三十四項」に、「、第四項又は第十九項の」を「又は第三十一項の」に改め、同項第二号及び第三号中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第四百六十七条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第七百一条の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同表第三百二十一条の八第二十五項の項中「第三百二十一条の八第二十七項」に、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同表第三百二十一条の八第二十六項の項中「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改める。

第七百四十七条の二第一項第一号中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第四十六項及び第四十九項」を「第五十三条第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

附則第三条の二第二項及び第三条の二の二中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第三条の二の四第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第一号に規定する適用年度」を「中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「同条第一項又は第二項」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八条の十五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に、「、「第六十八条の十五の六第二項」を「及び第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に、「、「第六十八条の十五の六第二項」を「及び第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9　第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四

項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

10　第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

11　第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

12　第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

附則第八条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13　第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14　第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

15　第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第十六項及び第十七項を削る。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項」とする。

附則第八条の二の二第一項中「第七項」を「第四項」に、「平成二十八年法律第三十号。以下この条」を「平成二十八年法律第三十号。第四項」に、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三条第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項」を「第五十三条第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項」に、「及び同条第三十二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同条第二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「又は第三項」を削り、「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第四十三項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第一項及び第三項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項」を「第三百二十一条の八第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項」に、「及び同

条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八条の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八条の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第三十八項」に、「附則第八条の二の二第七項及び第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九条第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第十三項中「（次項において「連結申告法人」という。）」、「及び次項」及び「（次項において「雇用安定控除調整率」という。）」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」に、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」、「。次項において同じ」及び」、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」と」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」、「これらの規定を」及び「又は第十四項」を削り、「、これら」を「、第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九条の二の二第一項中「又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第三十五条の三の二第一項中「という。）又は」を「という。）」に、「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「という。）又は」を「という。）」に、「）から」を「、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項及び第五項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同条第四項中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定又は特定非課税累積投資契約」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改める。

附則第四十一条第二項中「第七十二条の十三第六項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二条の十三第五項（第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）、第六項及び第八項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三条第十九項」を「第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十三条第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、地方税法第二十四条の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五条第一項第二号の改正規定及び同法第三百十七条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削り、同法附則第十二条の三に一項を加える改正規定及び同法附則第三十条に一項を加える改正規定中「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　削除

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第九号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改め、同条第十号中「平成四十七年四月一日」を「令和十七年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」

を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第三条第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第六条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十一条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十六条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十八条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十九条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十一年以後」を「令和元年以後」に、「平成三十一年前」を「令和元年前」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十一条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十二条第二項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に改める。

附則第二十三条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から九月まで」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から九月まで」に改める。

附則第二十四条第一項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年六月」を「令和四年六月」に、「平成三十四年二月」を「令和四年二月」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に、「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に、「平成四十六年二月」を「令和十六年二月」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十七年新自動車重量譲与税法」を「令和十七年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十七年新自動車重量譲与税法」を「令和十七年新自動車重量譲与税法」に、「平成四十七年度分」を「令和十七年度分」に、「平成四十七年六月」を「令和十七年六月」に、「平成四十七年二月」を「令和十七年二月」に改める。

附則第三十条第一項及び第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に改める。

附則第三十三条を削る。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第四条　航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第五条　地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三十条　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条及び第三十四条第一項において」を削る。

第四条第一項第二号中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改め、同条第二項第三号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十五条の二　第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条ただし書中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に、「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（森林環境譲与税の譲与の特例）

第二条の二　市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。

附則第三条の見出しを削り、同条第一項中「平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十四年度及び平成三十五年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同項の表第二十七条の項中「三百億円」を「四百億円」に改め、同表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八条第一項	十分の九	二十分の十七
	公表された結果	公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果

附則第三条第三項の表第二十八条第一項の項中「五分の四」を「二十五分の二十二」に改め、同表第二十九条の項中「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十条第一項の項中「二十五分の二十二」に、「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十条第一項の表九月の項の項中「三月」を「当該年度の初日の属する年の三月」に、「四月から翌年の二月までの間において収納すべき森林環境税の収入額の見込額の二分の一に相当する額（次項において「見込譲与額」という。）」を「二百五十億円」に改め、同表第三十条第一項の表三月の項の項中「九月」を「当該年度の初日の属する年の九月」に改め、「係る森林環境税の収入額」の下に「に相当する額」を加え、「四月から翌年の二月までの間において収納した森林環境税の収入額から見込譲与額及び利子支払額を控除した額」を「二百五十億円」に改め、同条第四項中「平成三十七年度から平成四十年度までの各年度」を「令和六年度」に、「第二十七条から第三十条まで」を「第二十七条及び第三十条」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十七条	相当する額	三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額
	第三十条第一項の表九月の項	九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額
	第三十条第一項の表三月の項	相当する額に三百億円を加算した額
	第二十七条	相当する額	四月から翌年の二月までの間において収納すべき森林環境税の収入額の見込額の二分の一に相当する額（次項において「見込譲与額」という。）に百五十億円を加算した額
	第三十条第一項の表三月の項	四月から翌年の二月までの間において収納した森林環境税の収入額から見込譲与額を控除した額に相当する額に百五十億円を加算した額

附則第三条第五項を削る。

附則第四条中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第八条のうち、地方税法第二十七条第二項の改正規定中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改め、同法第三百三十四条の改正規定中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に改め、「においては、」、「には、」及び「、規定」を「定め」に、「外、」を「ほか、」に」を削り、「あわせて」を「併せて」に改め、同法第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第七百三十九条の六に係る部分を次のように改める。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第七百三十九条の六　個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有

第二十七条	森林環境税の収入額に相当する額	五百億円

する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第九条第一項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に、「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

五　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人　基準法人収入割額に百分の四十の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「第三百二十一条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十七条の二　第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成三十二年五月」を「令和二年五月」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第四条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五条及び第六条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

附則第十四条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七条第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九条及び第十五条の規定　令和二年十月一日

二　第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三条第一項第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号、第二十七条第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、

第四十一条第二項、第四十五条の二第一項、第五十条、第七十一条から第七十一条の四まで、第七十一条の二十二から第七十一条の二十五まで、第七十一条の四十三から第七十一条の四十六まで、第七十一条の六十三から第七十一条の六十六まで、第七十二条の五十並びに第七十二条の七十一から第七十二条の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に一条を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第九十七条から第百二条まで、第百四十四条の五十四から第百四十四条の五十九まで及び第百七十七条の二から第百七十七条の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第百七十七条の二十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百三条から第二百五十八条まで、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十二条第一項第十一号及び第十二号、第二百九十五条第一項第二号、第三百十四条の二、第三百十四条の六第一号イの表、第三百十七条の二第一項、第三百三十四条から第三百四十条まで、第三百七十六条から第三百七十九条まで並びに第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の六から第四百八十五条の十二まで、第五百四十四条から第五百五十条までの改正規定、同法第六百十六条から第六百二十条までの改正規定、同法第六百九十七条の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の六十八の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の二十一から第七百一条の二十九まで、第七百一条の六十八から第七百一条の七十二まで及び第七百二条の八第八項の改正規定、同法第四章第七節中第七百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十五条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の二、第四条第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定（「同条第七項」を「同条第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三条の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四条第三項第一号及び第六項第一号、第三十五条第四項第一号及び第八項第一号、第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五条の規定並びに第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条第二項及び第三項、第十二条第二項及び第三項、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条、第十二条第四項、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八条第一項から第四項まで、第二十九条並びに第三十条の規定　令和三年一月一日

三　第二条中地方税法附則第三十五条の三の二の改正規定　令和三年四月一日

四　第二条中地方税法第七十四条の四第二項ただし書及び第四百六十七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第十条及び第十六条の規定　令和三年十月一日

五　第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条第二項から第八項まで、第七条、第十三条第二項から第八項まで、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）、第二十八条第五項から第七項まで及び第三十一条の規定　令和四年四月一日

六　第二条中地方税法第三十四条第一項第十一号及び第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十三条第一項の規定　令和六年一月一日

七　第一条中地方税法附則第十一条第十五項の改正規定（「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「第百九条の八」を「第百九条の十七」に、「第百九条の六第一項」を「第百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五条第四十八項の改正規定（「第百九条の二第三項」を「第百九条の四第三項」に、「第百九条の二第一項」を「第百九条の四第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改める部分に限る。）及び同条に五項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。）及び同項第四号の三の改正規定、同法第三十条第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七条の規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2　新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限

る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条　新法附則第三条の二第一項から第五項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第二十三条第一項（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条、第三十七条（第一号に係る部分に限る。）及び第四十五条の二第一項並びに附則第四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四条の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条第四項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第三十五条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　令和三年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦（旧地方税法第三十四条第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4　新法第四十五条の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5　新法第四十五条の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第十二条において「旧租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（旧法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

8　所得税法等改正法附則第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号の三（旧租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（旧法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

9　新法第二十三条第一項第四号（所得税法等改正法第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（次項及び附則第十二条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10　新法第二十三条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

11　新法附則第八条の二の二第一項及び第三項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「四年新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「五号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第七条第五項において同じ。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法

人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。）分の法人の道府県民税について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「四年旧法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4　四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　四年新法第五十三条第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年以内	前九年以内
前十年内事業年度		前九年内事業年度

8　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	前九年以内
第八項	前十年内事業年度	前九年内事業年度
	前十年以内	前九年以内

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

3　新法附則第九条の二の二第一項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第七条　別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2　別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧法の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3　四年新法第七十二条の十三第五項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が五号施行日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあっては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における四年旧法第七十二条の十三第六項から第二十七項までの規定の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一　四年旧法第七十二条の十三第六項の解散
　その解散の日

二　四年旧法第七十二条の十三第七項の合併
　その合併の日の前日

三　四年旧法第七十二条の十三第八項の最初連

結親法人事業年度の開始　その開始の日の前日

四　四年旧法第七十二条の十三第九項の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと　当該開始の日の前日

五　四年旧法第七十二条の十三第十項の申請書の提出　同項の連結申請特例年度開始の日の前日

六　四年旧法第七十二条の十三第十一項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の連結親法人事業年度開始の日の前日

七　四年旧法第七十二条の十三第十二項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の連結申請特例年度開始の日の前日

八　四年旧法第七十二条の十三第十三項の連結完全支配関係を有しなくなったこと　同項の離脱日の前日

九　四年旧法第七十二条の十三第十四項の破産手続開始の決定　その破産手続開始の決定の日

十　四年旧法第七十二条の十三第十五項の合併又は残余財産の確定の日

十一　四年旧法第七十二条の十三第十六項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の支配日の前日

十二　四年旧法第七十二条の十三第十七項の解散　その解散の日

十三　四年旧法第七十二条の十三第十八項の合併　その合併の日の前日

十四　四年旧法第七十二条の十三第十九項の連結子法人がなくなったこと　同項の離脱日の前日

十五　四年旧法第七十二条の十三第二十項の公益法人等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十六　四年旧法第七十二条の十三第二十一項の普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十七　四年旧法第七十二条の十三第二十二項の承認を取り消されたこと　同項の取消日の前日

十八　四年旧法第七十二条の十三第二十三項の承認を受けたこと　その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日

十九　四年旧法第七十二条の十三第二十六項の残余財産の確定　その残余財産の確定の日

二十　四年旧法第七十二条の十三第二十七項の継続　その継続の日の前日

5　四年新法第七十二条の十三第六項の規定は、五号施行日以後に所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法（以下この条において「四年新法人税法」という。）第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う四年新法第七十二条の十三第六項の内国法人の事業年度について適用する。

6　四年新法第七十二条の十三第七項の規定は、四年新法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人（次項において「通算親法人」という。）の五号施行日以後に開始する事業年度開始の時又は終了の時に当該通算親法人との間に同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算子法人（同条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。）の事業年度について適用する。

7　四年新法第七十二条の十三第八項から第十項まで及び第十二項の規定は、同条第八項各号又は第九項各号に定める日が通算親法人又は四年新法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人の五号施行日以後に開始する事業年度の期間内の日である場合における四年新法第七十二条の十三第八項の内国法人又は同条第九項各号に掲げる内国法人の事業年度について適用する。

8　四年新法第七十二条の十三第十一項の規定は、五号施行日以後に開始する同項に規定する期間について適用する。

9　所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により四年新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧法第七十二条の二十五第五項の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新法第七十二条の二十五第五項の提出期限の延長がされたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条　新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第九条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

第十条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第十一条　新法第七十五条の三（第一号に係る部分に限る。）及び新法附則第十二条の二の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十二条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第二百九十二条第一項（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百十四条の二、第三百十四条の六（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十七条の二第一項並びに附則第四条第十三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四条の二第十三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四条第六項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条第八項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条の二第八項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第三十五条の四第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　令和三年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百十七条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第二百九十二条第一項第十

一号に規定する寡婦（旧地方税法第三百十四条の二第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第二百九十四条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4　新法第三百十七条の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5　新法第三百十七条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新法第三百十七条の三第一項に規定する申告書について適用する。

6　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7　所得税法等改正法附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号の三（旧租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（旧法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

8　所得税法等改正法附則第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号の三（旧租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（旧法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

9　新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10　新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

11　新法附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十三条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、四年旧法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4　四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度

8　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度
第八項	前十年以内	前九年以内

（固定資産税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

7　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十七項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十七項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十五条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十七条　附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5　平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2　令和二年度及び令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

3　令和四年度及び令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　令和二年度分の地方交付税に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第七条の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十五条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二十六条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三百四十三条第五項」を「第三百四十三条第六項」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第二十七条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改め、同条第三項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第六項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第八項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第十六条第一項中「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改める。

第三十四条第三項中「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」を削る。

第三十八条第一項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に掲げる連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に掲げる連結子法人をいう。以下この条において同じ。）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この条及び次

条において同じ。）」及び「又は連結法人税額（地方税法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額（地方税法第七十二条の十八に規定する個別所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同条第二項中「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第五十五条の四第二項の項及び第五十五条の四第五項の項を削り、同条第三項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項の項及び第五十五条の四第二項の項及び第九の四第二項の項及び第七十二条の三十九の四第五項の項を削る。

第三十九条第一項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第八項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十条第二項中「法人（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」を「法人の申請」に、「（納税義務者の申請」に改め、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第三十五項」を「第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「納税義務者の申請」に改め、「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「納税義務者の申請」に改め、「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第五十五条の四第二項の項及び第五十五条の四第五項の項を削り、同条第三項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「納税義務者の申請」に改め、「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「納税義務者の申請」に改め、「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削る。

第三十九条第一項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第八項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十条第二項中「法人（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」を「法人の申請」に、「（納税義務者の申請」に改め、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「納税義務者の申請」に改め、「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一条の十一の三第二項の項及び第三百二十一条の十一の三第五項の項を削る。

第三十九条第一項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第八項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十条第二項中「法人（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」を「法人の申請」に、「（納税義務者の申請」に改め、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び

（第二号に係る部分に限る。）及び第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第三十四条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する前条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十四条第三項に規定する加算金については、なお従前の例による。

4　新外国居住者等所得相互免除法第三十四条第十一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する旧外国居住者等所得相互免除法第三十四条第十一項に規定する加算金については、なお従前の例による。

5　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の道府県民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

6　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の市町村民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

7　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改め、同条第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第三十一条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項」を「第五十三条第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

附則第十条第三項中「令和元年度」を「令和二年度から令和六年度までの各年度」に、「当該」を「各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第三十二条の規定による改正前の附則第四条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てるため、当該」に改める。

附則第十一条第一項中「から第四項まで」を削り、「同条第六項」を「同条第三項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　前条の規定による改正前の特別会計に関する法律（次項において「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2　旧特別会計法附則第四条第二項の規定による借入金の同条第五項に規定する償還期限については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産

の譲渡等」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第五号中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第四項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十一条第一項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「元年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ及びハ中「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に、「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同号ハ中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十二条中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十六条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十七条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十三条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二十五条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百八十一条第一項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十六条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号の四中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第五号の四の二中「平成三十二年三月一日」を「令和二年三月一日」に改め、同条第五号の五中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四条第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第六条第一項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第四項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第五項中「三十一年旧法」を「元年旧法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十七条第二項及び第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同条第五項中「三十一年旧法」を「元年旧法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十一年十二月」を「令和元年十二月」に改める。

附則第三十二条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年十月一日か

ら平成三十二年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第三十七条の三中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三十八条第一項中「三十二年新地方交付税法」を「二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十二年旧地方交付税法」を「二年旧地方交付税法」に改め、同条第二項中「三十二年新地方交付税法」を「二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十二年旧地方交付税法」を「二年旧地方交付税法」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項中「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第五項中「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第四十条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

附則第四十七条の四中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四十七条の五中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第五十一条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十三条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六条及び第十六条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十一条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項を同条とする。

附則第三十四条及び第四十条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第十一号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二条第一項及び第三条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第六条第六項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第十二条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十三年新法」を「三年新法」に改め、同項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第二十条第十項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十二条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度の宅地等」を「令和元年度の宅地等」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十二年度の宅地等」を「令和二年度の宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十五条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第三項中「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第四項中「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第六十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百二十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百三十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百四十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百五十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百六十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百七十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百八十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第百九十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百二十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百三十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百四十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百五十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百六十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百七十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百八十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二百九十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百二十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百三十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百四十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百五十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百六十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百七十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百八十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三百九十九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百六条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百七条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百八条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百九条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十一条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十三条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第四百十五条第二

一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十三年新法」を「三年新法」に改め、同項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第三十六条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十七条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

理　由

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済社会情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこと。

2　個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行うこと。

3　法人事業税について、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る課税方式の見直しを行うこと。

4　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

5　この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、令和二年度において八十四億円の増収、平年度において六億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済社会情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和二年二月二十八日

総務委員長　大口　善徳

衆議院議長　大島　理森　殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和二年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　国土強靭化施策債償還	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　国土強靭化施策債償還	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第三項の表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十四号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十五号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同表第四十六号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同表第四十八号中「平成三十年度まで」を「令和元年度まで」に改め、同号(8)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び平成三十年度」を「から令和元年度までの各年度」に改め、同表第四十九号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表に次の一号を加える。

五十　令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの　千円

第十三条第五項の表道府県の項第二号2中「密度補正及び」を削り、同項第四号中

4　高齢者保健福祉費	段階補正、密度補正及び態容補正

を

4　高齢者保健福祉費	段階補正、密度補正及び態容補正

に改め、同項第六号1中

保健福祉	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口

を

福祉	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口

「及び態容補正」を削り、同項第八号を次のように改める。

八　補正予算債還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十三条第五項の表市町村の項第三号中

1　小学校費	種別補正
	児童数
	学級数
	学校数
	生徒数
	学級数
	学校数

を

1　小学校費	種別補正
	児童数
	学級数
	学校数
	生徒数
	学級数
	学校数

に改め、同項第四号中

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口

を

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口

に改め、同項第八号を次のように改める。

八　補正予算債還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十三条第五項の表市町村の項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

附則第四条の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条中「令和元年度に限り」を「令和二年度に限り」に、「第四号」を「第三号」に、「千百七十二億円」を「三千五百億円」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「三千七百五十四億千八百五十八万六千円」を「三千四百二十三億四千九百一万二千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第一項及び第三項」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「額のうち、二千四百六十一億円」を「額　二千六百八十七億円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「平成三十年度」を「令和元年度」に、「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「令和元年度」を「令和二年度」に、「七百九十二億円」を「七百七十一億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同号を同条第六号とする。

附則第四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「令和二年度から」を「令和三年度から」に改め、同項の表中

二千五百三十三億円	

を削り、同条第四項中「前条第三号」を「旧法附則第四条第三号」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、「の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、令和三年度にあつては同項」を削る。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条を附則第五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の四　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域社会再生事業費	人口	一人につき　一、九五〇円
市町村	地域社会再生事業費	人口	一人につき　一、九五〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条の二の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度から令和四年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「令和元年度分」を「令和二年度から令和四年度までの各年度分」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「令和二年度にあつては」を、「控除した額」の下に「とし、令和三年度及び令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を加え、同項第一号中「一兆七千八百五十三億四百七十四万千円」を「一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円」に改め、同項第二号中「一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円」を「一兆四千百八十六億三千百七十万九千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないもの

とした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二を附則第六条とし、附則第六条の三を削り、附則第六条の四を附則第六条の二とする。

附則第七条の四の見出し中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第一号イ中「平成三十一年地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）」の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）、」に改め、「平成三十一年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）」を加え、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ロ中「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ハからリまでの規定中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第二号イ中「平成三十一年地方税法等改正法」の下に「、令和二年地方税法等改正法」を加え、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ハからへまでの規定中「令和元年度」を「令和二年度」に改める。

附則第九条の二中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条中「令和元年度に」を「令和二年度に」に、「、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額」を「及び令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「三千七百五十四億千八百五十八万六千円」を「三千四百二十三億四千九百一万二千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和二年度震災復興特別交付税額の一部の令和三年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和元年度内」を「令和二年度内」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第二項中「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第二項中「「特別交付税の額」を「「額」に、「、令和元年度」を「、令和二年度」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、「当該年度の交付税の総額」を削り、「、令和元年度」を「、令和二年度」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度において」を「令和元年度において」に、「、令和二年度」を「、令和三年度」に、「令和元年度において」を「令和二年度において」に改める。

附則第十五条第一項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第三項中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、三七二、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九五三、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八四、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二八、七〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、八六〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、四三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、二七〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、〇五六、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、一二四、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、五九七、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五七、一〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　五、九一八、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、二一四、〇〇〇

5 その他の教育費	人口	一人につき	三、二三〇	
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二一二、〇〇〇	
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二九七、五〇〇	
四 厚生労働費				
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	九、二六〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	一八、〇〇〇	
3 衛生費	人口	一人につき	一四、九〇〇	
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	五五、一〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	九七、二〇〇	
五 産業経済費	人口	一人につき	四三五	
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇七、〇〇〇	
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、二六〇	
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、四〇〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	三三五、〇〇〇	
4 商工行政費	人口	一人につき	一、九五〇	
六 総務費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	五、九三〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八八四、〇〇〇	
3 地域振興費	人口	一人につき	五三五	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	

九 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四	五四
十 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二八	
十一 財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二二	
十二 減税補填債償還費	個人の道府県民税等に係る特別減税による平成十一年度から平成十八年度までの各年度において減収を補填するため当該各年度において発行することとされた地方債の額	千円につき	二四	

十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六一
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三
十五　国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一
市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一一、四〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、七〇〇
2　港湾費	港湾における外郭施設の延長	一キロメートルにつき	一九〇、〇〇〇
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、八〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、八六〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	三、八三〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九九一
4　公園費	人口	一人につき	五三六
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、〇〇〇
5　下水道費	人口	一人につき	九七
6　その他の土木費	人口	一人につき	一、四八〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	四四、六〇〇
	学級数	一学級につき	八九三、〇〇〇
	学校数	一校につき	一〇、二四四、〇〇〇
	生徒数	一人につき	四二、六〇〇
2　中学校費	学級数	一学級につき	一、一〇一、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、一四七、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六、五五〇、〇〇〇
3　高等学校費	教職員数	一人につき	七三、三〇〇
	生徒数	一人につき	五、七〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	六六二、〇〇〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	九、二二〇
四　厚生費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	二六、五〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	七、九三〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	六九、三〇〇
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	八四、八〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	五、〇七〇
5　清掃費	人口	一人につき	八八、〇〇〇
五　産業経済費	農家数	一戸につき	四〇〇、〇〇〇
1　農業行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	四、二二〇
2　林野水産行政費	人口	一人につき	一、一六〇
3　商工行政費	人口	一人につき	一、三一〇
六　総務費			
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	二、一七〇
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、七二〇
	世帯数	一世帯につき	一、〇三七、〇〇〇
3　地域振興費	人口	一人につき	一平方キロメートルにつき
	面積		

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九　補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十一年度から平成十六年度まで及び平成十四年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	五三	
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四	
十二　財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二八	
十三　減税補塡債償還費	個人の市町村民税等に係る特別減税による平成六年度から平成十一年度まで及び平成十八年度から平成十九年度までの各年度の減収補塡をするため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六〇	
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六一	
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三	
十六　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行については許可を得た地方債の額	千円につき	一	

別表第二道府県の項中「九、〇七〇」を「九、一五〇」に、「一、一二〇、〇〇〇」を「一、一一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、一〇〇」を「一七、八〇〇」に、「二、三二〇、〇〇〇」を「二、二四四、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「令和二年度から」を「令和三年度から」に改め、同項の表中「

二千五百三十三億円

」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第三十三条の五の二の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に、「附則第六条の二第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第三十三条の五の五中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第三十三条の五の十の次に次の一条を加える。

（河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十一　地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

第三十三条の八第一項及び第三十三条の八の二第二項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項まで、第三条の二及び第三条の三中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和元年度及び令和二年度」に改める。

第五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第七条の二　総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用する。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延長し、あわせて、河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長、河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

(一)　地方交付税の総額の特例

令和二年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税の法定率分の額に、令和二年度における法定加算額二千六百八十七億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）における剰余金の活用等による加算額三千五百億円を加算した額から、交付税特別会計借入金償還額五千億円、交付税特別会計借入金利子支払額七百七十一億円等を控除した額十六兆五千八百八十二億円とすること。

(二)　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和二年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(2)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

(三)　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和二年度分の地方交付税の総額に三千四百二十三億円を加算するほか、令和二年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

2　地方財政法の一部改正

(一)　公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長すること。

(二)　令和二年度から四年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。

(三)　令和二年度から六年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、地方債を起こすことができることとすること。

3　施行期日

この法律は、令和二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

令和二年度特別会計予算の交付税特別会計の歳出において、地方交付税交付金十六兆九千三百六億円が計上されている。

右報告する。

令和二年二月二十八日

総務委員長　大口　善徳

衆議院議長　大島　理森殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十　寡婦　次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ　夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1)　扶養親族を有すること。

(2)　第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

ロ　夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

三十一　ひとり親　現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ　合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

第二条第一項第三十四号の二中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十二条第一項中「金銭債権」の下に「（債券に表示されるべきものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一　配偶者居住権の目的となつている建物当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたならば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号及び次項第二号において同じ。）当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたならば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。

3　第一項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる権利が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。この場合において、第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定は、適用しない。

一　配偶者居住権　当該相続又は遺贈により当該配偶者居住権を取得した時において、その時に当該配偶者居住権の目的となつている建物を譲渡したとしたならば当該建物の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該相続又は遺贈により当該権利を取得した時において、その時に当該土地を譲渡したとしたならば当該土地の取得費の額として計算される金額のうちその時における当該権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

第六十七条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2　雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な業務を行う者として政令で定める要件に該当するもののその年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

3　前二項の規定の適用を受けるための手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条を削る。

第八十一条の見出しを「（寡婦控除）」に改め、同条第一項中「又は寡夫」を削り、同条第二項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除」に改め、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（ひとり親控除）

第八十一条　居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十五万円を控除する。

2　前項の規定による控除は、ひとり親控除という。

第八十五条第一項中「、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）又は第八十二条（勤労学生控除）」を「又は第八十条から第八十二条まで（寡婦控除等）」に、「、寡夫」を「、ひとり親」に、「死亡し又は」を「死亡し、又は」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。以下この項において同じ。）が」及び「親族が」を「子が」に、「第二条第一項第三十号イ又は第三十一号」を「第二条第一項第三十一号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同条第二項中「第二百三条の三第一号ヘ」を「第二百三条の三第一号ト」に改め、同条第三項中「又は第八十一条」を削る。

第八十七条第一項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除、ひとり親控除」に改める。

第百二十条第三項第二号中「、配偶者特別控除又は扶養控除」を「又は配偶者特別控除」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一項の規定による申告書に、第八十五条第三項の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者　扶養控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類並びに当該非居住者である親族が年齢三十歳以上七十歳未満の者である場合（当該非居住者である親族が障害者である場合を除く。）には第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当する旨を証する書類又は同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類

第百二十条第四項第二号中「又は」を「若しくは」に、「の当該」を「又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険法第四十五条第五項（保険医療機関等の診療報酬）に規定する国民健康保険団体連合会の当該」に改め、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。）」の下に「又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該業務に係る収入金額が千万円を超えるものが同項の規定による申告書を提出する場合」を加える。

第百二十一条第一項第二号ロ中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改める。

第百六十五条第一項中「（障害者控除）、第八十一条」を削り、「（寡婦（寡夫）控除等）」を「（障害者控除等）」に改める。

第百六十六条中「同条第六項中「業務」とあるのは「」を「同条第六項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは「山林所得を生ずべき」に、「限る。）」と、「」を「限る。以下この項において「特定業務」という。）」と、「雑所得を生ずべき業務」とあるのは「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務に」とあるのは「特定業務に」と、「」に改める。

第百八十七条中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第百九十条第二号ハ中「、寡夫」を「、ひとり親」に、「第七十九条（障害者控除）、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）、第八十二条（勤労学生控除）」を「第七十九条から第八十二条まで（障害者控除等）」に、「寡婦（寡夫）控除の」を「寡婦控除の額、ひとり親控除の」に改める。

第百九十四条第一項第二号中「居住者が」を「居住者が、」に改め、「、寡婦、寡夫」を削り、「には、」を「には」に、「事実」を「事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨」に改め、同項第七号中「若しくは第五号の控除対象扶養親族」及び「又は控除対象扶養親族」を削り、「、その旨」を「その旨並びに第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「次項」を「以下第六項まで」に、「書類」を「書類（当該国外居住親族が同号に規定する控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」に改め、同条第五項中「事実」の下に「（当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当する事実）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「（当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類）」を加える。

第百九十五条第一項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改め、同項第四号中「又は控除対象扶養親族」及び「である親族」を削り、「、その旨」を「その旨並びに同号に規定する控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「書類」の下に「（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」に改める。

第二百二十一条に次の六項を加える。

2　税務署長は、前項の場合において、次の各号に掲げる支払の日又は支払金額（これらのうち、青色申告書を提出した個人の不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずべき業務に係る支払に係るもの並びに法人税法第二条第三十七号（定義）に規定する青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）の区分に応じ当該各号に定める事項により、当該各号に掲げる支払の日を推定し、又は当該各号に掲げる支払金額を推計して、同項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。

一　第二章（給与所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払の日又は給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額　当該給与等の支払をした者が定めている給与等の支払に関する規程並びに当該給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度

二　第三章（退職所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第百九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）の支払の日又は退職手当等の支払を受けた者ごとの退職手当等の支払金額　当該退職手当等の支払をした者が定めている退職手当等の支払に関する規程並びに当該退職手当等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度

三　第四章第一節（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第二百四条第一項（源泉徴

収義務）に規定する報酬若しくは料金、契約金若しくは賞金（以下この条において「報酬等」という。）の支払の日又は報酬等の支払を受けた者ごとの報酬等の支払金額　当該報酬又は料金の支払を受けた者の業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度、当該契約金の支払を受けた者の約する役務の提供の内容並びに当該賞金の支払の事由

四　第五章（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第二百十二条第一項（源泉徴収義務）に規定する国内源泉所得（給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。以下この条において「国内源泉所得」という。）の支払の日又は国内源泉所得の支払を受けた者ごとの国内源泉所得の支払金額　当該国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に定める事項

3　税務署長は、前項の規定により、同項各号に掲げる支払の日を推定し、又は同項各号に掲げる支払金額を推計することが困難である場合には、次の各号に掲げる支払の日又は支払金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより、第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。

一　前項第一号に掲げる支払の日又は支払金額　同号の給与等の支払をした個人がその年において業務を営んでいた期間その他の当該給与等の支払をした者の区分に応じ政令で定める期間（以下この号において「給与等の計算期間」という。）における同項第一号に掲げる支払の日をイに掲げる日とし、又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額をロに掲げる金額とする。

イ　当該給与等の計算期間に属する各月の末日

ロ　当該給与等の計算期間における当該給与等の支払をした者の給与等の支払金額の総額を当該給与等の計算期間における当該給与等の支払をした者から給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを当該給与等の計算期間の月数で除して計算した金額

二　前項第二号に掲げる支払の日又は支払金額　同号の退職手当等の支払をした個人がその年において業務を営んでいた期間その他の当該退職手当等の支払をした者の区分に応じ政令で定める期間（以下この号において「報酬等の計算期間」という。）における同項第三号に掲げる支払の日をイに掲げる日とし、又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額をロに掲げる金額とする。

イ　当該報酬等の計算期間の末日

ロ　当該報酬等の計算期間における当該報酬等の支払をした者の報酬等の種類ごとの支払金額の総額を当該報酬等の計算期間における当該報酬等の種類ごとの当該報酬等の支払をした者から当該報酬等の支払を受けた者の人数で除して計算した金額

四　前項第四号に掲げる支払の日又は支払金額　国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に定めるところによる。

4　前項第一号ロの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　税務署長は、第三項の場合において、その支払をした者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により次の各号に掲げる総額又は人数を推計し、同項の規定により第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。

一　第三項第一号ロに規定する給与等の支払金額の総額又は同号ロに規定する給与等の支払を受けた者の人数

二　第三項第二号ロに規定する退職手当等の支払金額の総額又は同号ロに規定する退職手当等の支払を受けた者の人数

三　第三項第三号ロに規定する報酬等の種類ごとの支払金額の総額又は同号ロに規定する報酬等の支払を受けた者の人数

四　国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に掲げる総額又は人数

6　税務署長は、第一項から第三項まで及び前項の場合において、その支払が、給与等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するか、退職手当等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するか、又は報酬等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するかを推定してこれらの規定により第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。この場合において、これらのいずれに該当するかを推定することが困難であるときは、それぞれ給与等、退職手当等又は報酬等に該当するものとすることができる。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、第三項の規定により第一項に規定する所得税の額を計算する場合における第二百五条第二号（徴収税額）に規定する政令で定める金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十二条第一項中「ものを含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の帳簿」を「第一項の帳簿又は前項の書類」に改め、同項ただし書中「帳簿」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者又は第百六十四条第一項各号に定め

る国内源泉所得に係る雑所得を生ずべき業務を行う非居住者で、その年の前々年分のこれらの雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円を超えるものは、財務省令で定めるところにより、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)中「端末」を「ひとり組」に改める。

第二条　所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第二百二十一条第二項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、「法人の支払」の下に「(その法人が同法第百三十一条(推計による更正又は決定)に規定する通算法人である場合には、当該通算法人の同条に規定する各事業年度に係る支払を除く。)」を加える。

(法人税法の一部改正)

第三条　法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　連結納税義務者(第四条の二―第四条の五)」を「第二章の二　法人課税信託(第四条の六―第四条の八)」を「第二章の二　法人課税信託(第四条の二―第四条の四)」に、「第十条の二」を「第九条」に、「第十条の三」を「第十条」に、「第十五条の二」を「第十五条」に、「第五目　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第六十一条の十一・第六十一条の十二)」を「第五目　完全支配関係がある法人の間の取引の損益(第六十一条の十一)」に、「第十一款　完全支配関係がある法人の損益通算及び欠損金の通算(第六十四条)」を「第十一款　損益通算及び欠損金の通算(第六十四条)」に、「第十二款　各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条―第六十八条)」を「第十二款　各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条―第六十八条の十)」に、「第二節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条―第八十一条の三)」を「第二節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条)」に、「第一款　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の六)」を「第一款　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の五)」に、「第二款　税額の計算(第八十一条の七―第八十一条の十)」を「第二款　税額の計算(第八十一条の六―第八十一条の十)」に、「第三款　税額控除(第八十一条の十一―第八十一条の十三)」を「第三款　税額控除(第八十一条の七―第八十一条の十三)」に、「第四款　連結法人税の個別帰属額等の届出(第八十一条の十四―第八十一条の二十六)」を「第四款　連結法人税の個別帰属額等の届出(第八十一条の十四―第八十一条の二十六)」に、「第五款　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第八十一条の二十七―第八十一条の三十一)」を「第五款　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第八十一条の二十七―第八十一条の三十一)」に、「第六款　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第八十一条の三十二―第八十一条の三十四)」を「第六款　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第八十一条の三十二―第八十一条の三十四)」に、「第三節　申告、連結中間申告、連結確定申告及び還付(第八十一条の三十五―第八十一条の四十一)」を「第三節　申告、連結中間申告、連結確定申告及び還付(第八十一条の三十五―第八十一条の四十一)」に、「第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例(第八十一条の二十八―第八十一条の二十九)」を「第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例(第八十一条の二十七―第八十一条の二十八)」に、「第三款　個別帰属額の届出(第八十一条の三十二)」を「第三款　個別帰属額の届出(第八十一条の二十九)」に、「第四款　納付(第八十一条の三十三―第八十一条の三十五)」を「第四款　納付(第八十一条の三十―第八十一条の三十二)」に、「第五款　還付(第八十一条の三十六―第八十一条の三十八)」を「第五款　還付(第八十一条の三十三―第八十一条の三十五)」に、「第六款　更正の請求の特例(第八十一条の三十九)」を「第六款　更正の請求の特例(第八十一条の三十六)」に、「第二章　退職年金等積立金に対する法人税(第八十一条の二十)」を「第二章　退職年金等積立金に対する法人税(第八十一条の十七)」に改める。

第二条に、「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条)」を「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条)」に、「第一節　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の六)」を「第一節　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の五)」に、「第二節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の七―第八十一条の十)」を「第二節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の六―第八十一条の十)」に、「第三節　税額の計算(第八十一条の十一―第八十一条の十三)」を「第三節　税額の計算(第八十一条の七―第八十一条の十三)」に、「第四節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率(第八十一条の十四)」を「第四節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率(第八十一条の十四―第八十一条の十七)」に、「第二款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の十五―第八十一条の十七)」を「第二款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の十八―第八十一条の二十)」に、「第三款　外国税額等の控除(第八十一条の十八―第八十一条の二十一)」を「第三款　外国税額等の控除(第八十一条の二十一―第八十一条の二十四)」に、「第四款　寄附金(第八十一条の二十二)」を「第四款　寄附金(第八十一条の二十五)」に、「第五款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の二十三)」を「第五款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の二十六)」に、「第六款　欠損金(第八十一条の二十四―第八十一条の二十六)」を「第六款　欠損金(第八十一条の二十七―第八十一条の二十九)」に、「第二節の二　連結所得の金額の計算の細目(第八十一条の二十七)」を「第二節の二　連結所得の金額の計算の細目(第八十一条の二十)」に、「第三節　連結個別帰属額の計算(第八十一条の二十八―第八十一条の三十)」を「第三節　連結個別帰属額の計算(第八十一条の二十一―第八十一条の二十三)」に、「第四節　税額の計算の細目(第八十一条の三十一)」を「第四節　税額の計算の細目(第八十一条の二十四)」に改める。

第二条に、「第七十五条の二」を「第七十五条の三」に、「第七十五条の三・第七十五条の四」を「第七十五条の四・第七十五条の五」に、「第八十条の二」を「第八十一条」に、「第八十条の二」を「第八十一条」に、「第八十一条の二十四の二」を「第八十一条の二十五の二」に改める。

第二条に、「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条)」を「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税(第八十一条)」に、「第一節　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の六)」を「第一節　課税標準及びその計算(第八十一条―第八十一条の五)」に、「第二節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の七―第八十一条の十)」を「第二節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の六―第八十一条の十)」に、「第三節　税額の計算(第八十一条の十一―第八十一条の十三)」を「第三節　税額の計算(第八十一条の七―第八十一条の十三)」に、「第四節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率(第八十一条の十四)」を「第四節　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率(第八十一条の十四―第八十一条の十七)」に、「第二款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の十五―第八十一条の十七)」を「第二款　所得税額等の繰越控除(第八十一条の十八―第八十一条の二十)」に、「第三款　外国税額等の控除(第八十一条の十八―第八十一条の二十一)」を「第三款　外国税額等の控除(第八十一条の二十一―第八十一条の二十四)」に、「第四款　寄附金(第八十一条の二十二)」を「第四款　寄附金(第八十一条の二十五)」に、「第五款　所得税額等の繰越欠損金(第八十一条の二十三)」を「第五款　所得税額等の繰越欠損金

に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十七号の二を同条第三十七号とし、同条第三十八号中「、第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）」を削り、同条第四十号中「及び第一章の二第一節」を削り、「計算」の下に「、第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）」を加え、「又は連結確定申告」を削る。

第三条中「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に改める。

第一編第二章の二を削る。

第四条の六第一項中「第四条（納税義務者）」を「前条」に改め、第一編第二章の三中同条を第四条の二とする。

第四条の七を第四条の三とし、第四条の八を第四条の四とし、第一編第二章の三を同編第二章の二とする。

第五条中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削る。

第六条を削る。

第七条中「第五条（内国法人の課税所得の範囲）」を「前条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「又は第六条（連結法人の課税所得の範囲）」を削り、同条を第七条とする。

第九条を第八条とし、第十条を削る。

第十条の二中「第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）」を「前条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十条の三第一項中「次に掲げる」を「第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）の」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第一編第三章第二節中同条を第十条とする。

第十二条第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第十四条の見出しを「（事業年度の特例）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

第十四条第一項第一号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同項第二号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同項第三号から第十八号までを削り、同項第十九号中「場合（」を「こと（」に、「から同日の属する事業年度終了の日までの期間」を「の前日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二十号中「なつた場合」を「なつたこと」に、「事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた」を「事実が生じた」に改め、「までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二十一号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二十二号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二十三号中「場合」を「こと」に改め、「その事業年度開始の日から」及び「までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第七号とし、同項第二十四号中「場合」を「こと」に改め、「その事業年度開始の日から」及び「までの期間及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二十五号中「場合　その事業年度開始の日から当該」を「こと　当該」に改め、「までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）」を削り、同号を同項第九号とし、同条第二項を次のように改める。

2　通算親法人について第六十四条の十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第七号に係る部分に限る。）（通算制度の取りやめ等）の規定により第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認が効力を失つた場合には、当該通算親法人であつた内国法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、その効力を失つた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該効力を失つた日から開始するものとする。

第十四条に次の六項を加える。

3　通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該開始の日に開始するものとし、通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該終了の日に終了するものとする。

4　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、第二号の内国法人の合併による解散又は残余財産の確定に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係（第六十四条の九第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この条において同じ。）を有することとなつたこと　その有することとなつた日

二　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

5　次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　親法人（第六十四条の九第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の申請特例年度（第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある内国法人　その申請特例年度開始の日

二　親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた内国法人　その有することとなつた日

6　前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が第六十四条の九第一項の規定による承認を受けなかつたとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなつた場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

7　内国法人の通算子法人に該当する期間（第五項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、前条第一項及び第一項の規定は、適用しない。

8　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、当該内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日（これらの完全支配関係を有することとなつた日をいう。第一号において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）がこの項の規定の適用を受ける旨、同号イ又はロに掲げる期間その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該加入日から当該加入日の前日の属する特例決算期間（次に掲げる期間のうち当該書類に記載された期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第四項第一号又は第五項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第六項の規定を適用する。

イ　当該内国法人の月次決算期間（会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。）

ロ　当該内国法人の会計期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十五条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第十五条の二を削る。

第二十条の見出し中「納税地等」を「納税地」に改め、同条中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。）」を削り、「納税地等の」を「納税地の」に改める。

第二十三条第一項中「配当等の額（」の下に「関連法人株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額から当該配当等の額に係る利子の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、」を加え、同条第二項中「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等（次の各号に掲げる配当等の額の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該基準日」を「当該基準日等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社がする前項第一号に規定する剰余金の配当で当該剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第百二十四条第一項（基準日）に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の定めがあるものの額　当該基準日

二　株式会社以外の法人がする前項第一号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配、同項第二号に規定する金銭の分配（以下この号及び次号において「配当等」という。）で、当該配当等を受ける者を定めるための基準日に準ずる日の定めがあるものの額　同日

三　配当等で当該配当等を受ける者を定めるための基準日又は基準日に準ずる日の定めがないものの額　当該配当等がその効力を生ずる日（その効力を生ずる日の定めがない場合には、当該配当等がされる日）

第二十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「及び第四項」を削り、「、内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「前項」を「次項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等として政令で定めるものをいう。

第二十三条第七項中「、内国法人」の下に「（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）」を加え、「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十四条第一項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第二十五条の見出しを削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の損金不算入等」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資については、前二項の規定は、適用しない。

第二十五条の二第一項中「又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）」を削り、「を適用しない」を「の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）」を「同条第七項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「の損金不算入」を削り、同項第三号中「、第八十一条の二十九（所得税額等の還付）又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十二条（外国税額の還付）若しくは第二十七条の二（更正等による外国税額の還付）の規定」に改め、同項第四号中「若しくは第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）」及び「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第三項中「第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）」を「第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第六十九条第十項」を「同条第九項」に、「第六十九条第一項に」を「同条第一項に」に改め、「又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　内国法人が他の内国法人から当該他の内国法人の通算税効果額（第六十四条の五第一項（損益通算）又は第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項において同じ。）のみに適用される規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額をいう。）を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条中「内国法人が」を「内国法人の」に、「ついて」を「ついて当該内国法人（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）が」に、「に相当する」を「（当該内国法人が通算法人である場合には、同条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額）に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第五項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う」を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する」に改める。

第三十二条第一項中「損金の額に算入する金額」を「所得の金額の計算の通則」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第七項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う」を「第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条第五項中「出資に」を「出資及びこれらの規定の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資に」に、「、これら」を「、前三項」に改め、同条第七項中「の益金不算入等」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十七条第一項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改め、同条第二項中「の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しない」を「の規定の適用がないもの」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「第二十五条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」に改める。

第三十八条第一項第三号中「若しくは第十項」を「又は第十項」に改め、「、第八十一条の二十三第二項（連結確定申告書の提出期限の延長）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」を削り、同項第六号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に、「若しくは第十項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項」を「又は第十項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　内国法人が他の内国法人に当該内国法人の通算税効果額（第二十六条第四項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。）を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第三十八条第四項を削る。

第四十一条中「内国法人が」を「内国法人（通算法人を除く。）が控除対象外国法人税の額（に、「につき同条」を「をいう。以下この条において同じ。）につき第六十九条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　通算法人又は当該通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、控除対象外国法人税の額につき第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額は、当該通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十二条第一項中「有する金銭債権」の下に「（債券に表示されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時において当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）」を削り、同号イ中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「有しないもの」の下に「（同項に規定する大通算法人を除く。）」を加え、同条第八項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第九項第二号中「連結完全支配関係」を「完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に改める。

第五十四条第一項中「当該役務の提供の対価

として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。

二　前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

第五十七条の見出しを「(欠損金の繰越し)」に改め、同条第一項ただし書中「当該欠損金額につき」を「損金算入限度額(に、「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項及び第四項」に、「(同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)、同条第三項及び」を「並びに」に、「金額(」を「金額をいう。)から」に改め、「又は第五十八条第一項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)」及び「ものがある場合には、当該損金の額に算入される」を削り、「金額)」を「金額」に改め、同条第二項中「及び次項」を「、次項及び第七項第一号」に改め、「又は第六項」を削り、「、第五項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例)」に改め、「及び第八項」及び「青色申告書である」を削り、同条第三項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第四項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「又は第六項」を削り、「、次項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項」に改め、同項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第五項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第二項又は第四項」に改め、「(同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)」を削り、「の同条第一項から第三項まで」を「のこれら」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「うち同条第一項から第三項まで」を「うち同条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第六項から第九項までを次のように改める。

6　通算法人が第六十四条の十一第一項各号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)又は第六十四条の十二第一項各号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に掲げる法人(次項第一号及び第八項において「時価評価除外法人」という。)に該当しない場合(当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について第六十四条の九第一項(通算承認)の規定による承認(以下この条において「通算承認」という。)の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項(通算制度の取りやめ等)の規定により当該通算承認が効力を失つたとき(当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。)には、当該通算法人(当該通算法人であつた内国法人を含む。)の通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額(同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。)は、ないものとする。

7　通算法人を合併法人とする合併で当該通算法人との間に通算完全支配関係(これに準ずる関係として政令で定める関係を含む。以下この項において同じ。)がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合又は通算法人との間に通算完全支配関係(当該通算法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六に規定する相互の関係に限る。)がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合には、次に掲げる欠損金額については、第二項の規定は、適用しない。

一　これらの他の内国法人が時価評価除外法人に該当しない場合(当該合併(適格合併に限る。)の日の前日又は当該残余財産の確定した日がこれらの他の内国法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日の前日から当該有することとなつた日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日であることその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるこれらの他の内国法人の前十年内事業年度において生じた欠損金額(第二項の規定によりこれらの他の内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。)

二　これらの他の内国法人の第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入)の規定の適用がある欠損金額

8　通算法人で時価評価除外法人に該当するものが通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか)との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合(当該通算法人が通算子法人である場合において、同日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項の規定により当該通算承認が効力を失つたとき(当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。)を除く。)で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。第一号において「支配関係発生日」という。)以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人(当該通算法人であつた内国法人を含む。)の当該通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度(同日の属する事業年度終了の日後

に当該事業を開始した場合には、その開始した日以後に終了する各事業年度）における第一項の規定の適用については、次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一　当該通算法人の支配関係事業年度（支配関係発生日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で通算前十年内事業年度（当該通算承認の効力が生じた日前十年以内に開始した各事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含み、第一項の規定により通算前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの、第四項から第六項まで、この項若しくは次項又は第五十八条第一項の規定によりないものとされたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二　当該通算法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で通算前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の十四第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

9　通算法人について、第六十四条の十第五項の規定により通算承認が効力を失う場合には、その効力を失う日以後に開始する当該通算法人であつた内国法人の各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

第五十七条第十項中「又は第六項の規定」を「の規定」に改め、「青色申告書である」を削り、「これら」を「第二項」に、「又は第六項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の」を「について」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、「及び第五十八条第六項第三号」を削り、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「相互会社」の下に「及び同項に規定する大通算法人」を加え、同項第三号中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「及び」の下に「当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに」を加える。

第五十七条の二第一項中「日（以下この項」の下に「及び次項第一号」を加え、「又は第六項」、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。」及び「（当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号において「特定支配日」という。）」を削り、同項第一号から第三号まで及び第五号中「特定支配日」を「支配日」に改め、同条第二項中「（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」、「又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」及び「それぞれ」を削り、同項第一号中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「又は連結欠損金個別帰属額」及び「又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定支配日」を「支配日」に、「、これらの」を「その」に、「又は適用連結事業年度開始」を「開始」に、「、第三項及び第七項」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「、これらの」を「その」に改め、「又は適用連結事業年度」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは欠損等連結法人」、「又は欠損等連結法人」、「又は適用連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五十八条を次のように改める。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）

第五十八条　内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定の適用については、当該欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失の額で政令で定めるもの（次項及び第三項において「災害損失金額」という。）を超える部分の金額は、ないものとする。

2　内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項の規定の適用については、当該欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額については、同条第三項及び第四項並びに前条の規定は、適用しない。

3　欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に災害損失金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がない場合には、当該事業年度の災害損失金額はないものとして、前二項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条第一項中「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、同項第一号中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するもの」に改め、同項第二号中「との間に連結完全支配関係がある連結

法人を除く。次項第二号において同じ」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く」に改め、同項第三号中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第二項中「あつたことその他これに準ずる」を「あり、又は内国法人に第二十五条第三項若しくは第三十三条第四項に規定する」に、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する」を「第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける」に改め、「第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。」及び「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、「当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、「この項及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）（第三号に掲げる場合に該当する場合には、」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「及び前条第一項、この項並びに」を「、この項及び」に、「の規定」を「（現物分配による資産の譲渡）の規定」に改め、同項第一号中「これらの事実の」を「当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が」に、「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものに」に、「その」を「その」に改め、同項第二号中「これらの」を「当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める」に改め、「役員等」の下に「（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）」を加え、「場合　その」を「場合におけるその」に改め、同項第三号中「又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合　第二十五条第三項」を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第四項まで」に改め、「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項の内国法人が通算法人である場合（同項に規定する適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「この項及び」とあるのは「この項、」と、「の規定」とあるのは「、第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定」と、「所得の金額を」とあるのは「所得の金額と当該内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五及び第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額（これらの他の通算法人のうちにこの項の規定の適用を受ける法人がある場合には、当該控除した金額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額）とのうちいずれか少ない金額を」とする。

3　内国法人について再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合（第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額（当該合計額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）　その債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

二　当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合　その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

第六十条の三第一項中「同項に規定する欠損等連結法人にあつては、同項に規定する特定支配日の属する事業年度又は連結事業年度開始の

日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する評価損資産その他政令で定める資産を有していたものに限る。」を削り、「の第五十七条の二第一項」を「の同条第一項」に改め、「又は第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度」を削り、「適用事業年度等」を「適用事業年度」に、「第五十七条の二第一項に規定する特定支配日（当該欠損等連結法人にあつては、第八十一条の十第一項に規定する特定支配日）」を「同条第一項に規定する支配日」に改め、「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は」を削り、「時価評価損益）の」を「時価評価損益）、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の」に、「適用事業年度等の」を「適用事業年度」に、「第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の」を「その」に、「当該特定支配日」を「当該支配日」に、「又は連結事業年度開始の日において有する」を「開始の日において有する」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「その他これらに類する」を「その他の」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換えによる利益の額」を「、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額」に、「利益の額を」を「金額を」に改める。

第二編第一章第一節第五款第五目を削る。

第六十一条の十三第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第四項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は前条第一項に規定する他の内国法人が第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度（以下この項において「連結開始直前事業年度」という。）又は前条第一項に規定する連結加入直前事業年度（以下この項において「連結加入直前事業年度」という。）を「第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算法人が時価評価事業年度（第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度をいう。以下この項において同じ。）に、「連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度」を「時価評価事業年度」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「を除き」を「（同条第一項に規定する通算法人のうち同項第二号に掲げる要件に該当するものにあつては、当該政令で定めるものに係る譲渡損益調整額及び次に掲げる要件のいずれかに該当しない譲渡損益調整額）を除き」に、「連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度」を「時価評価事業年度」に改め、同項に次の各号を加える。

一　十億円を超えること。

二　譲渡損失額に係るものであること。

三　当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人において当該譲渡損益調整資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生ずることが見込まれていること又は当該通算法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなること（前項各号に掲げる事由に基因して完全支配関係を有しないこととなることを除く。）が見込まれていること。

第六十一条の十三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　通算法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産の譲渡が他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡であるときは、当該譲渡損益調整資産については、第二項から前項までの規定は、適用しない。

第二編第一章第一節第五款第六目中第六十一条の十三を第六十一条の十一とし、同目を同款第五目とする。

第六十二条の七第一項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「青色申告書を提出した事業年度の」及び「適用期間（」を削り、「が当該内国法人と」を「が当該内国法人が」に、「があること」を「を有すること」に改め、「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は」を削り、「時価評価損益）、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の」に、「第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の」を「その」に、「（」をいう」を「。第六項において「対象期間」という」に改め、同条第二項第一号中「受けた資産」の下に「（棚卸資産、当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）」を加え、「がある」を「を有する」に、「）前」を「）の属する事業年度開始の日前」に改め、「もの（」の下に「これに準ずるものとして」を加え、「除く」を「含む」に、「これらに類する事由」を「の事由」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換え」を「、評価換えその他の事由」に、「利益の額」を「利益の額として政令で定める金額」に改め、同項第二号中「内国法人が」の下に「有する資産（棚卸資産、特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で」を加え、「資産（」を「もの（これに準ずるものとして」に、「除く」を「含む」に、「これらに類する事由」を「の事由」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換え」を「、評価換えその

他の事由」に、「利益の額」を「利益の額として政令で定める金額」に改め、同条第三項中「中「当該」を「中「には、当該」に改め、「の適用期間」を削り、「「当該特定適格組織再編成等」を「「には、当該特定適格組織再編成等」に、「が当該内国法人と」を「当該内国法人が」に、「が第三項」を「第三項」に、「と他の被合併法人等」を「が他の被合併法人等」に、「支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産」を「有する資産（棚卸資産、当該」と、「の属する事業年度開始の日における」とあるのは「における」と、「支配関係発生日」とあるのは「に、「当該支配関係発生日前から有していたもの」を「支配関係発生日」に改め、同条第六項中「第一項に規定する適用期間は、同条第一項」を「対象期間は、同項」に改め、同条第七項中「の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号に規定する損失の額の計算」を「に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の内国法人について特定適格組織再編成等後に第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じ、かつ、第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する適用期間が開始したときは、当該適用期間開始の日以後に開始する事業年度においては、当該特定適格組織再編成等に係る第二項第二号に掲げる金額は、ないものとする。

第六十二条の八第一項中「第六十一条の十三第七項」を「第六十一条の十一第七項」に改め、同条第九項中「応じ」を「応じ」に改める。

第六十二条の九第一項中「評価益」及び「評価損」の下に「の額」を加える。

第六十三条第三項を削り、同条第四項中「前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。」を削り、「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結所得の金額」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けているリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに第一項又は第二項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

第六十三条第五項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改める。

第六十四条の三第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二編第一章第一節第十一款を同節第十二款とし、同節第十款の次に次の一款を加える。

第十一款　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目　損益通算及び欠損金の通算

（損益通算）

第六十四条の五　通算法人の所得事業年度（通算前所得金額（第五十七条第一項（欠損金の繰越し）、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）、この条並びに第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の生ずる事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額（第五十九条第三項及び第四項、第六十二条の五第五項、この条並びに第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。以下この条において同じ。）が生ずる場合には、当該通算法人の当該所得事業年度の通算対象欠損金額は、当該所得事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する通算対象欠損金額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二　前項の通算法人の所得事業年度の通算前所得金額

三　前項の通算法人の所得事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額

3　通算法人の欠損事業年度（通算前欠損金額の生ずる事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、当該通算法人の当該欠損事業年度の通算対象所得金額は、当該欠損事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　前項に規定する通算対象所得金額とは、第

一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二　前項の通算法人の欠損事業年度において生ずる通算前欠損金額

三　前項の通算法人の欠損事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

5　第一項又は第三項の規定を適用する場合において、第一項の通算法人の所得事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度又は第三項の通算法人の欠損事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度（以下第七項までにおいて「通算事業年度」という。）の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当該通算事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額（以下この項においてそれぞれ「当初申告通算前所得金額」又は「当初申告通算前欠損金額」という。）と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前所得金額と、当初申告通算前欠損金額を通算前欠損金額と、それぞれみなす。

6　通算事業年度（第七十四条第一項の規定による申告書を提出した事業年度に限る。以下この項及び次項において同じ。）のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、第一項の通算法人の所得事業年度又は第三項の通算法人の欠損事業年度については、前項の規定は、適用しない。

一　通算事業年度の全てについて、第七十四条第一項の規定による申告書に当該通算事業年度の所得の金額として記載された金額が零であること又は同項の規定による申告書に当該通算事業年度の欠損金額として記載された金額があること。

二　通算事業年度のいずれかについて、第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該通算事業年度の通算前所得金額として記載された金額が過少であり、又は同項の規定による申告書に添付された書類に当該通算事業年度の通算前欠損金額として記載された金額が過大であること。

三　通算事業年度のいずれかについて、この項及び第六十四条の七第八項の規定その他政令で定める規定を適用しないものとして計算した場合における当該通算事業年度の所得の金額が零を超えること。

7　通算事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における前二項の規定の適用については、当該修正申告書若しくは当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又はこれらの書類に添付された書類に次の各号に掲げる金額として記載された金額を第七十四条第一項の規定による申告書又は当該申告書に添付された書類に当該各号に掲げる金額として記載された金額とみなす。

一　当該通算事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額

二　当該通算事業年度の所得の金額又は欠損金額

8　税務署長は、通算法人の各事業年度の所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算につき第五項、第六十四条の七第四項から第七項まで又は第六十九条第十五項若しくは第十九項（外国税額の控除）の規定その他政令で定める規定を適用したならば次に掲げる事実その他の事実が生じ、当該通算法人又は他の通算法人の当該各事業年度終了の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、当該各事業年度及び他の通算法人の当該各事業年度終了の日に終了する事業年度については、第五項の規定を適用しないことができる。

一　当該通算法人が当該各事業年度前十年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（第六十四条の七第四項の規定を適用したならば当該各事業年度において第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されるものに限る。）を有する場合において、当該各事業年度において欠損金額が生ずること。

二　当該通算法人又は当該他の通算法人のうちに第六十四条の十第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この目において「通算承認」という。）の効力を失うことが見込まれるものがある場合において、当該通算法人又は当該他の通算法人に第五十七条第一項の規定の適用がある欠損金額があること。

9　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（損益通算の対象となる欠損金額の特例）

第六十四条の六　通算法人（第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人に限る。以下この項において同じ。）が、通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しないときは、当該通算法人の当該事業年度（第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある事業年度を除く。）において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額（第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりないものとされる金額を控除した金額）のうち当該事業年度の適用期間（当該通算承認の効力が生じた日から同日以後三年を経過する日と当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有

することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。次項第一号において「支配関係発生日」という。）以後五年を経過する日とのうちいずれか早い日までの期間をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額は、同条の規定の適用については、ないものとする。

2　前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一　通算法人が有する資産（棚卸資産、帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次号において「特定資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額

二　特定資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額

3　第一項の通算法人の多額の償却費の額が生ずる事業年度として政令で定める事業年度における同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度（第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある事業年度を除く。）において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額（第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりないものとされる金額を控除した金額）のうち当該事業年度の適用期間」とあるのは「適用期間」と、「において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額」とあるのは「内の日の属する第三項に規定する政令で定める事業年度において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額」とする。

4　通算法人の各事業年度において第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により損金の額に算入される金額がある場合において、同条の他の内国法人の同条の規定の適用がある欠損金額の生じた事業年度につきこの条の規定を適用したならばないものとされる金額（当該他の内国法人が残余財産が確定した内国法人である場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、当該ないものとされる金額に相当する金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該通算法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額。以下この項において「制限対象額」という。）があるときは、当該通算法人の当該各事業年度において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額のうち制限対象額に達するまでの金額は、同条の規定の適用については、ないものとする。

5　第一項に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の通算）

第六十四条の七　通算法人及び通算法人であつた内国法人に係る第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定の適用については、次の各号（通算法人であつた内国法人にあつては、第四号）に定めるところによる。

一　通算子法人の第五十七条第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）開始の日前十年以内に開始した各事業年度の開始の日又は終了の日のいずれかが当該適用事業年度終了の日に終了する当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の日（以下第三号までにおいて「開始日」という。）前十年以内に開始した当該通算親法人の各事業年度（当該通算親法人が開始日から起算して十年前の日以後に設立された法人である場合には、当該各事業年度に相当する期間として政令で定める期間。以下この号において「親法人十年内事業年度等」という。）の開始の日又は終了の日と異なる場合には、親法人十年内事業年度等の期間を当該通算子法人の適用事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度とする。

二　通算法人の適用事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した各事業年度（当該通算法人が前号の規定の適用がある通算子法人である場合には、同号の規定を適用した場合における開始日前十年以内に開始した各事業年度。以下この条において「十年内事業年度」という。）において生じた欠損金額は、イ及びロに掲げる金額の合計額（ハに掲げる金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、ニに掲げる金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）とする。

イ　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度（当該通算法人の事業年度（前号の規定の適用がある場合には、その適用がないものとした場合における事業年度。イにおいて同じ。）で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）をいう。以下この条において同じ。）において生じた欠損金額（第五十七条第二項の規定によりその事業年度の欠損金額とみなされたものを含み、次に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）のうち特定欠損金額

(1)　第五十七条第一項の規定により適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該各事業年度においてこの条の規定の適用を受けた場合には、第四号の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額とされる金額）の合計額

(2)　第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定によりないものとされたもの

(3)　第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）の規定により第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

(4)　第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの

ロ　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額

ハ　(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額が(2)及び(3)に掲げる金額の合計額（ハ及びニにおいて「所得合計額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額（ニにおいて「非特定欠損金配賦額」という。）がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（所得合計額が零である場合には、零）

(1)　当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）の事業年度（前号の規定の適用がある場合には、その適用がないものとした場合における事業年度。(1)において同じ。）で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度で当該十年内事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

(2)　当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額（第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

(i)　この号の規定により当該十年内事業年度前の各十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

(ii)　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

(3)　当該通算法人の適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額の合計額

(i)　この号の規定により当該十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

(ii)　当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額及び当該適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額の合計額から前号ハ(2)(i)及び(3)(i)に掲げる金額の合計額を控除した金額

(2)　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額のうち当該十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額に達するまでの金額

(3)　当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額のうち当該十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額（第五十七条第一項本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額から前号ハ(3)(i)に掲げる金額を控除した金額をいう。第四項及び第九項第四号において同じ。）に達するまでの金額の合計額

ロ　前号の規定により当該通算法人の当該十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうち当該十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額（第五十七条第一項本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

ハ　非特定欠損金配賦額がロに掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額（所得合計額が零である場合には、零）

ニ　前号の規定により通算法人の十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうち第五十七条第一項ただし書に規定する超える部分の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額が、当該特定欠損金額のうち当該十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額（第五十七条第一項本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における適用事業年度の所得の金額から前号ハ(2)(i)に掲げる金額を控除した金額をいう。(2)において同じ。）に達するまでの金額に、(1)に掲げる金額が(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうちに占める割合（当該合計額が零である場合には零とし、当該割合が一を超える場合には一とする。）を乗じて計算した金額（以下この条において「特定損金算入限度額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額

(1)　当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額及び当該適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額の合計額から前号ハ(2)(i)及び(3)(i)に掲げる金額の合計額を控除した金額

ロ　前号の規定により当該通算法人の当該十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうち当該十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額に達するまでの金額

ハ　(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額が(2)及び(3)に掲げる金額の合計額（ハ及びニにおいて「所得合計額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額（ニにおいて「非特定欠損金配賦額」という。）がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（所得合計額が零である場合には、零）

(1)　当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）の事業年度（前号の規定の適用がある場合には、その適用がないものとした場合における事業年度。(1)において同じ。）で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額の合計額

(2)　当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額（第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

(i)　この号の規定により当該十年内事業年度前の各十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

(ii)　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

(3)　当該通算法人の適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額の合計額

(i)　この号の規定により当該十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

(ii)　当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額及び当該適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額の合計額から前号ハ(2)(i)及び(3)(i)に掲げる金額の合計額を控除した金額

(2)　当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額のうち当該十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額に達するまでの金額

(3)　当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額のうち当該十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額（第五十七条第一項本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額から前号ハ(3)(i)に掲げる金額を控除した金額をいう。第四項及び第九項第四号において同じ。）に達するまでの金額の合計額

ロ　前号の規定により当該通算法人の当該十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額（同号イに掲げる金額を除く。ロにおいて「非特定欠損金額」という。）が、当該非特定欠損金額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額の合計額のうちに占める割合（(2)に掲げる金額が零である場合には零とし、当該割合が一を超える場合に

は一とする。次号ロ及び第五項において「非特定損金算入割合」という。）を乗じて計算した金額（第五項及び第九項第七号において「非特定損金算入限度額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額

(1)　当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額及び当該適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額の合計額から前号ハ(2)(i)及び(ii)並びに(3)(i)及び(ii)に掲げる金額の合計額を控除した金額

(2)　当該十年内事業年度に係る前号ハ(1)に掲げる金額

四　適用事業年度後の事業年度における第五十七条第一項の規定の適用については、各事業年度（第一号の規定の適用がある場合には、その適用がないものとした場合における事業年度。以下この号において同じ。）において生じた欠損金額で同項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第十一項において「損金算入欠損金額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　当該各事業年度において生じた特定欠損金額のうち当該各事業年度に係る十年内事業年度に係る特定損金算入限度額に達するまでの金額

ロ　当該各事業年度において生じた欠損金額（特定欠損金額を除く。）に当該欠損金額に係る非特定損金算入割合を乗じて計算した金額

2　前項第二号から第四号までに規定する特定欠損金額とは、次に掲げる金額をいう。

一　通算法人（第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人に限る。）の最初通算事業年度（通算承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度（通算子法人の事業年度にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。次号及び次項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額

二　通算法人を合併法人とする適格合併（被合併法人が当該通算法人との間に通算完全支配関係がない法人（他の通算法人で最初通算事業年度が終了していないものを含む。）であるものに限る。）が行われたこと又は通算法人との間に完全支配関係（当該通算法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（当該通算法人との間に通算完全支配関係がないもの（他の通算法人で最初通算事業年度が終了していないものを含む。）に限る。）の残余財産が確定したことに基因して第五十七条第二項の規定によりこれらの通算法人の欠損金額とみなされた金額

三　通算法人に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち前条の規定によりないものとされたもの

3　通算法人を合併法人とする適格合併（被合併法人が他の通算法人（最初通算事業年度が終了していないものを除く。）であるものに限る。）が行われたこと又は通算法人との間に通算完全支配関係（当該通算法人による通算完全支配関係又は第二条第十二号の七の六に規定する相互の関係に限る。）がある他の通算法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（最初通算事業年度が終了していないものを除く。）の残余財産が確定したことに基因して第五十七条第二項の規定によりこれらの通算法人の欠損金額とみなされた金額（以下この条において「特定欠損金額」という。）に達するまでの金額は、これらの通算法人の特定欠損金額とみなす。

4　第一項の場合において、通算法人の適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度（以下この条において「他の事業年度」という。）の損金算入限度額が当初申告損金算入限度額（当該他の事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に当該他の事業年度の損金算入限度額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは当初申告損金算入限度額を損金算入限度額とみなし、当該他の事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額若しくは特定欠損金額、当該欠損金額若しくは特定欠損金額のうち第五十七条第一項の規定により当該他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額又は当該各事業年度に係る他の欠損控除前所得金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、又は当該適用事業年度に係る各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額若しくは当初申告欠損控除前所得金額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各事業年度において生じた欠損金額若しくは特定欠損金額、当該欠損金額若しくは特定欠損金額のうち同項の規定により当該他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額又は当該各事業年度に係る他の欠損控除前所得金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは当初申告欠損控除前所得金額若しくは当初申告特定欠損金額、当該欠損金額若しくは当初申告損金算入額若しくは当初申告特定損金算入額又は他の当初申告欠損控除前所得金額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各事業年度において生じた欠損金額若しくは特定欠損金額、当該欠損金額若しくは特定欠損金額のうち同条第一

は非特定損金算入限度額が当初申告特定損金算入限度額若しくは当初申告非特定損金算入限度額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額又は非特定損金算入限度額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該適用事業年度の当初申告損金算入限度額を当該適用事業年度の損金算入限度額とみなし、かつ、当該適用事業年度に係る各対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びに当該適用事業年度に係る当初申告非特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額をそれぞれ当該各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びに当該各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額とみなした場合における各十年内事業年度に係る被配賦欠損金控除額（第一項第二号ハに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額をいう。）の合計額

二　イに掲げる金額をないものと、ロに掲げる金額を当該通算法人の当該適用事業年度の損金算入限度額とし、かつ、第一項第二号及び第三号の規定を適用しないものとした場合に第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

イ　当該適用事業年度に係る各対応事業年度において生じた欠損金額のうち、当該適用事業年度の当初申告損金算入限度額を当該適用事業年度の損金算入限度額とみなし、かつ、当該各対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びに当該適用事業年度に係る当初申告非特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額をそれぞれ当該各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びに当該各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額とみなした場合における当該各対応事業年度に係る配賦欠損金控除額（第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額をいう。）

ロ　当該通算法人の当該適用事業年度の損金算入限度額(1)に掲げる金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、(2)に掲げる金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）から前号に掲げる金額を控除した金額

(1)　当初損金算入超過額（(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）

(i)　当該申告書に添付された書類に第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額として記載された金額

(ii)　当該通算法人の当該適用事業年度の当初申告損金算入限度額

(2)　当初損金算入不足額（(1)(i)に掲げる金額が(1)(ii)に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。(2)において同じ。）に損金算入不足割合（他の当初損金算入超過額（他の通算法人の(1)に掲げる金額が当該他の通算法人の(ii)に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）の合計額が当初損金算入不足額及び他の当初損金算入不足額（他の通算法人の(1)に掲げる金額が当該他の通算法人の(ii)に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）の合計額のうちに占める割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。）を乗じて計算した金額

(i)　第五十七条第一項の規定により他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（前項の規定により損金の額に算入される金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額）

(ii)　他の事業年度の損金算入限度額（前項の規定により損金算入限度額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額）

6　通算法人の適用事業年度に係る各十年内事業年度のいずれかについて、当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額が当該十年内事業年度に係る前項第二号イに掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　通算法人の適用事業年度（当該通算法人が第五十七条第十一項各号に掲げる内国法人に該当する場合における当該通算法人の当該各号に定める事業年度を除く。）において前項の規定の適用がある場合における第五項（第二号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、損金算入限度額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　第五十七条第一項本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用事業年度の所得の金額（次号において「益金算入後所得金額」という。）のうち前項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に達するまでの金額

二　益金算入後所得金額から前項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額

8　通算法人の適用事業年度又は他の事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該適用事業年度については、第四項から前項までの規定は、適用しない。

一　第六十四条の五第六項（損益通算）の規定の適用がある場合

二　第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

9　通算法人の適用事業年度又は他の事業年度について前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第四項から第七項までの規

定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に添付された書類に次の各号に掲げる金額として記載された金額を第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該各号に掲げる金額として記載された金額とみなす。

一　当該他の事業年度の損金算入限度額

二　当該他の事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額

三　前号に掲げる金額のうち第五十七条第一項の規定により当該他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

四　当該他の事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度に係る他の欠損控除前所得金額

五　当該適用事業年度の損金算入限度額

六　当該適用事業年度に係る各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額

七　当該適用事業年度に係る各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額

10　第一項の規定は、同項の通算法人が適用事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書を提出した場合に限り、適用する。ただし、第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第四項から第七項までの規定が適用されない場合は、この限りでない。

11　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における損金算入欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）

第六十四条の八　通算法人を合併法人とする合併で当該通算法人との間に通算完全支配関係（これに準ずる関係として政令で定める関係を含む。以下この条において同じ。）がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度開始の日又は当該他の内国法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は通算法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合を除く。）において、これらの他の内国法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額（当該残余財産が確定した他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額に相当する金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該通算法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、これらの通算法人の当該合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（その終了の日がこれらの通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であることその他の政令で定める要件に該当する事業年度に限る。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二目　損益通算及び欠損金の通算のための承認

（通算承認）

第六十四条の九　内国法人が前目の規定の適用を受けようとする場合には、当該内国法人及び当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の全て（親法人（内国法人である普通法人又は協同組合等のうち、第一号から第七号までに掲げる法人及び第六号又は第七号に掲げる法人に類する法人として政令で定める法人のいずれにも該当しない法人をいう。以下この項において同じ。）及び当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係（第三号から第十号までに掲げる法人及び外国法人が介在しないものとして政令で定める関係に限る。以下この目において同じ。）がある他の内国法人（第三号から第十号までに掲げる法人を除く。次項において同じ。）に限る。）が、国税庁長官の承認を受けなければならない。

一　清算中の法人

二　普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間に当該普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人

三　次条第一項の承認を受けた法人でその承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

四　第百二十七条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けた法人でその通知を受けた日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

五　第百二十八条（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をした法人でその届出書を提出した日から同日以後一年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

六　投資法人

七　特定目的会社

八　普通法人以外の法人

九　破産手続開始の決定を受けた法人

十　その他政令で定める法人

2　内国法人（前項に規定する親法人及び当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係がある他の内国法人に限る。）は、同項の規定による承認（以下この目及び次目において「通算承認」という。）を受けようとする場合には、当該親法人の前目の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の三月前の日までに、当該親法人及び他の内国法人の全ての連名で、当該開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3　国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　通算予定法人（第一項に規定する親法人又は前項に規定する他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかがその申請を行つていないこと。

二　その申請を行つている法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

三　その申請を行つている通算予定法人につき次のいずれかに該当する事実があること。

イ　所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ロ　前目の規定の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）に規定する財務省令で定めるところに従つて行われることが見込まれないこと。

ハ　その備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ニ　法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

4　第二項の申請につき第一項に規定する親法人に対して通算承認の処分があつた場合には、第二項に規定する他の内国法人（同項に規定する最初の事業年度開始の時に当該親法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第六項において同じ。）の全てにつき、その通算承認があつたものとみなす。

5　第二項の申請書の提出があつた場合（第七項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第二項に規定する最初の事業年度開始の日の前日までにその申請につき通算承認又は却下の処分がなかつたときは、第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人の全てにつき、その開始の日においてその通算承認があつたものとみなす。

6　前二項の場合において、通算承認は、第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人の全てにつき、同項に規定する最初の事業年度開始の日から、その効力を生ずる。

7　第一項に規定する親法人の前目の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が設立事業年度（設立の日の属する事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）である場合にあつては第二項に規定する三月前の日を当該親法人の設立事業年度開始の日から一月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から二月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立年度申請期限」という。）とし、第一項に規定する親法人（設立事業年度終了の時に第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものを有するもの（同項第一号に掲げるものを除く。）を除く。）の同目の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が設立事業年度の翌事業年度である場合（当該設立事業年度が三月に満たない場合に限る。）にあつては第二項に規定する三月前の日を当該親法人の設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から二月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立翌年度申請期限」という。）として、第二項の規定を適用する。

8　前項の規定は、第一項に規定する親法人が、設立年度申請期限又は設立翌年度申請期限までに前項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

9　第七項の規定の適用を受けて第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から二月を経過する日までにその申請につき通算承認又は却下の処分がなかつたときは、第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人（当該申請に係る申請特例年度（第七項の規定の適用を受けて通算承認を受けて前目の規定の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の全てにつき、当該二月を経過する日（当該親法人の設立事業年度の翌事業年度が当該申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該二月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその通算承認があつたものとみなす。

10　第七項の規定の適用を受けて行つた第二項の申請につき通算承認を受けた場合には、その通算承認は、第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から、その効力を生ずる。

一　申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に第六十四条の十一第一項に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものを有する第二項に規定する他の内国法人（同条第一項第二号に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第二項に規定する他の内国法人　当該申請特例年度終了の日の翌日

二　第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人　申請特例年度開始の日

11　第二項に規定する他の内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（第十四条第八項（第二号に係る部分に限る。）（事業年度の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、当該他の内国法人については、当該完全支配関係を有することとなつた日（同条第八項（第一号に係る部分に限る。次項各号において同じ。）の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同条第八項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日。以下この項において同じ。）において通算承認があつたものとみなす。この場合において、その通算承認は、当該完全支配関係を有することとなつた日から、その効力を生ずるものとする。

12　第二項に規定する他の内国法人が申請特例年度において第七項の規定の適用を受けて通算承認を受ける第一項に規定する親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（第十四条第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日においてその通算承認があつたものとみなす。この場合において、その通算承認は、当該各号に定める日から、その効力を生ずるものとする。

一　当該完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する事業年度終了の時に第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価

評価資産その他の政令で定めるものを有する当該他の内国法人（同項各号に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人又は第十項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第二項に規定する他の内国法人　当該申請特例年度終了の日の翌日（第十四条第八項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日）

二　第二項に規定する他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人　当該完全支配関係を有することとなつた日（第十四条第八項の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日）

13　第二項の申請につき通算承認又は却下の処分をする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算制度の取りやめ等）

第六十四条の十　通算法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて前目の規定の適用を受けることをやめることができる。

2　通算法人は、前項の承認を受けようとするときは、通算法人の全ての連名で、その理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を通算親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3　国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、前目の規定の適用を受けることをやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

4　通算法人が第一項の承認を受けた場合には、通算承認は、その承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から、その効力を失うものとする。

5　通算法人が第百二十七条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けた場合には、当該通算法人については、通算承認は、その通知を受けた日から、その効力を失うものとする。

6　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、通算法人（第一号から第四号までにあつてはこれらの号に規定する通算親法人及び他の通算法人の全てとし、第五号及び第六号にあつてはこれらの号に規定する通算子法人とし、第七号にあつては同号に規定する通算親法人とする。）については、通算承認は、当該各号に定める日から、その効力を失うものとする。

一　通算親法人の解散　その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

二　通算親法人が公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日

三　通算親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたこと　その生じた日

四　通算親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日

五　通算子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定　その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）又はその残余財産の確定の日の翌日

六　通算子法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなつたこと（前各号に掲げる事実に基因するものを除く。）　その有しなくなつた日

七　前二号に掲げる事実又は通算子法人について前項の規定により通算承認が効力を失つたことに基因して通算法人が通算親法人のみとなつたこと　そのなつた日

7　第一項の承認の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目　資産の時価評価等

（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）

第六十四条の十一　通算承認を受ける内国法人（第六十四条の九第一項（通算承認）に規定する親法人（以下この項及び次項において「親法人」という。）及び当該親法人の最初通算事業年度（当該通算承認の効力が生ずる日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の時に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係（同条第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次条において同じ。）があるものに限るものとし、次に掲げるものを除く。）が通算開始直前事業年度（当該最初通算事業年度開始の日の前日（当該内国法人が第六十四条の九第十項第一号に規定する時価評価法人である場合には、当該最初通算事業年度終了の日）の属する当該内国法人の事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）終了の時に有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該通算開始直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該親法人と第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人（当該最初通算事業年度開始の時に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係があるものに限る。）のいずれかとの間に完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当する場合における当該親法人

二　当該親法人と第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人との間に当該親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当する場合における当該他の内国法人

2　前項に規定する内国法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び親法人を除く。）の通算開始直前事業年度終了の時において当該内国法人の株式又は出資を有する内国法人（以下この項において「株式等保有法人」という。）の当該株式又は出資（当該株式等保有法人について前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿

価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該通算開始直前事業年度終了の日の属する当該株式等保有法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　前二項の規定によりこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）

第六十四条の十二　第六十四条の九第十一項又は第十二項（通算承認）の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（次に掲げるものを除く。）が通算加入直前事業年度（当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該通算加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　通算法人が当該通算法人に係る通算親法人による完全支配関係がある法人を設立した場合における当該法人

二　通算法人を株式交換等完全親法人とする適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人

三　通算親法人が法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた時の直前において当該通算親法人と当該法人との間に当該通算親法人による支配関係がある場合に限る。）で、かつ、次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該法人（当該通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するものに限るものとし、第二条第十二号の十七イからハまで（定義）のいずれにも該当しない株式交換等により完全支配関係を有することとなつた当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。）

イ　当該法人の当該完全支配関係を有することとなる時の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該法人の業務（当該法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

ロ　当該法人の当該完全支配関係を有することとなる前に行う主要な事業が当該法人（当該法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

四　通算親法人が法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた場合で、かつ、当該通算親法人又は他の通算法人と当該法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当する場合における当該法人（当該通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するもの及び第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人を除く。）について通算承認の効力が生じた日において当該他の内国法人の株式又は出資を有する内国法人（以下この項において「株式等保有法人」という。）の当該株式又は出資（同日の前日の属する当該株式等保有法人の事業年度において前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該前日の属する当該株式等保有法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2　前項に規定する他の内国法人（通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するもの及び第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人を除く。）について通算承認の効力が生じた日において当該他の内国法人の株式又は出資を有する内国法人（以下この項において「株式等保有法人」という。）の当該株式又は出資（同日の前日の属する当該株式等保有法人の事業年度において前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該前日の属する当該株式等保有法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　前二項の規定によりこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）

第六十四条の十三　通算法人（第六十四条の十第四項から第六項まで（通算制度の取りやめ等）の規定により通算承認の効力を失うもの（当該通算法人が通算子法人である場合には、第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び他の通算法人を合併法人とする合併が行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該通算承認の効力を失うものを除く。）に限る。）が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、当該通算法人の通算終了直前事業年度（その効力を失う日の前日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に有する時価評価資産（次の各号に掲げる要件のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める資産をいう。）の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該通算法人の当該通算終了直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が当該通算法人であつた内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係がある法人並びにその時後に行われる適格合併又は当該内国法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（以下この号において「適格合併等」という。）により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以

下この号において「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていないこと（その時に有する資産の価額がその時に有する資産の帳簿価額を超える場合として政令で定める場合を除く。）　固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）

二　当該通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において当該通算終了直前事業年度終了の時後に当該株式又は出資の譲渡又は評価換えによる損失の額として政令で定める金額が生ずることが見込まれていること（前号に掲げる要件に該当する場合を除く。）　当該通算法人が当該通算終了直前事業年度終了の時に有する同号に定める資産（その時における帳簿価額として政令で定める金額が十億円を超えるものに限る。）のうちその時後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生ずること（その事由が生ずることにより損金の額に算入される金額がない場合又はその事由が生ずることにより損金の額に算入される金額がその事由が生ずることにより益金の額に算入される金額以下である場合を除く。）が見込まれているもの

2　前項の規定により同項に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第六十四条の十四　通算法人（第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人に限る。以下この項において同じ。）が通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について通算承認の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により当該通算承認が効力を失つたとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。）を除く。）で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。以下この項及び次項第一号において「支配関係発生日」という。）以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人の適用期間（当該通算承認の効力が生じた日と当該事業を開始した日の属する事業年度開始の日とのうちいずれか遅い日からその効力が生じた日以後三年を経過する日と当該支配関係発生日以後五年を経過する日とのうちいずれか早い日までの期間をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一　通算法人が有する資産（棚卸資産、帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次号において「特定資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額

二　特定資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額

3　第一項に規定する通算法人が第六十条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する欠損等法人（次項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、同条第一項に規定する適用期間内に通算承認の効力が生じたときは、当該通算法人が有する資産については、当該通算承認に係る第一項の規定は、適用しない。

4　第一項に規定する通算法人が通算承認の効力が生じた日以後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項に規定する適用期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する適用期間開始の日の前日に終了するものとする。

5　第一項に規定する通算法人について通算承認の効力が生じた日以後に当該通算法人と支配関係法人（当該通算法人との間に支配関係がある法人をいう。）との間で当該通算法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする第六十二条の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定適格組織再編成等が行われ、かつ、同項に規定する対象期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する対象期間開始の日の前日に終了するものとする。

6　第一項に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第二項中「普通法人」の下に「（通算法人を除く。）」を加え、同条第五項を削り、同条第六項第二号ハ中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の七項を加える。

6　第一項の場合において、中小通算法人（大通算法人（通算法人である普通法人又は当該普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該普通法人をいう。）以外の普通法人である通算法人をいう。以下この条において同じ。）の当該各事

業年度の所得の金額のうち軽減対象所得金額以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

一　当該各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　当該各事業年度終了の時において前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる法人に該当する法人

7　前項に規定する軽減対象所得金額とは、八百万円に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（同項の中小通算法人が通算子法人である場合において、同項の各事業年度終了の日が当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日でないときは、八百万円を十二で除し、これに当該中小通算法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額）をいう。

一　当該中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額

二　当該中小通算法人の当該各事業年度及び当該各事業年度終了の日において当該中小通算法人との間に通算完全支配関係がある他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額

8　前二項の規定を適用する場合において、前項各号の所得の金額が同項の中小通算法人の同項第一号の各事業年度又は同項第二号の他の中小通算法人の同号に規定する日に終了する事業年度（以下この条において「通算事業年度」という。）の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に当該通算事業年度の所得の金額として記載された金額（以下この項及び第十項において「当初申告所得金額」という。）と異なるときは、当初申告所得金額を当該各号の所得の金額とみなす。

9　通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第七項の中小通算法人の同項第一号の各事業年度については、前項の規定は、適用しない。

一　前項の規定を適用しないものとした場合における第七項第二号に掲げる金額が八百万円以下である場合

二　第六十四条の五第六項（損益通算）の規定の適用がある場合

三　第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

10　通算事業年度について前項（第三号に係る部分を除く。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第八項の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に当該通算事業年度の所得の金額として記載された金額を当初申告所得金額とみなす。

11　通算親法人の事業年度が一年に満たない場合における当該通算親法人及び他の通算法人に対する第七項及び第九項の規定の適用については、第七項中「八百万円に」とあるのは「八百万円を十二で除し、これに同項の中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額に」と、第九項第一号中「八百万円」とあるのは「八百万円を十二で除し、これに当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

12　第四項、第七項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十七条第一項中「前条第六項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、「掲げるもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を加え、「又は第二項」を「、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、「税率」の下に「及び第十二条第八項（外国税額の控除）（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十二条（外国税額の控除）及び」を「第十二条第一項及び第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに」に改め、同項第二号中「連結法人である特定同族会社が他の連結法人（当該特定同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）」を「特定同族会社が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、同項第五号中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第六号中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、同条第四項中「剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日」を「次の各号に掲げる剰余金の配当、利益の配当又は金銭の分配（その決議の日が当該各号に定める日（以下この項において「基準日等」という。）」に、「から当該基準日」を「から当該基準日等」に、「政令」を「当該特定同族会社が通算法人である場合には、他の通算法人に対する剰余金の配当又は利益の配当として政令」に、「この額（当該剰余金の配当又は利益の配当」を「以下この項において「期末配当等」という。）により減少する利益積立金額に相当する金額（当該期末配当等」に、「の当該基準日」を「の価額が当該資産の当該基準日等」に、「が当該基準日」を「が当該基準日等」に、「に相当する金額）は当該基準日の属する事業年度に支払われたものとし、当該特定同族会社による金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配をいう。）の額はその支払に係る基準日の属する事業年度に支払われた」を「であるものとした場合における当該期末配当等により減少する利益積立金額に相当する金額」は、当該基準日等の属する事業年度の前項に規定する留保した金額から控除し、当該期末配当等がその効力を生ずる日（その効力を生ずる日の定めがない場合には、当該期末配当等をする日）の属する事業年度の同項に規定する留保した金額に加算する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　剰余金の配当で当該剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第百二十四条第一項（基準日）に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の定めがあるもの　当該基準日

二　利益の配当又は投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配で、当該利益の配当又は金銭の分配を受ける者を定めるための基準日に準ずる日の定めがあるもの　同日

第六十七条第五項第一号中「所得等の金額」の下に「（第六十四条の五第一項（損益通算）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、同条第三項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）」を加え、同条第九項中「から除く金額」を「の調整」に改める。

第六十八条第三項を次のように改める。

3　第一項の事業年度において第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書の提出により第七十八条第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合の第一項の所得税の額には、当該還付金の額を含まないものとする。

第六十九条第一項中「第十三項」を「第十二項」に改め、「金額をいう」の下に「。第十四項において同じ」を加え、同条第二項中「地方法人税控除限度額として政令で定める金額」を「地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額」に、「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第三項中「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項又は第八十一条の十五第五項」を「第九項」に、「、第十項」を「、第九項」に、「同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十項」を「同項」に改め、「及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八十一条の十五第一項から第三項まで」を「第十七項（第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」及び「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第二十項中「第十三項」を「第十二項、第十三項及び第二十三項」に、「第十二項」を「第十一項まで及び第十四項から第二十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第十八項（第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。）は、申告書等に第十八項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六十九条第十八項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した」を「を記載した」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」を「申告書等に」に改め、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額」を削り、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　第十七項（第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下第二十八項までにおいて同じ。）の規定は、申告書等に第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項において「明細書」という。）の添付があり、かつ、第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十九条第十五項中「に同項」を「（次項、第二十五項及び第二十九項において「申告書等」という。）に第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

14　通算法人の第一項の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算事業年度」という。）の第一項の控除限度額は、当該通算法人の当該通算事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額並びに当該通算法人と当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該通算事業年度終了の日に終了する各事業年度の所得の金額につき同条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

15　第一項から第三項までの規定を適用する場合において、通算法人の第一項から第三項までの各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

16　前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　通算法人又は当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に

通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　第六十四条の五第八項（損益通算）の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

17　通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第二十項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第十五項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第十九項及び第二十項において同じ。）を当該対象事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

18　通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の所得に対する法人税の額は、第六十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第二十項において同じ。）を加算した金額とする。

19　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

20　前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　対象事業年度において第十七項の規定により法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

三　地方法人税法第十二条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

21　第十七項及び第十八項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十八項	税額控除額（当該対象事業年度の対象事業年度において税額控除超過額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。	税額控除額（当該最終事業年度超えるときは、当該最終事業年度を当該最終事業年度ときは、最終事業年度

22　第十七項及び第十八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第十八項	の対象事業年度において	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第七十条中「（連結法人を除く。）」を削る。

第七十一条第一項中「のものを除く」を「のものにあつては、通算子法人に限る」に、「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日」を「当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日」に改め、「超える場合」の下に「（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合」を、「（当該事業年度」の下に「（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「場合は」を「場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十九条第十八項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第七十一条第二項中「同項の普通法人が」の下に「次の各号に掲げる期間内に行われた」を加え、「で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもの」を削り、同項第一号中「被合併法人の各事業年度」を「当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度」に、「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該普通法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「法人税額（第六十九条第二十一項において準用する同条第十八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日」に改め、「又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの」及び「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次号及び次項」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「被合併法人確定法人税額」に、「からその」を「から当該」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同項第二号中「同日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定法人税額」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「にその」を「に当該」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第三項中「各被合併法人の確定法人税額等」を「当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定法人税額」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第五項中「次の各号に掲げる場合に該当する」を「第一項第一号に規定する前事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている」に改め、「各号に規定する」を削り、「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額」を「法人税額」に、「第一項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「これらの金額」を「当該法人税額」に改め、同項各号を削る。

第七十二条第一項中「（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）」を削り、同項ただし書中「又は第二号」を「、第二号」に改め、「超える場合」の下に「又は当該普通法人が第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人である場合」を加え、同条第三項中「、第七項」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第五十八条第二項及び第五項」を「第五十八条第三項」に、「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に、「第六十八条第四項及び第六十九条第十五項」を「第六十四条の五第五項（損益通算）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第六項中「（第七十四条第一項の規定による申告書」とあるのは「（中間申告書」と、同項第一号及び第二号中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、及び「同項の規定による申告書」とあり、同条第七項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十四条の七第四項（欠損金の通算）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあり、同条第五項、第九項及び第十項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十六条第八項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあり、第六十八条第四項中「確定申告書」とあり、「外国税額の控除）中」の下に「「第七十四条第一項（確定申告）

の規定による申告書」とあり、同条第十九項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第二十三項中」を加え、「同条第十六項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」を「同条第二十四項中「各事業年度の申告書等」に、「中間申告書」を「各事業年度の確定申告書」に、「にこれら」と、」を「に」と、」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の普通法人が通算法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該普通法人が通算子法人である場合には、第一項に規定する期間は、同項の事業年度開始の日から第七十一条第一項に規定する六月経過日（次号において「六月経過日」という。）の前日までの期間とする。

二　当該普通法人並びに六月経過日及びその前日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号及び第四号において「他の通算法人」という。）の全てが第七十一条第一項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該普通法人又は他の通算法人のいずれかについて当該六月経過日の属する事業年度開始の日から当該六月経過日の前日までの期間（第四号において「中間期間」という。）において生じた前項に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は当該普通法人及び他の通算法人の第一項第二号に掲げる金額の合計額が当該普通法人及び他の通算法人の第七十一条の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額の合計額を超える場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

三　第一項ただし書の規定は、適用しない。

四　当該普通法人が第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書をその提出期限までに提出した場合において、他の通算法人のいずれかが中間期間につき同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人である場合　当該普通法人が提出した中間申告書には、第七十一条第一項各号に掲げる事項の記載があつたものとみなす。

ロ　当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人でない場合　当該普通法人は、当該中間期間に係る中間申告書を提出しなかつたものとみなす。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による中間申告書の提出期限の延長）

第七十二条の二　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第七十五条第一項中「、その」を「、当該」に改め、同条に次の一項を加える。

8　通算法人に係る前各項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項中「内国法人」とあるのは「通算法人」と、「決算」とあるのは「、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」と、第二項中「理由」とあるのは「理由又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、第六項中「内国法人」とあるのは「通算法人及び他の通算法人の全て」と、「あつた日」とあるのは「あつた日のうち最も遅い日」とする。

二　通算親法人に対して第一項の提出期限の延長の処分があつた場合には、他の通算法人の全てにつきその処分により指定された期日（第五項の規定により提出期限の延長がされたものとみなされた場合には、その申請に係る期日）を第一項の期日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

三　通算子法人は、第二項の申請書を提出することができない。

第七十五条の二第一項及び第二項中「、その」を「、当該」に改め、同条第十項中「内国法人は、同項」を「同項に」に、「内国法人は、次条第八項」を「次条第八項」に、「、第一項」を「、第一項に」に改め、同条に次の一項を加える。

11　通算法人に係る前各項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項中「内国法人が、」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が、」と、「又は当該内国法人」とあるのは「若しくは当該通算法人若しくは他の通算法人」と、「あると認められる場合には」とあるのは「あり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないために当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書を同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には」と、「内国法人の申請に基づき、」とあるのは「通算法人の申請に基づき、当該通算法人の」と、「当該申告書」とあるのは「第七十四条第一項の規定による申告書」と、「一月」とあるのは「二月」と、同項第一号中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、「三月」とあるのは「四月」と、同項第二号中「三月」とあるのは「四月」と、「その他」とあるのは「、当該通算法人又は他の通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から四月以内に第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他」と、第二項中「内国法人が」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が」と、「内国法人の」とあるのは「通算法人の」と、第三項中「終了の日まで」とあるのは「終了の日の翌日から四十五日以内」と、「又は同項の特別の事情の内容」とあるのは「若しくは同項の特別の事情の内容又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」と、第四項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第五項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第八項中「二月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」とあるのは「に同項」とあるのは「に次条第一項」と、「一月」とあるのは「二月」と、第九項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、前項中「内国法人が」とあるのは「通算法人が」と、「決算」とあるのは「、当該通算法人若しくは他の

通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」とする。

二　通算親法人に対して第一項の提出期限の延長又は同項各号の指定の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつき当該提出期限の延長又は指定がされたものとみなし、内国法人が同項の規定の適用を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合には当該内国法人につき同項の提出期限の延長（当該通算親法人が同項各号の指定を受けた法人である場合には、当該指定を含む。）がされたものとみなし、通算親法人に対して第五項の規定により第一項の提出期限の延長の取消し、同項各号の指定の取消し又は同項各号の指定に係る月数の変更の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつきこれらの取消し又は変更がされたものとみなす。

三　通算子法人は、第三項の申請書及び第七項の届出書を提出することができない。

四　通算親法人が第七項の届出書を提出した場合には、他の通算法人の全てが当該届出書を提出したものとみなす。

五　内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この号及び次号において「通算承認」という。）を受けた場合には、当該通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認の効力が生ずる前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

六　内国法人について、第六十四条の十第四項から第六項まで（通算制度の取りやめ等）の規定により通算承認が効力を失つた場合には、その効力を失つた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

第二編第一章第三節第二款の二中第七十五条の四を第七十五条の五とする。

第七十五条の三第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第七十五条の三第六項を削り、同条を第七十五条の四とする。

第二編第一章第三節第二款に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条の三　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第八十条第一項中「係る事業年度（以下この条」を「係る事業年度（以下この項及び第三項」に改め、「（欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）」を削り、「第六十九条」を「第六十九条第一項から第三項まで若しくは第十七項」に、「、当該金額」を「当該金額」に改め、「加算した金額」の下に「とし、第六十九条第十八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」を加え、同項各号を削り、同条第四項中「解散を除く」の下に「ものとし、当該内国法人が通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限る」を、「譲渡」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合における事業の全部の譲渡を除く。）」を加え、「（当該事実が当該内国法人の連結事業年度において生じた場合を除く。）」を削り、「第五十七条第一項」の下に「（欠損金の繰越し）」を加え、「、第五項又は第九項」を「又は第五項」に改め、同条第五項中「に係る同項各号」を「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）に係る同条第一項各号」に、「この項及び第八項」を「この条」に、「当該期間をいう。以下この項」を「当該期間をいう。以下この条」に、「）が」を「第八項及び第十三項において同じ。）が」に改め、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額については、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

7　通算法人の第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該通算法人の第一項（第四項において準用する場合を含む。）に規定する欠損事業年度の欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額との合計額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）とする。

一　当該通算法人の欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の六（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定によりないものとされる金額（以下この条において「通算対象外欠損金額」という。）から当該欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものに達するまでの金額を控除した金額

二　当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに当該申告書を提出したものに限る。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度において生じた欠損金額が通算対象外欠損金額と当該欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものとのうちいずれか多い金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

三　当該通算法人の欠損事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。以下この号及び次号において同じ。）の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四　当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の前一年内所得合計額（同日に終了する事業年度（以下この号

において「他の事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から当該他の事業年度において生じた通算対象外欠損金額（第五項において準用する第一項の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）を控除した金額をいう。）を合計した金額

8　通算法人の第五項において準用する第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第五項において準用する第一項の規定の適用については、当該通算法人の第五項において準用する第一項に規定する欠損事業年度の災害損失欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額との合計額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）とする。

一　当該通算法人の欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額

二　当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度又は中間期間の第七十四条第一項の規定による申告書又は仮決算の中間申告書の提出期限までにこれらの申告書を提出したものに限る。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

三　当該通算法人の欠損事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。以下この号及び次号において同じ。）の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四　当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の前二年内所得合計額（同日に終了する事業年度（以下この号において「他の事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から当該他の事業年度において生じた災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額を控除した金額をいう。）を合計した金額

第八十条に次の二項を加える。

12　通算法人の各事業年度において生じた欠損金額（以下この項において「発生欠損金額」という。）又は他の通算法人の当該各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について第七項の規定を適用して第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をした場合には、第五十七条第一項及び第八項並びに第六十四条の七第一項（欠損金の通算）の規定の適用については、発生欠損金額のうち、この条（第五項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　この条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（当該金額が発生欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）のうち通算対象外欠損金額（次項第一号に掲げる金額を除く。）に達するまでの金額

二　発生欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額（次項第二号に掲げる金額を除く。）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該通算法人及び当該各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の第七項の規定により同日に終了する事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうちこの条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額から当該事業年度の通算対象外欠損金額（第五項において準用する第一項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）を控除した金額の合計額

ロ　第七項第二号に掲げる金額

13　通算法人の各事業年度若しくは中間期間において生じた災害損失欠損金額（以下この項において「発生災害損失欠損金額」という。）又は他の通算法人の当該各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた災害損失欠損金額について第八項の規定を適用して第五項において準用する第一項の規定により還付の請求をした場合には、第五十七条第一項及び第八項並びに第六十四条の七第一項並びにこの条（第七項各号列記以外の部分、第八項各号列記以外の部分及びこの項を除く。）の規定の適用については、発生災害損失欠損金額のうち、この条（第五項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（還付を受ける金額の計算の基礎とするものを含む。以下この項において同じ。）は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　この条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（当該金額が発生災害損失欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額

二　発生災害損失欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該通算法人及び当該各事業年度又は中間期間終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の第八項の規定により同日に終了する事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額とされた金額のうちこの条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額から当該事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額のうちこの条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額を控除した金額の合計額

ロ　第八項第二号に掲げる金額

第二編第一章の二を削る。

第八十条の二の見出しを削り、同条中「（確定申告書の記載事項）」を「（確定申告）」に改め、

「若しくは連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額」を削り、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同条各号中「又は連結事業年度」を削り、第二編第一章第三節第五款中同条を第八十二条とする。

第二編第一章第三節第四款に次の一条を加える。

第八十一条　削除

第百二十一条第二項中「又は同項の承認を受けていない連結申告法人（第二条第十六号（定義）に規定する連結申告法人をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第百二十二条第一項中「（連結申告法人を除く。）」を削り、同条第二項第五号から第八号までを削る。

第百二十三条第三号中「第百二十七条第四項」を「第百二十七条第二項」に改め、同条第四号を削る。

第百二十五条中「については」を「については、」に改め、「とし、第百二十二条第二項第五号の内国法人については同号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けていない内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認を受けた場合には、当該承認の効力が生じた日において第百二十一条第一項の承認があつたものとみなす。

第百二十六条に次の一項を加える。

3　前項に定めるもののほか、国税庁長官又は通算法人の納税地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長は、必要があると認めるときは、当該通算法人及び他の通算法人に対し、第一項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

第百二十七条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の規定」を「前項の規定」に、「第一項又は第二項の内国法人」を「同項の内国法人」に、「第一項各号又は第二項」を「同項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3　通算法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める事業年度まで遡つて、その」とあるのは「その」と、「当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす」とあるのは「その取消しの処分に係る次項の通知を受けた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該通知を受けた日）の属する事業年度以後の各事業年度については、その承認は、その効力を失うものとする」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

4　通算法人であつた内国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「定める事業年度」とあるのは「定める事業年度（当該事業年度が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

第百二十八条中「内国法人」の下に「（通算法人を除く。）」を加える。

第百二十九条第一項中「又は連結確定申告書」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「又は連結事業年度の課税標準」を「の課税標準」に改め、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、「当該事実を仮装して経理した」を「その」に、「又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度」を「後の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度の連結確定申告書」を削り、同条第二項中「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第百三十条の見出しを「（青色申告書に係る更正）」に改め、同条第一項中「又は連結確定申告書等（連結中間申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「若しくは連結欠損金額の更正」を「の更正」に改め、「（当該連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は連結欠損金額の更正をする場合にあつては、連結子法人の帳簿書類を含む。）」を削り、「又は連結確定申告書等に係る」を「に係る」に、「若しくは連結欠損金額の計算に」を「の計算に」に改め、同項ただし書中「又は連結確定申告書等及びこれら」を「及びこれ」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削り、同条第二項中「又は連結確定申告書等」及び「若しくは連結欠損金額」を削り、「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第百三十一条中「青色申告書に係る法人税」の下に「（その内国法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この条において同じ。）である場合には、第百二十七条第三項又は第四項（青色申告の承認の取消し）の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める事業年度から当該事業年度後の事業年度のうち最初に青色申告書以外の申告書を提出する事業年度の前事業年度までの各事業年度に係る法人税を除く。）」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にあつては、連結子法人」を「その内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第百三十二条の三の見出し中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条中「連結法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税又は」を「通算法人の」に、「その連結法人の」を「当該通算法人又は他の通算法人の」に改め、「当該各連結事業年度の連結所得の金額又は」及び「これらの」を削り、「連結法人間の」を「他の通算法人に対する」に、「その連結法人に」を「当該通算法人に」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第百三十三条第一項中「若しくは確定申告書又は連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは連結確定申告書」を「又は確定申告書」に、「若しくは第七十四条第一項第三号」を「又は第七十四条第一項第三号」に改め、「又は第八十一条の二十第四項第一号若しくは第八十一条の二十二第一項第三号（連結確定申告）」を削り、同条第三項中「係る事業年度若しくは」を「係る事業年度又は」に改め、「又は同項の連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第百三十四条の見出し中「又は連結確定申告」を削り、同条第一項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」を削り、「（中間納付額の控除不足額）又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）」を「（確定申告）」に改め、同条第二項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事

業年度の法人税」及び「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削り、同条第三項中「又は連結中間申告書」を削り、同条第四項第一号中「又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を削り、同号イ(2)中「又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第百三十五条第一項中「又は連結確定申告書」、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」、「又は連結所得の金額」、「又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税」及び「(当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。)」を削り、「単体間適格合併(連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。)又は連結内適格合併(連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人と当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。)」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、「(連結子法人が第四条の五第一項又は第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)(連結納税の承認の取消し等)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除く。)のその取り消された日の前日の属する事業年度(次項において「取消前事業年度」という。)を除く。)」及び「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「、当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人(当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人)とする」及び「(取消前事業年度を除く。)」を削り、「単体間適格合併に係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)の規定による申告書の提出期限」、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度」、「若しくは連結事業年度」、「(当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人)」及び「又は第八十一条の十六(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除)」を削り、同項第一号中「(連結法人の残余財産を除く。)」を削り、同項第二号中「による解散(連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。)」を「(適格合併を除く。)による解散」に改め、同項第三号中「(連結法人の解散を除く。)」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「(連結法人を除く。)」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「(当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。)」及び「又は第八十一条の十六」を削り、同条第五項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「の当該各事業年度若しくは各連結事業年度」を「の当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税」、「又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税」、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、同条第九項中「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削る。

第百四十二条第二項中「の損金不算入等」を削り、「第五十七条第二項」の下に「(欠損金の繰越し)」を加え、「(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)、第五十八条第二項(残余財産の確定に係る部分に限る。)(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)」を削り、「損金算入)及び」を「損金算入)」に、「並びに」を「及び」に改め、「(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)及び第六目」を削り、「第十一款」を「第十二款」に改める。

第百四十三条第五項第二号ハ中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百四十四条中「第百六十一条第一項第十二号」を「第百六十一条第一項第十二号イ又はハ」に、「、報酬又は年金」を「又は報酬」に、「(」とあるのは「第百四十七条の三第一項(」を「」とあるのは「第百四十七条の三第一項」に改める。

第百四十四条の二第六項中「第六十九条第十項及び第十一項」を「第六十九条第九項及び第十一項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「第六十九条第十二項」を「第六十九条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「、第十項」を「、第九項」に、「準用する第十項」を「準用する第九項」に、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十五第五項」と、「並びに第十項」を「同項」に、「並びに第百四十四条の二第六項」を「同条第六項」に改め、同条第九項中「第六十九条第九項及び第十一項」を「第六十九条第十五項」に改め、同条第十項中「第六十九条第十五項から第十七項まで」を「第六十九条第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第二十三項」に改め、「は」と、」の下に「第一項の規定に」とあるのは「同条第一項の規定に」と、」を加え、「、第一項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第十六項」を「同条第二十四項」に、「に当該」を「に当該」に、「同条第十七項」を「同条第二十六項」に、「から第三項まで」とあるのは「、第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」を「」とあるのは「、第百四十四条の二第一項」と、「まで又は第十七項」とあるのは「まで」と、「つき第一項」とあるのは「つき同条第一項」に改める。

第百四十四条の三第一項中「日から」を「日(第一号において「六月経過日」という。)から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額(確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号(確定申告)に掲げる金額をいう。)で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間(当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。)の月数を乗じて計算した金額

第百四十四条の三第二項中「日から」を「日(第一号において「六月経過日」という。)から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額(確定申告書に記載すべき第百四十四条の

六第二項第二号に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

第百四十四条の三第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）

を

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する六月経過日（第百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）
中間期間（同条第一項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）	六月経過日（第百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）から第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）までの期間

に改め、同条第四項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）

を

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する六月経過日（第百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）
中間期間（同条第一項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）	六月経過日（第百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）から第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）までの期間

に改め、同条第五項中「確定申告書に記載すべき第百四十四条の三第二項第一号に規定する中間期間（同条第二項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）」を「第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第七十一条第四項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

第百四十四条の四第一項及び第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項第一号中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書」を「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書」に、「にこれら」と、」を「と、」に改め、同項第二号中「、第七項」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第五十八条第二項及び第五項」を「第五十八条第三項」に、「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に改める。

第百四十四条の十三第九項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第十三項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第百四十五条中「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

第百四十六条第二項の表第百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）の項中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項」に改める。

第百四十七条の四第三項中「又は連結確定申告」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第百四十八条第一項中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）」を削り、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百四十九条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百五十条の二第一項中「及び連結法人」を削る。

第百五十条の二の次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第百五十条の三　通算親法人が、他の通算法人の第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）に規定する法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2　前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の法人税の申告について第七十五条の四第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第百五十一条第一項中「、第三十一号」を「から」に、「及び第三十四号」を「まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第百五十二条の見出しを「（連帯納付の責任）」に改め、同条第二項中「（国税の徴収の所轄庁）」を削り、「第百五十二条第一項（受託者の）」を「第百五十二条第三項（に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四条の八第二項」を「第四条の四第二項」に改め、「に係る納税義務」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。

2　前項に規定する法人税を同項の通算法人から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用

については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第百五十二条第一項（連帯納付の責任）に規定する通算法人の同項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該通算法人の法人税の納税地」とする。

第百五十九条第一項中「、第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）」を削り、「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は」を削り、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第八十一条の二十二第一項、第八十九条」を「第八十九条」に改め、「、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額（第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）」を削る。

第百六十条中「、第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）」を削り、「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改める。

第百六十二条中「の中間申告書の記載事項）」を「の中間申告書の記載事項等）」に改め、「、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの」を削り、「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第四条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条）」を「第十九条・第十九条の二）」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条の三・第十九条の四」に、「第二十二条・」を「第二十二条―」に改める。

第二条第六号中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同条第七号中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同条第八号中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条第九号中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同条第十一号を削り、同条第十号の二を同条第十一号とし、同条第十三号を削り、同条第十四号を同条第十三号とし、同条第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改め、同条第二項中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第六条第三号を削り、同条第四号中「第二条第三十四号」を「第二条第三十三号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条第二項中「又は第八十一条の十三第一項」を削る。

第十一条の見出し中「特定同族会社等」を「特定同族会社」に改め、同条中「又は第八十一条の十三第一項」及び「又は第三号」を削り、「前条」の下に「及び次条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第十二条第一項中「ときは、」の下に「地方法人税控除限度額（」を、「いう」の下に「。第四項において同じ」を、「計算した金額」の下に「をいう。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「更正請求書」の下に「（次項及び第十五項において「申告書等」という。）」を加え、「、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

4　通算法人の第一項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算課税事業年度」という。）の第一項の地方法人税控除限度額は、当該通算法人の当該通算課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額及び当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した所得地方法人税額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

5　第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する課税事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用課税事業年度」という。）の税額控除額（当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

6　前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　法人税法第六十九条第十六項（第三号に係る部分を除く。）の規定の適用がある場合

7　通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。以下第十項までにおいて同じ。）の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十項において同じ。）における税額控除額（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度（以下この項において「対象前各課税事業年度」という。）において当該過去適用課税事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があった場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算

した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第九項及び第十項において同じ。）を当該対象課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

8　通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の所得地方法人税額は、第十条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第十項において同じ。）を加算した金額とする。

9　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10　前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　対象課税事業年度において第七項の規定により所得地方法人税額から控除した税額控除不足額相当額又は第八項の規定により所得地方法人税額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三　法人税法第六十九条第二十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

11　第七項及び第八項の規定は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象課税事業年度	税額控除額（当該最終課税事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第八項	の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

12　第七項及び第八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その該当することとなった日の前日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象課税事業年度	税額控除額（当該最終課税事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第八項	の対象課税事業年度において	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
	場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

第十二条に次の二項を加える。

14　第七項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、申告書等に第七項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

15　第八項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であった内国法人を含む。）は、申告書等に第八項の規定により所得地方法人税額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条第一項中「（当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）」を削り、「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に、「の当該単体間適格合併」を「の当該適格合併」に改め、「又は当該連結内適格合併（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度」を削り、「この項」を「この条」に、「の第六条第一号又は第三号」を「の第六条第一号」に、「被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号」を「被合併法人課税事業年度の同号」に改め、同条第二項を削る。

第十四条中「に第十二条」を「に前条」に、「前条」を「第十二条」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条第一項中「、第八十一条の十九」を削り、「係る課税事業年度」の下に「（当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度）」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税額（地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額（第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「適格合併（連結内合併及び」を「次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に改め、「次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもので」を削り、「第一項の課税事業年度」を「当該課税事業年度」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改め、「、前二項及び次項」を削り、「これら」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の地方法人税額（第十二条第十一項において準用する同条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したもののうち最も新しい課税事業年度に係るもの（次号及び次項において「被合併法人確定地方法人税額」という。）をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を乗じて計算した金額

第十六条第四項第二号中「同日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「（連結親法人にあっては、当該合計額と同号ロに定める金額とを合計した金額）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「又は同号ロ(1)に規定する連結開始前課税事業年度」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に、「これらの課税事業年度」を「当該前課税事業年度」に、「第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削る。

第十七条第一項中「前条第一項各号列記以外の部分」を「前条第一項」に、「法人で」を「法人又は通算法人で」に改め、「、第八十一条の二十第一項」を削り、「次条」を「第十八条」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「、第八十一条の二十第一項」及び「、同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項」を削り、同条第三項中「第十二条第六項及び第十二条の二第五項」を「第十二条第五項及び第九項中「第十九条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第十三項及び第十二条の二第四項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の法人が通算子法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項第一号に規定する期間は、同号の課税事業年度開始の日から前条第一項に規定する六月経過日の前日までの期間とする。

二　第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十二条第五項第一号」とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による地方法人税中間申告書の提出期限の延長）

第十七条の二　国税通則法第十一条の規定により通算法人の第十六条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第十八条中「前条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

第十九条に見出しとして「（確定申告）」を付し、同条第一項中「から第三号までに掲げる」を「又は第二号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額

第十九条第四項を削り、同条第五項中「又は連結所得」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四」、「、第八十一条の二十二第一項」及び「（以下この項において「法人税申告書」という。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、同法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する。

第十九条第五項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人（第六条第四号」を「法人（第六条第三号」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項第三号中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十九条の三中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認」を削り、「これらの承認」を「当該承認」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第四章第二節の二中同条を第十九条の四とする。

第十九条の二第一項中「第十項」を「第六項」に、「前条（第六項）」を「第十九条（第五項）」に改め、「又は第三号」を削り、同条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第十九条の二第六項を削り、同条を第十九条の三とする。

第四章第二節に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による地方法人税確定申告書の提出期限の延長）

第十九条の二　国税通則法第十一条の規定により通算法人の前条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第二十条第二項中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

第二十一条第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改める。

第二十二条第一項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条第四項中「課税事業年度の」の下に「第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する」を加える。

第二十二条を第二十二条の二とし、第四章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（外国税額の還付）

第二十二条　地方法人税確定申告書の提出があった場合において、当該地方法人税確定申告書に第十九条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該地方法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の地方法人税確定申告書の提出期限（当該地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該地方法人税確定申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

3　第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条第一項中「第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第九項」に、「第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は」を「第八十条第十項（同法」に改め、「、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度」を削り、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「第十二条第一項、第二項若しくは第七項」に、「、当該金額を加算した金額」を「当該金額を加算した金額とし、第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」に、「第八十条第七項の」を「第八十条第十項の」に改め、同項ただし書中「、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度」を削り、同条第二項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項又は」を「同条第十一項（同法」に改める。

第二十四条中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第一号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額」を削り、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十五条第一項中「又は第三号」を削る。

第二十六条第二項中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項」を「又は第三項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合」を削り、「、これらの」を「、その」に、「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改め、同条第二項中「又は同法第百二十七条第二項」及び「又は同条第二項に規定する事業年度」を削り、「次項」を「第五項」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　通算法人が法人税法第百二十七条第一項の規定により同法第百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その承認の取消しについては、前項の規定は、適用しない。

4　通算法人であった法人に係る第二項の規定

の適用については、同項中「事業年度」とあるのは、「事業年度（当該事業年度が同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）」とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（更正等による外国税額の還付）

第二十七条の二　内国法人の提出した地方法人税確定申告書に係る地方法人税につき更正（当該地方法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第十九条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

3　第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項及び第二項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条第五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第二十九条第一項中「又は第三号」及び「（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）」を削り、「単体間適格合併（第十三条第二項に規定する単体間適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（同条第二項に規定する連結内適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「、当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする」を削り、「単体間適格合併に係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）」を削り、同項第一号中「（連結法人の残余財産を除く。）」を削り、同項第二号中「による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）」を「（適格合併を除く。）による解散」に改め、同項第三号中「（連結法人の解散を除く。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「（連結法人を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）」を削り、同条第九項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

第三十条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改める。

第三十条を第三十条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条　通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2　前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の地方法人税の申告について第十九条の三第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第三十一条第一項中「第八十一条の二十八」を「第百五十二条第一項及び第二項」に、「連結子法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結親法人に」を「他の通算法人に」に改め、「当該連結親法人の」を削り、「第六条第三号」を「第六条第一号」に改め、同条第二項中「第百五十二条の」を「第百五十二条第三項及び第四項の」に、「第四条の八第二項」を「第四条の四第二項」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十二条第三項」に改める。

第三十三条第一項中「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第六項の」を「第五項の」に、「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に改める。

第三十四条中「第六項」を「第五項」に改める。

第三十六条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「この項及び第三項」を「この項及び第四項」に、「が前条」を「日が前条」に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「、前条」とあるのは「、同条」とあるのは「に改め、同項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「」とあるのは、」を「（国税の更正、決定等の期間制限）」とあるのは」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第三十六条第二項」とする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「贈与税の」の下に「第二十八条第一項又は第二項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「（定義）」を削り、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により賦課決定をすることが

できないこととなる日前三月以内にされた国税通則法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に係る無申告加算税（同法第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあり、及び「第七十条第四項」とあるのは、「相続税法第三十六条第三項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第六十四条第四項中「現物分配又は」を「現物分配若しくは」に改め、同条第五項第一号中「第四条の六」を「第四条の二」に改め、同項第二号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「製造（以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「その他同項」を「その他前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものを含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。）について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十八条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条第一項中「第六十七条（小規模事業者）」を「第六十七条第一項又は第二項（小規模事業者等）」に改める。

第三十条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十五条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されるものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

3　第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日

までの間（以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。）に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

4　居住用賃貸建物について第十二条の四第二項の規定の適用を受ける場合における前三項の規定の適用その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条第三項第三号中「同項に規定する高額特定資産に」を「高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に」に、「同項に規定する建設等」を「建設等（同項に規定する建設等をいう。同号において同じ。）」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定する調整対象自己建設高額資産について前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

第三十七条第四項中「又は同項第三号」を「、同項第三号」に、「の属する」を「又は同項第四号に規定する調整適用日の属する」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（法人の確定申告書の提出期限の特例）

第四十五条の二　前条第一項の規定による申告書（以下この条において「消費税申告書」という。）を提出すべき法人（法人税法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）（同法第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける法人（第六十条第八項の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人を除く。）に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書（次項及び第三項において「延長届出書」という。）をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

2　消費税申告書を提出すべき法人（法人税法第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受ける連結親法人（同法第二条第十二号の六の七（定義）に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又はその連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）に限る。）が、延長届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する連結事業年度（同法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）（その提出をした日が連結事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその連結事業年度を含む。）以後の各連結事業年度（同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）に規定する申告書の提出期限が延長されている連結事業年度（同法第八十一条の二十四第四項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる連結事業年度を含む。）又は連結親法人につき同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十一条の二十二第一項に規定する申告書の提出期限が延長されている場合におけるその連結子法人の連結事業年度（連結親法人につき同法第八十一条の二十四第四項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる場合におけるその連結子法人の連結事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

3　前二項の規定による延長届出書を提出した法人は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間以後の事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間については、第一項又は第二項の規定による届出は、その効力を失う。

5　第一項又は第二項の規定の適用を受ける法人は、これらの規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、当該課税期間終了の日の翌日以後二月を経過した日からこれらの規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる消費税に併せて納付しなければならない。

6　第一項又は第二項の規定の適用を受けている法人についてこれらの規定の適用を受ける課税期間の末日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該課税期間に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条第一項中「前条第一項第五号」を「第四十五条第一項第五号」に、「前条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改める。

第四十六条の二第一項中「若しくは前二条」を「、第四十五条若しくは前条」に改める。

第五十二条第三項、第五十三条第四項、第五十四条第三項及び第五十五条第五項中「延滞税」の下に「及び利子税」を加える。

第五十七条第一項第二号の二中「第十二条の四第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第三号中「又は第四十二条第九項」を「、第四十二条第九項又は第四十五条の二第三項」に改める。

別表第一中「第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加え、同表第十三号中

「ものに」を「場合(当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。)に」に改める。

第七条　消費税法の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一項中「この条」を「この項及び第四項」に改め、「(次項及び第三項において「延長届出書」という。)」を削り、「以後の」を「(同法第二条第十二号の七の二(定義)に規定する通算法人の場合にあつては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその事業年度を含む。)以後の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「延長届出書」を「届出書」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は連結事業年度」及び「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第二項」及び「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十七条第一項第三号中「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

(酒税法の一部改正)

第八条　酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　輸出するために清酒を製造しようとする場合

第七条に次の一項を加える。

7　第三項第一号及び第六号の規定その他政令で定める規定は、同項第五号の規定の適用を受けて清酒の製造免許を受けた者その他これに準ずる者として政令で定める者については、適用しない。

第十九条の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第一項中「又は酒類販売業者」を「若しくは酒類販売業者(以下この項において「酒類製造者等」という。)」に、「あつた」を「あつた場合又は酒類製造者等(個人に限る。)が酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許に係る製造業者若しくは酒類の販売業免許に係る販売業の全部の譲渡(次項及び第三十条第七項において「事業譲渡」という。)を行つた」に、「は」を「又は譲受者(以下この条及び同項において「相続人等」という。)は」に、「相続人の」を「相続人等の」に改め、同条第二項中「相続人が」を「相続人等が」に、「相続人は、その相続」を「相続人等は、その相続又は事業譲渡」に、「が」を「又は譲渡者が」に、「みなす」を「みなし、当該譲渡者に係る製造免許又は販売業免許は、その効力を失う」に改める。

第二十九条第二項中「が、」を「が、当該酒類につき」に、「、当該酒類が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同条第二項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

第三十条第三項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第七項中「により」を「又は事業譲渡により」に、「相続人(」を「相続人等(」に、「相続人が、」を「相続人等が、」に、「に係る被相続人」を「又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」に、「又はその相続人」を「、又はその相続人等」に改め、同条第八項中「その相続人」を「その相続人等」に、「に係る被相続人」を「又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第九条　たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第十四条第二項中「が、」を「が、当該製造たばこにつき」に、「当該製造たばこが輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該製造たばこの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

(揮発油税法の一部改正)

第十条　揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「が、」の下に「当該揮発油につき」を加え、「当該揮発油の移出に関する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該揮発油の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

(石油ガス税法の一部改正)

第十一条　石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「が、」の下に「当該課税石油ガスにつき」を加え、「、当該課税石油ガスの移出に関する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十二条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同項ただし書中「第七項本文」を「第八項本文」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項本文の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき　当該予定日

二　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき　当該税務署長が指定した日

第十二条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項ただし書中「において準用する前条第三項」を削り、「掲げる」を「定める」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の移出をした課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付

を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

第十二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十三条第五項ただし書中「第十二条第七項本文」を「第十二条第八項本文」に改め、同条第七項中「第十二条第五項から第七項まで」を「第十二条第六項から第八項まで」に改める。

第二十条の二中「第十二条第七項本文」を「第十二条第八項本文」に改める。

第二十八条第一号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同条第二号中「第十二条第六項本文」を「第十二条第七項本文」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第十二条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「が、」の下に「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき」を加え、「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

（国税通則法の一部改正）

第十三条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ(2)中「又は連結欠損金額」及び「又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）」を削り、「若しくは第六項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）又は第八十一条の九第二項（連結欠損金」を「（欠損金」に改め、「若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分」、「若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額」及び「若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分」を削り、「所得若しくは連結所得」を「所得」に改める。

第十五条第二項第三号中「（連結所得に対する法人税については、連結事業年度）」を削る。

第十九条第四項第三号ハ中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）及び」を削る。

第四十六条第六項中「及び第六十三条第五項において同じ。）の規定」を「、第六十三条第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）及び第七十一条第一項第四号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）において同じ。）の規定」に改める。

第六十五条第三項第二号ロ中「、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）」を削り、同号ハ中「第二条第十九号」を「第二条第十八号」に改める。

第七十条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出（源泉徴収等による国税の納付を含む。以下この項において同じ。）に伴つて行われることとなる無申告加算税（第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）又は不納付加算税（第六十七条第二項（不納付加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第七十一条第一項中「、前条」を「、同条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　イに掲げる事由が生じた場合において、ロに掲げる事由に基づいてする更正決定等　ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から三年間

イ　国税庁、国税局又は税務署の当該職員が納税者にその国税に係る国外取引（非居住者（所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者をいう。イにおいて同じ。）若しくは外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。イにおいて同じ。）との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引又は非居住者若しくは外国法人が提供する場を利用して行われる資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。）又は国外財産（相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）に規定する財産をいう。）に関する書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

ロ　国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等にイの国外取引又は国外財産に関する情報の提供の要請をした場合（当該要請が前条の規定により更正決定等をすることができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨のイの納税者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、その国税に係る課税標準等又は税額等に関し、当該相手国等から提供があつた情報に照らし非違があると認められること。

第七十一条第二項中「（定義）」を削り、「第六十一条の十一第一項」に、「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第二条第十二号の六の七」を「第二条第十二号の七の二」に、「連結親法人（以下「連結親法人」を「通算法人（以下この項及び第七十四条の二第四項（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）において「通算法人」に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人」を「他の通算法人」に改める。

第七十二条第一項中「第七十条第三項」の下に「（国税の更正、決定等の期間制限）」を加え、「賦課決定、」を「賦課決定、同条第四項の規定による賦課決定」に、「又は同項第三号」を「、同項第三号」に、「賦課決定に」を「賦課決定又は同項第四号の規定による更正決定等に」に、「これらの規定に規定する更正又は裁決等」を「第七十条第三項若しくは前条第一項第一号若しくは第三号に規定する更正、第七十条第四項に規定する賦課決定、前条第一項第一号に規定する裁決等又は同項第四号に規定する更正決定等」に改める。

第七十四条の二第四項中「連結親法人の各連結事業年度の連結所得」を「通算法人の各事業年度の所得」に、「若しくは連結親法人の」を「又は当該法人税に係る」に、「連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号ロに掲げる者」を「他の通算法人」に、「連結親法人の納税地」を「当該

通算法人の納税地」に改め、「及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員」を削る。

第七十四条の十一第一項中「第三十六条第一項」の下に「(第二号に係る部分に限る。)」を加え、「(同項第二号に係るものに限る。)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に、「通知等に」を「通知、説明又は交付(以下この項において「通知等」という。)に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

(国税徴収法の一部改正)

第十四条　国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十九条」を「第百九十条」に改める。

第三十六条第三号中「連結法人」を「通算法人」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第九十九条の二　公売財産(不動産に限る。以下この条、第百六条の二(調査の嘱託)及び第百八条第五項(公売実施の適正化のための措置)において「公売不動産」という。)の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その代表者)は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等をすることができない。

一　公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号(定義)に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号、第百六条の二及び第百八条第五項において「暴力団員等」という。)であること。

二　自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。

第百条第六項第一号中「この項、第百六条第一項及び第二項(入札又は競り売りの終了の告知等)、第百八条第一項及び第二項並びに第百十四条(買受申込み等の取消し)において」を削り、同項第五号中「国税」を「国税等」に改める。

第百六条の次に次の一条を加える。

(調査の嘱託)

第百六条の二　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等(その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

2　税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者(その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

第百七条第一項中「若しくは」の下に「第五項若しくは」を加え、「売却決定の取消し」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第四項中「公告の日」を「公告等」に改める。

第百八条第三項中「の返還」を削り、同条に次の一項を加える。

5　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。

一　暴力団員等(公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。)

二　法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)

第百九条第四項中「及び」を「、第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)、第百六条の二(調査の嘱託)及び」に、「、差押財産等」を「差押財産等に、「、随意契約」を「随意契約」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「発し」と「発し」と、第九十九条の二中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、「入札等をすることができない」とあるのは「買い受けることができない」と、同条第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同条第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、第百六条の二第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとした者」と」に改める。

第百十三条第一項中「日(」の下に「不動産を換価に付するときは、第百六条の二(調査の嘱託)(第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する場合を含む。)の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。」を加え、同条第二項中「の一に該当する処分又は行為があつた」を「に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「(最高価申込者等の決定の取消し」を「又は第五項(公売実施の適正化のための措置」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号及び第三号中「とき。」を「場合」に改め、同項第四号中「(売却決定の取消し」を「(買受代金の納付の期限等」に、「とき。」を「場合」に改める。

第百八十九条第一項中「前二条」を「第百八十七条又は第百八十八条(罰則)」に改め、同条を第百九十条とする。

第百八十八条の次に次の一条を加える。

第百八十九条　第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)(第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する場合を含む。)の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条　租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十一条」を「・第二十一条」に改め、「第二十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える。

第五条の三第四項第七号ホ中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」を「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の前号イ又はロに掲げる配当等で、当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年

の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

四　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の第一号イからハまでに掲げる配当等で、当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

第九条の九第二項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

第十条第二項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改め、同条第四項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改める。

第十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「、同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「含む。）」の下に「又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）」を加え、「又は第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第十条の三第一項及び第十条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から移転型特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数を控除した数（ロにおいて「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

第十条の五第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項第五号中「。第十二号及び第十三号において同じ」を削り、同項第七号ロ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十号とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項」を「第二項」に、「に規定する事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における比較給与等支給額の計算その他同項」を「の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書に添付すべき書類その他第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十条の五の二第一項及び第十条の五の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の五の四第一項中「平成三十一年から平成三十三年まで」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）から令和三年まで」に、「（平成三十一年」を「（令和元年」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第十条の五の四の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の四の二　青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　　号）第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び第三項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しく

は建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該個人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

6　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四の二第三項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の五の五を削る。

第十条の六第五項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改める。

第十一条第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条の三第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の三第一項本文」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十二条第三項及び第十二条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十三条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「障害者使用機械等に」を「特定機械装置に」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改め、同項ただし書中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第二項中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の五」を「第十条の五の四の二」に改める。

第二十条を削る。

第二十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人

が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の二に次の二項を加える。

7　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、当該相続人に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

8　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特定災害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の二を第二十条とする。

第二十一条を削る。

第二十条の三第七項中「第二十条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条第六項」を「前条第六項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条とする。

第二十二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「平成三十二年」を「令和五年」に改める。

第二十五条の二第三項中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に改める。

第二十六条第二項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十八条第一項第三号中「第十二条」を「（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条」に改める。

第二十八条の二第一項中「提出するもの（この下に「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。」を加え、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第四項中「規定する」を「定める」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「平成三十二年」を「令和四年」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第二項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第百十九号）」を加え、「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第五項中「第二項第十二号から第十四号まで」を「第二項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改める。

第三十一条の三第一項中「まで」の下に「、第三十五条の三」を加える。

第三十三条第一項中「及び第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改め、同項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「資産（これらの号）」を「資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同号に規定する権利（第二号から第四号まで）に、「が当該」を「がこれらの」に、「には、当該」を「には、これらの」に、「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号中「、前号」を「の規定、前号の規定若しくは」に改め、「、これらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。）を、「又はこれらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項第三号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項に次の一号を加える。

四　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地等が第一項第一号、第二号、第三号の二若しくは第三号の三の規定若しくは第一号の規定に該当することとなつたことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合又は配偶者居住権の目的となつている建物が同項第一号、第二号若しくは第五号の規定に該当することとなつたことに伴い当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合において、これらの権利の対価又はこれらの権利の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき（第二号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

第三十三条の二第一項第一号中「当該資産」の下に「又は当該資産に係る配偶者居住権」を、「の資産」の下に「その他のこれらに代わるべき資産」を加える。

第三十三条の三第二項中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第三項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、同条第四項中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第五項中「権利（」を「権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改める。

第三十三条の四第一項中「土地等又は」を「土地等、」に改め、「ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号に規定する権利」を加える。

第三十三条の六第一項中「による施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による施設建築物の一部についての借家権」を、「防災施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「の取得を」を「若しくは同条第三項の規定による施行再建マンションの部分についての借家権の取得を」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号の二中「第五条第三項第二号」を「平成七年法律第百二十二号）第五条第三項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第三十五条の二に見出しとして「（特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）」を付する。

第二章第四節第六款の二に次の一条を加える。

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第三十五条の三　個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額（」とあるのは、「長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（」とする。

2　前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

一　当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡

二　その譲渡の対価（当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五百万円を超えるもの

三　所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条の見出しを削り、同条中「又は」を「、第三十五条の二第一項又は」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成三十二年十二月三十一日（次の表の第七号）」を「令和五年十二月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「、同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「及び第七号」を「及び第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、「収入金額の百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。以下この項において同じ。）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「この号から第四号まで」を「第三号まで」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第三項及び第四項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「、同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同条第十項中「の第七号」を「の第六号」に、「「第七号買換資産」を「「第六号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同項各号中「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同条第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十七条の三第一項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二項中「第三十七条第十項の」を「第三十七条第一項に規定する譲渡をした資産が同項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、取得をした、若しくは取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けたとき又は同条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七条第十項第一号」を「第三十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するもの又は同条第十項第一号」に改める。

第三十七条の四中「平成三十二年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の

第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「、同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「、同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同表第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「第三十五条の二」の下に「、第三十五条の三」を加え、同項第三号中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第三十七条の九第一項中「第三十五条の二」の下に「、第三十五条の三」を加える。

第三十七条の十一の三第一項中「この条から」を削り、同条第三項第一号中「に」を「）の長に」に、「この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項」を「第六項まで」に改め、「代えて行う」の下に「電磁的方法（を、「利用する方法」の下に「をいう。次条第一項及び第三十七条の十一の六第二項において同じ。）」を加え、同項第二号中「基づき当該口座」の下に「に係る振替口座簿」を加え、同条第四項中「定めるものをいう」の下に「。次条第一項において同じ」を、「この項」の下に「、次項及び第七項」を加え、同条第五項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同条第六項中「届出書に」を「特定口座開設届出書に」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「。以下この条から」を「。以下」に改め、「開設する営業所」の下に「の長」を加え、「第五項」を「以下この項」に、「提出」を「提出（当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（同条第二項において「住所等確認書類」という。）の提示又はその者の署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの（同項において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるものを含む。）」に、「（以下この条から第三十七条の十一の六まで」を「（以下同条まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の六第二項中「非居住者は」の下に「、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている」を「当該」に改め、「及び次項」を削り、「を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」という。）をしなければ」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした」に改める。

第三十七条の十三第一項第二号を次のように改める。

二　内国法人のうちその設立の日以後十年を経過していない株式会社（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）　当該株式会社により発行される株式で次に掲げるもの

イ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

ロ　金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（財務省令で定めるものに限る。）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの

第三十七条の十三第一項第三号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第一項中「上場株式等又は」を「上場株式等、」に、「（次項」を「又は特定非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第三号に掲げる第一号に規定する上場株式等若しくは第四号に掲げる第一号に規定する上場株式等（次項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る上場株式等で前号イ又はロに掲げるもの　当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

四　当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る上場株式等で第一号イからハまでに掲げるもの　当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

第三十七条の十四第二項及び第三項中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又は非課税累積投資契約に基づく」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく」に、「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に改め、「の非課税管理勘定」の下に「若しくは特定非課税管理勘定への移管、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定」を加え、同項第三号中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項第一号中「政令」を「その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に、政令」に、「を設定しようとする」を「に設ける勘定の種類、当該」に、「、若しくは」を「、又は」に、「若しくは雑所得」を「又は雑所得」に改め、「（以下この号において「口座設定に関する事項」という。）」を削り、「。）で、非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書を添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）を当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を「。）の」に改め、「又は非課税口座簡易開設届出書」を削り、「代えて行う」の下に「電磁的方法（を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。）を加え、「設定された」を「開設された」に、「及び非課税

累積投資契約」を「、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約」に改め、同号イ中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同号ロ中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和二十四年十二月三十一日」に改め、同号に次のように加える。

ハ　特定非課税累積投資契約　令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第二号中「第二十七項」を「第二十二項」に、「同項に規定する提出をした者が」を「提出をした者（第四号及び第六号において「継続適用届出書提出者」という。）が出国（に改め、「出国」の下に「をいう。第四号及び第六号において同じ。）」を加え、「第二十九項」を「帰国届出書の提出（第二十四項」に、「提出が」を「提出をいう。第四号及び第六号において同じ。）が」に改め、「、ロ」の下に「又は第六号ニ」を加え、同号イ中「第四号イ」の下に「及び第六号イ」を加え、同号イ(1)中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、「同号」を「第四号及び第六号」に改め、同号イ(2)中「開設された」の下に「未成年者口座（を、「未成年者口座」の下に「をいう。第六号並びに第二十八項及び第二十九項において同じ。）」を加え、「同項第三号」を「未成年者非課税管理勘定（同条第五項第三号」に、「。ロ」を「。第六号において同じ。）をいう。ロ」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　当該勘定は、平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

第三十七条の十四第五項第三号ロ中「は、当該」を「は、」に、「非課税適用確認書の提出、非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。以下第七項までにおいて同じ。）」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項第四号中「ものをいう。）」を「ものをいう。第六号において同じ。）」に、「同号イ及び」を「同項第二号イ及び」に、「に限り、第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する」を「（以下第六号までにおいて「累積投資上場株式等」という。）に限り、継続適用届出書提出者が」に、「第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出」を「帰国届出書の提出」に、「上場株式等の譲渡」を「累積投資上場株式等の譲渡」に、「上場株式等は」を「累積投資上場株式等は」に改め、同号イ中「以下この号に」を「イに」に、「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、「四十万円」の下に「（ロに掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定める金額を控除した金額）」を加え、同号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいう。ロにおいて同じ。）から、当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる累積投資上場株式等

第三十七条の十四第五項第五号中「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該勘定は、平成三十年一月一日から令和二十四年十二月三十一日までの期間内の各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

第三十七条の十四第五項第五号ロ中「は、当該」を「は、」に、「非課税適用確認書の提出、非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　特定非課税累積投資契約　第九条の八（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと、当該特定累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第三号に掲げる上場株式等（累積投資上場株式等に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつてイに掲げるものを除く。以下この号及び次号において「特定累積投資上場株式等」という。）のうちイ及びロに掲げるもののみを受け入れること、当該特定非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第四号に掲げる上場株式等（継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの、その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のうちハからホまでに掲げるもののみを受け入れること、当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、第四号ロの移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　当該口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（イにおいて「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした特定累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う特定累積投資上場株式等の募集により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が二十万円（ニに掲げる上

場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二万円を控除した金額が零を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの

ロ　イに掲げるもののほか政令で定める特定累積投資上場株式等

ハ　次に掲げる上場株式等で、当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、(2)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が百二万円（二に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(1)　当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2)　当該特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定（次条第五項第四号に規定する継続管理勘定をいう。ニにおいて同じ。）から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等（ニに掲げるものを除く。）

ニ　他年分非課税管理勘定（当該特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。ニにおいて同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年一月一日において十八歳である年の前年十二月三十一日の翌日）に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

ホ　ハ及びニに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

第三十七条の十四第五項第八号中「第二十一項」を「第十六項」に、「第二十三項」を「第十八項」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第十八項」を「第十三項」に、「第二十項」を「第十五項」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　特定累積投資勘定　特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該勘定は、令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

ロ　当該勘定は、勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税口座開設届出書の提出又は政令で定める書類の提出が年の中途においてされた場合におけるこれらの提出がされた日の属する年にあつてはこれらの提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

八　特定非課税管理勘定　特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

第三十七条の十四第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第五項第一号」を「前項第一号」に、「番号既告知者」を「既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第八項において「番号既告知者」という。）」に、「により」を「（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「非課税口座簡易開設届出書の提出」を「非課税口座開設届出書の提出」に改め、「及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供」を削り、同項第一号中「及び申請事項」を削り、「非課税口座簡易開設届出書が第十四項」を「非課税口座開設届出書が第九項」に、「第十五項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「又は申請事項」を削り、「非課税口座簡易開設届出書が第十四項」を「非課税口座開設届出書が第九項」に、「第十五項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項、次項及び第三十一項において同じ。）及び個人番号（番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

9　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができない。

10　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の

長に対し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を非課税口座開設届出書に添付しなければならない。

11　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）の提出をすることができない。

第三十七条の十四第十三項から第十五項までを削り、同条第十六項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第十四項」を「第九項」に、「設定された」を「開設された」に、「設定の」を「開設の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第十五項まで」に、「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項第一号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項第二号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第九十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百二十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百三十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百四十七項とし、同条第百四十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百四十九項とし、同条第百五十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五十一項とし、同条第百五十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五十三項とし、同条第百五十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五十五項とし、同条第百五十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五十七項とし、同条第百五十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百五十九項とし、同条第百六十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百六十一項とし、同条第百六十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百六十三項とし、同条第百六十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百六十五項とし、同条第百六十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百六十七項とし、同条第百六十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百六十九項とし、同条第百七十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七十一項とし、同条第百七十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七十三項とし、同条第百七十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七十五項とし、同条第百七十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七十七項とし、同条第百七十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百七十九項とし、同条第百八十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百八十一項とし、同条第百八十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百八十三項とし、同条第百八十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百八十五項とし、同条第百八十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百八十七項とし、同条第百八十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百八十九項とし、同条第百九十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九十一項とし、同条第百九十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九十三項とし、同条第百九十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九十五項とし、同条第百九十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九十七項とし、同条第百九十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第百九十九項とし、同条第二百項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百一項とし、同条第二百二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三項とし、同条第二百四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五項とし、同条第二百六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七項とし、同条第二百八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九項とし、同条第二百十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百十一項とし、同条第二百十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百十三項とし、同条第二百十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百十五項とし、同条第二百十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百十七項とし、同条第二百十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百十九項とし、同条第二百二十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百二十一項とし、同条第二百二十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百二十三項とし、同条第二百二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百二十五項とし、同条第二百二十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百二十七項とし、同条第二百二十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百二十九項とし、同条第二百三十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三十一項とし、同条第二百三十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三十三項とし、同条第二百三十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三十五項とし、同条第二百三十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三十七項とし、同条第二百三十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百三十九項とし、同条第二百四十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百四十一項とし、同条第二百四十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百四十三項とし、同条第二百四十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百四十五項とし、同条第二百四十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百四十七項とし、同条第二百四十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百四十九項とし、同条第二百五十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五十一項とし、同条第二百五十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五十三項とし、同条第二百五十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五十五項とし、同条第二百五十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五十七項とし、同条第二百五十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百五十九項とし、同条第二百六十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百六十一項とし、同条第二百六十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百六十三項とし、同条第二百六十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百六十五項とし、同条第二百六十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百六十七項とし、同条第二百六十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百六十九項とし、同条第二百七十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七十一項とし、同条第二百七十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七十三項とし、同条第二百七十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七十五項とし、同条第二百七十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七十七項とし、同条第二百七十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百七十九項とし、同条第二百八十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百八十一項とし、同条第二百八十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百八十三項とし、同条第二百八十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百八十五項とし、同条第二百八十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百八十七項とし、同条第二百八十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百八十九項とし、同条第二百九十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九十一項とし、同条第二百九十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九十三項とし、同条第二百九十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九十五項とし、同条第二百九十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九十七項とし、同条第二百九十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二百九十九項とし、同条第三百項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百一項とし、同条第三百二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三項とし、同条第三百四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五項とし、同条第三百六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七項とし、同条第三百八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九項とし、同条第三百十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百十一項とし、同条第三百十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百十三項とし、同条第三百十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百十五項とし、同条第三百十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百十七項とし、同条第三百十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百十九項とし、同条第三百二十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百二十一項とし、同条第三百二十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百二十三項とし、同条第三百二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百二十五項とし、同条第三百二十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百二十七項とし、同条第三百二十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百二十九項とし、同条第三百三十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三十一項とし、同条第三百三十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三十三項とし、同条第三百三十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三十五項とし、同条第三百三十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三十七項とし、同条第三百三十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百三十九項とし、同条第三百四十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百四十一項とし、同条第三百四十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百四十三項とし、同条第三百四十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百四十五項とし、同条第三百四十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百四十七項とし、同条第三百四十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百四十九項とし、同条第三百五十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五十一項とし、同条第三百五十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五十三項とし、同条第三百五十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五十五項とし、同条第三百五十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五十七項とし、同条第三百五十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百五十九項とし、同条第三百六十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百六十一項とし、同条第三百六十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百六十三項とし、同条第三百六十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百六十五項とし、同条第三百六十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百六十七項とし、同条第三百六十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百六十九項とし、同条第三百七十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七十一項とし、同条第三百七十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七十三項とし、同条第三百七十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七十五項とし、同条第三百七十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七十七項とし、同条第三百七十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百七十九項とし、同条第三百八十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百八十一項とし、同条第三百八十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百八十三項とし、同条第三百八十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百八十五項とし、同条第三百八十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百八十七項とし、同条第三百八十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百八十九項とし、同条第三百九十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九十一項とし、同条第三百九十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九十三項とし、同条第三百九十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九十五項とし、同条第三百九十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九十七項とし、同条第三百九十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第三百九十九項とし、同条第四百項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百一項とし、同条第四百二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三項とし、同条第四百四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百五項とし、同条第四百六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百七項とし、同条第四百八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百九項とし、同条第四百十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百十一項とし、同条第四百十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百十三項とし、同条第四百十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百十五項とし、同条第四百十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百十七項とし、同条第四百十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百十九項とし、同条第四百二十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百二十一項とし、同条第四百二十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百二十三項とし、同条第四百二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百二十五項とし、同条第四百二十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百二十七項とし、同条第四百二十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百二十九項とし、同条第四百三十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三十一項とし、同条第四百三十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三十三項とし、同条第四百三十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三十五項とし、同条第四百三十六項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三十七項とし、同条第四百三十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百三十九項とし、同条第四百四十項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百四十一項とし、同条第四百四十二項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百四十三項とし、同条第四百四十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第四百四

し、同条第三十六項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第三十三項及び第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とする。

第三十七条の十四の二第四項第一号中「次項」を「次項及び第六項第二号」に改め、同項第三号中「一月一日」の下に「又は令和六年一月一日のいずれか早い日」を加え、同条第五項第一号中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第四号中「平成三十六年」を「令和六年」に、「平成四十年」を「令和十年」に改め、同条第六項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同項第二号中「第四項第一号に規定する」を削り、同条第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同条第十二項中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第十八項中「及び前条第六項に規定する申請書の同項に規定する提出（当該申請書の提出にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までにするものに限る。）」を削り、同条第二十項中「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第二十二項まで」に、「を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該未成年者口座廃止届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座廃止届出書に記載すべき事項の提供で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下第二十二項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第二十二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、「九月三十日」の下に「又は令和五年九月三十日のいずれか早い日」を加える。

第四十条の三の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十条の三の三第十六項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に、「「前二項の」を「「の」に、「「前二項及び」を「「及び」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同条第十六項」に、「同条第四項」を「同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項の規定により」と、「、第一項」とあるのは「、第一項及び同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第五項に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」に改め、同条第十七項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは、同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第五号並びに第四項第二号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第十項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十一項第一号及び第三号並びに第十二項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第十三項及び第十六項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第二十一項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同項第四号中「平成三十一年又は平成三十二年」を「令和元年又は令和二年」に改める。

第四十一条の三第一項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項及び第八項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第九項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第四十一条の四の二の次に次の一条を加える。

（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第四十一条の四の三　個人が、令和三年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国外中古建物　個人において使用され、又は法人（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）において事業の用に供された国外にある建物であつて、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもの（当該不動産所得の金額の計算上当該建物の償却費として同法第三十七条の規定により必要経費に算入する金額を計算する際に同法の規定により定められている耐用年数を財務省令で定めるところにより算定しているものに限る。）をいう。

二　国外不動産所得の損失の金額　個人の不動産所得の金額の計算上国外中古建物の貸付け（他人（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この号において同じ。）に国外中古建物を使用させることを含む。）による損失の金額（当該国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この号において「国外不動産等」という。）の貸付け（他人に国外不動産等を使用させることを含む。）による不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、当該譲渡による譲

渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費を計算するときにおける所得税法第三十八条の規定の適用については、同条第二項第一号中「累積額」とあるのは、「累積額からその資産につき租税特別措置法第四十一条の四の三第一項（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）の規定により生じなかつたものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除した金額」とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の五第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加え、「同条第二十二項第一号」を「同法第二条第二十二項第一号」に改め、「店頭デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加える。

第四十一条の十五の二中「の差金等決済（」を「（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）の所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する差金等決済（」に改める。

第四十一条の十七を削る。

第四十一条の十七の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に、「平成三十三年まで」を「令和三年まで」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十八第一項中「平成三十六年十二月三十一日」を「令和六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十八の三第一項に次の一号を加える。

三　次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ　公立大学法人

ハ　独立行政法人国立高等専門学校機構

第四十一条の十九第一項中「千万円」を「八百万円」に改め、同項第四号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない株式会社（第三十七条の十三第一項第二号に規定する中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）　当該株式会社により発行される株式で同号イ又はロに掲げるもの

第四十一条の十九の二第一項並びに第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項から第八項までの規定中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の四第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十三項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改め、同条第十四項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十六項の項を次のように改める。

第四十条の三の三第十六項（	第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の三第十六項（
第四十条の三の三第十六項の	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項の
第一項及び	第一項及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項中

租税特別措置法

を

租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の三第十六項

に改める。

第四十一条の二十一第十一項第二十四号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加える。

第四十一条の二十三の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第四項各号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第三号中「をいう」を「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）をいう」に改める。

第四十二条の二第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項から第三項までの規定中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に、「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで」を「第三十七条の十四第三十三項から第三十七項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第三十三項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「、同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「含む。）」の下に「又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）」を加え、「又は第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第四十二条の六第一項及び第四十二条の九第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第三項まで」を「この項及び次項」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数を控除した数（ロにおいて「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項中「前項第一号八」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「。第十二号及び第十三号において同じ」を削り、同項第七号ロ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に

満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第四十二条の十二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第四十二条の十二の三第一項及び第四十二条の十二の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五の二　青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4　第一項の規定は、確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の五の二第二項」と読み替えるものとする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の六を削る。

第四十二条の十三第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十三条の二の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項、第四十四条の二第一項及び第四十四条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。

第四十五条第二項及び第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十六条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十七条を削る。

第四十七条の二第一項中「平成三十三年三月

三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十八条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の六第一項、第四十三条から第四十四条の三まで若しくは第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二第一項若しくは第四十三条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二の六、第四十三条から第四十四条の三まで又は第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二又は第四十三条」に改める。

第五十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十六条第七項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第九項中「第五十五条第十一項」を「前条第十一項」に、「第五十五条第十二項」を「前条第十二項」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「前条第十六項」に改め、同条第十三項中「第五十五条第二十項」を「前条第二十項」に改める。

第五十七条の四第九項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「交際費等の額」の下に「(当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額。次項において同じ。)が百億円以下である法人については、当該交際費等の額」を加え、「は、」を「は、」に改め、同条第二項中「(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額)」を削る。

第六十二条の三第四項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可(同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。)を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第七項中「第四項第十二号から第十四号まで」を「第四項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項第二号中「、前号」を「の規定、前号の規定」に改める。

第六十五条第一項第一号中「の資産」の下に「その他のこれに代わるべき資産」を加え、同項第四号中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同項第五号中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第七項中「権利(」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「、第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日(次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日)」に、「次の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「(当該譲渡をした資産が同表の

第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「第四号」を「第三号」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。次項において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七項、第八項、第十四項及び第十五項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十八項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の九中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改める。

第六十六条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の四第二十七項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により」と、「、第一項」とあるのは「、第一項及び同法第六十六条の四第二十七項」と、同法」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」に改め、同条第二十八項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「」を「同項中「（」に、「あるのは、「」を「あるのは「（」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項において準用する同法第六十六条の四第二十七項
		及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
	及び同法	特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項において準用する同法
	「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第十四項	第十四項	第十四項

を

租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
同法第六十六条の四第二項	同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
同法第六十六条の四第二項	同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

を

租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
十七	同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改める。

第六十六条の七第一項中「が、同項又は同条第六項若しくは」を「（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人、法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託に係る同法第四条の七に規定する受託法人又は特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）に係る法人税法第四条

の七に規定する受託法人（第三項及び第四項において「特定目的会社等」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項、第六項又は」に、「、第四項及び第六項」を「から第五項まで及び第七項」に、「（法人税法」を「（同法」に、「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「（当該課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融機関等の場合には、当該金融機関等の部分課税対象金額」を「金額」」に、「（当該部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額」に、「（当該金融機関等部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融機関等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融機関等部分課税対象金額」に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第三項中「内国法人（この項において「特定目的会社等」という。）の国内源泉所得（第十一項において「国内源泉所得」という。）のうち、当該特定目的会社等を除き、」を加え、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第五項の規定の」に、「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十二項」に、「（第六項」を「（第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等に限る。以下この項において同じ。）が、同条第一項又は第六項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関係会社の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付した外国法人税の額（第九条の三の二第三項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。）とみなして、第九条の三の二及び第九条の六から第九条の六の四までの規定を適用する。

第六十六条の九の三第一項中「（当該課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」」に、「（当該部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額」に、「（当該金融関係法人部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額」に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第九項中「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十二を削る。

第六十六条の十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「、同法」を「並びに同法」に改め、「次項において「災害損失欠損金額」という。）並びに設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十六条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三　青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2　法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有

する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二　適格分割等　当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により前項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

3　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行つたものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

5　前項又は第六十八条の九十八第五項の場合において、これらの規定の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別勘定の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

7　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前項、次項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

8　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人の各事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項から前項までの規定は、適用しない。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）が次の各号に掲げる場合（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日にお

ける当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

二　合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合　その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額

三　第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該設定法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があつた場合　その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四　第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該設定法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

五　第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合　その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六　第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合　その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

七　当該設定法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特別勘定の金額

八　前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

12　第二項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

13　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

14　第一項の規定は、第五十五条第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

15　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第九項まで又は第十一項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

16　前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第六十七条の十七第九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	

を

及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置法第六十六条において準用する同法第六十六条の四第二十七項
及び同法	及び同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項
第六十七条の十八第十三項において準	第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項
法	法
び租税特別措置法第六十七条の十八第	び租税特別措置法第六十七条の十八第
おいて準用する同法	おいて準用する同法

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措

置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	租税特別措置法同法第六十六条の四第二項
十七	同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項	

を

に改める。

第六十八条の二中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで」を「、第五十六条」に改め、同条第三項中「、第五十五条の二」を削る。

第六十八条の五中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改める。

第六十八条の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の十一第一項及び第六十八条の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十四の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十八条の十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十四の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に(1)に掲げる数を乗じて計算した金額と二十万円に(2)に掲げる数を乗じて計算した金額との合計額

(1)　当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の連結基準雇用者数を超える場合には、当該連結基準雇用者数。ロ(1)において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロ(1)において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。(2)において同じ。）の合計に達するまでの数

(2)　(1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（(2)及びロ(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数をいう。）の合計に達するまでの数

ロ　二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(1)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数をいう。(2)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

(2)　(1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。）を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用

年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数

第六十八条の十五の二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「連結親法人事業年度が」を「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第五項第五号において同じ。）が」に、「三十万円」を「から、四十万円」に、「の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、」を「（次項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、」に、「二十万円」を「三十万円」に、「とする」を「と、「に、四十万円」とあるのは「に、四十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「。第十三号において同じ」を削り、同項第七号ロ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　連結基準雇用者数　連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計をいう。

第六十八条の十五の二第四項第十一号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十一号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の十五の二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第六十八条の十五の四第一項及び第六十八条の十五の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の六の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の六の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるもの（以下第三項までにおいてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該認定連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　第一項の規定は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合に

は、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六の二第二項」と読み替えるものとする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の七を次のように改める。

第六十八条の十五の七　削除

第六十八条の十五の八第一項第十七号中「前条第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改め、同条第八項中「前条第六項」を「第六十八条の十五の六の二第六項」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第六十八条の十七の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の十九第一項、第六十八条の二十第一項及び第六十八条の二十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六を次のように改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六　削除

第六十八条の二十七第二項及び第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十一の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四を次のように改める。

第六十八条の三十四　削除

第六十八条の三十五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十七条第一項」を「第四十七条の二第一項」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の六の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の七第一項、」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「若しくは第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六の二」を加え、「第六十八条の十五の七」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五を次のように改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五　削除

第六十八条の四十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の四十六第六項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加える。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十五第十二項、第六十八条の五十六第八項、第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の六十第五項」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十六の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十七の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十八の二

食費の額がある場合又は連結親法人及びその連結子法人が各連結事業年度において支出する同項に規定する交際費等の額の合計額のうち同項及び第二項の規定により損金の額に算入しないこととされた金額以外の金額」を削る。

第六十八条の六十八第四項及び第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第十二号から第十四号まで」を「同条第四項第十三号若しくは第十四号」に、「に同条第四項第十二号」を「に同条第四項第十三号」に改め、同条第八項中「第六十二条の三第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「同条第四項第十二号」を「同条第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の七十二第七項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の施設建築物の一部」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権」を、「なつた同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加え、同条第八項中「権利（」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「、第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「同表の第八号」を「同表の第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が次の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号の上欄中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同欄の車両及び運搬具を除く。）」を削り、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が前条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第八項、第九項、第十五項及び第十六項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十九項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の八十中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十八条の七十八第一項の表」を「同表」に改める。

第六十八条の八十六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八十八第二十八項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の規定により」と、「、第一項」とあるのは「、第一項及び同法第六十八条の八十八第二十八項」と、同法」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」に改め、同条第二十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十一項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「（」を「同項中「（」に、「あるのは、「」を「あるのは「（」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第六十八条の八十八第二十八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「（当該個別課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」に、「（当該個別部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」に、「（当該個別課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額」に、「（第十四項を除く。）」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「当該個別課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」に、「（当該個別部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額」に、「（当該個別金融関係法人部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融関係法人部分課税対

象金額」に改め、「（第十四項を除く。）」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十七を削る。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「（次項において「災害損失欠損金額」という。）及び設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十八条の九十七とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十八条の九十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「対象連結親法人」又は「対象連結子法人」という。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人ごとに、当該相当する金額が当該連結事業年度の連結所得個別基準額（連結所得の金額のうち、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額をいい、当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には百二十五億円とする。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該連結所得個別基準額を限度とする。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項第二号において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二　適格分割等　当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定の金額）を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により第一項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

4　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十六条の十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

6　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当

該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

9　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合　その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

三　第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該連結親法人又はその連結子法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があつた場合　その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四　第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

五　第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合　その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六　第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合　その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損

七　当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特別勘定の金額

八　前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

10　第三項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

11　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

12　第一項の規定は、第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

13　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。

14　前三項に定めるもののほか、第一項又は第六項から第九項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二を削り、第六十八条の百二の三を第六十八条の百二の二とする。

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第二十八項の項中

及び同条第二十八項

を

及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の
及び同法
「前条及び租税特別措置法

に改め、同表第六十八条の八十八第三十一項の項中

及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項

を

及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項の
及び同法
「前条及び租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法

に改め、同表第六十八条の八十八第三十一項の項中

「租税特別措置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

を

「租税特別措置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
同法第六十八項	同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項

に改める。

第七十条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号及び第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」を削る。

第七十条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「が既に」を「（三十歳未満の者に限る。）が既に」に改める。

第七十条の二の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十条の三第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第六項第四号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」を削る。

第七十条の四第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第二項第四号中「次に」を「都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する次に」に改め、同号ロ中「（第五項第二号において「田園住居地域」という。）」を削り、同号に次のように加える。

ハ　都市計画法第五十八条の三第二項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第一項に規定する区域内にある農地（イ及びロに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第五項第二号中「田園住居地域内にある」を「第二項第四号ロ又はハに掲げる」に改め、同条第十項第三号中「第二条第四項」を「（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項」に改める。

第七十条の四の二第九項に次の一号を加える。

十三　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百八条第一項第十三号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第八項第二号中「に規定する田園住居地域内にある」を「又はハに掲げる」に改め、同条第三十九項第四号中「に掲げる農地」を「又はハに掲げる農地」に改める。

第七十条の六の二第二項第九号中「第七十条

の六第一項」を「第七十条の六第一項本文」に改め、同項に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百八条第二項第十号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の八第一項並びに第七十条の六の十第一項及び第三十項中「平成四十年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の五第一項及び第七十条の七の六第一項中「平成三十九年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十第一項、第七十条の七の十一第二項、第七十条の七の十二第一項及び第七十条の七の十三第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項第四号中「並びに第三項」を「、第四項並びに第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第七十条の八第一項及び第三項並びに第七十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十二条の二、第七十三条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十五条及び第七十六条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

9　被災事業者が、被災日前に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることができないこととなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八十六条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　被災事業者が、被災日前に消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する課税貨物又は同法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合（以下この項及び第九項において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。）（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、消費税法第十二条の四第二項の規定は、適用しない。

第八十七条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十七条の四第一項及び第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「エタ

ノール及び」を「エタノール並びに」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「）の」を「次号において同じ。）の」に、「いう。次号」を「いい、同号に掲げる物品に該当するものを除く。」に改め、同項第二号中「バイオエタノール」を「前二号に掲げる物品」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　カーボンリサイクルエタノール（アルコールのうち、廃棄物の処分その他の行為により発生したガスに含まれる炭素の酸化物又は大気中の炭素の酸化物を用いて製造されたものであつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）

第八十八条の七第五項中「係るバイオエタノール」の下に「、カーボンリサイクルエタノール」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同項ただし書中「又は」を「、カーボンリサイクルエタノール又は」に改め、同条第六項中「者又は」の下に「カーボンリサイクルエタノール若しくは」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第九項中「（第一項第二号」を「（第一項第一号」に、「に限る」を「を除く」に、「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第一号」に改める。

第八十九条第十六項中「第十五条第三項及び」を削る。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項及び第九十条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の八、第九十条の八の二第一項から第四項まで及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第四号イ(2)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第五号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第九十条の十三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第九十条の十四第一項及び第三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　消費税法第四十五条の二第五項

第九十三条第二項中「特例基準割合とは、」を「利子税特例基準割合とは、平均貸付割合（に、「十月」を「九月」に、「九月」を「八月」に改め、「（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「十二月十五日」を「十一月三十日」に、「に、年一パーセント」を「をいう。以下同じ。）に年〇・五パーセント」に改め、同条第三項中「当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第四項第二号中「特例基準割合（」を「利子税特例基準割合（に、「特例基準割合を」を「利子税特例基準割合を」に、「以下第九十五条まで」を「次項」に改め、同条第五項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、「（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第九十四条第一項中「の特例基準割合」を「の延滞税特例基準割合（平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）」に改め、「（次項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「特例基準割合に」を「延滞税特例基準割合に」に改め、同条第二項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合（」を「猶予特例基準割合（」に、「第九十三条第二項（利子税」を「第九十四条第二項（延滞税」に、「特例基準割合を」を「猶予特例基準割合を」に改める。

第九十五条中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「次条」を「次条第一項」に、「同項の」を「同法第五十八条第一項の」に、「第九十三条第二項（利子税」を「第九十五条（還付加算金」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

第九十六条中「（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

第十六条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中

「第八節　その他の特例（第六十六条の中小企業者等である連結法人の特別税額控除及び第十一節　連結法人の準備金等（第六十六条の二―第六十六条の四）

第十一節　削除

第十二節　連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十六条の十三―第六十六条の十五）

第十三節　連結法人で船舶運航事業を営む連結法人の課税の特例（第六十六条の十六）

第十四節　連結法人で沖縄国際海洋博覧会記念公園等の区域に係る特別認定農地の譲渡等の課税の特例（第六十六条の十七）

第十五節　連結法人で国家戦略特別区域に係る特別認定農地の譲渡等の課税の特例（第六十六条の十八）

第十六節　連結法人の交際費等の損金不算入（第六十六条の十九）

第十七節　連結法人の使途秘匿金の損金不算入（第六十六条の二十）

第十八節　連結法人の資産の譲渡等の場合の譲渡損益の繰延べ（第六十六条の二十一）

第十九節　連結法人の収用等の場合の課税の特例（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第二十節　連結法人の特定事業用資産の買換えの場合の課税の特例（第六十六条の二十五）

第二十一節　連結法人の特定の長期所有土地等の譲渡に係る特別控除（第六十六条の二十六）

第二十二節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の二十七）

第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る課税の特例（第六十六条の二十八）

第二十四節　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の二十九）

第二十五節　特定連結法人の特別税率（第六十六条の三十）

第二十六節　連結法人の外国関係会社に係る課税の特例（第六十六条の三十一・第六十六条の三十一の二）

第二十七節　連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十六条の六十二）

第二十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十三―第六十六条の六十五）

第二十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十六）

第三十節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の六十七）

第三十一節　連結法人の国外関連者との国外金融取引に係る課税の特例（第六十六条の六十八）

第三十二節　連結法人の国外関連者との国外不動産取引に係る課税の特例（第六十六条の六十九）

第三十三節　連結法人の国外関連者との国外無形資産取引に係る課税の特例（第六十六条の七十）

第三十四節　連結法人の国外関連者との国外役務取引に係る課税の特例（第六十六条の七十一）

第三十五節　連結法人の国外関連者との国外出資取引に係る課税の特例（第六十六条の七十二）

第三十六節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十三）

第三十七節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十四）

第三十八節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十五）

第三十九節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十六）

第四十節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十七）

第四十一節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十八）

第四十二節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の七十九）

第四十三節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十）

第四十四節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十一）

第四十五節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十二）

第四十六節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十三）

第四十七節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十四）

第四十八節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十五）

第四十九節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十六）

第五十節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十七）

第五十一節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十八）

第五十二節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の八十九）

第五十三節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の九十）

第五十四節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の九十一）

第五十五節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の九十二）

第五十六節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の九十三）

第五十七節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の九十四―第六十六条の百十二）

第五十八節　連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九十四―第六十六条の百十二）

第二款　連結法人に係る特定外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九十五―第六十六条の百十二）

第二十四節　特定連結法人の特別税率（第六十六条の百十三）

第二十五節　連結法人の外国関係会社に係る課税の特例（第六十六条の百十四）

第二十六節　連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十六条の百十五）

第二十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十六）

第二十八節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百十七）

第二十九節　連結法人の国外関連者との国外金融取引に係る課税の特例（第六十六条の百十八）

第三十節　連結法人の国外関連者との国外不動産取引に係る課税の特例（第六十六条の百十九）

第三十一節　連結法人の国外関連者との国外無形資産取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十）

第三十二節　連結法人の国外関連者との国外役務取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十一）

第三十三節　連結法人の国外関連者との国外出資取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十二）

第三十四節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十三）

第三十五節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十四）

第三十六節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十五）

第三十七節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十六）

第三十八節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十七）

第三十九節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十八）

第四十節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百二十九）

第四十一節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十）

第四十二節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十一）

第四十三節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十二）

第四十四節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十三）

第四十五節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十四）

第四十六節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十五）

第四十七節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十六）

第四十八節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十七）

第四十九節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十八）

第五十節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百三十九）

第五十一節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百四十）

第五十二節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百四十一）

第五十三節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百四十二）

第五十四節　連結法人の国外関連者との国外取引に係る課税の特例（第六十六条の百四十三―第六十六条の百四十五）

第三款　雑則（第六十六条の百四十六）

第三十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七）

第三十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八）

第三十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九）

第三十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十）

第三十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十一・第六十六条の十一の二）

第三十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十二）

第三十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十三）

第三十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十四）

第三十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十五）

第三十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十六）

第四十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十七）

第四十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十八）

第四十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の十九）

第四十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十）

第四十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十一）

第四十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十二）

第四十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十三）

第四十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十四）

第四十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十五）

第四十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十六）

第五十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十七）

第五十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十八）

第五十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二十九）

第五十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十）

第五十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十一）

第五十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十二）

第五十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十三）

第五十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十四）

第五十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十五）

第五十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十六）

第六十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十七）

第六十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十八）

第六十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三十九）

第六十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十）

第六十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十一）

第六十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十二）

第六十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十三）

第六十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十四）

第六十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十五）

第六十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十六）

第七十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十七）

第七十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十八）

第七十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四十九）

第七十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十）

第七十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十一）

第七十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十二）

第七十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十三）

第七十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十四）

第七十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十五）

第七十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十六）

第八十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十七）

第八十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十八）

第八十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の五十九）

第八十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十）

第八十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十一）

第八十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十二）

第八十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十三）

第八十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十四）

第八十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十五）

第八十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十六）

第九十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十七）

第九十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十八）

第九十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の六十九）

第九十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十）

第九十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十一）

第九十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十二）

第九十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十三）

第九十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十四）

第九十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十五）

第九十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十六）

第百節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十七）

第百一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十八）

第百二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の七十九）

第百三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十）

第百四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十一）

第百五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十二）

第百六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十三）

第百七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十四）

第百八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十五）

第百九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十六）

第百十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十七）

第百十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十八）

第百十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の八十九）

第百十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十）

第百十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十一）

第百十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十二）

第百十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十三）

第百十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十四）

第百十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十五）

第百十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十六）

第百二十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十七）

第百二十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十八）

第百二十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の九十九）

第百二十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百）

第百二十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百一）

第百二十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二）

第百二十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三）

第百二十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四）

第百二十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五）

第百二十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六）

第百三十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七）

第百三十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八）

第百三十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九）

第百三十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十）

第百三十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十一）

第百三十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十二）

第百三十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十三）

第百三十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十四）

第百三十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十五）

第百三十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十六）

第百四十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十七）

第百四十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十八）

第百四十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百十九）

第百四十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十）

第百四十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十一）

第百四十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十二）

第百四十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十三）

第百四十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十四）

第百四十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十五）

第百四十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十六）

第百五十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十七）

第百五十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十八）

第百五十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百二十九）

第百五十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十）

第百五十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十一）

第百五十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十二）

第百五十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十三）

第百五十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十四）

第百五十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十五）

第百五十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十六）

第百六十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十七）

第百六十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十八）

第百六十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百三十九）

第百六十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十）

第百六十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十一）

第百六十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十二）

第百六十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十三）

第百六十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十四）

第百六十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十五）

第百六十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十六）

第百七十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十七）

第百七十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十八）

第百七十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百四十九）

第百七十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十）

第百七十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十一）

第百七十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十二）

第百七十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十三）

第百七十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十四）

第百七十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十五）

第百七十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十六）

第百八十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十七）

第百八十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十八）

第百八十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百五十九）

第百八十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十）

第百八十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十一）

第百八十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十二）

第百八十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十三）

第百八十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十四）

第百八十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十五）

第百八十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十六）

第百九十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十七）

第百九十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十八）

第百九十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百六十九）

第百九十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十）

第百九十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十一）

第百九十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十二）

第百九十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十三）

第百九十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十四）

第百九十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十五）

第百九十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十六）

第二百節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十七）

第二百一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十八）

第二百二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百七十九）

第二百三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十）

第二百四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十一）

第二百五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十二）

第二百六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十三）

第二百七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十四）

第二百八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十五）

第二百九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十六）

第二百十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十七）

第二百十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十八）

第二百十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百八十九）

第二百十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十）

第二百十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十一）

第二百十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十二）

第二百十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十三）

第二百十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十四）

第二百十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十五）

第二百十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十六）

第二百二十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十七）

第二百二十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十八）

第二百二十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の百九十九）

第二百二十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百）

第二百二十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百一）

第二百二十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二）

第二百二十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三）

第二百二十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四）

第二百二十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五）

第二百二十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六）

第二百三十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七）

第二百三十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八）

第二百三十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九）

第二百三十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十）

第二百三十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十一）

第二百三十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十二）

第二百三十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十三）

第二百三十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十四）

第二百三十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十五）

第二百三十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十六）

第二百四十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十七）

第二百四十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十八）

第二百四十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百十九）

第二百四十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十）

第二百四十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十一）

第二百四十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十二）

第二百四十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十三）

第二百四十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十四）

第二百四十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十五）

第二百四十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十六）

第二百五十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十七）

第二百五十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十八）

第二百五十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百二十九）

第二百五十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十）

第二百五十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十一）

第二百五十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十二）

第二百五十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十三）

第二百五十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十四）

第二百五十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十五）

第二百五十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十六）

第二百六十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十七）

第二百六十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十八）

第二百六十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百三十九）

第二百六十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十）

第二百六十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十一）

第二百六十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十二）

第二百六十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十三）

第二百六十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十四）

第二百六十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十五）

第二百六十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十六）

第二百七十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十七）

第二百七十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十八）

第二百七十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百四十九）

第二百七十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十）

第二百七十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十一）

第二百七十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十二）

第二百七十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十三）

第二百七十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十四）

第二百七十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十五）

第二百七十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十六）

第二百八十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十七）

第二百八十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十八）

第二百八十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百五十九）

第二百八十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十）

第二百八十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十一）

第二百八十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十二）

第二百八十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十三）

第二百八十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十四）

第二百八十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十五）

第二百八十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十六）

第二百九十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十七）

第二百九十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十八）

第二百九十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百六十九）

第二百九十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十）

第二百九十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十一）

第二百九十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十二）

第二百九十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十三）

第二百九十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十四）

第二百九十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十五）

第二百九十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十六）

第三百節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十七）

第三百一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十八）

第三百二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百七十九）

第三百三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十）

第三百四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十一）

第三百五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十二）

第三百六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十三）

第三百七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十四）

第三百八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十五）

第三百九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十六）

第三百十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十七）

第三百十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十八）

第三百十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百八十九）

第三百十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十）

第三百十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十一）

第三百十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十二）

第三百十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十三）

第三百十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十四）

第三百十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十五）

第三百十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十六）

第三百二十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十七）

第三百二十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十八）

第三百二十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の二百九十九）

第三百二十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百）

第三百二十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百一）

第三百二十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二）

第三百二十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三）

第三百二十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四）

第三百二十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五）

第三百二十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六）

第三百三十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七）

第三百三十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八）

第三百三十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九）

第三百三十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十）

第三百三十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十一）

第三百三十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十二）

第三百三十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十三）

第三百三十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十四）

第三百三十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十五）

第三百三十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十六）

第三百四十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十七）

第三百四十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十八）

第三百四十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百十九）

第三百四十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十）

第三百四十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十一）

第三百四十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十二）

第三百四十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十三）

第三百四十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十四）

第三百四十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十五）

第三百四十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十六）

第三百五十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十七）

第三百五十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十八）

第三百五十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百二十九）

第三百五十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十）

第三百五十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十一）

第三百五十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十二）

第三百五十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十三）

第三百五十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十四）

第三百五十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十五）

第三百五十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十六）

第三百六十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十七）

第三百六十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十八）

第三百六十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百三十九）

第三百六十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十）

第三百六十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十一）

第三百六十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十二）

第三百六十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十三）

第三百六十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十四）

第三百六十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十五）

第三百六十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十六）

第三百七十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十七）

第三百七十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十八）

第三百七十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百四十九）

第三百七十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十）

第三百七十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十一）

第三百七十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十二）

第三百七十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十三）

第三百七十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十四）

第三百七十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十五）

第三百七十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十六）

第三百八十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十七）

第三百八十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十八）

第三百八十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百五十九）

第三百八十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十）

第三百八十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十一）

第三百八十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十二）

第三百八十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十三）

第三百八十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十四）

第三百八十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十五）

第三百八十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十六）

第三百九十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十七）

第三百九十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十八）

第三百九十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百六十九）

第三百九十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十）

第三百九十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十一）

第三百九十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十二）

第三百九十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十三）

第三百九十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十四）

第三百九十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十五）

第三百九十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十六）

第四百節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十七）

第四百一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十八）

第四百二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百七十九）

第四百三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十）

第四百四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十一）

第四百五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十二）

第四百六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十三）

第四百七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十四）

第四百八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十五）

第四百九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十六）

第四百十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十七）

第四百十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十八）

第四百十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百八十九）

第四百十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十）

第四百十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十一）

第四百十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十二）

第四百十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十三）

第四百十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十四）

第四百十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十五）

第四百十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十六）

第四百二十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十七）

第四百二十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十八）

第四百二十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の三百九十九）

第四百二十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百）

第四百二十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百一）

第四百二十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二）

第四百二十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百三）

第四百二十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百四）

第四百二十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百五）

第四百二十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百六）

第四百三十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百七）

第四百三十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百八）

第四百三十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百九）

第四百三十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十）

第四百三十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十一）

第四百三十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十二）

第四百三十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十三）

第四百三十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十四）

第四百三十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十五）

第四百三十九節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十六）

第四百四十節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十七）

第四百四十一節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十八）

第四百四十二節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百十九）

第四百四十三節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十）

第四百四十四節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十一）

第四百四十五節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十二）

第四百四十六節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十三）

第四百四十七節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十四）

第四百四十八節　連結法人の課税の特例（第六十六条の四百二十五）

第四百四十九節　連結法人の

特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」という」に改め、「こと」の下に「(当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度(当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。)終了の日に終了する事業年度終了の時において純損失等の金額がある場合を含む。)」を加え、同条第四項中「ものを」を「もの(通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。)を」に、「で、」を「(当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。)で」に改め、同条第十一項を削り、同条第十三項中「又は第七項」を「、第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「又は第七項」を「、第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十項を同条第二十一項とし、同条第九項を同条第二十項とし、同条第八項第二号イ中「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度」を「(第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度)開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、「当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度(以下この号において「三年以内連結事業年度」という。)にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、」及び「(三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。)」を削り、「場合には」を「場合には、」に改め、「とする。」を削り、「を当該三年以内」を「を当該期間内」に改め、「(三年以内連結事業年度の数を含む。)」を削り、「をいう」を「(同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零)をいう」に改め、同項第八号中「その他」を「、基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同項第十一号中「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

8　通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人(当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。)については、第一項中「事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)とあるのは「事業年度」と、第四項中「、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

二　通算法人の適用対象事業年度(当該通算法人の第一項に規定する事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。)又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度に限る。)をいう。以下第十項までにおいて同じ。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。)の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三　前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額(イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がハに掲げる金額のうちに占める割合(第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。)を乗じて計算した金額(以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。)とする。

イ　当該適用対象事業年度及び他の通算法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度(以下この項及び次項において「他の事業年度」という。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額(第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額)

(1)　当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。(1)及び(3)において同じ。)を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合(「(1)及び(2)において「合算増減試験研究費割合」という。)が百分の八を超える場合　百分の九・九に、当該合算増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合

(2)　合算増減試験研究費割合が百分の八以下である場合　百分の九・九から、百分の八から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六)

(3)　比較試験研究費合計額が零である場合　百分の八・五

ロ　ハに掲げる金額の百分の二十五(第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十)に相当する金額

ハ　当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額

四　前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額(それぞれ当該他

の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす。

五　第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額（通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。）以上であるとき（税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額（当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）と異なる場合に限る。）は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六　第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合　当初申告税額控除可能分配額から、当初申告税額控除可能額から当該税額控除可能額を減算した金額（ロにおいて「税額控除超過額」という。）を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

ロ　税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合　通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、次号（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七　第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」という。）が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（当該適用対象事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（期限後欠損金額の場合には、当該期限後欠損金額の場合におけるその記載された金額を含む。）を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

9　他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10　第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該通算法人に係る通算親法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額として記載された金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなければならない。

11　通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において「通算法人等」という。）が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算子法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）

において、過去適用事業年度（当該通算法人等の対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で当該通算法人等が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の当該過去適用事業年度又は当該過去適用事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「過去事業年度等」という。）において生じた非特定欠損金額が当該過去事業年度等の確定申告書等に添付された書類に当該過去事業年度等において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去事業年度等の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の適用通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損金増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度に係る各欠損金増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　第八項第三号の通算法人　当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算については、同号ロに掲げる金額に、欠損金増加合計額（当該通算法人等及び当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損金増加額に限る。）を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金額の百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額を加算する。

二　前号に掲げる法人以外の法人　当該対象事業年度の第一項又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に係る各欠損金増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

12　前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去事業年度等に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額（当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去事業年度等の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額とみなす。

13　青色申告書を提出する内国法人の各事業年度（以下この項において「各対象事業年度」という。）終了の時において、当該内国法人又は他の内国法人（当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。）終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。）の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「過去適用事業年度等」という。）における第一項又は第四項の規定の適用について第八項第六号又は第七号の規定の適用があつた場合において、調整税額控除可能額（当該過去適用事業年度における同項第三号イに掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号ロに掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。）と既取戻税額控除超過額（当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号イに規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）との合計額（既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。）が当初申告税額控除可能額（当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可能額を控除した金額（当該金額が既取戻税額控除超過額を超える場合には、当該既取戻税額控除超過額）に当該内国法人の当該過去適用事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額に相当する金額を控除する。

14　前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額（調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。）又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合（それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記

載された割合をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。

15　第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16　第八項の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

17　第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

18　第八項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	第一項中	前項中
	「事業年度」と、第四項中「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く	、「事業年度
第八項第二号	第一項に	前項に
	限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	限る
	試験研究費の額が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額

第八項第三号	第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	前項の特別研究税額控除限度額
第八項第三号イ	試験研究費の額の	特別試験研究費の額の
	に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には	のうち前項第一号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額
	の百分の十二に相当する金額）	のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額及び当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額の合計額
第八項第三号ロ	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第八項第四号	算入される試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額
	係る試験研究費の額	係る特別試験研究費の額
第八項第七号	百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第九項及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項第一号	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第十一項第二号	百分の二十五	百分の十

第十三項	（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から

第四十二条の四に次の三項を加える。

24　第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26　第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の九第一項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）」及び「（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「（第三項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「第二項の規定の」を「同項の規定の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第八項から第十項までを削る。

第四十二条の十一の三第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第一号イ中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同条第二項中「及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）」を削り、「あつては前条第一項」を「あつては、同条第一項」に改め、「とし、要件適格連結法人にあつては第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。」及び「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）」を削り、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十

二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項」を「第四項及び第六項」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「の規定」を「及び第五項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当該事業年度」を「（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「ものをいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「された場合」の下に「（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第十号中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項第二号イに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　三十万円に当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（第一項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数（特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数をいう。）を乗じて計算した金額に、移転型特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうちに占める基準雇用者合計数の割合（当該合計が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

二　第一項第二号ロに掲げる金額は、同号ロに掲げる金額にイに掲げる数のうちにロに掲げる数の占める割合（イに掲げる数が零である場合及びロに掲げる数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）を乗じて計算した金額とする。

イ　当該適用年度及び他の適用年度の第一項第二号ロに規定する地方事業所基準雇用者数から同号ロの新規雇用者総数を控除した数（移転型非新規基準雇用者数（同号ロに規定する移転型非新規基準雇用者数をいう。イにおいて同じ。）が零を超える場合には、当該控除した数（ロ(1)において「非新規基準雇用者数」という。）のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数（ロ(2)において「対象移転型非新規基準雇用者数」という。）を加算した数）の合計

ロ　次に掲げる数の合計

(1)　当該適用年度及び他の適用年度の非新規基準雇用者数の合計（当該合計が基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数(1)及び(2)において「対象非新規基準雇用者上限数」という。）を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

(2)　当該適用年度及び他の適用年度の対象移転型非新規基準雇用者数の合計（当該合計が対象非新規基準雇用者上限数を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

三　通算法人の第二項の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度が、当該通算法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、当該適用年度については、同項の規定は、適用しない。

第四十二条の十二の二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の十一第一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の四第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の十一第一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の三第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の四第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の十一第一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の五第三項第九号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改める。

第四十二条の十三第一項中「する規定」の下に

「(第四号に掲げる規定を除く。)」を加え、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「相当する金額」の下に「(第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額)」を加え、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十二条の四第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定　同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、「(当該各事業年度まで間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項(」、「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」、「又は超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)」及び「当該各事業年度まで間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合)」を削り、「第三項の」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十二条の十三の次に次の一条を加える。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四　内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時において、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。)のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。)がある場合(第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。)において、当該各号に定める金額の合計額(以下この項において「要加算調整額」という。)があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項(同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。)の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

一　第四十二条の九第二項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を、当該控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度において第四項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額に相当する金額を、それぞれ控除した金額)

イ　他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。)に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合(事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。)を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額(以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。)の百分の二十に相当する金額が一号控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。)から一号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。)　その超える部分の金額のうち一号控除済額(当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ　一号控除上限額が一号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二　第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が二号控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。)から二号控除限度額(当該内国法人の当該適用事

業年度の第四十二条の十一の三第二項に規定する税額控除限度額又は第四十二条の十二第一項に規定する税額控除限度額と同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項の規定により当該適用事業年度及び同条第二項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　二号控除上限額が二号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三　第四十二条の十二の二第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額が三号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十二の二第一項に規定する百分の五に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から三号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の同項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち三号控除済額（当該内国法人の三号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　三号控除上限額が三号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

2　前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号イに規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

3　第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

4　通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において同じ。）について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う場合において、当該通算法人がその効力を失う日（以下この項において「失効日」という。）前五年以内に開始した各事業年度（当該承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。）において特別税額控除規定（第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項又は第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該失効日）を含む事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額）に相当する金額を加算した金額とする。

5　第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」とする。

6　第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項又は第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

7　前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「（以下この項において「適用除外事業者」という。）」を、「もの」の下に「（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含

む。）」を加え、「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」に改める。

第四十五条第三項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）」を削り、「前項の表」を「同項の表」に、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）」を削る。

第四十六条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」、「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十三第一項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第四十七条第二項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、同条第二項に規定する特定都市再生建築物）を削り、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第四十八条第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」、「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十六第一項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）」を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第五十二条の二第一項中「（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第二項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし」、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」、「（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」及び「（一年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）及び第一項」を「及び同項」に改め、同条第五項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において「適格合併等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）」、「。以下この項において「適格分割等」という」、「（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。」及び「（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十二条の三第二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を削り、「前項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」、「（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「ときは」を「ときは、」に改め、「とする。」を削り、同条第三項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において同じ。」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度」及び「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」を「その日」に改め、「（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結特別償却準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の

金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第六項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第九項中「（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を削り、同条第十二項中「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」、「同条第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「は当該」を「は、当該」に改め、「とする。」を削り、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十六項中「又は第六十八条の四十一第十五項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十五項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第十七項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第十九項中「又は第六十八条の四十一第十七項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十七項」を削り、同条第二十項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第二十項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十二項中「又は第六十八条の四十一第二十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十項」を削り、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十五項中「又は第六十八条の四十一第二十三項」及び「（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十三項」を削り、同条第二十六項中「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産）」及び「（第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削る。

第五十五条第三項中「（第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該内国法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該各事業年度終了の日において同条第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている当該内国法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の海外投資等損失準備金の金額（以下この項において「連結海外投資等損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結海外投資等損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該据置期間経過準備金額が連結海外投資等損失準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十三第一項の規定により損金の額に算入された同項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額）」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項第七号中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項」を「第十項、第十三項、第十七項及び第二十一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十五条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「又は第六十八条の四十三第十項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項又は第六十八条の四十三第十項」を「第十項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十

一項又は同条第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」、「(同条第十二項前段に規定する場合を除く。)」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十四項又は同条第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十一項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第十七項又は第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十六項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項中「第十七項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三十一項とし、同条第三十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第三十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三十七項とし、同条第三十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第四十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第四十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第四十五項とし、同条第四十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第四十九項とし、同条第五十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第五十九項とし、同条第六十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第六十一項とし、同条第六十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第六十三項とし、同条第六十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第六十五項とし、同条第六十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第六十七項とし、同条第六十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第六十九項とし、同条第七十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第七十一項とし、同条第七十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第七十三項とし、同条第七十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第七十五項とし、同条第七十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第七十七項とし、同条第七十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第七十九項とし、同条第八十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第八十一項とし、同条第八十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第八十三項とし、同条第八十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第八十五項とし、同条第八十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第八十七項とし、同条第八十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第八十九項とし、同条第九十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第九十一項とし、同条第九十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第九十三項とし、同条第九十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第九十五項とし、同条第九十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第九十七項とし、同条第九十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第九十九項とし、同条第百項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百一項とし、同条第百二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三項とし、同条第百四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五項とし、同条第百六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七項とし、同条第百八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九項とし、同条第百十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百十一項とし、同条第百十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百十三項とし、同条第百十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百十五項とし、同条第百十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百十七項とし、同条第百十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百二十七項とし、同条第百二十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三十七項とし、同条第百三十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百四十七項とし、同条第百四十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百四十九項とし、同条第百五十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五十一項とし、同条第百五十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五十三項とし、同条第百五十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五十五項とし、同条第百五十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五十七項とし、同条第百五十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百五十九項とし、同条第百六十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百六十一項とし、同条第百六十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百六十三項とし、同条第百六十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百六十五項とし、同条第百六十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百六十七項とし、同条第百六十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百六十九項とし、同条第百七十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七十一項とし、同条第百七十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七十三項とし、同条第百七十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七十五項とし、同条第百七十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七十七項とし、同条第百七十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百七十九項とし、同条第百八十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百八十一項とし、同条第百八十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百八十三項とし、同条第百八十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百八十五項とし、同条第百八十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百八十七項とし、同条第百八十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百八十九項とし、同条第百九十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九十一項とし、同条第百九十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九十三項とし、同条第百九十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九十五項とし、同条第百九十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九十七項とし、同条第百九十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第百九十九項とし、同条第二百項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百一項とし、同条第二百二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三項とし、同条第二百四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五項とし、同条第二百六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七項とし、同条第二百八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九項とし、同条第二百十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百十一項とし、同条第二百十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百十三項とし、同条第二百十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百十五項とし、同条第二百十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百十七項とし、同条第二百十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百十九項とし、同条第二百二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百二十一項とし、同条第二百二十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百二十三項とし、同条第二百二十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百二十五項とし、同条第二百二十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百二十七項とし、同条第二百二十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百二十九項とし、同条第二百三十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三十一項とし、同条第二百三十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三十三項とし、同条第二百三十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三十五項とし、同条第二百三十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三十七項とし、同条第二百三十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百三十九項とし、同条第二百四十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百四十一項とし、同条第二百四十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百四十三項とし、同条第二百四十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百四十五項とし、同条第二百四十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百四十七項とし、同条第二百四十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百四十九項とし、同条第二百五十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五十一項とし、同条第二百五十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五十三項とし、同条第二百五十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五十五項とし、同条第二百五十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五十七項とし、同条第二百五十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百五十九項とし、同条第二百六十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百六十一項とし、同条第二百六十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百六十三項とし、同条第二百六十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百六十五項とし、同条第二百六十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百六十七項とし、同条第二百六十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百六十九項とし、同条第二百七十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七十一項とし、同条第二百七十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七十三項とし、同条第二百七十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七十五項とし、同条第二百七十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七十七項とし、同条第二百七十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百七十九項とし、同条第二百八十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百八十一項とし、同条第二百八十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百八十三項とし、同条第二百八十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百八十五項とし、同条第二百八十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百八十七項とし、同条第二百八十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百八十九項とし、同条第二百九十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九十一項とし、同条第二百九十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九十三項とし、同条第二百九十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九十五項とし、同条第二百九十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九十七項とし、同条第二百九十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二百九十九項とし、同条第三百項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百一項とし、同条第三百二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百三項とし、同条第三百四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百五項とし、同条第三百六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百七項とし、同条第三百八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百九項とし、同条第三百十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百十一項とし、同条第三百十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百十三項とし、同条第三百十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百十五項とし、同条第三百十六項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百十七項とし、同条第三百十八項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百十九項とし、同条第三百二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百二十一項とし、同条第三百二十二項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第三百二十三項とし、同条第三百二十四項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項

体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を、前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（その積み立てられた事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額）」を削り、「これらの損金の額に算入されなかった金額を、それぞれ」を「当該金額を」に、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これらの金額」を「当該金額」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「その日において当該特定原子力発電施設に係る連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」及び「（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これら」を「、これら」に、「とする。次項」を「。同項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等から」を「前事業年度から」に改め、「連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項、第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」及び「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項、第十二項及び第十四項」を「第十一項、第十二項及び第十五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十四第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」、「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」及び「当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五十五条第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十五項及び第十六項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五十五条第十九項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十八項及び第二十項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五十七条の四の二第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」及び「その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に、「とする。以下この条」を「。同項及び第四項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、同項第三号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る

通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四の二第五項を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十七条の五第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に改め、「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「次に掲げる場合に該当することとなつた」を「青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた」に、「該当することとなつた後」を「承認を受けた後」に、「で第一項」を「で同項」に、「第一号の」を「その」に、「若しくは同号の」を「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその」に改め、「又は第二号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を削り、同項各号を次のように改める。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の五第十項中「（同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前項第一号」を「同項」に、「若しくは同号」を「又は同項」に改め、「又は同項第二号の承認の取消しの日」を削り、同条第十一項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十五項中「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十四項前段」を「同条第十三項中」に、「又は第七項」と、同条第十六項前段」に、「又は第七項」と、同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、」を削り、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」を「及び第七項」に改め、同条第十六項中「第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「第五十五条第十七項中」を「同条第十七項中」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十九項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十八項中」を「同条第十七項中」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十九項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十七項中」を「同条第十六項中」に、「同条第十八項前段」を「同条第十七項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十八項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十六項中」を「同条第十五項中」に、「同条第十八項前段」を「同条第十七項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十八項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項中」を「同条第十四項中」に、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十七項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十四項中」を「同条第十三項中」に、「同条第十六項前段」を「同条第十五項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十六項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項中」を「同条第十二項中」に、「同条第十五項前段」を「同条第十四項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十五項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項中」を「同条第十一項中」に、「同条第十四項前段」を「同条第十三項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十四項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十一項中」を「同条第十項中」に、「同条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十三項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十二項前段」を「同条第十一項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十二項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第九項中」を「同条第八項中」に、「同条第十一項前段」を「同条第十項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第十一項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項前段」を「同条第九項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第九項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第七項中」を「同条第六項中」に、「同条第九項前段」を「同条第八項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第八項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第六項中」を「同条第五項中」に、「同条第八項前段」を「同条第七項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第七項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第五項中」を「同条第四項中」に、「同条第七項前段」を「同条第六項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第六項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第四項中」を「同条第三項中」に、「同条第六項前段」を「同条第五項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第五項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第三項中」を「同条第二項中」に、「同条第五項前段」を「同条第四項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第四項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第二項中」を「同条第一項中」に、「同条第四項前段」を「同条第三項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第三項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第一項中」を「同条中」に、「同条第三項前段」を「同条第二項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第二項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条中」を「同条第一項中」に、「同条第二項前段」を「同条第一項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第一項」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第一項中」を「同条中」に、「同条第一項前段」を「同条」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条」に改め、「（第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条中」を「同条中」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は第七項」と、同条第二十項」を「及び第七項」と、同条第一項

削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の五十六第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「し、又は法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された後」を「した後再び」に、「で第一項」を「で同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「第六項から前項まで」とあるのは、「次条第三項から第五項まで及び前項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「第五十五条第十一項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第一項に規定する原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を削り、同条第十二項中「第五十五条第十四項前段及び第十七項前段」を「第五十五条第十四項前段及び第十六項前段」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項前段」を「同条第十四項前段」に改め、「「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」と、」を削り、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」に改め、「、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」と」を削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を削り、同条第十四項中「第五十五条第十九項前段及び第二十一項前段」を「第五十五条第十八項前段及び第二十項前段」に、「同条第十九項」を「同条第十八項前段」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に改め、「「第六十八条の五十六第十四項」と」を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に改め、「、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十六第十四項」と」を削る。

第五十七条の七第一項第二号を次のように改める。

二　空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の七第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十項及び第十一項」を「第九項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日

二　通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七条の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十三第十一項」と、」を削り、「同条第十一項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の七第三項」に改め、「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十一項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、」を削り、「同条第十二項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の七第三項」に改め、「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十一項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、」を削り、「同条第十一項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の七第三項」に改め、「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十

中」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の七の二第一項第二号を次のように改める。

二　累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の七の二第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第九項及び第十項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日

二　通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七条の七の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「第六十八条の五十七の二第七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、「「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と」を削り、「第五十五条第十四項」を「同条第十三項」に改め、「「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「第六十八条の五十七の二第七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、「「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の八第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第九項及び第十項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日

二　通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日（当該日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の八第三項中「（連結事業年度において準用する第六十八条の四十三第十二項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項中」を「同条第三項中」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の八第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「その日において当該準備金設定特定船舶に係る第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、」、「（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当す

る場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五十五条第十五項から第十七項まで」を「第五十五条第十四項から第十六項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第十六項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五十五条第十九項から第二十一項まで」を「第五十五条第十八項から第二十項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十八項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十六項を同条第十五項とし、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五十七条の九第一項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に、「適用除外事業者（次項」を「適用除外事業者（以下この条」に、「該当するもの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を」に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に、「同条第二項」を「同法第五十二条第二項」に改め、同条第二項中「ものを」を「もの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を」に改める。

第五十八条第三項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同条第四項中「（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該各事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」及び「連結探鉱準備金等の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項から第十三項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十八条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」及び「（第六十八条の六十一第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第十三項」と、「第三項中」とあるのは、「第五十八条第十三項中」と読み替えるものとする。

第五十八条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「限り、第六十八条の六十一第十一項前段に規定する場合を除く」を「限る」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十四項前段及び第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五十八条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第五十五条第十四項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「限り、第六十八条の六十一第十二項前段に規定する場合を除く」を「限る」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十八項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五十八条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第五十九条第一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を削り、「前条第六項又は第七項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「前事業年度等（前条第四項に規定する前事業年度等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を

含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第四項又は」を「同条第四項又は」に、「(第六十八条の六十一第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を含む。)」を削り、「前条第六項又は第七項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「前事業年度等から繰り越された前条第二項」を「前事業年度から繰り越された前条第二項」に、「第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第四項」を「同条第四項」に、「(第六十八条の六十一第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第六項中「その他第一項又は第二項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項に規定する法人である通算法人の各事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。)についてこれらの規定を適用する場合には、第一項第三号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人(同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。)の当該事業年度又は他の通算法人の同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

第五十九条の二第一項中「。第五項において「計画の認定」という」を削り、「第三項及び第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度に該当する場合には、当該計画期間内の日を含む各連結事業年度。」、「(当該適用対象年度において第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けた連結法人(当該適用に係る計画の認定を受けた連結親法人又は連結子法人に限る。)に該当するものを含む。)」及び「(当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定計画につき第六十八条の六十二の二第一項の規定により損金の額に算入された金額)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項から第四項まで」を「第二項、第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十条第一項中「)が」を「以下この項及び第四項において「対象内国法人」という。)が」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。)に」を「限る。以下この条において「特定対象事業年度」という。)に」に改め、「含む」の下に「。以下この条において「特定事業等」という。」を加え、「事業年度の」を「特定対象事業年度の」に改め、同条第二項中「)が」を「以下この項及び第四項において「特例対象内国法人」という。)が」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に、「)に」を「以下この条において「特例対象事業年度」という。)に」に、「当該事業年度」を「当該特例対象事業年度」に改め、同条第七項中「、これらの規定」の下に「又は第六項の規定」を加え、「その他これら」を「その他第一項、第二項又は第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「とする」を「とし、第六項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　通算法人に係る第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特定対象事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額(当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人(当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。イにおいて「他の対象通算法人」という。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における特定対象事業年度又は同日に終了する事業年度(以下この号において「特定対象事業年度等」という。)の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額(以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。)並びに特例対象内国法人である他の通算法人(同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。)の同日に終了する事業年度(イ及びロにおいて「他の事業年度」という。)の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額(当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特定対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額(以下この号において「欠損控除前所得金額」という。)を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額)とする。

イ　他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

ロ　他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

二　特例対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特例対象事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の特例対象事業年度等(以下この号において「特例対象事業年度等」という。)の通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに対象内国法人である他の通算法人(ロにおいて「他の対象通算法人」という。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における同日に終了する事業年度(イ及びロにおいて「他の事業年度」という。)の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第六十四条の五の規

定により計算した当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特例対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

イ　他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

ロ　他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

5　前項の場合において、他の対象通算法人（同項各号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における前項の通算法人の特定対象事業年度若しくは特例対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。）の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

6　内国法人の第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（次の各号に定める金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）として政令で定める金額が当該内国法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該適用事業年度の通算前所得金額として政令で定める所得の金額（次号において「特定事業等通算前所得金額」という。）以下である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。以下この号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき同条第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額（次号及び第三号において「通算不足欠損控除額」という。）の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額

二　当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額が特定事業等通算前所得金額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額からその超える部分の金額を控除した金額の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額

三　当該内国法人の当該適用事業年度が第二項の規定の適用を受けた事業年度である場合　当該適用事業年度において同項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額の百分の四十に相当する金額に同項に規定する政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額

7　前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度における通算前欠損金額とみなす。

8　第四項の通算法人の特定対象事業年度又は

特例対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第五項の規定は、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度を第六項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条第一項中「が」を「以下この項及び第三項において「対象内国法人」という。）が」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。）に」を「限る。以下この条において「対象事業年度」という。）に」に改め、「含む」の下に「。第三項及び第四項において「特定事業等」という」を加え、「事業年度の」を「対象事業年度の」に改め、同条第六項中「から前項まで」を「及び前三項」に改め、「第一項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「第一項又は第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「とする」を「とし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第九項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第一号及び次項において「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第二号及び次項において「他の通算法人」という。）の当該対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この項において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

一　他の対象通算法人の他の事業年度（当該通算法人の対象事業年度終了の日に終了する事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

二　他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

4　前項の場合において、他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

5　内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額に達するまでの金額（当該相当する金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二　事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

6　前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

7　第三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第四項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第五項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条の二第二項中「（第六十八条の六十四第一項の規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該各事業年度終了の日において同条第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額（以下この項において「連結農業経営基盤強化準備金の金額」という。）がある場合には当該連結農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度」に、「（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には」に改め、「とする」及び「連結農業経営基盤強化準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」を削り、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第七項」を「第六項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十一条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」及び「（第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でないとき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十一条の三第一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」を削り、「前条第四項又は第五項」を「同条第四項」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改め、同項第一号イ中「前事業年度等（前条第二項に規定する前事業年度等をいう。イにおいて同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第二項又は」を「同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削る。

第六十二条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、」を削り、「法人税法」を「、法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が第五項」を「が同項」に改め、「（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第四十二条の十四第一項及び第四項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号」に改め、「第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に改め、同条第六項中「同条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、同条第七項第一号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四

十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第十項中「（第六十八条の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）」及び「又は第六十八条の七十一第五項」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に改め、同条第十二項中「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十三条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に改め、同条第二項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第五項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十四条第十一項中「（連結事業年度において第六十八条の七十第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含む。）」を削る。

第六十四条の二第四項中「及び第六項」及び「（第六十八条の七十一第五項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第六項中「当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の規定により設けている特別勘定の金額」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「、前条第一項」を「、同条第一項」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「前条第八項中」を「同条第八項中」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十四条の二第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十六項中「（連結事業年度において第六十八条の七十一第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産を含む。）」を削る。

第六十五条第七項及び第八項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削り、「第一項、」を「同項、」に改め、同条第十項中「第六十一条の十三第一項に」を「第六十一条の十一第一項に」に改め、「（連結事業年度において同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）」及び「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）」を削り、「法人税法第六十一条の十三の」を「同条の」に改め、同項各号中「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に改め、同条第十一項中「第六十一条の十三」を「第六十一条の十一」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含む。）」を削る。

第六十五条の二第一項及び第二項中「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削り、同条第七項中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）」、「（第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」及び「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の三第一項中「（第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含む。）」を削り、同条中「（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）」、「（第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」及び「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の四第一項中「（第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）」、「（第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」及び「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の五第一項中「（第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の二第一項中「（第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の六の見出しを削り、同条中「につき」を「当該年における当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（法人による同号に規定する完全支配関係に限る。）がある法人（以下この条において「完全支配関係法人」という。）の有する資産の譲渡を含む。）につき、当該法人及び完全支配関係法人が」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に改め、「受け」の下に「又は当該法人若しくは完全支配関係法人がそれぞれこれらの

規定の適用を受け、当該法人及び完全支配関係法人が」を加え、「の合計額」を「を合計した金額（以下この条において「調整前損金算入額」という。）」に、「金額は、」を「金額に当該法人がこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額を合計した金額が当該調整前損金算入額のうちに占める割合を乗じて計算した金額は、当該法人の」に改める。

第六十五条の七第四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により当該損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十三項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十五条の八第四項中「（第六十八条の七十九第五項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第六項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十九第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の八第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項」を「が、同項」に、「第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（前条第一項の表」を「（同表」に改め、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄」を削り、同条第十五項中「連結事業年度において第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十七項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（同表」を「（前条第一項の表」に改め、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄」を削り、同条第十七項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十六条の四第七項中「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「前事業年度等が」を「前事業年度が」に、「前事業年度等に」を「前事業年度に」に改め、同条第十項中「（当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削る。

第六十六条の五第五項第九号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削る。

第六十六条の五の二第一項中「第三項第二号イ」を「第三項第一号」に改め、同条第三項第一号中「が二千万円」を「（当該法人が通算法人である場合には、当該通算法人及び当該通算法人の

当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該事業年度及び当該終了の日に終了する事業年度に係る対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を控除した残額）が二千万円」に改め、同項第二号イ中「（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）」を削る。

第六十六条の五の三第三項中「又は次項」を削り、「含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ」を「含む」に、「第五項及び第八項」を「次項」に改め、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「又は第二項」を「及び第二項」に、「第三項又は第四項」を「前項」に、「第三項の」を「前項の」に改め、「又は第四項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第六十六条の六第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を削り、同条第十三項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の七第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に、「この項、第三項から第五項まで及び第七項」を「この条」に、「、次項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項」を「。次項」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第十二項」を「第十一項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十九条及び」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に、「第四十二条の四第二十二項」を「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十六条の八第四項第一号中「第六項及び第十一項」を「次項及び第十項」に、「第十一項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項第二号中「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第六十八条の九十二第六項」及び「及び同条第六項の規定により前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済金額とみなされる金額」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号」を「（以下この項」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八条の九十第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八条の九十二第八項から第十項まで」を削り、「第十四項」を「第十二項」に改め、同項第二号ロ中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」を削り、「」という。）において」を「において」に、「、前号」を「、同号」に、「次項及び第十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「（第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に、「第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第七項から前項まで」に改め、同項の表第六項の項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、

第四項	第十一項	第十項

を

前項	第十項	

に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「第十一項第一号」を「第十項第一号」に、「前二年以内の各事業年度（第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（第十一項第二号ロに改め、同表第六項第一号の項中「第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六項第二号の項中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第七項の項を次のように改める。

第六項	前項	第十一項において準用する前項
	第四項	第十項
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接課税済金額

第六十六条の八第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十六条の九の二第十四項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「この項、第三項、第四項及び第六項」を「この条」に改め、「及び次項」を削り、「第三項に」を「次項に」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「（第六項」を「（第五項」に、「第十項」を「第九項」に、「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の九の四第四項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「及び次項」及び「。次項において「課税済金額」という。」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第一項から第三項まで及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「前各項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、

第六十六条の八第六項	が前項	が第六十六条の九の四第五項において準用する前項
	第四項	同条第四項
	、前項	、同条第五項において準用する前項

「第四項」を「前項」に、「第六十六条の九の四第四項」を「第六十六条の九の四第四項」に改め、「規定する課税済金額」を「掲げる金額」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項を削り、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」を「第六十六条の八第五項第二号」に改め、同表第六十六条の八第七項の項を次のように改める。

第六十六条の八第六項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十四項」を「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号」を「（以下この項」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八条の九十三の二第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八条の九十三の四第七項から第九項まで」を削り、同項第二号イ中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第二号イ」に改め、同号ロ中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」を削り、「」という。）において」を「において」に、「、前号」を「、同号」に改め、「。次項において「間接課税済金額」という。」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第六項から前項まで」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、「第四項」を「前項」に、「第六十六条の九の四第十項」を「第六十六条の九の四第九項」に、「前二年以内の各事業

年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、「前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の」を削り、「同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額」を「同条第九項第二号ロに掲げる金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「第六十六条の八第六項第一号」を「第六十六条の八第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。次号及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」を「第六十六条の八第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第七項の項を次のように改める。

第六十六条の八第六項	が前項	が第六十六条の九の四第十項において準用する前項
	第四項	同条第九項
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	、前項	、同条第十項において準用する前項
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接課税済金額

第六十六条の九の四第十二項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十四項」を「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項前段」を「第七項前段」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の十一の二第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十六条の十三第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第二項中「（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、」及び「とする。」を削り、同項第二号中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「により前項」を「により同項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第四項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第六項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第八項、第九項及び第十一項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十六条の十三第七項及び第八項を削り、同条第九項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度に、当該特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の十三第十項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十七条の二第一項中「又は第二項」を「、第二項及び第六項」に改め、同条第四項中「特例）」と」の下に「、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「同条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及

び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を加える。

第六十七条の四第六項中「（第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第八項中「当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を削り、「第四項に」を「同項に」に改め、同条第十項及び第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）」を削る。

第六十七条の六第一項中「基準日以前」を「日をいう」に、「基準日（を「日をいい、」に、「あつては、」を「あつては」に、「）以前」を「とする」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七条の七第一項中「第二十三条第七項」を「第二十三条第六項」に改める。

第六十七条の八第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「完全子法人株式等、関連法人株式等」を「関連法人株式等、完全子法人株式等」に改める。

第六十七条の十二第三項第四号中「直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）」を「前事業年度」に改め、「（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額を含む。）」を削り、「（連結事業年度等」を「（前事業年度等」に改め、「（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結組合等損失超過額）」及び「同条第一項の規定の適用を受けた連結事業年度」を削り、「から前事業年度等」を「から前事業年度」に改め、「（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出」を削り、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、「（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」を削り、「前項の規定により前事業年度等」を「前項の規定により前事業年度」に改め、「（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十七条の十三第三項中「直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を「前事業年度」に改め、「（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額）及び「同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。」を削り、「から前事業年度等」を「から前事業年度」に改め、「（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出」を削り、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、「（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」を削り、「前項の規定により前事業年度等」を「前項の規定により前事業年度」に改め、「（第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改める。

第六十七条の十五第二項の表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改める。

第六十七条の十六第四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第六十七条の十八第四項中「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度の」に改める。

第六十八条第一項中「同条第五項中「」を「同条第十二項中「第四項、第七項及び」に改める。

第六十八条の二の三第一項及び第二項並びに第六十八条の三第三項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改める。

第六十八条の三の二第一項中「第四条の七に」を「第四条の三に」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第四条の三第一項の項中「第四条の七第一号」を「第四条の三に」に改め、同表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改める。

第六十八条の三の三第一項中「第四条の七に」を「第四条の三に」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第四条の三第一項の項中「第四条の七第一号」を「第四条の三に」に改め、同表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八条の四中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「第十九条の二第二項」を「第十九条の三第二項」に改め、「（次節から第二十五節までを除く。）」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、「（第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。）」を削り、「同項において同じ。）、同法第六十八条の四（に、「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、「（第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）」を削る。

第六十八条の五中「第八条又は第十条の二」を「第七条又は第九条」に改める。

第六十八条の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。

第九十三条第一項第二号中「、同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第

三項及び第六項において準用する場合」を削り、「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同項第四号中「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第四項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同表の市町村の項中「、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十七条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第十四条第一項中「若しくは各連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この章において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第二項第二号中「又は第六十八条の八十八第二項」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十条第一項中「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額（同号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二条第三項において同じ。）」を削り、「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額に係る」を「に係る」に改める。

第三十一条第三項中「又は各連結事業年度」及び「又は同法第八十一条の十五」を削る。

第三十二条第一項中「若しくは同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「、第六十七条の十八第一項、第六十八条の八十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第一項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、同条第二項中「若しくは内国法人」を「、内国法人」に改め、「、各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは各連結事業年度の同法第八十二条の十五第一項に規定する連結国外所得金額」及び「、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第四項中「又は連結所得の金額」を削り、同条第五項中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、「、同表法人税法第八十二条の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等実施特例法」と」を削る。

第三十三条第三項中「第九十三条第二項」を「第九十五条」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十五条中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第三十六条第一項中「又は第六十八条の八十八第一項」及び「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」を削り、「同法第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」を「同項第三号」に改め、「（当該法人が連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この章において同じ。）である場合には、当該連結法人に係る連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「（国税通則法）を「（同法）」に改める。

第三十七条第一項中「、第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第一項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第六十八条の八十八第一項」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは同法第六十六条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項第一号」を削り、「第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」とあるのは「を「同項第三号」とあるのは「同法」に改め、「若しくは同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項第三号」を削る。

第四十一条の二第一項中「第十条の五第七項第一号」を「第十条の五第八項第一号」に改め、「でその」の下に「営業所等（」を、「営業所等」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、「同項第三号」を「租税条約等実施特例法第十条の五第八項第三号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号」を「第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項第二号中「第十条の五第七項第四号」を「第十条の五第八項第四号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の五の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十七条第一項第一号中「の事項」の下に「若しくは同条第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為若しくは同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことに係る事項」を加え、同項第二号及び第三号中「第四十一条の二第六項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法

人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第九条」を「第八条」に改める。

第七条第一項中「、各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第二項中「若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、「若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎」を「を基礎」に改め、同条第三項中「又は連結所得の金額」、「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」、「又は連結所得等の金額」及び「及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額」を削り、同条第四項中「第八十条の二」を削り、同項の表法人税法第八十条の二の項中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、同表法人税法第八十二条の項を削る。

第九条第一項中「第十条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改める。

第十条の五第一項中「が特定組合員」を「が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。）」に、「特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合」を「特定組合員等に係る第八項第六号イからハまでに掲げるもの」に、「第十条の七まで」を「この条、次条及び第十条の八」に改め、同条第二項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第十条の七第一項」を「並びに第十条の八第一項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他」を「その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の」に、「第十条の七まで」を「この条、次条及び第十条の八」に、「該当することとなつた日（当該各号に定める」を「異動を生じた日（その異動を生じた」に、「該当することとなつたこと」を「異動を生じたこと」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に、「当該各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「その異動を生じた」に改め、同項各号を削り、同条第六項を次のように改める。

6　報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は第四項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得の日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあつては、政令で定める日）までに、当該届出書等を提出した者に対し第四項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

第十条の五第十項中「第八項」を「第九項及び第十項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　特定取引を行つたとみられる者（報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該特定取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定取引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の八までの規定を適用する。

第十条の五第七項中「第十条の七」を「第十条の八」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　特定組合員等　次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ　組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合　組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ロ　イに掲げる組合に準ずる事業体　特定取引を当該事業体の業務として行う者

ハ　信託　信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの

第十条の五第七項第七号を削り、同項第八号中「者の」を「ものの」に改め、同号イ中「。ロ」を「。ハ」に、「法人（組合契約によつて成立する組合を含む。）」を「法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「内国法人」を「法人等（イ及びロに掲げるもの並びに信託を除く。）」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げるもの、内国法人及び信託を除く。）　当該外国

第十条の五第七項第八号を同項第七号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日の」とあるのは「次項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の」と、「取得の日から」とあるのは「該当することとなつた日から」と、「日（当該」とあるのは「日（当該」と、「当該届出書等を提出した者に対し第四項」とあるのは「第二項の特定取引を行つた者に対し第三項」と、「異動届出書の提出の」とあるのは「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替えるものとする。

一　特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

二　第二項又はこの項において準用する前項

の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項（居住地国を除く。）に相当する事項として総務省令、財務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。

三　第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したときその他政令で定める場合

第十条の六第一項中「所在地」を「所在地及び」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、「次条第一項」を「第十条の八第一項」に、「及び当該」を「、当該」に、「及び第十条の八」を「、次条及び第十条の九」に改め、同条第二項第一号中「租税条約等の」を削り、「組合契約によつて成立する組合の特定組合員」を「前条第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等」に改める。

第十条の九を第十条の十とし、第十条の八を第十条の九とする。

第十条の七第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「場合に」を「場合又は同条第六項の規定による要求をした場合に」に改め、同条を第十条の八とする。

第十条の六の次に次の一条を加える。

（報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例）

第十条の七　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

2　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

第十三条第四項第一号及び第二号中「第十条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改め、同項第三号中「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、「記載」の下に「をし、若しくは特定行為（第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る記載」を加え、「同条第八項」を「第十条の五第九項」に、「事項」を「事項若しくは特定行為に係る事項」に、「同条第七項第八号イ」を「同条第八項第七号イ又は口」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に、「その締結している同項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第八号」を「当該特定組合員等が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号」に改め、「同号イ」の下に「又は口」を加え、同項第四号中「の事項」の下に「若しくは特定行為に係る事項」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第十一条第四項において準用する国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者

第十三条第五項中「前各項」の下に「（前項第五号を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十九条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第三号中「四十八年」を「五十年」に改める。

第八十二条中「四十九年」を「五十年」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「供されるものをいう。」の下に「第六条第七項及び」を加える。

第五条第一項中「除く」の下に「。次条第七項において同じ」を加え、同項ただし書中「の間」を削り、「同項第四十二号」を「同法第二条第一項第四十二号」に改め、同条第二項中「国外財産」を「前項に定めるもののほか、国外財産」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相続の開始の日の属する年（以下この項、次条及び第六条の二第二項において「相続開始年」という。）の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する相続人（遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者を含む。次条及び第六条の二第二項において同じ。）は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。）を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「国外財産を」とあるのは、「国外財産（次項に規定する相続国外財産（同項に規定する相続開始年に取得したものに限る。）を除く。）を」とする。

第六条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「に関し」を「又は国外財産に対する相続税に関し」に、「前条第一項の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）は、同法第六十五条又は第六十六条」を「次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これら」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がない場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

二　提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がない場合（当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。）

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一　前項の修正申告等が所得税に関するものである場合　当該修正申告等に係る年分の国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあっては、当該年分の前年分の国外財産調書）

二　前項の修正申告等が相続税に関するものである場合　次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ　当該相続税に係る被相続人（遺贈をした者を含む。イ及び第四項第二号イにおいて同じ。）の相続開始年の前年分の国外財産調書（被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）

ロ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

第六条第五項中「前二項」を「第二項及び第四項から前項まで」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7　国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある居住者が、当該修正申告等があった日前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員から第二項又は第四項に規定する国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から六十日を超えない範囲内においてその提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出をしなかったとき（当該居住者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における第一項又は第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定は、適用しない。

二　第三項中「百分の五」とあるのは「百分の十（第一号に掲げる場合に該当することにつき同号の国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）」とあるのは「場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）」と、同項第二号中「場合（当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）には、百分の五）」とあるのは「場合」と、同項第三号中「含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。」とあるのは「含む。」とする。

第六条第四項中「前条第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一　前項の修正申告等が所得税に関するものである場合　当該修正申告等に係る年分の国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあっては、当該年分の前年分の国外財産調書）

二　前項の修正申告等が相続税に関するものである場合　次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ　当該相続税に係る被相続人（遺贈をした者を含む。イ及び第四項第二号イにおいて同じ。）の相続開始年の前年分の国外財産調書（被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）

ロ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

第六条第五項中「前二項」を「第二項及び第四項から前項まで」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7　国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある居住者が、当該修正申告等があった日前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員から第二項又は第四項に規定する国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から六十日を超えない範囲内においてその提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出をしなかったとき（当該居住者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における第一項又は第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定は、適用しない。

二　第三項中「百分の五」とあるのは「百分の十（第一号に掲げる場合に該当することにつき同号の国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）」とあるのは「場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合又は第二号に掲げる場合のうち同号の国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）には、百分の五）」と、同項第一号中「場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二

む。）の規定の」に、「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相続開始年の年分の前項各号に掲げる申告書に記載すべき総所得金額及び山林所得金額の合計額が二千万円を超え、かつ、相続開始年の十二月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産を有する相続人は、相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（次条第二項において「相続財産債務」という。）を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「の財産」とあるのは「の財産（相続又は遺贈により取得した財産（相続の開始の日の属する年に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）」と、「権利をいう。次項及び次条第二項第一号において同じ。」とあるのは「権利をいい、相続又は遺贈により取得した財産を除く。」とする。

第六条の三第一項中「の規定は」を「及び第二項の規定は」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「及び次項」を「及び次項第二号」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）」に、「前条第一項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）」を「次に掲げる場合のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がない場合（当該財産債務調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続財産債務を有する者（その価額の合計額が三億円以上の財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のもの又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

二　提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての記載がない場合（当該財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続財産債務についての記載がない場合（当該相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。）

第六条の三第三項中「第六条第三項から第五項まで」を「第六条第六項及び第八項」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第一号中「の規定」を「及び法人税法第六十四条の九第三項第二号ロ（通算承認）の規定」に、「同号」を「所得税法第百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び」を削り、「同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の三第一項、第十条の五第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第十一条の五第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第七項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第十三条第五項各号中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第十三条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

第十七条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第七項」を「第六十六条の七第八項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第十七条の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項及び第十八条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十八条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第七項」を「第六十六条の七第八項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第十八条の九第二項及び第十九条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一

日」に改め、同条第十五項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改める。

第二十五条の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項及び第二十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十六条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の五第一項中「まで」を削る。

第二十六条の八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の九第二項及び第二十七条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十八条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十九条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十条の二第一項及び第四十条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十条の四中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条の三、第四十一条の四、第四十三条の二第一項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条第一項並びに第五十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項」を削り、同項第十一号から第十三号までを削り、同項第十三号の三を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　通算子法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

十五　内国法人　法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

十六　通算親法人　法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

十六の二　通算法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

十六の三　通算完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十六の四　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第二条第三項第三十四号から第三十六号までを削る。

第八条第二項中「もの（租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第十七条第一項中「及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に、「第五十九条第二項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は」を「第五十九条第二項中「規定する政令で定める事実」とあるのは「規定する政令で定める事実若しくは」に、「と、同項第三号中」を「と、」に、「以下この号において同じ。）又は」を「第三号及び次項において同じ。）」に、「以下この号において同じ。）」を「同号及び次項において同じ。）」と、同項第一号及び第二号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」と、同条第三項中「準ずる政令で定める事実」とあるのは「準ずる政令で定める事実又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実」と、同項各号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」に改め、同条第二項中「法人税法第五十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「、第五十八条」を削り、「第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を」を「第五十七条第五項中「第五十九条第一項、第二項」とあるのは「第五十九条第一項、第二項（」に、「の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「第五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第五十九条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の第五十九条第一項」と、同法第五十八条第三項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「次条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」を「」と、「同条第四項」に、「の次条第一項」を「第五十九条第四項」に改め、「（同条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十七条の二第二項中「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第四項」に、「これら」を「これ」に、「並びに同法第四十二条の四第八項第二号イ」を「及び同法第四十二条の四第十九項第二号イ」に改め、同条第四項第三号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）及び（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この号において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事

業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあっては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、同条第十項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。）」を削り、同条第十二項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第六十六条の七第八項」を「第六十六条の七第七項」に、「第六十六条の九の三第七項」を「第六十六条の九の三第六項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の二第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第七項中「、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と、同条第十二項第二号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第十三項中「第十八条の六第一項」を「第十八条の六第一項前段」に、「第十八条の六第一項」を「第十八条の六第一項前段」に改め、同条第十四項第三号中「第十八条の六第一項」に改め、同条第十六項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の三第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度における第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と、同条第十二項第二号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第十三項中「第十八条の六第一項」を「第十八条の六第一項前段」に、「第十八条の六第一項」を「第十八条の六第一項前段」に改め、同条第十四項第三号中「第十八条の六第一項」に改め、同条第十六項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の二第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の三第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の四第一項中「第四項を除き、」を削り、「「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「該当する」を「該当する」に改め、「、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の八第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の八第一項各号」と」を削る。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第十七条の四の二　内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額があるときは、当該適用事業年度に係る租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の四の二第一項各号に掲げる規定を含む。）」と、「各事業年度（」とあるのは「各事業年度（同条第一項各号に掲げる規定にあっては同項に規定する調整事業年度に該当する各事業年度を含む。）」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「次の各号に定める金額

（震災特例法第十七条の四の二第一項各号に定める金額を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人のこれらの規定」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項第一号イ」とあるのは「前項第一号イ又は同条第一項第一号イ」と、「事由該当通算法人の同項」とあるのは「事由該当通算法人の前項又は同条第一項」とする。

一　第十七条の二第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の四第一項の内国法人の当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。以下この項において同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が一号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二　第十七条の二の二第二項又は第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から二号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が二号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三　第十七条の二の三第二項又は第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から三号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち三号控除済額（当該内国法人の三号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が三号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

四　第十七条の三第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から四号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち四号控除済額（当該内国法人の四号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が四号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち四号控除済額に達するまでの金額

五　第十七条の三の二第一項の規定　次に掲

げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から五号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の二第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち五号控除済額（当該内国法人の五号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が五号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち五号控除済額に達するまでの金額

六　第十七条の三の三第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から六号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち六号控除済額（当該内国法人の六号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が六号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち六号控除済額に達するまでの金額

2　前項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における同条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同条第六項中「」の規定及び第一項」とあるのは「」の規定及び第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「とし、法人税法」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」及び「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあっては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあっては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第二十六条の二第一項の規定）を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、同項第三号中「（当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度）」を削り、同条第二項第二号ハ中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同項第五号イ中「当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度。」を削り、同条第三項中「（第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の第一項」を「の同項」に改め、「その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に改め、「（当該法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額（以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。）がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第七項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第八項前段に規定する場合を除

く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第八項中「又は第二十六条の三第八項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第八項」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の三第十項」及び「（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十項」を削る。

第十八条の四第一項中「連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、「前条第一項に」を「同項に」に改め、同項第一号中「前事業年度等（前条第三項に規定する前事業年度等をいう。以下この号において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第二十六条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第三項又は」を「同条第三項又は」に、「（第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「（その積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度）」、「（その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度においては、連結確定申告書）」及び「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を有する法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度においては、確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合）」を削り、同項ただし書中「（これらの添付がない連結確定申告書を含む。）」を削る。

第十八条の五第一項を次のように改める。

法人の有する減価償却資産で第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定又は震災特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」と、同条第二項中「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

第十八条の八第二項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「基準事業年度等に」を「基準事業年度に」に改め、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十二項中「又は第二十六条の八第十一項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十一項」を削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格分割

改め、「又は同条第十四項」を削り、同条第十七項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。)」を削る。

第十九条第一項中「期間に」を「期間(通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)に」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産(以下この項において「連結買換資産」という。)を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(第一項の表」を「(同表」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十一項中「連結事業年度において第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。)」及び「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(第一項の表」を「(同表」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第八項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十二項中「(連結買換資産を含む。)」を削る。

第二十条第四項中「第二十八条第五項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第六項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二十八条第一項の規定により設けている特別勘定の金額)」を削り、同条第七項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十条第十二項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第十四項中「(連結事業年度において第二十八条第八項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第七項」を「が、同項」に、「第二十八条第八項に規定する買換資産(以下この項において「連結買換資産」という。)を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(前条第一項の表」を「(同表」に、「若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、同条第十八項中「(連結買換資産を含む。)」を削る。

第二十三条を削る。

第二十二条の二中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「次条」を「第三十一条」に、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条から第三十条までを次のように改める。

第二十四条から第三十条まで　削除

第三十一条の二を削る。

第三十二条中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

第三十二条中「及び第二十七条から第二十九条まで」を削る。

第三十三条第一項中「又は第二十三条第四項」及び「(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三項において同じ。)」を削る。

(平成十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条　所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項中「連結事業年度」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」に改め、同項の表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項 第二号	が連結事業年度	が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）
	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十七第一項

附則第三十四条第二項の表第七項及び第八項の項中「及び第八項」を削り、同項の次に次のように加える。

第八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第三十四条第二項の表第十三項の項中「

第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

」を

第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第十一項
第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

」に、「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同表第十五項の項中「

第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

」を

第五十五条第十五項	令和二年旧措置法第五十五条第十五項
第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

」に改め、同表第十七項の項中

第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

」を

第五十五条第十九項	令和二年旧措置法第五十五条第十九項
第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

に改める。

（平成十八年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十五条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条第五項の表第一項の表の第二号の項の次に次のように加える。

第二項	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に
第一号		
ロ		

附則第百九条第五項の表第四項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が

により、当該	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
場合を含む。）	場合に

附則第百九条第五項の表第十一項の項中「第六十八条の四十五第一項」を「第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」に、「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項」を「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」に改め、同表第十三項の項中「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十一項　第五十五条の六第二項」に、「第五十五条第十一項　第五十五条の六第二項」を「第五十五条第十一項　第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」に改め、同表第十五項の項中「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」に改める。

（平成二十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条第一項の表第三項の項の前に次のように加える。

第二項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に
第一号	
ロ	

附則第四十一条第一項の表第六項及び第七項の項中「及び第七項」を削り、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第四十一条第一項の表第十一項の項中「第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」に、「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」に、「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」に改め、同表第十三項の項中「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」を「第五十五条第十一項　令和二年旧措置法第五十五条第十一項　第六十八条の四十五第一項　旧効力措置法第六十八条の四十五第一項」に、「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」に改め、同表第十五項の項中「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」を「第五十五条の六第二項　旧効力単体措置法第五十五条の六第二項」に改める。

十九項前段	令和二年旧措置法第五十五条第十九項前段
六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

に改める。

附則第百四条第一項中「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第一項の表第三項の項の前に次のように加える。

第二項　連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律
第一号　　号）第十六条の規定による改正前の租税特別	
ロ　　措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に	

附則第六十五条第一項の表第四項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（により、当該場合を含む。）	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が連結事業年度に該当しない場合において、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む場合に

附則第六十五条第一項の表第十一項の項中「

第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八

」を「

第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第
第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十

」に、「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同表第十三項の項中「

第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

」を「

第五	
第五	

」に改め、同表第十五条第十五項前段

十五条の六第二項	令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段
	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

」に改め、同表第十五項の項中「

第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

」を「

第五十五条第十九項前段	令和二年旧措置法第五十五条第十九項前段
第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

」に改め、同条第二項中「が連結事業年度」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（第九項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」に、「同条第三項」を「旧租税特別措置法第五十七条の八第三項」に改め、同条第六項中「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（を「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が」に、「により、当該」を「により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む」に、「場合を含む。）」を「場合に」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第九項中「連結法人」を「令和二年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（以下この条において「連結法人」という。）」に改める。

（平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中消費税法第三十条第九項第一号の次に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十条第十項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第五条中消費税法第三十二条の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十条中租税特別措置法第八十六条の五の改正規定を次のように改める。

第八十六条の五第十三項中「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

13　被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいい、その課税期間に係る同法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第十五条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるのは「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

14　前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「のその」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替えるものとする。

15　消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失つたときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

附則第一条第七号の二中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第七号の三中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第八号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同号イ中「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改める。

附則第二十八条並びに第三十条第一項及び第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第三十二条第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第三十五条第一項、第三十六条及び第三十七条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

附則第三十八条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等（を「元年軽減対象資産の譲渡等」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等の」を「元年軽減対象資産の譲渡等の」に、「（三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「（元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等を」を「元年軽減対象資産の譲渡等を」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等の」を「元年軽減対象資産の譲渡等の」に、「（三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「（元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第四項、第五項ただし書及び第六項ただし書中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第三十九条第一項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等を」を「元年軽減対象資産の譲渡等を」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第四十条第一項及び第三項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

附則第四十四条第一項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改め、同条第二項及び第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第四項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、「第十二条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

附則第四十五条の見出し中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第一項中「平成三十五年九月一日」を「令和五年九月一日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第四十六条の見出し中「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改め、同条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第四十七条から第四十九条までの規定、附則第五十条第一項から第四項までの規定及び附則第五十一条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第五十二条第一項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改める。

附則第九十三条第二項中「連結事業年度」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」に改め、同項の表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項第二号	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に
	第六十八条の四十八第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十八第一項

附則第九十三条第二項の表第三項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四十八第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第九十三条第二項の表第十二項の項中「

第六十八条の四十八第一項	旧効力措置法第六十八
第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第
第六十八条の四十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四十

」を「

条の四十八第一項

」に、「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同表第十四項の項中「

第五十六条第一項

」を「

第五十五条第十五項
第五十六条第一項

」に改め、同表第十六項の項中「

第五

」を「

令和二年旧措置法第五十五条第十五項
旧効力単体措置法第五十六条第一項

」に改め、同表第十六項の項中「

第五十五条第
第五十六条第

」を「

令和二年旧措置法第五十五条第十九項
旧効力単体措置法第五十六条第一項

」に改める。

附則第百二十八条の二中「第八十六条の五第十一項」を「第八十六条の五第十三項」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に、「第八十六条の五第十二項」を「第八十六条の五第十四項」に改める。

附則第百五十三条中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附則第百六十条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成二十九年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十九条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第七条第二項中「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第五十八条第二項並びに第百二十三条第四項及び第五項において同じ。）」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第三十四条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第三十五条第三項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年十月一日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「（同法）」を「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第八条の規定による改正前の酒税法」に、「係る同法」

を「係る酒税法」に改め、同条第二項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十八条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十九条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第四項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第七項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第十五項中「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第十九項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改め、同条第二十項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改め、同条第二十一項中「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に改め、同条第二十三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改め、同条第二十五項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に、「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に、「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に改める。

附則第三十九条第二項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第三項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第三項」に、「新所得税法第百二十条第四項」を「所得税法第百二十条第四項」に、「記載した新所得税法」を「記載した同法」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項」に、「新所得税法第百二十条第五項」を「所得税法第百二十条第五項」に改める。

附則第六十八条中「同条第三項中」の下に「(連結事業年度」とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)」と、」を加え、「、第六項及び第十項」を「中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、同条第六項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(とあるのは「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日)を含む」と、「場合を含む。)」とあるのは「場合に」と、同条第十項」に改める。

附則第六十九条第九項中「から旧租税特別措置法第六十五条の九まで」を「並びに旧租税特別措置法第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「おいて」を「同条第四項中「連結事業年度において」に、「とあるのは「おいて」を「とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条及び次条において「連結事業年度」という。)において」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」を「令和六年十二月三十一日」に、「から第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「おいて」を「おいて第六十八条の七十八第一項」とあるのは「おいて」を「同条第四項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条及び次条において「連結事業年度」という。)において」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第六十五条の八第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第六十九条第十項の次に次の一項を加える。

11　第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第六十五条の八第一項の特別勘定(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(第十三項において「連結事業年度」という。)において設けた附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人

税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第八十四条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第九十一条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第百二十一条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第百二十三条第一項及び第二項中「平成三十一年八月」を「令和元年八月」に改め、同条第三項中「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

附則第百四十二条中「平成三十二年十月一日、平成三十五年十月一日及び平成三十八年十月一日」を「令和二年十月一日、令和五年十月一日及び令和八年十月一日」に改める。

（平成三十年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の二の二に一項を加える改正規定中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第八十七条第一項に表を加える改正規定中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第一条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第八十一条までにおいて同じ。）」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成四十二年まで」を「令和十二年まで」に、「平成三十四年分」を「令和四年分」に、「平成三十五年分」を「令和五年分」に、「平成三十六年分」を「令和六年分」に、「平成三十七年分」を「令和七年分」に、「平成三十八年分」を「令和八年分」に、「平成三十九年分」を「令和九年分」に、「平成四十年分」を「令和十年分」に、「平成四十一年分」を「令和十一年分」に、「平成四十二年分」を「令和十二年分」に改め、同条第二項中「平成四十二年分」を「令和十二年分」に、「平成四十三年分」を「令和十三年分」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同条第二項第一号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第二号中「平成三十五年」を「令和五年」に、「平成三十六年」を「令和六年」に改める。

附則第九条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十条及び第十二条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十三条から第十五条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十六条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十八条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二十三条第一項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「平成四十一年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十二年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則第二十八条第一項中「新法人税法」を「法人税法」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第六十三条（を」を「第六十三条第一項、第四項から第六項まで及び第九項（に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法人税法第六十三条第四項中「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。）」と、「連結所得」とあるのは「連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。）」と、同条第五項中「第六十一条の十三第一項」とあるのは「第六十一条の十一第一項」とする。

附則第二十八条第二項中「第一号及び次項」を「以下この条」に、「同日前に開始した各連結事業年度の連結所得」を「同日前に開始した各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第一号中「（新法人税法」を「（法人税法」に、「について新法人税法」を「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）について同法」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「新法人税法」を「法人税法」に改め、同条第七項中「の規定」を「及び前項の規定」に改め、同項を同

条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち旧効力法人税法第六十三条第四項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において旧効力法人税法第六十三条第一項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

附則第三十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十六条及び第三十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十九条及び第四十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十二条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十三条第四項中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第四十四条第一項中「第六項」を「第七項」に、「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この条」に改め、同条第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等（第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなった場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

附則第四十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十七条第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十四年九月三十日」を「令和四年九月三十日」に改める。

附則第四十八条第一項第一号中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同項第二号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則第四十九条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第五十条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第五十一条第九項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第十項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十五条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第六項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第七項中「同年分」を「令和元年分」に改める。

附則第五十六条から第六十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第六十四条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第八十四条第一項において同じ。）」に改める。

附則第六十五条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六十七条第二項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第七十条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第七十二条中「平成三十二年分」を「令和

二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七十八条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第七十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第八十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十一条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十四条第一項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第八十五条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第八十七条第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第八十九条第三項中「新租税特別措置法第六十六条の七第九項」を「租税特別措置法第六十六条の七第十項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改め、同条第五項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

附則第九十八条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第九十九条及び第百一条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第百二条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百三条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「（新租税特別措置法」を「（同法」に、「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に改める。

附則第百五条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

附則第百六条第二項及び第百十三条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第百十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十六条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第百十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十八条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第百二十一条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十二条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第百二十三条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百二十四条第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百二十五条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十六条第一項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第百三十一条第一項中「平成三十三年九月三十日までの」を「令和三年九月三十日までの」に改め、同項の表平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日までの項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同表平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

（平成三十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定中「同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項」を「同条第二十八項」に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の二の改正規定中「、同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め」を削る。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十条の三の三第十九項の改正規定中「」を「第二十二項の」を「規定により読み替えて適用される国税通則法」を「第二十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法」に改め、同条第十六項の改正規定中「改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」を「、「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に、「同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」を「同条第二十二項」を「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「第四十条の三の三第十六項の」を「第四十条の三の三第二十二項の」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同法第四十条の三の三第二十二項」に改め、「、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」と」を削り、「第四十条の三の三第十六項」とする」を「第四十条の三の三第二十二項」とする」に改める。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項の改正規定中「改め」を「、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十二項」に改め、同表第四十条の三の三第十六項の項の改正規定中

	「及び租税特別措置法
	及び同条第二十二項

及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項	を

十九の五第十三項（国外所得金額）において準用する同法第四十条の三の三第二十二項の二十二項（	に改める。

十一条の十九の五第十三項において準用する同法	を

税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法	に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第八十八条の八第一項の改正規定中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第四号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十一号中「平成三十四年四月一日」に改め、同号ロ中「、同条第二十八項の改正規定」及び「、同条第十八項の改正規定」を削り、「第三項及び第四項、第三十八条第一項から第三項まで」を「第三十八条第一項及び第二項」に改め、同条第十二号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第三条中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）」に改める。

附則第五条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第九条から第十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項から第三項までの規定中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十四条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項及び第四項を削る。

附則第三十八条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、「以後に」の下に「同条第二十項に規定する」を、「同日前に」の下に「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する」を加え、「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十二条第一項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改め、同条第二項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に改める。

附則第四十三条第一項及び第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四十四条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十五条中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十二条第五項中「同条第二項中」の下に「事業年度が」とあるのは「事業年度が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する」と、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第五十三条中「同条第二項中」の下に「が連結事業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）

と、」を加え、「、同条第七項」を「、「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項」に、「とする」を「と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定（とあるのは「規定（令和二年旧措置法」とする」に改める。

附則第五十四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条、第五十七条及び第六十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第七十一条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第七十三条、第七十四条及び第七十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第十二項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八十条及び第八十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第八十三条中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改める。

附則第八十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第百十条のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九年」を「五十年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和二年十月一日

イ　第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定（第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る。）並びに附則第四十四条の規定

ロ　第九条中たばこ税法第十条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第百十条及び第百四十条の規定

二　次に掲げる規定　令和三年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十四条第一項第二号の改正規定、同法第百九十五条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の六第一項の改正規定（同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十一条に六項を加える改正規定並びに同法別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の改正規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第一項及び第二項並びに第十条の規定

ロ　第十四条の規定（同条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定を除く。）及び附則第五十三条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第百十一条、第百四十四条並びに第百四十九条の規定

ニ　第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第百三十一条第一項の規定

ホ　第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

ヘ　第二十二条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三に後段を加える改正規定

三　次に掲げる規定　令和三年四月一日

イ　第八条中酒税法第七条の改正規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法（を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七

条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定

四　次に掲げる規定　令和四年一月一日

イ　第一条中所得税法第六十七条(見出しを含む。)の改正規定、同法第百二十条第四項第二号の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定並びに附則第五条、第七条第二項及び第三項並びに第十一条の規定

ロ　第六条中消費税法第十八条(見出しを含む。)の改正規定及び附則第四十三条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一条の二十一第十一項第二十四号の改正規定

ニ　第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十条の七第一項の改正規定並びに附則第百三十二条第二項から第四項までの規定

五　次に掲げる規定　令和四年四月一日

イ　第二条の規定及び附則第十三条の規定

ロ　第三条の規定(同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第百四十三条、第百五十条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第百五十一条から第百五十六条まで、第百五十九条から第百六十二条まで、第百六十三条(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限る。)、第百六十四条、第百六十五条及び第百六十七条の規定

ハ　第四条の規定(同条中地方法人税法第二十六条第二項の改正規定を除く。)及び附則第三十八条から第四十条までの規定

ニ　第五条中相続税法第六十四条第五項の改正規定

ホ　第七条の規定及び附則第四十七条の規定

ヘ　第十三条の規定(同条中国税通則法第四十六条第六項の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「(定義)」を削る部分に限る。)、同法第七十二条第一項の改正規定及び同法第七十四条の十一第一項の改正規定を除く。)

ト　第十四条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定

チ　第十五条中租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。)並びに附則第六十八条第七項及び第八項並びに第八十七条第二項の規定

リ　第十六条の規定並びに附則第百十二条から第百三十条まで、第百四十一条、第百四十七条、第百五十条(地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。)、第百五十八条及び第百六十六条の規定

ヌ　第十七条の規定(同条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定及び同法第四十七条の改正規定を除く。)

ル　第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定

ヲ　第二十一条の規定

ワ　第二十三条の規定及び附則第百三十六条の規定

カ　第二十四条の規定

ヨ　第二十五条の規定

タ　第二十六条中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十一条第一項の表の改正規定

レ　第二十七条の規定

ソ　第二十八条中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十三条第二項の改正規定

ツ　第二十九条中所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十八条の改正規定及び同法附則第六十九条の改正規定(同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める部分を除く。)並びに附則第百三十七条の規定

ネ　第三十条中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十八条の改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第四十四条の改正規定(同条第一項に係る部分(「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。)及び同条第三項に係る部分を除く。)及び同法附則第八十九条第五項の改正規定並びに附則第百三十八条第一項から第四項までの規定

ナ　第三十一条中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定

六　第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の二の改正規定、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百九十四条の改正規定(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、同法第百九十五条第一項第四号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第二百三条の六第一項第六号の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条、第七条第一項、第八条第八項及び第九条第三項の規定　令和五年一月一日

七　第三条中法人税法第五十四条第一項の改正規定及び附則第十九条の規定　会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日

八　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える部分に限る。)、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定(「及び第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改める部分に限る。)、同法第三十五条の二に見出しを付する改正規定、同法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第三十七条の五第一項の改正規定及び同法第三十七条の六第一項の改正規定並びに附則第百五十七条の規定　令和二年七月一日又は土地基本法等の一部を改正する法律(令和二年法律第　号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

九　第十五条中租税特別措置法第十条の五の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定(「第六十八条の十五の五第一項」の

下に「、第六十八条の十五の六の二第一項」を加える部分に限る。）及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六の二」を加える部分に限る。）　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

十　第十五条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三号の改正規定並びに附則第七十二条、第七十三条及び第七十七条の規定　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

十一　第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項第四号の改正規定、同条第五項第二号の改正規定、同法第七十条の四の二第九項に一号を加える改正規定、同法第七十条の六第八項第二号の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第二項に一号を加える改正規定及び同法第八十三条の二の改正規定（「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第百八条の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

十二　第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の二の改正規定（「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める部分に限る。）　道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十二条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（控除対象扶養親族の定義及び扶養控除に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二条第一項（第三十四号の二に係る部分に限る。）並びに第四編第二章第一節、第百九十条及び別表第二から別表第四まで（所得税法第百八十五条第一項第一号に規定する国外居住親族に係る部分に限る。）並びに第二百三条の三（同条第一号ホに規定する国外居住親族に係る部分に限る。）並びに所得税法第八十四条の規定は、令和五年分以後の所得税又は同年一月一日以後に支払を受けるべき同法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下附則第十三条までにおいて「給与等」という。）若しくは同法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この条及び附則第九条において「公的年金等」という。）について適用し、令和四年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき給与等若しくは公的年金等については、なお従前の例による。

（贈与等により取得した資産の取得費等に関する経過措置）

第四条　新所得税法第六十条第二項及び第三項の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第二項に規定する資産を譲渡する場合又は施行日以後に同条第三項に規定する権利が消滅する場合について適用する。

（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）

第五条　新所得税法第六十七条第二項及び第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用する。

（寡婦（寡夫）控除に関する経過措置）

第六条　施行日前に死亡した者、施行日前に令和二年分の所得税につき所得税法第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者（これらの者のうち第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条までにおいて「旧所得税法」という。）第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫（附則第八条において「寡夫」という。）であるものとして旧所得税法第八十一条（第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある者であって、新所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（附則第八条及び第九条において「新所得税法の寡婦」という。）又は同項第三十一号に規定するひとり親（附則第八条及び第九条において「ひとり親」という。）に該当しないこととなるものに限る。）についての旧所得税法第八十一条の規定の適用については、なお従前の例による。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第七条　新所得税法第百二十条第三項（所得税法第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、令和五年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、令和四年分以前の所得税に係る確定申告書については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百二十条第四項（所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3　新所得税法第百二十条第六項（所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

第八条　新所得税法第四編第二章第一節及び別表第二から別表第四まで（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

2　新所得税法第百九十条（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等（第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第百九十条の給与等を含む。）でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3　前項の規定により新所得税法第百九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（旧租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定に該当する寡婦（以下第五項までにおいて「旧租税特別措置法の寡婦」という。）を除く。次項及び第五項に

おいて「旧所得税法の寡婦」という。）若しくは寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって、新所得税法の寡婦又はひとり親に該当しないこととなる者は、新所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日（その支払を受ける日が施行日である場合には、施行日。次項において同じ。）までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第二項の規定により新所得税法第百九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦若しくは寡夫若しくは旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がない旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者又は旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある同項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって、ひとり親に該当することとなる者は、ひとり親に該当するものとして新所得税法第八十一条の規定に準じて計算した同条第二項に規定するひとり親控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、新所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、ひとり親に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出した者は、同条第二号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

5　第二項の規定により新所得税法第百九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって前二項の規定による申告書の提出をしていない者は新所得税法第百九十条第二号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書に新所得税法の寡婦に該当する旨の記載があるものと、寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であって第三項の規定による申告書の提出をしていない者は同号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

6　第三項又は第四項の規定による申告書は旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書とみなして、所得税法（第四編第二章第一節を除く。）その他所得税に関する法令の規定を適用する。

7　新所得税法第百九十四条及び第百九十五条（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書（旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を含む。）及び旧所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

8　新所得税法第百九十四条及び第百九十五条（控除対象扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百三条の三（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等（旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第二百三条の三の公的年金等を含む。）については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条の六（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を含む。）については、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百三条の六（控除対象扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置）

第十条　新所得税法第二百二十一条の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等、所得税法第百九十九条に規定する退職手当等（以下この条及び附則第十三条において「退職手当等」という。）、同法第二百四条第一項に規定する報酬若しくは料金、契約金若しくは賞金（以下この条及び附則第十三条において「報酬等」という。）又は同法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得（給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。以下この条及び附則第十三条において「国内源泉所得」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得については、なお従前の例による。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第二百三十二条第二項及び第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第十二条　施行日前に令和二年分の所得税につき所得税法第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十一

条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置）

第十三条　第二条の規定による改正後の所得税法第二百二十一条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得については、なお従前の例による。

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、第三条の規定（附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）、第四条の規定（同号ハに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の地方法人税法（以下「新地方法人税法」という。）、第十三条の規定（同号ヘに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税通則法、第十四条の規定（同号トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税徴収法、第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「四年新措置法」という。）、第二十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第二十二条において同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2　別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法、第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下「旧地方法人税法」という。）、第十三条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（以下「旧法人税法等」という。）の規定は、なおその効力を有する。

（連結納税の承認の申請に関する経過措置）

第十五条　令和四年四月一日前にされた旧法人税法第四条の三第一項の申請であって、この法律（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）の施行の際、旧法人税法第四条の二の承認又は旧法人税法第四条の三第二項の却下の処分がされていないものは、次項の規定の適用がある場合を除き、新法人税法第六十四条の九第二項の申請とみなす。

2　旧法人税法第四条の三第六項の内国法人の同項に規定する連結申請特例年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度である場合における当該内国法人及び同条第八項の他の内国法人（同条第九項第二号に掲げる法人に限る。）、同条第十項の他の内国法人の同項に規定する完全支配関係を有することとなった日が同月一日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに同条第十一項の他の内国法人（同項第二号に掲げる法人に限る。）の同号に定める日が同月一日前に開始した同条第六項に規定する連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する旧法人税法第四条の二の承認については、なお従前の例による。この場合において、これらの他の内国法人のその承認の効力が生ずる日の前日の属する事業年度（同月一日以後に開始するものに限る。）は、前条第一項に規定する旧事業年度とみなして、旧法人税法第六十一条の十二の規定その他政令で定める規定を適用する。

（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）

第十六条　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人につき旧法人税法第四条の五第一項各号に掲げる事実がある場合における当該連結法人に対する旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

2　次に掲げる事実が生じた場合における旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

一　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人（旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係（旧法人税法第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。第七号において同じ。）が生じたこと。

二　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に連結子法人がなくなったことにより、連結法人が当該連結親法人のみとなったこと。

三　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定

四　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定

五　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係（旧法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）を有しなくなったこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲げる事実に基因するものを除く。）。

六　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人が公益法人等に該当することとなったこと。

七　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと。

3　令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人に対する旧法人税法第四条の五第三項の承認については、なお従前の例による。

（みなし事業年度に関する経過措置）

第十七条　新法人税法第十四条第一項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあっては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における同項の法人の事業年度について適用する。

2　次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が令和四年四月一日前に開始した事業年度の期間（連結子法人にあっては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内の日である場合における旧法人税法第十四条第一項の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一　旧法人税法第十四条第一項第一号の解散　その解散の日

二　旧法人税法第十四条第一項第二号の合併　その合併の日の前日

三　旧法人税法第十四条第一項第三号の最初連結親法人事業年度の開始　その開始の日の前日

四　旧法人税法第十四条第一項第四号の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと　当該開始の日の前日

五　旧法人税法第十四条第一項第五号の申請書の提出　同号の連結申請特例年度開始の日の前日

六　旧法人税法第十四条第一項第六号の完全支配関係を有することとなったこと　同号の連結親法人事業年度開始の日の前日

七　旧法人税法第十四条第一項第七号の完全支配関係を有することとなったこと　同号の連結申請特例年度開始の日の前日

八　旧法人税法第十四条第一項第八号の連結完全支配関係を有しなくなったこと　同号の離脱日の前日

九　旧法人税法第十四条第一項第九号の破産手続開始の決定　その破産手続開始の決定の日

十　旧法人税法第十四条第一項第十号の合併又は残余財産の確定　その合併の日の前日又は残余財産の確定の日

十一　旧法人税法第十四条第一項第十一号の完全支配関係を有することとなったこと　同号の支配日の前日

十二　旧法人税法第十四条第一項第十二号の解散　その解散の日

十三　旧法人税法第十四条第一項第十三号の合併　その合併の日の前日

十四　旧法人税法第十四条第一項第十四号の連結子法人がなくなったこと　同号の離脱日の前日

十五　旧法人税法第十四条第一項第十五号の公益法人等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十六　旧法人税法第十四条第一項第十六号の普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十七　旧法人税法第十四条第一項第十七号の承認を取り消されたこと　同号の取消日の前日

十八　旧法人税法第十四条第一項第十八号の承認を受けたこと　その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日

十九　旧法人税法第十四条第一項第二十一号の残余財産の確定　その残余財産の確定の日

二十　旧法人税法第十四条第一項第二十二号の継続　その継続の日の前日

3　新法人税法第十四条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う新法人税法第十四条第二項の内国法人の事業年度について適用する。

4　新法人税法第十四条第三項の規定は、通算親法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度開始の時又は終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度について適用する。

5　新法人税法第十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は、同条第四項各号又は第五項各号に定める日が通算親法人又は同項第一号に規定する親法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間内の日である場合における同条第四項の内国法人又は同条第五項各号に掲げる内国法人の事業年度について適用する。

6　新法人税法第十四条第七項の規定は、令和四年四月一日以後に開始する同項に規定する期間について適用する。

（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

第十八条　新法人税法第二十六条第三項の規定の適用については、同項に規定する適用事業年度には、旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとする。

（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例に関する経過措置）

第十九条　第三条の規定による改正後の法人税法第五十四条第一項の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をする同項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式について適用し、法人が同日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした第三条の規定による改正前の法人税法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十条　内国法人が、旧法人税法第四条の五第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。以下この項において「承認の取消しの場合」という。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。以下この項において「取りやめの承認の場合」という。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合（以下この項において「連結納税終了の場合」という。）において、当該承認の取消しの場合、当該取りやめの承認の場合又は当該連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（旧法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、新法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日（附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度終了の日）の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

2　新法人税法第五十七条第二項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあっては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の内国法人の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。附則第三十三条及び第三十五条第二項において同じ。）を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして、新法人税法第五十七条第二項及び第三項の規定を適用する。

3　前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の内国法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で新法人税法第五十七条第二項に規定する前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

4　新法人税法第五十七条第一項の内国法人が旧法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における新法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において旧法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

5　第一項又は前項の規定の適用がある場合における新法人税法第五十七条の規定の適用については、同条第二項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の」と、「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、「の規定」とあるのは「）又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と、同条第四項中「（第二項」とあるのは「（第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第八項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は次項」とあるのは「若しくは次項又は同条第四項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

6　第一項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する新法人税法第五十七条第二項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたものに係る同条第一項の規定は、これらの内国法人が第一項の最終の連結事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第二項に規定する合併等事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって欠損金額とみなされた金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を旧法人税法第五十七条第十項に規定する財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

7　内国法人が、附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度（平成三十年四月一日前に開始した連結事業年度に限る。）において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額があるときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第二十二条までにおいて「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度終了の日（附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度開始の日）の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

8　内国法人が附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において同条第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

9　前二項の規定の適用がある場合における平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項から第四項まで、第八項及び第十項の規定の適用については、第七項の規定により同項の内国法人の欠損金額とみなされた金額は同条第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされた金額と、前項の規定によりないものとされた欠損金額は同条第九項の規定によりないものとされた欠損金額と、それぞれみなす。

10　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る新法人税法第五十七条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「第一項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の」と、「第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定」と、同条第七項中「、第二項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項」と、同項第一号中「前十年内事業年度」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項に規定する前九年内事業年度」と、「第二項」とあるのは「同項若しくは同条第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、同条第八項中「おける第一項」とあるのは「おける平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同項第一号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第

六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、「、第一項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「同条第四項、第五項若しくは第九項の規定、第六項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「の規定又は令和二年改正法附則第二十条第八項」と、同項第二号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」とする。

11　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた通算法人の欠損金額については、新法人税法第五十七条第六項から第八項までの規定は、適用しない。

12　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第五十七条第六項から第八項までの規定を適用する。

13　通算親法人が附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされたものであり、かつ、当該通算親法人が令和四年四月一日前に開始した事業年度において旧法人税法第五十七条第十一項第二号イからニまでに掲げる事実が生じたものである場合における当該通算親法人及び他の通算法人に係る新法人税法第五十七条の規定の適用については、同条第十一項第二号中「が内国法人」とあるのは「が内国法人（当該内国法人に係る通算親法人を含む。）」と、「当該内国法人の」とあるのは「その事実が生じた内国法人の」とする。

14　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第五十七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する欠損金額には、前条第一項又は第七項の規定により欠損金額とみなされたもの（新法人税法第五十七条第一項又は平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限る。）を含むものとする。

2　内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であったものは、新法人税法第五十七条の二第一項に規定する欠損等法人（以下この条において「欠損等法人」という。）とみなして、新法人税法第五十七条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める日を新法人税法第五十七条の二第一項に規定する支配日とみなす。

3　欠損等法人（前項の規定により欠損等法人とみなされたものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）と他の法人との間で当該欠損等法人の新法人税法第五十七条の二第一項に規定する該当日（旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）以後に当該欠損等法人を合併法人とする適格合併が行われる場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額（当該適格合併が当該欠損等法人の適用連結事業年度（旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日以後三年を経過する日（その経過する日が旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配日以後五年を経過する日後となる場合にあっては、同日。第五項において「三年経過日」という。）後に行われるものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち、その生じた連結事業年度開始の日が当該適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、前条第二項の規定は、適用しない。

4　新法人税法第五十七条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する該当日には、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日を含むものとする。

5　欠損等法人の新法人税法第五十七条の二第一項に規定する該当日以後に当該欠損等法人との間に新法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち、その生じた連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、前条第二項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

6　欠損等連結法人が旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日以後に前条第一項に規定する承認の取消しの場合若しくは取りやめの承認の場合に該当する場合又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合には、当該欠損等連結法人の適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額については、前条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

7　内国法人と欠損等連結法人との間で当該内国法人を合併法人とする適格合併が行われる場合又は内国法人との間に新法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等連結法人の適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越しに関する経過措置）

第二十二条　法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、同日以後に開始する事業年度については、当該欠損金額が生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付された旧法人税法第五十八条第五項に規定する書類は、新法人税法第五十八条第三項に規定する書類とみなして、新法人税法第五十七条及び第五十八条の規定を適用する。

2　前項に規定する欠損金額について新法人税法第五十七条の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とみなす。

一　旧法人税法第五十八条第一項の規定により損金の額に算入された金額　新法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額

二　旧法人税法第五十八条第二項の規定により同項の内国法人の災害損失欠損金額（同条第一項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この条において同じ。）とみなされた金額　新法人税法第五十七条第二項の規定により同

項の内国法人の欠損金額とみなされた金額
三　旧法人税法第五十八条第三項の規定によりないものとされた災害損失欠損金額　新法人税法第五十七条第五項の規定によりないものとされた欠損金額
3　法人の平成三十年四月一日前に開始した事業年度（青色申告書を提出する事業年度を除く。）において生じた災害損失欠損金額（当該災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に平成二十七年旧法人税法第五十八条第五項に規定する書類の添付がある場合における当該災害損失欠損金額に限る。）がある場合には、令和四年四月一日以後に開始する事業年度については、当該災害損失欠損金額が生じた事業年度は青色申告書を提出する事業年度と、当該災害損失欠損金額に相当する金額は当該事業年度において生じた欠損金額と、それぞれみなして、平成二十七年旧法人税法第五十七条（第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。
4　前項の規定により青色申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額について平成二十七年旧法人税法第五十七条の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とみなす。
一　平成二十七年旧法人税法第五十八条第一項の規定により損金の額に算入された金額　平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額
二　平成二十七年旧法人税法第五十八条第二項の規定により同項の内国法人の災害損失欠損金額とみなされた金額　平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項の規定により同項の内国法人の欠損金額とみなされた金額
三　平成二十七年旧法人税法第五十八条第三項の規定によりないものとされた災害損失欠損金額　平成二十七年旧法人税法第五十七条第五項の規定によりないものとされた欠損金額（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）
第二十三条　新法人税法第五十九条第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する欠損金額には、連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含むものとする。
（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額に関する経過措置）
第二十四条　附則第二十一条第二項の規定により同項に規定する欠損等法人とみなされた同項に規定する欠損等連結法人のうち旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において旧法人税法第六十条の三第一項に規定する評価損資産その他政令で定める資産を有していたものは、新法人税法第六十条の三第一項に規定する欠損等法人とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度は新法人税法第六十条の三第一項に規定する適用事業年度と、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する特定支配日は新法人税法第六十条の三第一項に規定する支配日と、それぞれみなす。
（完全支配関係がある法人の間の取引の損益に関する経過措置）
第二十五条　新法人税法第六十一条の十一第三項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額には、同条第一項に規定する譲渡利益額又は同項に規定する譲渡損失額に相当する金額のうち同条第三項に規定する前日の属する事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を含まないものとする。
2　新法人税法第六十一条の十一第四項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。
3　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人の新法人税法第六十一条の十一第四項に規定する譲渡損益調整額については、同項の規定は、適用しない。
4　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十一条の十一第四項の規定を適用する。
5　新法人税法第六十一条の十一第四項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額には、同条第一項に規定する譲渡利益額又は同項に規定する譲渡損失額に相当する金額のうち同条第三項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額には、同条第一項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち同条第三項に規定する非適格株式交換等事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を含まないものとする。
2　新法人税法第六十三条第四項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。
3　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人の新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十三条第四項の規定を適用する。
4　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十三条第四項の規定を適用する。
5　新法人税法第六十三条第四項の規定の適用については、同項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額には、同条第一項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち同条第三項に規定する前日の属する事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を含まないものとする。
（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）
第二十六条　新法人税法第六十三条第三項の規定

（損益通算の対象となる欠損金額の特例に関する経過措置）

第二十七条　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた通算法人の新法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額については、新法人税法第六十四条の六第一項の規定は、適用しない。

2　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の六第一項の規定を適用する。

（欠損金の通算に関する経過措置）

第二十八条　附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における新法人税法第六十四条の七の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」と、同号イ(2)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」とする。

2　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る新法人税法第六十四条の七の規定の適用については、同条第一項中「第五十七条第一項（」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の」と、同項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「十年前」とあるのは「九年前」と、「親法人十年内事業年度等」とあるのは「親法人九年内事業年度等」と、同項第二号中「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「十年内事業年度」と、同号イ中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、「第五十七条第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」と、同号イ(1)中「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同号イ(2)中「第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第四項、第五項若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第八項若しくは同条第十項の規定により読み替えて適用される第五十七条第六項、第八項若しくは第九項（欠損金の繰越し）」と、同号イ(3)中「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同号ロ及びハ(1)中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同号ハ(2)(i)及び(ii)並びに(3)(i)及び(ii)中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同項第二号中「通算法人の十年内事業年度」とあるのは「通算法人の九年内事業年度」と、同号イ中「十年内事業年度」に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額が」とあるのは「九年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額が」と、「十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額（第五十七条第一項本文」とあるのは「九年内事業年度に係る欠損控除前所得金額（平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項本文」と、同号イ(2)中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同号イ(3)中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、「第五十七条第一項本文」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項本文」と、同号ロ中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同項第四号中「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同号イ中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同条第四項中「十年」とあるのは「九年」と、同項第二号及び同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項」と、同条第四項中「十年」とあるのは「九年」と、「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同条第六項中「又は当該適用事業年度に係る各十年内事業年度」とあるのは「又は当該適用事業年度に係る各九年内事業年度」と、「書類に当該各十年内事業年度」とあるのは「書類に当該各九年内事業年度」と、「、第五十七条第一項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同項第一号中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同項第二号中「場合に第五十七条第一項」とあるのは「場合に平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同号イ中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同号ロ(1)(i)及び(2)(i)中「第五十七条第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同条第六項中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」と、同条第七項第一号中「十年内事業年度」とあるのは「九年内事業年度」とする。

3　次条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人に対する新法人税法第六十四条の七の規定の適用については、同条第二項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、附則第二十条第一項又は第七項の規定により欠損金額とみなされた金額のうち、当該内国法人の連結親法人事業年度が令和四年四月一日前に開始した各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額とする。

4　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の七第二項の規定を適用する。

（通算承認に関する経過措置）

第二十九条　令和四年三月三十一日において連結親法人に該当する内国法人（同日後に附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたもの及び同日の属する連結親法人事業年度の期間内に旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けたもの（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けたものを含む。）を除く。）及び同日の属する連結親法人事業年度終了の日において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同日の翌日において、新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなす。この場合において、その承認は、同日から、その効力を生ずる。

2　連結親法人が令和四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までにこの項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該連結親法人及び当該前日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、前項の規定は、適用しない。

3　前項の規定の適用を受けた法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、新法人税法第六十四条の九第一項第三号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。

4　旧法人税法第四条の五第三項の承認（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。以下この項において「旧承認」という。）を受けた法人でその旧承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、新法人税法第六十四条の九第一項第三号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。

5　旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された法人（附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された法人を含む。）でこれらの承認の取消しの日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、新法人税法第六十四条の九第一項第四号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。

6　次条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、次条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の九第七項、第十項及び第十二項の規定を適用する。

（通算制度の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十条　新法人税法第六十四条の十一第一項及び第六十四条の十二第一項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

2　前条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人については、新法人税法第六十四条の十一第一項の規定は、適用しない。

3　内国法人の令和四年三月三十一日に終了する事業年度において、当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該内国法人を当該各号に定める内国法人とみなして、新法人税法第六十四条の十一第一項の規定を適用することができる。

一　新法人税法第六十四条の十一第一項第一号に掲げる法人に該当しない内国法人（同項に規定する親法人に限る。）　同号に掲げる法人に該当する内国法人

二　新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当する内国法人で旧法人税法第六十一条の十一第一項各号に掲げる法人に該当しないもの　新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当しない内国法人

三　新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当しない内国法人で旧法人税法第六十一条の十一第一項各号に掲げる法人に該当するもの　新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当する内国法人

4　前条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人の株式又は出資については、新法人税法第六十四条の十一第二項の規定は、適用しない。

5　内国法人の令和四年三月三十一日に終了する事業年度において、当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該内国法人を当該各号に定める内国法人とみなして、新法人税法第六十四条の十二第一項の規定を適用することができる。

一　新法人税法第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当する内国法人

二　新法人税法第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しない内国法人で旧法人税法第六十一条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するもの　新法人税法第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当する内国法人

6　旧法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度が令和四年三月三十一日の属する事業年度である場合における同条第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に対する新法人税法第六十四条の十一第一項及び第六十四条の十二第一項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第三十一条　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた通算法人の新法人税法第六十四条の十四第二項に規定する特定資産譲渡等損失額については、同条の規定は、適用しない。

2　前条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の十四の規定を適用する。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第三十二条　内国法人が控除対象外国法人税の額（新法人税法第六十九条第一項に規定する控除

対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる事業年度（令和四年四月一日以後に開始するものに限る。）開始の日前三年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）に連結事業年度に該当するものがある場合において、当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときの新法人税法第六十九条第二項の規定の適用については、その連結控除限度個別帰属額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）とみなし、当該連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなす。

2　新法人税法第六十九条第九項の規定の適用については、同項第一号に規定する被合併法人の合併前三年内事業年度（同号に規定する合併前三年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の控除限度額又は控除対象外国法人税の額には当該合併前三年内事業年度の連結控除限度個別帰属額又は個別控除対象外国法人税の額を含むものとし、同条第九項第二号に規定する分割法人等の分割等前三年内事業年度（同号に規定する分割等前三年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の控除限度額又は控除対象外国法人税の額には当該分割等前三年内事業年度の連結控除限度個別帰属額又は個別控除対象外国法人税の額を含むものとする。

3　新法人税法第六十九条第十一項の規定の適用については、同項に規定する控除限度額とみなされる金額には旧法人税法第八十一条の十五第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額を含むものとし、新法人税法第六十九条第十一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされる金額には旧法人税法第八十一条の十五第五項の規定により前三年内連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額を含むものとする。

4　新法人税法第六十九条第十二項の規定の適用については、同項に規定する適用事業年度には、旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとする。

5　内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法第六十九条第二十四項の規定の適用については、同項中「のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号（定義）に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書」と、「控除対象外国法人税の額を記載した」とあるのは「控除対象外国法人税の額又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額（同条第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）を記載した」と、「は、税務署長」とあるのは「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長」と、「、当該各事業年度の申告書等」とあるのは「、当該各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書」とする。

（中間申告に関する経過措置）

第三十三条　新法人税法第七十一条第一項の普通法人の令和四年四月一日以後に開始する同項に規定する事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合には、その普通法人が提出すべき当該事業年度の中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該前事業年度のその普通法人に係る旧法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額（次項において「連結法人税個別帰属支払額」という。）で新法人税法第七十一条第一項に規定する六月経過日（次項及び第四項において「六月経過日」という。）の前日までに確定した当該前事業年度の連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るものを当該前事業年度の月数で除し、これに新法人税法第七十一条第一項第一号に規定する中間期間の月数を乗じて計算した金額とする。

2　新法人税法第七十一条第一項の場合において、同項の普通法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その普通法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）は、同項及び同条第三項の規定の適用については、当該被合併法人の同条第二項第一号に規定する被合併法人確定法人税額は、当該最も新しい事業年度の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で六月経過日の前日までに確定した当該最も新しい事業年度の連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るものとする。

3　前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の連結事業年度に該当する事業年度の旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が旧法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置）

第三十四条　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人（連結

親法人であったものに限る。以下この条において「移行法人」という。）が令和四年三月三十一日の属する連結事業年度において旧法人税法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けていた場合には、当該移行法人及び当該連結事業年度終了の日において当該移行法人との間に連結完全支配関係があった内国法人（同日の翌日において当該移行法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったものを除く。）は、当該翌日において当該移行法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったものとみなす。

2　移行法人が令和四年三月三十一日の属する連結事業年度において旧法人税法第八十一条の二十四第一項各号の指定を受けていた場合には、当該移行法人及び当該連結事業年度終了の日において当該移行法人との間に連結完全支配関係があった内国法人（同日の翌日において当該移行法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったものを除く。）は、当該翌日において当該指定に係る月数を新法人税法第七十五条の二第十一項第一号の規定により読み替えて適用する同条第一項各号の指定に係る月数として当該各号の指定を受けたものとみなす。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第三十五条　附則第二十条第四項の規定の適用がある場合における新法人税法第八十条第四項の規定の適用については、同項中「又は第五項」とあるのは、「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第二十条第四項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」とする。

2　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人の新法人税法第八十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する欠損事業年度（第三号において「欠損事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前二年内事業年度」という。）が連結事業年度である場合における同条の規定の適用については、次の各号に掲げる金額を当該各号に定める金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、当該前二年内事業年度を新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度に該当しない事業年度と、それぞれみなす。

一　イに掲げる金額に、ロ及びハに掲げる金額の合計額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零）　当該前二年内事業年度の所得に対する新法人税法第八十条第一項に規定する法人税の額

イ　当該前二年内事業年度の連結所得に対する旧法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する法人税の額（既に当該前二年内事業年度の連結所得に対する法人税の額につき同条の規定の適用があったときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額）

ロ　イに掲げる法人税の額に係る法人税の負担額として当該内国法人に帰せられる金額として旧法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額

ハ　イに掲げる法人税の額に係る法人税の負担額として当該前二年内事業年度終了の日において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に帰せられる金額として旧法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額の合計額

二　イに掲げる金額に、ロ及びハに掲げる金額の合計額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零）　当該前二年内事業年度の所得の金額

イ　当該前二年内事業年度の連結所得の金額（既に当該前二年内事業年度の連結所得に対する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があったときは、当該連結所得の金額に相当する金額からその適用に係る連結欠損金額を控除した金額）

ロ　当該内国法人の当該前二年内事業年度の個別所得金額（旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ハにおいて同じ。）

ハ　当該前二年内事業年度終了の日において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の同日に終了する連結事業年度の個別所得金額の合計額

三　当該欠損事業年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に係る前号に掲げる金額に準ずる金額　当該事業年度の所得の金額

（青色申告に関する経過措置）

第三十六条　内国法人が旧法人税法第四条の五第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）又は旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。）において旧法人税法第百二十二条第二項第六号から第八号までに掲げる事業年度以後の各事業年度の旧法人税法第百二十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける旧法人税法第百二十二条第一項の申請書の提出期限及び旧法人税法第百二十五条の規定により承認があったものとみなされる日については、なお従前の例による。

2　附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の新法人税法第百二十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける新法人税法第百二十二条第一項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日とする。

3　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人に係る新法人税法第百二十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは「前条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第四条の四第一項（連結法人の帳簿書類の保存）」と、同項第二号中「指示」とあるのは「指示又は旧法人税法第四条の四第二項の規定による国税庁長官、国税局長若しくは税務署長の指示」と、同項第四号中「申告書を」とあるのは「申告書又は旧法人税法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書を」と、「当該」とあるのは「これらの」と、同条第三項及び第四項中「又は」とあるのは「若しくは」とする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例に関する経過措置）

第三十七条　連結親法人の最終連結事業年度（令和四年三月三十一日以後に終了する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、その終了したことは、旧法人税法第百三十五条第三項各号に掲げる事実とみなし、その最終連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限は、旧法人税法第百三十五条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第

二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第百三十五条の規定を適用する。

2　連結親法人が前項に規定する提出期限前にした旧法人税法第百三十五条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例による。

（地方法人税の中間申告に関する経過措置）

第三十八条　新地方法人税法第十六条第一項に規定する法人の令和四年四月一日以後に開始する同項に規定する課税事業年度において、当該課税事業年度の前課税事業年度の期間が連結事業年度（旧地方法人税法第二条第十三号に規定する連結事業年度をいう。以下この条及び附則第四十条において同じ。）に該当する場合には、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該連結事業年度である当該前課税事業年度のその法人に係る旧地方法人税法第十六条第一項第一号イに規定する連結地方法人税個別帰属支払額（次項において「連結地方法人税個別帰属支払額」という。）で新地方法人税法第十六条第一項に規定する六月経過日（次項及び第四項において「六月経過日」という。）の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の同号に規定する地方法人税額（次項及び第四項において「地方法人税額」という。）に係るものを当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに同条第一項第一号に規定する中間期間の月数を乗じて計算した金額とする。

2　新地方法人税法第十六条第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい課税事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）は、同項及び同条第三項の規定の適用については、当該被合併法人の同条第二項第一号に規定する被合併法人確定地方法人税額は、当該最も新しい課税事業年度の当該被合併法人の連結地方法人税個別帰属支払額で六月経過日の前日までに確定した当該最も新しい課税事業年度の地方法人税額に係るものとする。

3　前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の連結事業年度に該当する課税事業年度の旧地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定により当該課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該地方法人税額が確定したものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付に関する経過措置）

第三十九条　内国法人について附則第三十五条第二項の規定の適用がある場合における新地方法人税法第二十三条の規定の適用については、第一号に掲げる金額に、第二号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零）をもって同項に規定する前二年内事業年度に該当する課税事業年度の同条第一項に規定する地方法人税の額とみなす。

一　当該課税事業年度の旧地方法人税法第二十三条第一項に規定する地方法人税の額（既に同項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額）

二　前号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該内国法人に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額

三　第一号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該課税事業年度終了の日において当該内国法人との間に旧地方法人税法第二条第九号に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人（同条第八号に規定する連結法人をいう。）に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額の合計額

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例に関する経過措置）

第四十条　連結親法人（旧地方法人税法第二条第六号に規定する連結親法人をいう。次項において同じ。）の最終課税事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和四年三月三十一日以後に終了する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、その終了したことは、旧地方法人税法第二十九条第三項各号に掲げる事実とみなし、その最終課税事業年度の旧地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限は、旧地方法人税法第二十九条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧地方法人税法第二十九条の規定を適用する。

2　連結親法人が前項に規定する提出期限前にした旧地方法人税法第二十九条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　第五条の規定による改正後の相続税法第三十六条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に定める日が到来する贈与税について適用する。

（高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十二条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下附則第四十六条までにおいて「新消費税法」という。）第十二条の四第二項の規定は、事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条において同じ。）が施行日以後に消費税法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなった場合について適用する。

（小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置）

第四十三条　新消費税法第十八条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置）

第四十四条　新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物（同項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。）に係る課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。）及び同日以後に保税地域（消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。）から引き取る。

れる居住用賃貸建物に係る課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。）に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日前に保税地域から引き取った居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、事業者が令和二年三月三十一日までに締結した契約に基づき同年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、新消費税法第三十条第十項の規定は、適用しない。

（法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置）

第四十五条　新消費税法第四十五条の二第一項及び第二項の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度及び連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。附則第四十七条において同じ。）終了の日の属する課税期間について適用する。

（非課税とされる住宅の貸付けに関する経過措置）

第四十六条　新消費税法別表第一第十三号の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例による。

2　建物の貸付け（資産の譲渡等で新消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの（第六条の規定による改正前の消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行う事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、建物の貸付けに係る業務の用に供するため、施行日前に国内において調整対象固定資産（同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れを行った、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合には、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。

（連結法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置）

第四十七条　令和四年四月一日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）終了の日の属する課税期間については、第七条の規定による改正前の消費税法（次項において「四年旧消費税法」という。）第四十五条の二の規定は、なおその効力を有する。

2　四年旧消費税法第四十五条の二第二項の規定の適用を受ける法人が、附則第三十四条の規定により、新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長がされたものとみなされる場合には、令和四年三月三十一日以後最初に終了する連結事業年度終了の日の翌日において当該法人の第七条の規定による改正後の消費税法第四十五条の二第一項の届出書が提出されたものとみなす。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　第八条の規定による改正後の酒税法（次項において「新酒税法」という。）第十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する事業譲渡について適用する。

2　新酒税法第二十九条の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

（葉巻たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置）

第四十九条　この附則に別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

2　令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取られる葉巻たばこに係る第九条の規定による改正後のたばこ税法（以下この条及び次条において「新たばこ税法」という。）第十条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「一グラム未満」とあるのは「〇・七グラム未満」と、「一本に」とあるのは「〇・七本に」とする。

3　令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された前項の規定により読み替えて適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項（次条の規定によりなお従前の例によることとされる第九条の規定による改正前のたばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係るたばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における平成三十年改正法附則第四十九条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

4　令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における平成三十年改正法附則第四十九条第四項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この条において「平成三十年改正法」という。）附則第四十九条第三項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

5　平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和二年十月一日前に保税地域から引き取られた第二項の規定により読み替えて適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における平成三十年改正法附則第五十条第三項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

6　平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和三年十月一日前に保税地域から引き取られた新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における平成三十年改正法附則第五十条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

7　製造たばこの製造者又は販売業者が、令和二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で第二項の規定により読み替えて適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合における平成三十年改正法附則第五十一条第九項の規定の適用については、同項中「にあっては」と、「本数」とあるのは「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこにあっては令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数」とする。

8　製造たばこの製造者又は販売業者が、令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合における平成三十年改正法附則第五十一条第十一項の規定の適用については、同項中「にあっては、」とあるのは「にあっては」と、「本数」とあるのは「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこにあっては同項ただし書の規定により算定したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数」とする。

（たばこ税の輸出免税に関する経過措置）

第五十条　新たばこ税法第十四条の規定は、施行日以後にたばこ税法第十七条第一項の規定による申告書の提出期限が到来するたばこ税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来したたばこ税については、なお従前の例による。

（揮発油税法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第十条の規定による改正後の揮発油税法第十五条、第十一条の規定による改正後の石油ガス税法第十一条及び第十二条の規定による改正後の石油石炭税法第十一条の規定は、施行日以後に揮発油税法第十条第一項、石油ガス税法第十六条第一項又は石油石炭税法第十三条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　第十三条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第七十条第四項の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に定める日が到来する国税について適用する。

2　新国税通則法第七十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来する国税について適用する。

3　新国税通則法第七十二条第一項の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に第十三条の規定による改正前の国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　第十四条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）第九十九条の二（新国税徴収法第百九条第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の二（同項において準用する場合を含む。）、第百七条第一項、第百八条第五項並びに第百十三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同日以後に新国税徴収法第百九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用し、同日前に同法第九十五条の規定により行った公告に係る公売又は同日前に第十四条の規定による改正前の国税徴収法第百九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条第一項の規定により行った見積価額の決定に係る随意契約による売却については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十四条　別段の定めがあるものを除き、第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人の令和二年分以後の年分（特例対象年分を除く。）の所得税について適用し、個人の令和元年分以前の年分（特例対象年分を含む。）の所得税については、なお従前の例による。

2　前項に規定する特例対象年分とは、施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた個人の令和二年分以後の年分（当該個人が施行日以後に同項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日の属する年分以後の年分を除く。）をいう。

3　個人で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第十条の五第三項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」とあるのは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と、「第二条第一項」とあるのは「第二条」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第十条の五の四第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十二条第一項の認定を受けた個人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十一号	第十条の五の四第一項	前条第一項
第一項第十二号	第十条の五の四第二項	前条第二項
第一項第十三号及び第十四号	十三　前条第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額	十三　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
	十四　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額	前条第三項第五号
第五項	、第六号又は第十三号	又は第六号
第五項第一号	第十条の五の四第三項第五号	前条第三項第五号
第五項第二号	第十条の五の四第三項第七号	前条第三項第七号
第六項	、第十条の四第六項及び前条第六項	及び第十条の四第六項

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第四項において同じ。）をする同条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　個人が旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十三条の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第一号中「、第十条の五の四の二又は」とあるのは、「又は」とする。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第二十条第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十三条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第八号及び第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二及び第三号の三に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産につき収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなることに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第二号に規定する資産につき収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなったことに伴い個人が取得した同号に規定する対価又は補償金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産が除却されることに伴い個人が取得する同号に規定する補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第三号に規定する資産が除却されたことに伴い個人が取得した同号に規定する補償金については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する権利の価値が減少し、又は同号に規定する権利が消滅することに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用する。

6　新租税特別措置法第三十三条の二及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同号に規定する資産又は当該資産に係る配偶者居住権と同種の資産その他のこれらに代わるべき資産について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に規定する資産と同種の資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第二項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十三条の三第四項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第四項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

10　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第六十四条　土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日が令和二年七月一日後である場合には、第十五条のうち租税特別措置法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定中「令和二年七月一日」とあるのは、「土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第五項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日前に行った同項に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日前に行った同項後段において準用する旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第五項に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に定める特定株式について適用し、個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に定める特定株式については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税管理勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同年分以後の同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある同号ロに規定する政令で定める書類を提出したものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

2　令和三年四月一日前に行われた旧租税特別措

項に規定する提出、当該提出に係る同条第九項に規定する申請事項の提供及び同条第十項に規定する書類又は書面の交付については、なお従前の例による。

3　前項の規定により交付された旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書を添付した同項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出及び当該非課税適用確認書の提出を受けた同条第十七項の金融商品取引業者等の営業所の長の同項に規定する事項の提供については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条の十四第十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四第十八項に規定する金融商品取引業者等変更届出書については、なお従前の例による。

5　施行日から令和三年三月三十一日までの間における第十五条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第三十七条の十四第十八項の規定の適用については、同項中「第十六項」とあるのは「第二十一項」と、「第十五項」とあるのは「第二十項」とする。

6　新租税特別措置法第三十七条の十四第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する非課税口座廃止届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十一項に規定する非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第三十七条の十四第二十八項の規定は、同項に規定する各年が令和五年である場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項に規定する各年が令和四年以前である場合については、なお従前の例による。

8　令和五年一月一日において、十九歳又は二十歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において十八歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者とみなして、新租税特別措置法第三十七条の十四第二十八項の規定を適用する。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する未成年者口座廃止届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書については、なお従前の例による。

（非居住者の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第四十条の三の三第十六項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十六項各号に定める期限又は日が到来する所得税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十条の三の三第十六項各号に定める期限又は日が到来した所得税については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第四十一条第二十一項及び第四十一条の三の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条第二十一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十五の二に規定する先物取引の差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2　附則第一条第十号に定める日から令和二年十二月三十一日までの間に行われる所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する先物取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものに限る。）の所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する差金等決済については、同法第二百二十四条の五及び第二百二十五条のうち当該先物取引の差金等決済に係る部分の規定は、適用しない。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第四十一条の十九（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定新規株式について適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、内国法人のうち、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式を同年一月一日以後に払込みにより取得をし、かつ、当該株式をその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時）において有する場合における新租税特別措置法第四十一条の十九の規定の適用については、同条第一項中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項及び第十四項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第十三項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する新租税特別措置法第四十条の三の三第十六項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十六項各号に定める期限又は日が到来する所得税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する旧租税特別措置法第四十条の三の三第十六項各号に定める期限又は日が到来した所得税については、なお従前の例による。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第四十二条の規定は、外国金融機関等（租税特別措置法第四十二条第四項第一号に規定する外国金融機関等をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関（同項第五号に規定する外国金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）が附則第一条第十号に定める日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の同条第一項に規定する利子について適用し、外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十八条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第百五条までにおいて同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第百五条までにおいて同じ。）にある連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第百五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度（旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第百七条までにおいて同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第八項の規定の適用については、同項第二号イ中「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の五の二第二項」とあるのは、「並びに第四十二条の十二の五」とする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（特例対象事業年度を除く。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（特例対象事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

2　前項に規定する特例対象事業年度とは、施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度（当該法人が施行日以後に同項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する事業年度を除く。）をいう。

3　法人で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二第五項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十四条　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法第二十二条第一項の認定を受けた法人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十五条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十五号	第四十二条の十二の五第一項
第一項第十六号	第四十二条の十二の五第二項

前条第一項	
前条第二項	

第一項第十七号及び第十八号	十七　前条第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額 十八　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額	十七　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項、第九号又は第十七号	第四十二条の十二の五第三項第一号	又は第九号
第六項第一号	第四十二条の十二の五第三項第六号	前条第三項第六号
第六項第二号	第四十二条の十二の五第三項第八号	前条第三項第八号
第七項	第四十二条の十二の五第三項第一号	前条第三項第一号
第八項、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項	第四十二条の十一の二第五項	及び第四十二条の十一の二第五項

（法人の減価償却に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　法人が旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」と、「第六十八条の三十四第一項」とあるのは「改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

5　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「、第四十二条の十二の五の二第一項若しくは」とあるのは、「若しくは」とする。

6　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「、第四十二条の十二の五の二又は」とあるのは、「又は」とする。

（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）

第八十七条　施行日の前日を含む事業年度終了の日において旧租税特別措置法第五十五条の二第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有する法人（施行日以後に同条第一項に規定する特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。）の移転を受ける法人を含む。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、「特定施設（以下）」とあるのは「特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。以下）」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第二項中「積み立てた第六十八条の四十四第一項」とあるのは「積み立てた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十四第一項」と、「係る第六十八条の四十四第一項」とあるのは「係る旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第七項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第九項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第八項」と、「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五

条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の四十四第八項」と、同条第十項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第十一項中「第六十八条の四十四第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第九項」と、同条第十二項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十四第十項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第十項」とする。

2　前項の場合において、同項に規定する法人の令和四年四月一日以後に開始する各事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が同日前に開始した事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）と、」と、「同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」とあるのは「同条第三項及び第四項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第五項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（」とあるのは「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む」と、「場合を含む。）」とあるのは「場合に」と、「同条第九項中」とあるのは「同条第九項中「前条第十一項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十一項」と、」と、「「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「前条第十二項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十二項」と、「「第六十八条の四十四第八項」と、「同条第十一項中「前条第十六項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十六項」と、」と、「同条第十二項」とあるのは「「連結法人」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（第十三項において「連結法人」という。）」と、同条第十二項」と、「同条第十三項中」とあるのは「同条第十三項中「前条第二十項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第二十項」と、」とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

3　法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第十四項（新租税特別措置法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定の適用については、同条第二十七項中「七年」とあるのは「六年」と、「及び第四項並びに」とあるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「同法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「（租税特別措置法」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）

附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、同条第三十項中「第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「同法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とする。

2　新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項の規定の適用については、同項の表第六十六条の四第二十七項の項中

「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（
及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の
及び同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
租税特別措置法（昭和三十年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

とあるのは

七年	同法第六十六条の四第二十七項」と
及び第四項並びに	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」
	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

六年	六年
から第五項まで及び	から第五項まで及び
所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	
令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	
令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と	
令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」	
所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特	第二十七項
	替えて適用
	租税特別措

とあるのは

別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法

と、「同法第六十六条の四の

の規定により読み	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法
される国税通則法	
置法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法

三第十四項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る

同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（同条本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2　租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書を提出する法人（新租税特別措置法第六十六条の十二各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する事業年度（新租税特別措置法第四十六条の二並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする新租税特別措置法第六十六条の十二ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。）のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、適用しない。

3　特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4　前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第九十二条　新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項の規定の適用については、同項の表第六十六条の四第二十七項の項中

「租税特別措置法第六十六条四第二十七項（	及び租税特別措置法第六十条の四第二十七項の
及び同法	「前条及び租税特別措置法
租税特別措置法（昭和三十年法律第二十六号）	並びに租税特別措置法
、租税特別措置法	

の

租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の
六	七年
及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	及び第四項並びに
及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（
「前条及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	同法第六十六条の四第二十七項」と
二	七年
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」
並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
、租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	六年
	から第五項まで及び
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（
	令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の
	令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の
	令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と
	令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する同法

とあるのは

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特	

別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

」

	第二十七項
租税特別措	替えて適用

」

とあるのは

の規定により読み	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法
される国税通則法	律第　　号）附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法
置法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

」

と、「同法第六十七条の十八第十三項」とあるのは「令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九第八項の規定の適用については、同項第二号イ中「、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の六の二第二項」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の六」とする。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第百七条までにおいて同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度（特例対象連結事業年度を除く。）分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度（特例対象連結事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

2　前項に規定する特例対象連結事業年度とは、連結法人（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する連結事業年度（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日以後に同条第三項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する連結事業年度を除く。）をいう。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。

（連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、連結親法人又は当該

連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十八条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に生産性向上特別措置法第二十二条第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第九十九条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	十七　第六十八条の十五の六の二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額 十八　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額	十七　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項	、第九号又は第十七号	又は第九号
第八項	、第六十八条の十四の三第六項及び第六十八条の十五の六の二第六項	及び第六十八条の十四の三第六項

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日の前日を含む連結事業年度終了の日において旧租税特別措置法第六十八条の四十四第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有するもの（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に同条第一項に規定する特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。）の移転を受けるものを含む。）の施行日以後に開始する各連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十一日」と、「第五十五条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の二第一項」と、「おいて同法」とあるのは「おいて金属鉱業等鉱害対策

特別措置法」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。）」と、同条第二項及び第三項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」と、同条第六項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。）」と、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」とする。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十六第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第三項の規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第百三条　新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定は、施行日以後に同条第二十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定の適用については、同条第二十八項中「七年」とあるのは「六年」と、「及び第四項並びに」とあるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項（二）とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第百三条（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項（二）と、「及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の」とあるのは「及び令和二年改正法附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「同法第六十八条の八十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「（租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「、租税特別措置法」とあ

るのは「、令和二年改正法附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、同条第三十一項中「第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第百三条の規定により読み替えて適用される第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第百三条（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「同法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六第七項」とする。

（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第六十八条の九十七の規定は、連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額（旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について適用し、連結親法人の施行日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2　連結親法人（新租税特別措置法第六十八条の九十七各号に掲げるものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の九十八第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人（新租税特別措置法第六十八条の三十三並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第六十八条の四十第一項及び第四項並びに第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十八第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を除く。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の合計額（次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、新租税特別措置法第六十八条の九十七の規定は、適用しない。

3　特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4　前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の計算及び同法第八十一条の三十一の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第百六条　旧租税特別措置法第六十八条の百二の二第一項に規定する中小連結親法人又はその中小連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定は、施行日以後に同条第二十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項の規定の適用については、同項の表第六十八条の八十八第二十八項の項中

「租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項（	及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の	及び同法
「前条及び租税特別措置法	（租税特別措置法	並びに租税特別措置法
、租税特別措置法		

の	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項（
八	及び租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項の
	及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法
	「前条及び租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法
	（租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法
	並びに租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法
	、租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法

とあるのは

七年	及び第四項並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項（
	及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の
	同法第六十八条の八十八第二十八項」と
	租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」
	（租税特別措置法
	、租税特別措置法

六年	から第五項まで及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第百七条（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項（
	及び令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項の
	令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項」と
	令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項」
	（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法
	、令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法

と、同表第六十八条の八十八第三十一項の

「租税特別措置法 項中		租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
	第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法
	租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第百七条（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

とあるのは

と、「同法第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「令和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項」とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百八条　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十三　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

2

次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第八項（第二号に係る部分に限る。）、同条第十九項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第十五項、新租税特別措置法第七十条の六第二十項及び同条第二十一項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第八十七条の六第二項の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第百十条　令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった新租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第百十一条　新租税特別措置法第九十三条から第九十六条までの規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する同条第一項に規定する利子税等について適用し、同日前の期間に対応する旧租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等については、なお従前の例による。

2　令和三年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうちに同日以後の期間（以下この項において「特例対象期間」という。）がある場合における当該特例対象期間に対応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「年の」とあるのは「年の所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する特例基準割合又は令和三年の」と、「をいう」とあるのは「のうちいずれか低い割合をいう」とする。

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第百十二条　租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の四年新措置法第四十条の四第一項に規定する事業年度に当該外国関係会社に係る四年旧措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人がある場合における四年新措置法第四十条の四第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「内国法人」とあるのは、「内国法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」とする。

（第十六条の規定による改正に伴う試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条　四年新措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第十九項第五号に規定する試験研究費の額には、同号に規定する各事業年度に該当する各連結事業年度（四年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該各連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする。

2　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条　四年新措置法第四十二条の九第二項の規定の適用については、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第二項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の九第二項又は四年旧措置法第四十二条の九第二項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四

年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3　四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の九第三項の法人に係るものを含むものとする。

4　四年新措置法第四十二条の九第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。（第十六条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十五条　四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する要件適格法人には、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る四年旧措置法第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。次項において同じ。）若しくは四年旧措置法第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの（次項において「要件適格連結法人」という。）を含むものとする。

2　要件適格連結法人に係る四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する適用を受ける事業年度は、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。（第十六条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十六条　四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用については、同項に規定する超過事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

2　四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定は、四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度（次項において「超過連結事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）において、同条第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

3　四年新措置法第四十二条の十三第三項（前項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、超過連結事業年度後の各事業年度の確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあっては、連結確定申告書に当該明細書の添付があった場合）で、かつ、四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等（四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる租税特別措置法第二条第二項第三十号に規定する修正申告書又は同項第三十一号に規定する更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる同条第一項に規定する調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　四年新措置法第四十二条の十三第四項の規定の適用については、同条第三項に規定する超過事業年度後の各連結事業年度の連結確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十三第四項に規定する明細書の添付があったものとみなす。（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置）

第百十七条　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた通算法人（当該通算法人であった法人を含む。以下この条において同じ。）が、四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する失効日において、当該通算法人の当該失効日前五年以内に開始した各連結事業年度において連結税額控除規定（四年旧措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項、第六十八条の十三第一項若しくは第二項、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項若しくは第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この条において同じ。）の適用に係る法人であるときは、当該連結税額控除規定を四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する特別税額控除規定とみなす。この場合において、同項に規定する控除された金額に相当する金額は、当該連結税額控除規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該通算法人に係る金額に相当する金額とする。（第十六条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

第百十八条　四年新措置法第四十五条第三項の規定の適用については、法人が同項に規定する適格合併等により四年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等の移転を受けた場合には、当該産業振興機械等は、四年新措置法第四十五条第二項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の二十七第二項に規定する供用期間を四年新措置法第四十五条第三項の供用期間とみなす。

2　四年新措置法第四十六条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四

年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等の移転を受けた場合には、当該事業再編促進機械等は、四年新措置法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十三第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十六条の二第二項の供用期間とみなす。

3　四年新措置法第四十七条第二項の規定の適用については、法人が同項に規定する適格合併等により四年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定の適用を受けている同項に規定する特定都市再生建築物の移転を受けた場合には、当該特定都市再生建築物は、四年新措置法第四十七条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する特定都市再生建築物とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十五第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十七条第二項の供用期間とみなす。

4　四年新措置法第四十八条第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧措置法第六十八条の三十六第一項の規定の適用を受けている同項に規定する倉庫用建物等の移転を受けた場合には、当該倉庫用建物等は、四年新措置法第四十八条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する倉庫用建物等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十六第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十八条第二項の供用期間とみなす。

5　四年新措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第五項に規定する特別償却に関する規定には、四年旧措置法第六十八条の十第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六の二第一項、第六十八条の十六から第六十八条の十八まで、第六十八条の二十七、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六の規定又は減価償却資産（四年新措置法第二条第二項第二十四号に規定する減価償却資産をいう。第七項及び第十八項において同じ。）に関する特例を定めている規定として政令で定める規定を含むものとする。

6　四年新措置法第五十二条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度以後の連結事業年度について同条第一項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

7　四年新措置法第五十二条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額の計算上損金の額に算入された金額には連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含むものとし、同項後段に規定する減価償却資産には四年旧措置法第六十八条の十八の規定の適用を受けた減価償却資産を含むものとする。

8　四年新措置法第五十二条の二第三項の規定の適用については、同項に規定する直前の事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する明細書の添付があった場合には、確定申告書に同項に規定する明細書の添付があったものとみなす。

9　四年新措置法第五十二条の二第五項の規定の適用については、旧法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二条の二第五項に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

10　四年新措置法第五十二条の三第二項の規定の適用については、同項に規定する満たない場合には四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十一第六項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

11　四年新措置法第五十二条の三第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度とみなし、同条第二項に規定する翌日以後一年以内に終了する各事業年度前の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には青色申告書の提出をしていたものとみなす。

12　四年新措置法第五十二条の三第三項の規定の適用については、同項に規定する満たない金額には、四年旧措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額を含むものとする。

13　四年新措置法第五十二条の三第五項及び第六項の規定の適用については、これらの規定に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第五項に規定する特別償却準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第六項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十一第六項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

14　四年新措置法第五十二条の三第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二条の三第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額とみなす。

15　四年新措置法第五十二条の三第九項の規定の適用については、同項に規定する適用を受けた事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する明細書の添付があった場合には、確定申告書に同項に規定する明細書の添付があったものとみなす。

16　四年新措置法第五十二条の三第十二項の規定の適用については、同項に規定する満たない場合には四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項に規定する特別償却限度額に満たない場合を含むものとし、四年新措置法第五十二条の三第十二項に規定する満たない金額には当該満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、同項に規定する算入済金額には四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定により既に損金の額に算入された金額を含むものとする。

17　四年新措置法第五十二条の三の規定の適用については、同条第十五項、第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項、第二十三項及び第二十四項の特別償却準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含むものとする。

18　四年新措置法第五十二条の三第二十六項の規定の適用については、その事業の用に供した連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の

十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産は同項に規定する減価償却資産とみなし、その減価償却資産につき四年旧措置法第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けたものとみなす。

（第十六条の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）

第百十九条　四年新措置法第五十五条第三項の規定の適用については、同項に規定する内国法人には四年旧措置法第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第五十五条第三項に規定する海外投資等損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十三第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

2　四年新措置法第五十五条第三項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十三第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

3　四年新措置法第五十五条の規定の適用については、同条第四項、第五項、第十項、第十三項、第十四項、第十七項、第十八項、第二十一項、第二十二項及び第二十五項の海外投資等損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含むものとする。

4　四年新措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十一項の特定災害防止準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含むものとする。

5　四年新措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項に規定する特定災害防止準備金の金額には同項の特定廃棄物最終処分場に係る四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十六条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十六第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6　四年新措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第一項第二号、第三項及び第四項に規定する原子力発電施設解体準備金の金額には前事業年度から繰り越されたこれらの規定の特定原子力発電施設に係る四年旧措置法第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

7　四年新措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十一項、第十二項及び第十四項の原子力発電施設解体準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含むものとする。

8　四年新措置法第五十七条の四の二の規定の適用については、同条第二項から第四項までの特定原子力施設炉心等除去準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含むものとする。

9　四年新措置法第五十七条の四の二の規定の適用については、同条第二項に規定する特定原子力施設炉心等除去準備金の金額には同項の特定原子力施設に係る四年旧措置法第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の四の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十四の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

10　四年新措置法第五十七条の五の規定の適用については、同条第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までの異常危険準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含むものとする。

11　四年新措置法第五十七条の五の規定の適用については、同条第六項に規定する異常危険準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の五第八項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十五第八項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の五第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十五第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

12　旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された後青色申告書の提出の承認を受けた場合における四年旧措置法第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金の益金算入については、なお従前の例による。

13　四年新措置法第五十七条の六の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十項、第十一項及び第十三項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金については、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

14　四年新措置法第五十七条の六の規定の適用については、同条第三項に規定する原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額には四年旧措置法第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

15　旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された後青色申告書の提出の承認を受けた場合における四年旧措置法第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る

異常危険準備金の益金算入については、なお従前の例による。

16　四年新措置法第五十七条の七の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する関西国際空港用地整備準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の七第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第六十八条の五十七第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十七の二第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

17　四年新措置法第五十七条の七の規定の適用については、同条第四項から第六項まで、第九項及び第十項の関西国際空港用地整備準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含むものとする。

18　四年新措置法第五十七条の七の二の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する中部国際空港整備準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の七の二第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十七の二第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の七の二第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十七の二第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

19　四年新措置法第五十七条の七の二の規定の適用については、同条第三項から第五項まで、第八項及び第九項の中部国際空港整備準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含むものとする。

20　四年新措置法第五十七条の八の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十一項、第十二項及び第十四項の特別修繕準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含むものとする。

21　四年新措置法第五十七条の八の規定の適用については、同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額には同項の準備金設定特定船舶に係る四年旧措置法第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の八第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十八第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十八第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

（鉱業所得の課税の特例に関する経過措置）

第百二十条　四年新措置法第五十八条及び第五十九条の規定の適用については、四年新措置法第五十八条第四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第五十八条第四項及び第五十九条第一項第二号に規定する探鉱準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十八条第四項及び第五十九条第二項第二号に規定する海外探鉱準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十八条第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の六十一第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十八条第六項及び第十項並びに第五十九条第二項の海外探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含むものとし、四年新措置法第五十八条第五項、第六項及び第十項から第十二項まで並びに第五十九条第一項の探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含むものとし、四年新措置法第五十八条第五項、第六項及び第十項から第十二項まで並びに第五十九条第一項の探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を含むものとする。

2　四年新措置法第五十八条及び第五十九条の規定の適用については、四年新措置法第五十八条第五項、第六項及び第十項から第十二項まで並びに第五十九条第一項の探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含むものとし、四年新措置法第五十八条第五項、第六項及び第十項並びに第五十九条第二項の海外探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十一第二項の海外探鉱準備金を含むものとする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第百二十一条　四年新措置法第五十九条の二第二項の規定は、同項に規定する法人が、同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する認定計画の同項に規定する計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けていた場合には、適用しない。

2　四年新措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には、同項に規定する適用対象年度において四年旧措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けた四年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（当該適用に係る四年旧措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受けた連結親法人又は四年旧措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人（以下附則第百二十七条までにおいて「連結子法人」という。）に該当するものを含むものとする。

3　四年新措置法第五十九条の二第四項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十九条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

（認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置）

第百二十二条　四年新措置法第六十一条の二及び第六十一条の三の規定の適用については、四年新措置法第六十一条の二第二項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の六十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第六十一条の二第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の六十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

2　四年新措置法第六十一条の二及び第六十一条の三の規定の適用については、四年新措置法第六十一条の二第三項、第四項及び第六項並びに第六十一条の三第一項の農業経営基盤強化準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含むものとする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十三条　四年新措置法第六十四条第十一項の規定の適用については、同項に規定する代替資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含むものとする。

2　四年新措置法第六十四条の二の規定の適用については、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

3　四年新措置法第六十四条の二の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含むものとする。

4　四年新措置法第六十四条の二第十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

5　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新措置法第六十四条の二第十一項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

6　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十四条の二第十一項の規定を適用する。

7　四年新措置法第六十四条の二第十六項の規定の適用については、同項に規定する資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の七十一第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産を含むものとする。

8　第二項から第六項までの規定は、四年新措置法第六十五条第三項において四年新措置法第六十四条及び第六十四条の二の規定を準用する場合について準用する。

9　四年新措置法第六十五条第七項から第十項までの規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の七十二第一項（四年旧措置法第六十五条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五条第一項第四号の規定の適用を受けたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の七十二第一項（四年旧措置法第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五条第一項第五号の規定の適用を受けたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の七十二第一項（四年旧措置法第六十五条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五条第一項第六号の規定の適用を受けたものとみなし、同条第十項に規定する譲渡利益額につき旧法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合には新法人税法第六十一条の十一第一項の規定の適用を受けたものとみなし、四年新措置法第六十五条第十項に規定する資産の譲渡につき四年旧措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五条第一項又は第五項の規定の適用を受けたものとみなす。

10　四年新措置法第六十五条第十三項の規定の適用については、同項に規定する資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の七十二第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含むものとする。

11　四年新措置法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項の規定の適用については、これらの規定に規定する損金の額に算入する金額には四年旧措置法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとし、四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する特別勘定の金額には四年旧措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含むものとする。

12　四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する譲渡した資産のいずれかについて四年旧措置法第六十八条の七十第一項（四年旧措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（四年旧措置法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていたときは、四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する該当することとなった日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

13　四年新措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

14　四年新措置法第六十五条の四第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

15　四年新措置法第六十五条の五第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

16　四年新措置法第六十五条の五の二第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

17　四年新措置法第六十五条の七の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第六十五条の七第四項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとし、四年新措置法第六十五条の七第十二項及び第十三項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

18　前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新措置法第六十五条の七第四項又は第十二項の規定を適用する場合には、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

19　四年新措置法第六十五条の八の規定の適用に

ついては、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

20　四年新措置法第六十五条の八の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含むものとする。

21　四年新措置法第六十五条の八第十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

22　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新措置法第六十五条の八第十一項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

23　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十五条の八第十一項の規定を適用する。

24　四年新措置法第六十五条の八の規定の適用については、同条第十四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第六十五条の八第十四項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産を含むものとし、四年新措置法第六十五条の八第十五項及び第十七項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

25　前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新措置法第六十五条の八第十四項又は第十五項の規定を適用する場合には、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十九第八項において準用する四年旧措置法第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の八第七項において準用する四年新措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十九第九項において準用する四年旧措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の八第八項において準用する四年新措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

26　四年新措置法第六十五条の十第七項の規定の適用については、同項に規定する交換取得資産には、四年旧措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含むものとする。

27　四年新措置法第六十六条第七項の規定の適用については、同項に規定する交換取得資産には、四年旧措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含むものとする。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　四年新措置法第六十六条の五第五項の規定の適用については、同項第九号に規定する内国法人の各事業年度の所得には、各連結事業年度の連結所得を含むものとする。

（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　法人が、旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。以下この項において「承認の取消しの場合」という。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。以下この項において「取りやめの承認の場合」という。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合（以下この項において「連結納税終了の場合」という。）において、当該承認の取消しの場合、当該取りやめの承認の場合又は当該連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該法人の連結超過利子個別帰属額（四年旧措置法第六十八条の八十九の三第六項に規定する連結超過利子個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結超過利子個別帰属額は、当該連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日（附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度終了の日）を含む当該法人の事業年度において生じた超過利子額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額をいう。以下この条において同じ。）とみなす。

2　四年新措置法第六十六条の五の三第三項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（四年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（連結子法人にあっては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は四年新措置法第六十六条の五の三第三項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の法人の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額を同項に規定する前七年内事業年度において生じた超過利子額と、連結確定申告書を確定申告書と、当該連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

3　前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で四年新措置法第六十六条の五の三第三項に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた超過利子額があるときは、当該超過利子額については、同項の規定は、適用しない。

4　四年新措置法第六十六条の五の三第一項又は第二項の法人が旧法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）、旧法

人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における四年新措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（当該各事業年度において四年旧措置法第六十六条の五の三第三項又は第四項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

5　第一項又は前項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の五の三第三項の規定の適用については、同項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百二十五条第一項の」と、「含む。」とあるのは「含み、同条第四項の規定によりないものとされたものを除く。」と、「同条第三十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」とする。

6　第一項の規定により法人の超過利子額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する四年新措置法第六十六条の五の三第三項の規定により法人の超過利子額とみなされたものに係る同条第一項及び第二項の規定は、これらの法人が第一項の最終の連結事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第三項に規定する合併等事業年度終了の日の翌日を含む事業年度以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、同条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等、同項第三十号に規定する修正申告書又は同項第三十一号に規定する更正請求書に四年新措置法第六十六条の五第四項に規定する事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第百二十六条　租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の事業年度に当該外国関係会社に係る四年旧措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人がある場合における四年新措置法第六十六条の六第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「内国法人」とあるのは、「内国法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」とする。

2　内国法人が、各連結事業年度において、当該内国法人に係る四年旧措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の同条第一項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外国関係会社の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外国関係会社の同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外国関係会社の所得に対して外国法人税（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）が課されるとき（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税にあっては、政令で定めるとき）は、当該外国関係会社の当該個別課税対象金額、当該個別部分課税対象金額又は当該個別金融子会社等部分課税対象金額は四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国関係会社の租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額又は同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額と、同号に規定する外国関係会社の所得に対して課される当該外国法人税の額（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税にあっては、政令で定める金額）は四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3　前項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の七第二項の規定の適用については、同項に規定する内国法人には、前項の内国法人を含むものとする。

4　内国法人が租税特別措置法第六十六条の八第一項から第三項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額（同条第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。第八項において同じ。）を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十二第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の八第四項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税済金額（同号に規定する課税済金額をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。

5　四年新措置法第六十六条の八第五項の規定の適用については、同項第一号の被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度（同号に規定する合併等前十年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の課税済金額には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額を含むものとし、同条第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度（同号に規定する分割等前十年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の課税済金額には当該分割等前十年内事業年度の個別課税済金額を含むものとする。

6　四年新措置法第六十六条の八第六項の規定の適用については、同項に規定する課税済金額とみなされる金額には、四年旧措置法第六十八条の九十二第六項の規定により同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなされる金額を含むものとする。

7　四年新措置法第六十六条の八第十項の規定の適用については、同項第一号の他の外国法人の租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度には当該他の外国法人の四年旧措置法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度を含むものとし、同号の内国法人が四年新措置法第六十六条の八第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額には当該内国法人が四年旧措置法第六十八条の九十二第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額を含むものとする。

8　内国法人が四年新措置法第六十六条の八第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある

場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十二第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の八第十項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度の同項第二号ロに規定する間接課税済金額とみなす。この場合において、同条第十一項中「前項まで」とあるのは、「第九項まで及び前項（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百二十六条第八項前段の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とする。

9　第五項及び第六項の規定は、四年新措置法第六十六条の八第十一項において同条第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五項中「合併等前十年内事業年度（同号に規定する合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併等前二年内事業年度（同条第十一項の規定により読み替えられた同条第五項第一号に規定する合併等前二年内事業年度」と、「課税済金額には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等（四年新措置法第六十六条の八第十項第一号に規定する間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）には当該合併等前二年内事業年度の個別間接配当等（四年旧措置法第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は個別間接課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十二第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「同条第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度（同号に規定する分割等前十年内事業年度」とあるのは「四年新措置法第六十六条の八第十一項において準用する同条第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前二年内事業年度（四年新措置法第六十六条の八第十一項の規定により読み替えられた同条第五項第二号に規定する分割等前二年内事業年度」と、「課税済金額には当該分割等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等又は間接課税済金額には当該分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額」と、第六項中「同項に規定する課税済金額」とあるのは「四年新措置法第六十六条の八第十一項の規定により読み替えられた同条第六項に規定する間接配当等又は間接課税済金額」と、「第六十八条の九十二第六項」とあるのは「第六十八条の九十二第十三項において準用する同条第六項」と、「同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額」とあるのは「四年旧措置法第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は同項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額」と読み替えるものとする。

10　内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次条第七項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における四年新措置法第六十六条の八第十二項の規定の適用については、同項中「係る事業年度」とあるのは「係る事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項において「令和二年改正法」という。）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）と、「事業年度以後」とあるのは「事業年度又は連結事業年度以後」と、「の提出」とあるのは「又は各連結事業年度の令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出」とする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第百二十七条　租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等（次項、第五項及び第七項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が、各連結事業年度において、当該内国法人に係る四年旧措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の同項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外国関係法人の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外国関係法人の同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外国関係法人の所得に対して外国法人税（四年新措置法第六十六条の九の三第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）が課されるとき（四年新措置法第六十六条の九の三第一項に規定する政令で定める外国法人税にあっては、政令で定めるとき）は、当該外国関係法人の当該個別課税対象金額、当該個別部分課税対象金額又は当該個別金融関係法人部分課税対象金額は四年新措置法第六十六条の九の三第一項に規定する外国関係法人の租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額又は同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額と、四年旧措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する「事業年度以後」とあるのは「事業年度又は連結事業年度以後」と、「の提出」とあるのは「又は各国法人税の額（四年新措置法第六十六条の九の三第一項に規定する政令で定める外国法人税にあっては、政令で定める金額）は四年新措置法第六十六条の九の三第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

2　特殊関係株主等である内国法人が租税特別措置法第六十六条の九の四第一項から第三項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額（同条第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。第五項において同じ。）を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十三の四第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の九の四第四項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の同号に掲げる金額とみなす。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは、「第一項から第三項まで及び前項（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第百二十七条第二項前段の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とする。

3　前条第五項及び第六項の規定は、四年新措置法第六十六条の九の四第五項において四年新措置法第六十六条の八第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第五項中「には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「（四年新措置法第六十六条の九の四第四項第二号に掲

げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十三の四第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「同条第五項第二号」とあるのは「四年新措置法第六十六条の九の四第五項において準用する四年新措置法第六十六条の八第五項第二号」と、同条第六項中「には、」とあるのは「には、四年旧措置法第六十八条の九十三の四第六項において準用する」と、「同条第四項第二号」とあるのは「四年旧措置法第六十八条の九十三の四第四項第二号」と読み替えるものとする。

4　四年新措置法第六十六条の九の四第九項の規定の適用については、同項第一号の他の外国法人の租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度には当該他の外国法人の四年旧措置法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度を含むものとし、同号の内国法人が四年新措置法第六十六条の九の四第六項から第八項までの規定の適用を受けた金額には当該内国法人が四年旧措置法第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額を含むものとする。

5　特殊関係株主等である内国法人が四年新措置法第六十六条の九の四第六項から第八項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の九の四第九項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度の同項第二号ロに掲げる金額とみなす。この場合において、同条第十項中「前項まで」とあるのは、「第八項まで及び前項（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第百二十七条第五項前段の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とする。

6　前条第五項及び第六項の規定は、四年新措置法第六十六条の九の四第十項において四年新措置法第六十六条の八第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第五項中「合併等前十年内事業年度（同号に規定する合併等前十年内事業年度をいう。）」とあるのは「合併等前二年内事業年度（四年新措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第五項第一号に規定する合併等前二年内事業年度をいう。）」と、「課税済金額には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等（四年新措置法第六十六条の九の四第九項第一号に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は間接課税済金額（四年新措置法第六十六条の九の四第九項第二号ロに掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）には当該合併等前二年内事業年度の個別間接配当等（四年旧措置法第六十八条の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は個別間接課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「同条第五項第二号に規定する分割等前十年内事業年度（同号に規定する分割等前十年内事業年度をいう。）」とあるのは「四年新措置法第六十六条の九の四第十項において準用する四年新措置法第六十六条の八第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前二年内事業年度（四年新措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第五項第二号に規定する分割等前二年内事業年度をいう。）」と、「課税済金額には当該分割等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等又は間接課税済金額には当該分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額」と、同条第六項中「同項に規定する課税済金額」とあるのは「四年新措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第六項に規定する間接配当等又は間接課税済金額」と、「には、」とあるのは「には、四年旧措置法第六十八条の九十三の四第十二項において準用する」と、「同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額」とあるのは「四年旧措置法第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は同項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額」と読み替えるものとする。

7　特殊関係株主等である内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における四年新措置法第六十六条の九の四第五項及び第十項において準用する四年新措置法第六十六条の八第十二項の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十八条　四年新措置法第六十六条の十三の規定の適用については、同条第二項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

2　四年新措置法第六十六条の十三の規定の適用については、同条第二項第二号、第三項及び第六項から第十一項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

3　四年新措置法第六十六条の十三第八項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

4　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新措置法第六十六条の十三第八項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

5　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十六条の十三第八項の規定を適用する。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十九条　四年新措置法第六十七条の四の規定の適用については、同条第六項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の百二第四項

の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

2　四年新措置法第六十七条の四の規定の適用については、同条第七項及び第九項から第十一項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の百二第四項の特別勘定を含むものとする。

3　四年新措置法第六十七条の四第十四項の規定の適用については、同項に規定する固定資産には、四年旧措置法第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた四年新措置法第二条第二項第二十三号に規定する固定資産を含むものとする。

（組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第百三十条　四年新措置法第六十七条の十二の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額は四年新措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合等損失超過額とみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第六十七条の十二第三項第四号に規定する適用年度とみなし、同号に規定する前事業年度以前の連結事業年度について同号の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には確定申告書の提出をしていたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の二第二項の規定により損金の額に算入された金額は四年新措置法第六十七条の十二第二項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

2　四年新措置法第六十七条の十三の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額は四年新措置法第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額とみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の三第一項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第六十七条の十三第三項に規定する適用年度とみなし、同項に規定する前事業年度以前の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の三第二項の規定により損金の額に算入された金額は四年新措置法第六十七条の十三第二項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十一条　第十七条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十三条第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十三条第三項に規定する加算金については、なお従前の例による。

2　新外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において同項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行った、又は特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかった場合について適用する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条　第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第一項の規定は、施行日以後に提出する同項の届出書について適用し、施行日前に提出した第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第一項の届出書については、なお従前の例による。

2　新租税条約等実施特例法第十条の五第四項の規定は、同項に規定する異動を生じた日が令和四年一月一日以後である場合（同日の前日において当該異動に相当する事実を生じていた場合を除く。）について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第四項に規定する該当することとなった日が同年一月一日前である場合については、なお従前の例による。

3　新租税条約等実施特例法第十条の五第六項の規定は、令和四年一月一日以後に同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当する場合について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第六項に規定する政令で定める場合に該当した場合については、なお従前の例による。

4　新租税条約等実施特例法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に同条第七項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

5　新租税条約等実施特例法第十条の六第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

6　新租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行った場合について適用する。

7　新租税条約等実施特例法第十条の七第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかった場合について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十三条　第二十条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する国外財産調書について適用する。

2　新国外送金等調書法第六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する国外財産（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第十四号に規定する国外財産をいう。以下この条において同じ。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3　新国外送金等調書法第六条第三項から第五項までの規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は施行日前に相続若しくは遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4　新国外送金等調書法第六条第七項の規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用する。

5　新国外送金等調書法第六条の二第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用する。

6　新国外送金等調書法第六条の三第一項において準用する新国外送金等調書法第六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

7　新国外送金等調書法第六条の三第二項において準用する新国外送金等調書法第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十四条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における第二十二条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次条において「新震災特例法」という。）第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十三」とあるのは、「並びに第四十二条の十三」とする。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十五条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十五項の規定の適用については、同項中「、第六十八条の十五の六の二第二項並びに第六十八条の十五の八」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の八」とする。

（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項第三号に規定する繰越税額控除限度超過額には、同号の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいい、当該事業年度まで連続して東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第六号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）の提出（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る同項第十二号に規定する連結親法人による同項第十三号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同号の法人又は当該法人に係る四年旧震災特例法第二条第三項第十二号に規定する連結親法人（以下この条において「連結親法人」という。）による連結確定申告書（同項第十三号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出をしていたものとみなす。

3　四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち同号の法人に係るものを含むものとする。

4　四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定の適用については、四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新震災特例法第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

5　四年新震災特例法第十七条の二の二第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開

始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

6　四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

7　四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の法人に係るものを含むものとする。

8　第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の二第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

9　四年新震災特例法第十七条の二の三第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二の三第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二の三第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

10　四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていたものとみなす。

11　四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二の三第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の法人に係るものを含むものとする。

12　第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

13　四年新震災特例法第十七条の二第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における附則第百十六条の規定の適用については、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「同条第一項各号」とあるのは「四年旧震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項各号」とする。

14　四年新震災特例法第十八条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合には、当該被災者向け優良賃貸住宅は、四年新震災特例法第十八条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅とみなす。この場合において、四年旧震災特例法第二十六条の二第一項に規定する供用期間を四年新震災特例法第十八条の二第二項の供用期間とみなす。

15　四年新震災特例法第十八条の三及び第十八条の四の規定の適用については、四年新震災特例法第十八条の三第三項に規定する法人には四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第三項及び第十八条の四第一項第一号に規定する再投資等準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金の金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の三第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の三第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

16　四年新震災特例法第十八条の三及び第十八条の四の規定の適用については、四年新震災特例法第十八条の三第四項、第七項、第九項及び第十項並びに第十八条の四第一項の再投資等準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含むものとする。

17　四年新震災特例法第十八条の四第二項の規定の適用については、同項に規定する積み立てた事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金の明細書の添付があったものとみなす。

18　四年新震災特例法第十八条の四の規定の適用については、同条第二項ただし書に規定する確定申告書等には、連結確定申告書を含むものとする。

19　法人の有する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号に規定する減価償却資産（以下この項において「減価償却資産」という。）で四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定（減価償却資産に関する特例を定めてい

る規定として政令で定める規定をいう。次項において同じ。）の適用を受けたものについては、附則第百十八条第五項中「若しくは第六十八条の三十六」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六若しくは四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項」と、「規定を」とあるのは「規定若しくは附則第百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定を」と、同条第七項中「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは附則第百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定」として、四年新措置法第五十二条の二の規定を適用する。

20　四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定の適用を受けることができた法人について四年新措置法第五十二条の三の規定を適用する場合には、附則第百十八条第十項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定における四年旧措置法第六十八条の四十一の規定は、四年旧震災特例法第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用された四年旧措置法第六十八条の四十一の規定とする。

21　四年新震災特例法第十八条の八の規定の適用については、同条第一項第二号ロに規定する福島再開投資等準備金の金額には前事業年度から繰り越された同号ロの認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る四年旧震災特例法第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金の金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の八第一項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の八第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の八第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

22　四年新震災特例法第十八条の八の規定の適用については、同条第二項から第五項まで、第十項、第十三項、第十四項及び第十七項の福島再開投資等準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧震災特例法第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含むものとする。

23　四年新震災特例法第十九条の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には連結事業年度において四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第十九条第四項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、四年新震災特例法第十九条第十一項及び第十二項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

24　前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新震災特例法第十九条第四項又は第十一項の規定を適用する場合には、四年旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧震災特例法第二十七条第八項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第十九条第八項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

25　四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

26　四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定を含むものとする。

27　四年新震災特例法第二十条第十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

28　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新震災特例法第二十条第十一項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

29　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新震災特例法第二十条第十一項の規定を適用する。

30　四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第十四項に規定する法人には四年旧震災特例法第二十八条第八項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第二十条第十四項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十八条第八項に規定する買換資産を含むものとし、四年新震災特例法第二十条第十六項及び第十八項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

31　前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新震災特例法第二十条第十四項又は第十六項の規定を適用する場合には、四年旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧震災特例法第二十八条第八項において準用する四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第二十条第十四項又は第十六項において準用する四年新震災特例法第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧震災特例法第二十八条第九項において準用する四年旧震災特例法第二十七条第八項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第二十条第十四項又は第十六項において準用する四年新震災特例法第十九条第八項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十七条　第二十九条の規定による改正後の

所得税法等の一部を改正する等の法律（次項及び第三項において「新平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十一項及び第十三項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の新平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項及び第十三項に規定する特別勘定の金額については、これらの規定は、適用しない。

3　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項及び第十三項の規定を適用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十八条　第三十条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成三十年改正法」という。）附則第二十八条第七項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

2　附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人の新平成三十年改正法附則第二十八条第七項に規定する収益の額及び費用の額については、同項の規定は、適用しない。

3　附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新平成三十年改正法附則第二十八条第七項の規定を適用する。

4　新平成三十年改正法附則第四十四条第六項の規定は、消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の令和四年三月三十一日以後に終了する同項第十三号に規定する事業年度終了の日の属する同法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）について適用する。

5　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新平成三十年改正法附則第八十九条第三項、第百三条第二項及び第百五条第三項の規定の適用については、新平成三十年改正法附則第八十九条第三項中「第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」と、新平成三十年改正法附則第百三条第二項中「、第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の六第七項」と、新平成三十年改正法附則第百五条第三項中「第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八条の十五の六第七項」とする。

（地価税法の一部改正）

第百三十九条　地価税法の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「現物分配又は」を「現物分配若しくは」に改め、同条第五項第一号中「第四条の六」を「第四条の二」に改め、同項第二号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百四十条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の三十八」を「千分の三十六」に、「千分の九百六十二」を「千分の九百六十四」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百四十一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、第八十一条の二十二第一項」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「又は連結事業年度」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

第三条第一項及び第二項中「又は連結事業年度」を削り、同条第四項中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人」及び「又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される同編第一章の二第三節第二款の二」を削り、「同法第六十八条の四」を「同条」に、「法人税法第七十五条の三第一項」を「同法第七十五条の四第一項」に改め、「、租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」と」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第百四十二条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第六十六条の七第四項第一号」を「第六十六条の七第五項第一号」に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改め、同表国税通則法の項中「第七十条第四項第三号」を「第七十条第五項第三号」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項を次のように改める。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）	第六条第一項	所得税（国外財産に係る所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（国外財産に係る所得税等
	第六条第二項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第三項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
	第六条第四項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第六項及び第七項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
	第六条の三第一項	所得税（財産債務に係る所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（財産債務に係る所得税等
	第六条の三第二項	財産債務に係る所得税	財産債務に係る所得税等

第六十三条第四項中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項」を「又は第三項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条又は特別措置法第六十三条第三項」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「「前二項の」を「「の」に、「「前二項及び」を「及び」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」に改め、同条第十項中「同項中「」を「同項中「(」に、「あるのは、」を「あるのは「(」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、特別措置法第六十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする」に改める。

第百四十三条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第六十六条の七第五項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号」を「第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の三第三項第一号」に改め、同表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項中

「第八十一条の八の二第一項	所得税の額	所得税の額税の額
第八十一条の十五の二第一項	所得税の額	所得税及び額の合計額
第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額税の額

」を

「第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額及び復興税の額

」に改め、同表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中

「第十二条の二第二項		
第十二条の二第三項		

を

「第十二条の二第二項		

に、「第十二条の二第五項」を「第十二条の二第四項」に改め、同条第二項中「又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度を

及び復興特別所得		
復興特別所得税の		
及び復興特別所得		

」

特別所得		

」

法人税法		
法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	
つき同法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	

」

法人税法		
	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	
つき同法		
	つき法人税法	

」

いい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「又は各連結事業年度における」を「における」に改め、「又は第八十一条の十四第一項」を削る。

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十四条　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「（平成二十五年法律第五号）第八条」を「（令和二年法律第　号）第十五条」に、「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十五条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項、第四項、第六項及び第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百四十六条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十五条中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第二項の項及び附則第十一条第四項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第三項の項及び附則第十一条第四項の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第五条第四項及び第五項の項、附則第七条第一項の項及び附則第八条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十条第一項、第十一条及び第十二条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第十四条第三項の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同条第二項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条の三中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

（平成二十六年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十六条第二項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「限る。）」を「限る。」に、「もの」を「もの（」に改める。

（平成二十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十一条第四項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第五十二条第十二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第百三条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第百五条第九項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第百四十九条　次に掲げる法律の規定中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項」を「第九十四条第一項」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第九条

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第十条

三　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第二十九項

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十七条の十四

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条の八第五項

六　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の二の五

七　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）附則第八項

八　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）附則第七項

九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十二条

十　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の六

十一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項

十二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十五条

十三　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第三条の二

十四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）附則第三条の二

十五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第九条の二

十六　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条の二及び第八十二条の二

（地方自治法の一部改正）

第百五十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項中「及び第二項」を削り、「）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と」を加える。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同項第二号中「、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（農業協同組合法等の一部改正）

第百五十一条　次に掲げる法律の規定中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五条及び第七十二条の七

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八条

三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条

四　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第十条

五　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第十二条

六　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第七条

（農業保険法の一部改正）

第百五十二条　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条第一項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第三号を削る。

（貿易保険法の一部改正）

第百五十三条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第百五十四条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百五十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又はその払戻しをした連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは同法第二条第三十一号」を「又は同法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削る。

第十五条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第百五十六条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、管理組合法人を含む」と」を加える。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第百五十七条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

（預金保険法等の一部改正）

第百五十八条　次に掲げる法律の規定中「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」を「及び同法第六十三条」に、「同法第六十二条の三第二項第一号に」を「同号に」に改める。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十五条第三項及び附則第二十二条第二項

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十条の九第四項及び附則第一条の二の十二第二項

三　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第二十六条第二項

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百五十九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、法人である政党等を含む」と」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百六十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の二第三項中「又は連結事業年度」及び「又は第八十一条の十九」を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百六十一条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条の二第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、防災街区整備事業組合を含む」と」を加える。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百六十二条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「及び第二項」を削り、「含む。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と」を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百六十三条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第三項中「第六十六条の十三第一項」を「第六十六条の十二」に、「同項」を「同条ただし書」に改める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第百六十四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション建替組合を含む」と」を加える。

第百三十九条第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション敷地売却組合を含む」と」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第百六十五条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項中「又は連結事業年度」及び「、第八十一条の十九」を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百六十六条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び第六十八条の九十五」

を削り、「同法第六十六条の十一第一項」を「同条第一項」に、「次に掲げるもの」とあるのは「」に改め、「、同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」と」を削る。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第百六十七条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「又は連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額」を削り、同条第二項中「又は連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百六十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、同条第五項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「への新租税特別措置法」を「への同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の十四第七項」を「同法第三十七条の十四第八項」に、「開設している新租税特別措置法」を「開設している同法」に改める。

（生産性向上特別措置法の一部改正）

第百七十条　生産性向上特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（罰則に関する経過措置）

第百七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

持続的な経済成長の実現に向けた特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設、投資及び賃上げを促すための法人税額から控除される特別控除額の特例等の見直し並びに連結納税制度の見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の見直し並びに消費税の申告期限を延長する特例の創設を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し等を行うこと。

2　経済社会の構造変化を踏まえ、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、ＮＩＳＡ制度の見直し等を行うこと。

3　消費税の申告期限を延長する特例の創設等を行うとともに、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

4　この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による増減収見込額

本案施行による増減収見込額は、初年度において約二百五十億円の減収、平年度において約九十億円の増収である。

右報告する。

令和二年二月二十八日

財務金融委員長　田中　良生

衆議院議長　大島　理森殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、軽減税率制度の実施をはじめとする税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

二　新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、確定申告等の税務事務における適切な対応、国税職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、税収など経済への影響を注視し、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、五七三円
（本体一、四三〇円）